保調発１００８第１号
令和８年10月８日

健康保険組合理事長　殿

厚生労働省保険局調査課長
（　公　印　省　略　）

令和８年度健康保険被保険者実態調査の実施について

標記については、令和８年10月８日保発１００８第８号をもって厚生労働省保険局長から貴職あて通知されたところであるが、この調査は、健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的として実施するものであるので、貴健康保険組合においては、別添「令和８年度健康保険被保険者実態調査実施要領」（以下「実施要領」という。）により、調査が遅滞なく実施されるようご配慮願いたい。

令和８年度

健康保険被保険者実態調査実施要領

厚 生 労 働 省 保 険 局

Ⅰ　調査の概要

１．調査の目的

この調査は、健康保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

２．調査の対象及び客体

(1) 調査対象は、令和８年10月１日現在の組合管掌健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）、並びに令和８年10月中に被保険者資格取得届により資格取得した者（ただし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。以下「加入者」という。）及び被保険者資格喪失届により資格喪失した者（以下「脱退者」といい、加入者及び脱退者を総称し、以下「異動した者」という。）とする。

(2) 調査客体は、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては、支部）ごとに被保険者については100分の１、異動した者については50分の１で系統抽出した者とする。

３．調査の事項

調査の事項は、別紙３「令和８年度健康保険被保険者実態調査 調査票」（以下「調査票」という。）に掲げる事項とする。

４．調査の方法

(1) 厚生労働省保険局調査課は、健康保険組合に調査票を配布し、健康保険組合は関係書類に基づき調査票を作成する。

(2) 地方厚生(支)局は、健康保険組合に対し、調査が円滑に実施されるよう指導する。

５．調査票等の提出期限及び提出先

健康保険組合は、作成した調査票及び別紙２「令和８年度健康保険被保険者実態調査添付書」（以下「添付書」という。）を、**令和８年11月30日（必着）**までに**管轄地方厚生(支)局に提出する。**

６．調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は厚生労働省保険局調査課で行う。

Ⅱ　調査客体の選定

１．調査客体の選定方法

調査客体の選定は、次の方法により被保険者に係るもの及び異動した者に係るものに分けて行うこと。

(1) 被保険者

２.により作成した別紙１「令和８年度健康保険被保険者実態調査 調査客体選定表」（以下「選定表」という。）に基づき、抽出始発番号に該当する者を一人目として、以降100番目ごとの者を調査客体として選定すること。（抽出例については、17頁の選定表記入例を参照のこと。）

(2) 異動した者

加入者または脱退者について、選定表に記載した事業所名の順にてそれぞれ通し番号を付し、25人目を一人目として、以降50番目ごとの者を調査客体として選定すること。なお、加入者、脱退者がそれぞれ25人未満の場合には、抽出する必要はないこととする。

２．選定表の作成

適用事業所（以下「事業所」という。）の被保険者について、次の(1)から(10)までの方法により選定表を作成することとし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者については、全事業所の最後に「任意継続」及び「特例退職」と表記したうえで、それぞれ一括して記入すること。

なお、支部のある健康保険組合にあっては、本部・支部別に選定表を作成して調査を実施することとするが、本部において支部の分を含めて調査を行う場合（以下「一括調査」という。）、本部は支部の分を含めて選定表を作成し、支部は選定表の作成を要しない。

(1) 「（　枚中　枚）」欄には、本部または支部にあって、選定表が２枚以上にわたる場合は該当数字を記入すること。例えば、選定表が２枚作成されたときは、（２枚中１枚）又は（２枚中２枚）とすること。

(2) 「抽出始発番号」欄には、別紙４の「始発番号」に記載されている数字を記入すること。

(3) 「事業所番号」欄には、上から順番に付番すること。又、当該表に記載する事業所の順序については、各健康保険組合が自由に決定して構わないものとする。

(4) 「事業所名」欄には、健康保険組合規約に規定されている事業所の名称を記入すること。ただし、任意継続被保険者は「任意継続」、特例退職被保険者は「特例退職」と記入すること。

(5) 「業態」欄には、事業所別に別紙５「健康保険被保険者実態調査の業態番号」に該当する業態番号を記入すること。
　なお、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合には記入する必要はない。

(6) 「被保険者数」欄には、令和８年10月１日現在の被保険者数について、事業所ごとに記入すること。

(7) 「被保険者数累計」欄には、(6)の記載順に被保険者数の累計を記入すること。

(8) 「調査客体数」欄には、調査客体となった被保険者数を記入すること。

(9) 「調査客体番号」欄には、調査客体として抽出された被保険者が、所属する事業所において何番目に該当するかを記入すること。

(10) 「合計」欄には、それぞれの縦計を記入すること。ただし、選定表が２枚以上作成された場合は最後の選定表に記入すること。

Ⅲ　添付書・調査票の作成方法

健康保険組合は次の要領に従い、添付書及び調査票を作成すること。

１．添付書の記入要領（18頁、添付書記入例を参照のこと。）

⑴　「都道府県番号」欄には、調査票を作成する健康保険組合の所在する都道府県（支部については、支部の所在する都道府県）について、別紙６「都道府県の番号表」の番号により記入すること。

⑵　「組合コード」欄及び「支部コード」欄には、別紙４の「始発番号」に記載されている数字を転記すること。

⑶　「健康保険組合名」欄及び「本・支部名」欄には、健康保険組合の名称（「本・支部名」は、本部の場合は「本部」、支部の場合はそれぞれの支部名）を記入すること。

⑷　「被保険者」欄の「被保険者総数」には、令和８年10月１日現在の健康保険組合の本部または支部における被保険者数（一括調査の場合は支部を含めた被保険者数）を記入し、「調査票枚数」欄には、Ⅱ１．⑴にて選定された調査票の枚数を記入すること。

⑸　「加入者」欄の「加入者総数」または「脱退者」欄の「脱退者総数」には、令和８年10月中の加入者または脱退者の総数をそれぞれ記入し、「調査票枚数」欄には、Ⅱ１．⑵にて選定された調査票の枚数をそれぞれ記入すること。

⑹　添付書の一番下の記入欄には、本部にて一括調査を行っている場合は「１．支部があるが、一括調査をしている本部である」を、本部または支部にてそれぞれ調査を行っている場合は「２．支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である」を選択のうえ、それぞれ該当する番号を記入すること。
　なお、支部のない健康保険組合については、「２．支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である」とすること。

２．調査票の記入要領（19頁、調査票記入例を参照のこと。）

⑴　「適用区分」欄には、被保険者または異動した者が加入している（脱退者にあっては脱退時に加入していた）健康保険の適用の区分について記入することとし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）にあっては、事業所が強制適用の場合は「１．強制」、任意適用の場合は「２．任意」を〇で囲むこと。
　なお、任意継続被保険者は「３．任意継続」、特例退職被保険者は「４．特例退職」とすること。

(2) 「都道府県番号」欄には、被保険者または異動した者が所属している（脱退者にあっては脱退時に所属していた）事業所の所在する都道府県について、別紙６「都道府県の番号表」の番号により記入すること。

なお、事業所において支店や営業所、工場等を有しており、それらが複数の都道府県に点在している場合には、被保険者の主たる勤務地の所在する都道府県の番号を記入すること。

また、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合には、健康保険組合の所在する都道府県の番号を記入すること。

(3) 「業態番号」欄には、被保険者または異動した者が所属している（脱退者にあっては脱退時に所属していた）事業所の業態分類について、別紙５「健康保険被保険者実態調査の業態番号」にある番号を記入すること。

なお、任意継続被保険者は「００」、特例退職被保険者は「９９」とすること。

(4) 「事業所の被保険者数」欄には、被保険者にあっては被保険者が所属している事業所の令和８年10月１日現在の被保険者数を記入すること。ただし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合は「０」と記入すること。

また、異動した者のうち加入者については、所属している事業所の資格取得時の被保険者数を記入することとし、脱退者については、所属していた事業所の令和８年10月１日現在の被保険者数を記入すること。

ただし、脱退者のうち、事業所が令和８年10月中に事業廃止により全喪となった場合には、当該廃止時の被保険者数（例えば10月１日付けで全喪した場合には、９月30日現在の被保険者数）を記入することとし、また、事業所の統廃合等により事業所が消滅した場合には、統廃合等により消滅する事業所の統廃合時の被保険者数を記入すること。

なお、誤って健康保険組合全体の被保険者数を記入しないよう十分留意すること。

(5) 「性別」欄には、被保険者または異動した者の性別について、「１．男」、「２．女」のいずれかを○で囲むこと。

(6) 「生年月」欄には、被保険者または異動した者の生年月について記入すること。例えば、昭和30年８月生まれの者は「３．昭和」を○で囲み、「３０」年「０８」月と記入すること。

(7) 「被保険者等の区分」欄には、被保険者は「１．被保険者」を、異動した者のうち、加入者にあっては「２．加入者」を、脱退者にあっては「３．脱退者」をそれぞれ○で囲むこと。

(8) 「短時間労働者」は「1」(:該当)、「2」（:不該当）のいずれかを○で囲むこと。

(9) 「資格取得時期」欄には、(7)において「１．被保険者」に○をつけた者についてのみ記入することとし、所属している事業所における被保険者資格取得年月日に従って「１．令和７年９月以前」、「２．令和７年10月以降」のいずれかを○で囲むこと。

なお、任意継続被保険者及び特例退職被保険者については、現組合における一般被保険者としての資格を喪失した日の前日まで継続して使用されていた事業所の資格取得年月日に従って該当するものを○で囲むこと。

(10)「標準報酬月額」欄には、被保険者にあっては令和８年10月１日現在における標準報酬月額について千円単位で記入すること。

また、異動した者のうち、加入者にあっては加入時の標準報酬月額を、脱退者にあっては令和８年10月１日現在の標準報酬月額を記入すること。

なお、標準報酬月額が標準報酬等級の第１等級（58千円）または第50等級（1,390千円）に該当する場合については、当該月額の算定の根拠となった実報酬額（千円未満切捨て）を記入すること。

(11)「標準賞与額」欄には、一般被保険者または異動した者のうち脱退者にあっては、令和７年10月から令和８年９月までの間に算定された標準賞与額について、各年度573万円を上限とした標準賞与額の合計額を千円単位で記入することとし、任意継続被保険者、特例退職被保険者及び異動した者のうち加入者にあっては「０」と記入すること。

(12)「介護保険」欄には、被保険者または異動した者のうち、介護保険の被保険者（第１号被保険者及び第２号被保険者）である者は「１．該当」を、それ以外の者（40歳未満の者（被扶養者が介護保険の被保険者である40歳未満の特定被保険者を含む）、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格３か月以下の外国人）は「２．適用除外」を○で囲むこと。

なお、40歳以上の者で「２．適用除外」を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者については（　）に「１」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者については（　）に「２」を、在留資格３か月以下の外国人のため適用除外である者については（　）に「３」を、それぞれ記入すること。

(13)「基準収入額適用申請」の欄には、令和８年10月１日現在において被保険者が70歳以上の高齢受給者であり、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合について記入することとし、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を届け出た場合でかつ「該当」と判定された場合（一部負担金割合が２割（ただし、誕生日が昭和19年４月１日以前の方は１割））は「１．該当」を、「不該当」と判定された場合又は届け出ていない場合（一部負担金割合が３割）は「２．不該当」を○で囲むこと。

(14)「加入者」欄には、(7)において「２．加入者」に○をつけた者についてのみ記入することとし、加入者が加入前に適用されていた医療保険制度について関係書類等との照合により、「１．協会」、「２．組合」、「３．共済」、「４．国保」、「５．その他」、「６．不詳」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

なお、後期高齢者医療制度からの加入者（障害認定者の認定取消し等）の場合については、「５．その他」とすること。

(15)「脱退者」欄には、(7)において「３．脱退者」に○をつけた者についてのみ記入す

ることとし、脱退の理由が死亡の場合は、「７．死亡」を、死亡以外の場合には、脱退後に加入する医療保険制度について、「１．協会」、「２．組合」、「３．共済」、「４．国保」、「５．その他」、「６．不詳」、「８．後期高齢者」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

(16)「被扶養者」欄には、令和８年10月１日現在における被扶養者について記入し、異動した者のうち、加入者にあっては加入時の被扶養者を、脱退者にあっては脱退時の被扶養者について、それぞれ記入すること。

なお、記入にあたっては「１」欄から順次「８」欄まで記入することとし、不要の欄は、そのまま空欄としておくこと。

また、被扶養者数が８人を超える場合には、新たな調査票を用いて「被保険者」欄を記入し、「被扶養者」欄の「１」から追記すること。

(17)被扶養者の「性別」欄の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

(18)被扶養者の「生年月」欄の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

(19)被扶養者の「続柄」欄には、被保険者または異動した者との続柄について該当するものを○で囲むこと。

(20)被扶養者の「扶養開始時期」欄には、扶養開始年月に従って該当するものを○で囲むこと。ただし、異動した者の被扶養者にあっては、記入の必要はない。

(21)被扶養者の「介護保険」欄には、介護保険の被保険者（第１号被保険者及び第２号被保険者）である被扶養者は「１．該当」を、それ以外の者（40歳未満の者、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格３か月以下の外国人）は「２．適用除外」を○で囲むこと。

なお、40歳以上の者で「２．適用除外」を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者は（　）に「１」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者は（　）に「２」を、在留資格３か月以下の外国人のため適用除外である者は（　）に「３」を記入すること。

(22)事業所番号・調査客体番号欄には、調査票等作成支援システムまたは被保険者証記号・番号変換ツール（いずれも厚生労働省ホームページに掲載）によって「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」からそれぞれ変換された一連番号を記入すること。

Ⅳ　添付書・調査票作成における点検事項

添付書・調査票を作成する際には、以下の点に留意すること。

○添付書

	チェック
（組合名・支部名） ・健康保険組合・支部名に記入もれ、誤りはないか。	
（組合コード） ・誤って記号番号を記入していないか。	
（被保険者・加入者・脱退者） ・被保険者の「被保険者総数」「調査票枚数」が、調査客体選定表の合計欄と同一になっているか。 ・「加入者」「脱退者」の調査票枚数は、25人目を始番として以降50人ごとに抽出した数を記入しているか。 ・「加入者総数」を「被保険者総数」と同一にしていないか。	

○調査票

	チェック
（組合名・支部名） ・健康保険組合・支部名に誤りはないか。 ・すべての調査票に健康保険組合・支部名が記入されているか。	
（適用区分） ・強制適用事業所の被保険者を「２．任意」としていないか。 ・適用区分が「３．任意継続」の被保険者を「２．任意」としていないか。	
（事業所の都道府県番号） ・事業所の所在する都道府県番号を記入しているか。 ただし、一括適用事業所等の場合においては、抽出対象となった被保険者の主たる勤務地（営業所や工場等）の所在する都道府県とすること。	
（事業所の業態区分） ・別紙５「健康保険被保険者実態調査の業態番号」に基づいた業態番号を記入しているか。	
（事業所の被保険者数） ・健康保険組合全体の被保険者数を記入していないか。 ・適用区分「１．強制」「２．任意」を選択した者の事業所の被保険者数を「０」としていないか。 ・適用区分が「３．任意継続」「４．特例退職」を選択した者の被保険者数を「０」以外としていないか。 ・被保険者の区分が「３．脱退者」で、調査年10月１日に事業所の全喪による資格喪失の場合、全喪時の被保険者数（「０」以外）を記入しているか。	
（性別） ・被保険者または異動した者と配偶者の性別が同じになっていないか。	

（年月日） ・被保険者または異動した者が15歳未満ではないか。 ・生年月が存在しない年月になっていないか。 （注）明治は45．7．30まで、大正は15.12.24まで、昭和は64．１．７まで、平成は31．４．30までである。	
（資格取得時期） ・任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得時期については、一般被保険者としての資格を喪失した日の前日まで継続して使用されていた事業所における資格取得時期になっているか。	
（標準報酬月額） ・一般被保険者及び任意継続被保険者について、標準報酬等級にて定める月額を記入しているか。 **・標準報酬等級の第１等級（58千円）または第50等級(1,390千円)の場合には、標準報酬月額の算定の根拠となった報酬月額（実額ベース）を記入しているか。**	
（標準賞与額） ・令和７年10月から令和８年９月までの標準賞与額の合計額になっているか。 ・令和７年10月から令和８年３月の間の標準賞与額については、令和７年４月からの支給額が年間573万円を上限として計算し、また、令和８年４月から令和８年９月の間の標準賞与額についても同様に計算して、それぞれの額を合算しているか。 （それぞれの標準賞与額が573万円ずつとなる場合、標準賞与額は1,146万円となる。） ・加入者、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の標準賞与額は「０」としているか。	
（基準収入額適用申請） ・「基準収入額適用申請」欄は、令和８年10月１日現在において被保険者が70歳以上の高齢受給者で、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合、「１．該当」「２．不該当」のどちらかになっているか。	
（加入者・脱退者） ・被保険者区分が「２．加入者」「３．脱退者」の場合、それぞれ加入者欄（加入前の医療保険）、脱退者欄（脱退後の医療保険）を記入しているか。	
（続柄） ・配偶者が ２人以上となっていないか。 **・被保険者または異動した者の孫や兄弟姉妹を直系尊属としていないか。** **（注）直系尊属とは、被保険者及び配偶者の父母・祖父母・曾祖父母の場合であり、孫や兄弟姉妹は「４．その他」とすること。**	
（扶養開始時期） ・扶養開始時期が被保険者の資格取得時期以前となっていないか。	
（介護保険） ・65歳以上の者(第１号被保険者)について、「２．適用除外」にしていないか。 ・40歳以上で介護保険が「２．適用除外」である場合、適用除外理由の番号を（ ）に記入しているか。 ・75歳以上の者の場合、「２．適用除外」かつ適用除外理由の番号を「１．国外居住者」としているか。	

Ⅴ　電子媒体での提出

電子媒体での提出は、下記に従い提出すること。

１．ファイルの仕様
　添付書の項目、調査票の項目を１つのファイルにまとめる。

添付書・調査票ファイル

項　　目	内　　容
データ形式	CSVファイル（カンマ区切り）形式 （改行コード(0D0A)付き）
レコード長	添付書レコード（１行目） 最大170バイト＋(改行コード2バイト)
	調査票レコード（２行目以降） 最大372バイト＋(改行コード2バイト)
ファイル名	T ＋″_″＋調査年度（元号コード（１桁）＋和暦年度（２桁）） ＋″_″＋都道府県番号（２桁）＋″_″＋組合コード番号（５桁） ＋″_″＋支部番号（２桁）.csv 例：令和８年（08年）度調査 　　本部組合（都道府県番号：13／組合コード：00001） →　T_R08_13_00001_00.csv
文字コード	ASCIIコード、S-JISコード
レイアウト 記録要領等	添付書･調査票ファイルのイメージは別紙９－１のとおりとなり、１行目は添付書データ、２行目以降は調査票データである。添付書・調査票ファイルのレイアウトは、それぞれ別紙９－２のとおりとし、別紙８のデータ記録要領に従ってデータを記録することとする。（別紙８の項目ＩＤについては別紙７－１、７－２を参照。）

２．その他

調査票作成のためのツールとして以下を用意した。厚生労働省ホームページからダウンロードして活用すること。また、操作説明書も併せて参照すること。

厚生労働省ホームページアドレス　　https://www.mhlw.go.jp/

厚生労働省ＨＰのトップページ　→　健康・医療　→　医療保険　→　医療保険データベース　→　健康保険・船員保険被保険者実態調査　→　「健康保険被保険者実態調査　調査票等作成支援システム　及び　被保険者証記号･番号変換ツールについて」からダウンロードできる。

(1) 選定表ファイル

別紙１のエクセルファイル

(2) 調査票等作成支援システム(Ver2.8.0.0)

添付書・調査票の項目ごとにデータをパソコン上で入力することで、エラーチェックおよび、CSV形式の添付書・（「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」がそれぞれ一連番号に変換された）調査票ファイルの作成を行うことができる。同時に、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の**対応リストも作成することができる**（この対応リストは各健康保険組合で疑義照会用に控えておくものであるので、**提出する必要はない**）※１※２。

なお、組合の独自システム等で調査票ファイルまたは添付書・調査票ファイルを作成した場合も、基本的に当システムを使用して該当ファイルの読み込みを行い、エラーチェックおよび、CSV形式の添付書・（「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」がそれぞれ一連番号に変換された）調査票ファイルの作成を行うこと※３。

（エラーチェックの詳細については、別紙１０「エラーチェックリスト」を参照）

※１　対応リストのファイル名は、「添付書・調査票ファイル名（拡張子を除く）」＋「１からの分割連番」＋「対応リストファイル先頭の変換済み被保険者証記号」＋「対応リストファイル先頭の変換済み被保険者証番号」となっている。

※２　（被保険者証記号および被保険者証番号が一連番号に変換された）調査票ファイル２行目と、組合控え用の対応リスト２行目の、左から**５・６列目**の番号が**一致しているか確認**すること。

※３　警告エラーは調査課の想定する数値の範囲を超えているため念のため確認させていただいているものであり、数値に誤りがなければ必ずしも修正していただく必要はない。

(3) 被保険者証記号・番号変換ツール(参考)

組合の独自システム等で添付書・調査票ファイルを作成して且つ十分なエラーチェックを行っている場合は、当ツールを使用し、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換のみを行って提出することも可能である※４。また、調査票等作成支援システムと同様に、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の対応リストも作成することができる。

※４　**「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」のどちらか一方のみを利用し、両方利用することのないよう注意すること。**

ツールのバージョンについて

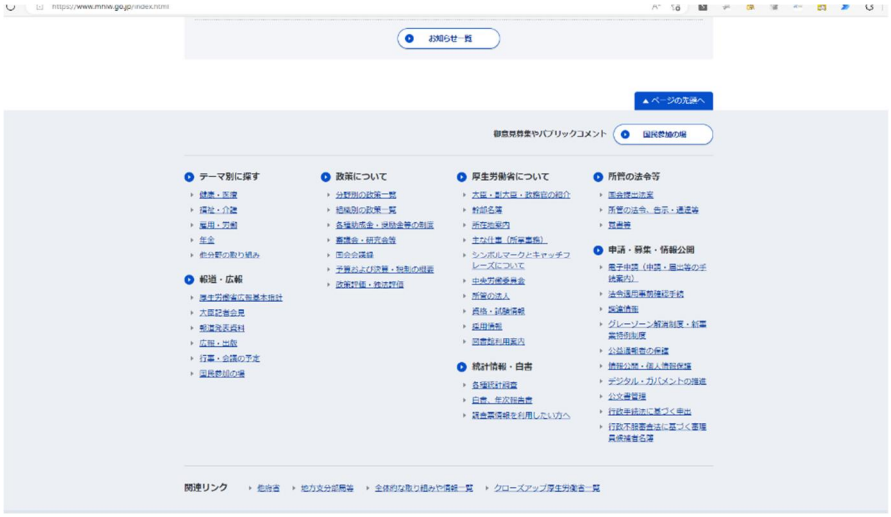
(1) ツールは最新のバージョンのものを使用すること。
　最新のバージョンがインストールされている場合、改めてダウンロードする必要はない。

(2) 調査票等作成支援システム
　昨年度よりバージョンの更新はない。

(3) 被保険者証記号・番号変換ツール
　昨年度よりバージョンの更新はない。

ホームページイメージ図

① 厚生労働省ＨＰのトップページ下の『テーマ別に探す』/『健康・医療』をクリック



② 『健康・医療』/医療保険をクリック



③



④



⑤



こちらのページの『健康保険被保険者実態調査　調査票等作成支援システム　及び　被保険者証記号・番号変換ツールについて』よりダウンロードすること。

Ⅵ　調査票等の提出方法及び提出期限

各健康保険組合において十分その記載内容を審査したうえで、**令和８年１１月３０日**までに**添付書及び調査票ファイル（CSVファイル）を管轄の地方厚生(支)局長あて送付すること（選定表は提出しないこと）**。本部で一括調査を行っている場合は、本部は本部を管轄する地方厚生(支)局に支部の分も送付すること。

調査票等の提出方法は、原則として１の電子申請による提出とし、困難な場合は、２又は３の方法による提出とする。

また、調査票等作成支援システムまたは被保険者証記号・番号変換ツールで作成された「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の**対応リスト**は疑義照会が必要となった場合に使用するので、**報告書が公表されるまでの概ね１年程度、控えておく**こと。（**提出は不要である。**）

提出された調査票等は管轄の地方厚生（支）局にて確認を行う。提出内容に不備が確認された場合、地方厚生(支)局から補正要求を行うため、対応すること。

電子申請による提出の場合は、e-Govにより補正要求を行うため、以下のURLを参考に補正を行うこと。また、e-Govのメール通知の設定を行い、補正依頼の到達が確認できるようにしておくこと。

e-Gov電子申請　補正方法について
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/confirm/revision.html

e-Gov電子申請　メール通知設定
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq/mailsetting.html

磁気媒体又は電子メールによる提出の場合は、管轄の地方厚生（支）局より直接、健康保険組合宛に補正依頼を行うので確認すること。

●電子媒体での提出

１．電子申請による提出
「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の電子申請システムを利用して提出すること。

「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の電子申請システムのホームページアドレス
https://shinsei.e-gov.go.jp/

２．磁気媒体による提出
磁気媒体は、CD-R/RWまたはDVD-R/RWによるものとし、管轄の地方厚生（支）局あて送付すること。また、その際には、健康保険組合名、支部名、組合コード・支部コード、作成年月日を記入した識別ラベルを貼付すること。

３．電子メールによる提出

管轄の地方厚生（支）局あて送付すること。電子メール送受信を行う端末については、ウイルスチェック等を行い、コンピュータウイルスが混入することのないよう細心の注意を払うこと。

メール提出する際は、個人情報保護等の観点からパスワード付きzipファイルにして送付し、パスワードは当課より別途メールにて指定するものを使うこと。なお、メールの件名は以下の通りとすること。

件名：「【提出（組合名）】令和８年度健康保険・船員保険被保険者実態調査」

管轄の地方厚生（支）局のメールアドレスは、「各地方厚生（支）局への送付先」を参照すること。

なお、上記１、２、３のいずれの方法でも提出が困難である場合は、厚生労働省保険局調査課に相談されたい。

各地方厚生(支)局への送付先

● 北海道厚生局健康福祉部保険年金課
［管轄区域：北海道］
〒060-0808　札幌市北区北8条西2丁目1番1号　札幌第1合同庁舎8階
電話　011-709-2311
メール　hkkousei007@mhlw.go.jp

● 東北厚生局健康福祉部保険年金課
［管轄区域：青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県］
〒980-8426　仙台市青葉区花京院1-1-20　花京院スクエア13階
電話　022-726-9265
メール　thkousei026@mhlw.go.jp

● 関東信越厚生局健康福祉部保険課
［管轄区域：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県］
〒330-9713　さいたま市中央区新都心1番地1　さいたま新都心合同庁舎1号館7階
電話　048-740-0772
メール　ktkousei038@mhlw.go.jp

● 東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課
［管轄区域：富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県］
〒461-0011　名古屋市東区白壁1-15-1　名古屋合同庁舎第3号館3階
電話　052-959-2062
メール　tkkousei067@mhlw.go.jp

● 近畿厚生局健康福祉部保険課
［管轄区域：福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県］
〒540-0011　大阪市中央区農人橋1-1-22　大江ビル7階
電話　06-4791-7313
メール　kkkousei095@mhlw.go.jp

● 中国四国厚生局健康福祉部保険年金課
［管轄区域：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県］
〒730-0017　広島市中区鉄砲町7-18　東芝フコク生命ビル2階
電話　082-223-8244
メール　cskousei117@mhlw.go.jp

● 四国厚生支局総務管理官保険年金課
［管轄区域：徳島県・香川県・愛媛県・高知県］
〒760-0019　香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館5階
電話　087-851-9562
メール　skkousei132@mhlw.go.jp

● 九州厚生局健康福祉部保険年金課
［管轄区域：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県］
〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号　福岡第二合同庁舎２階
電話　092-432-6783
メール　kskousei152@mhlw.go.jp

当調査に関する照会先

管轄の地方厚生（支）局または厚生労働省保険局調査課数理第１係

厚生労働省保険局調査課
電話:03-5253-1111（内線3377）

選定表記入例

（　1枚中　1枚）

令和8年度　健康保険被保険者実態調査

調査客体選定表

（令和8年10月１日現在）

送付された健康保険組合別抽出始発番号が8だった場合は、この欄に「8」を記入する。

抽出始発番号	8

都道府県番号　47
組合コード　98006
支部コード　00

健康保険組合名・支部名　〇〇銀行健康保険組合　本部

事業所番号	事業所名	業態	被保険者数	被保険者数累計	調査客体数	調査客体番号
1	〇〇銀行	23	515	515	6	8, 108, 208, 308, 408, 508
2	〃　コザ支店	23	29	544		
3	〃　名護支店	23	42	586		
4	〃　石垣支店	23	37	623	1	22
5	〃　東京支店	23	72	695		
6	〃　鹿児島支店	23	22	717	1	13
7	〃　宮崎支店	23	36	753		
8	〃　大分支店	23	23	776		
9	〃　熊本支店	23	18	794		
10	〃　長崎支店	23	21	815	1	14
11	〃　佐賀支店	23	27	842		
12	〃　福岡支店	23	44	886		
13	〃　大阪支店	23	52	938	1	22
14	健康保険組合	34	21	959		
15	職員組合	40	5	964		
16	××共立　株	24	15	979		
17	厚生年金基金	34	2	981		
18	株式会社　△△	25	8	989		
19	任意継続		10	999		
20	特例退職		5	1,004		
21						
22						
23						
24						
25						

事業所番号	事業所名	業態	被保険者数	被保険者数累計	調査客体数	調査客体番号
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
合計			1,004		10	

都道府県番号は別紙6「都道府県の番号表」から該当する番号を記入する。組合コード、支部コードは別紙4の組合コード、支部コード（本部の場合は「00」）を記入する。

記載する事業所の順序は、自由に決めていただいて構いません。

（参考）

調査客体として選定した被保険者は、次の各番号に該当するものである。

８，１０８，２０８，３０８，４０８，５０８

最初から６つの調査客体は、８番目、１０８番目、２０８番目、３０８番目、４０８番目、５０８番目に該当するものであるから、事業所「〇〇銀行」に所属する被保険者である。そこで、事業所「〇〇銀行」の「調査客体」欄に８，１０８，２０８，３０８，４０８，５０８と記入する。

次の調査客体は６０８番目に該当する者であるから、事業所「石垣支店」に所属する被保険者である。そこで「被保険者数累計」を利用して、６０８－５８６=２２即ち事業所「石垣支店」の現存する２２番目の被保険者が調査客体として選定されるので、「調査客体」欄に２２と記入する。

その次の調査客体の７０８番目以降も同様に行う。

添付書記入例

令和8年度
健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号は別紙6「都道府県の番号表」から該当する番号を記入する。組合コード、支部コードは別紙4の組合コード、支部コード（本部の場合は「00」）を記入する。支部名については支部がない場合でも「本部」と記入する。

都道府県番号		組合コード					支部コード	
4	*7*	*9*	*8*	*0*	*0*	*6*	*0*	*0*

健康保険組合名	本・支部名
〇〇銀行健康保険組合	*本部*

健康保険組合（支部において調査を行う場合は、支部における）の10月1日現在の被保険者数について記入すること。なお、支部において調査を行う本部組合は、当該支部の被保険者数は除くこと。

被保険者	
被保険者総数	調査票枚数
1,004	*10*

脱退者総数は、10月中に「被保険者資格喪失届」により被保険者の資格を喪失した人数を記入すること。

加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数
80	*2*	*20*	*0*

加入者総数は、10月中に「被保険者資格取得届」により被保険者となった人数を記入すること。

支部が存在しない組合については「2」を記入する。また支部があっても、支部単位で調査を実施する組合の本部は「2」を記入する。

1．　支部があるが、一括調査をしている本部である。 2．　支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	*2*

※本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

（参考）

選定表記入例の場合、被保険者欄の被保険者総数が「1,004」、調査票枚数が「10」となる。

また、加入者・脱退者では抽出始発番号は全組合共通で25であり、
25，75，125，‥‥
と以降50番ごとに抽出することになる。
よって、この組合について10月中の加入者が80人であるため、調査票枚数が「2」となる。一方、脱退者については20人であり、始発番号である25人に満たないため、調査票枚数は「0」となる。

調査票記入例

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和8年度
健康保険被保険者実態調査調査票

本社一括適用事業所等の場合において、抽出対象となった被保険者が本社以外（支店・営業所・工場等）で勤務している場合は、実際に勤務している事業所の所在する都道府県番号を記載すること。
【例】
本社：東京（都道府県番号：13）
実際の勤務地（那覇支店）：沖縄（都道府県番号：47）
この場合、実際の勤務地は那覇支店であるので、都道府県番号は「47」とする。

健康保険組合名　○○銀行健康保険組合　本部

抽出対象となった被保険者が所属する事業所の被保険者数を記入することとし、誤って健康保険組合全体の被保険者数としないこと。
また、脱退者のうち事業所全喪による脱退の場合については、被保険者数を0人とはせず、全喪時における最終被保険者数を記入すること。

適用区分	1. 強　制		2. 任　意		3. 任意継続		4. 特例退職								
事業所	都道府県番号	4	7	業態番号	2	3	事業所の被保険者数				5	1	5	人	

被保険者	性別	1. 男 / 2. 女		生年月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	3	0	年	0	7	月	被保険者等の区分	1．被保険者 / 2．加入者 / 3．脱退者		
	資格取得時期	1. 令和7年９月以前　2. 令和7年10月以降						標準報酬月額		5	0	0	千円	標準賞与額	1 2 0 0 千円
	介護保険	1．該当　2．適用除外（ 1 ）						基準収入額適用申請						1．該当　2．不該当	
	加入者	1. 協会　2. 組合　3. 共済　4. 国保　5. その他　6. 不詳													
	脱退者	1. 協会　2. 組合　3. 共済　4. 国保　5. その他　6. 不詳　7. 死亡　8. 後期高齢者													

標準報酬月額が58千円（第1等級）または1390千円（第50等級）の場合、当該標準報酬月額の算定の根拠となった報酬月額（実額ベース）を記入すること。

被保険者の区分が「加入者」の場合、加入前の医療保険制度について記入すること。

被保険者の区分が「脱退者」の場合、脱退後の医療保険制度について記入すること。

		性別	生年月						続柄	扶養開始時期	介護保険
被扶養者	1	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	3	1	年	0	1	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）
	2	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	5	8	年	1	1	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）
	3	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他		
	4	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	2. 令和7年10月以降	2. 適用除外（　）
	5	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）
	6	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）
	7	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）
	8	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）

40歳以上で介護保険が適用除外の場合、（ ）内に以下の理由のうち該当する番号を記入すること。
【除外理由】
1. 海外居住者
2. 適用除外施設入所者
3. 在留資格3か月以下の外国人

事業所番号	1　2　3　4	調査客体番号	1000001

注）１．数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
　　２．数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

令和8年度　健康保険被保険者実態調査

（　枚中　枚）

調査客体選定表

（令和8年10月1日現在）

都道府県番号
組合コード
支部コード

抽出始発番号	

健康保険組合名・支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所番号	事業所名	業態	被保険者数	被保険者数累計	調査客体数	調査客体番号	事業所番号	事業所名	業態	被保険者数	被保険者数累計	調査客体数	調査客体番号
1							26						
2							27						
3							28						
4							29						
5							30						
6							31						
7							32						
8							33						
9							34						
10							35						
11							36						
12							37						
13							38						
14							39						
15							40						
16							41						
17							42						
18							43						
19							44						
20							45						
21							46						
22							47						
23							48						
24							49						
25							50						
							合計						

別紙１

別紙２

令和8年度
健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号	組合コード	支部コード

健康保険組合名	本・支部名

被保険者	
被保険者総数	調査票枚数

加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数

１．　支部があるが、一括調査をしている本部である。 ２．　支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	

※本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

別紙３

令和8年度
健康保険被保険者実態調査調査票

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

健康保険組合名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

適用区分	1. 強　制			2. 任　意			3. 任意継続			4. 特例退職													
事業所	都道府県番号			業態番号			事業所の被保険者数								人								
被保険者	性別	1. 男 2. 女		生年月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和			年			月		被保険者等の区分	1．被保険者 2．加入者 3．脱退者		短時間労働者	1．該当 2．非該当					
	資格取得時期	1. 令和7年９月以前　2. 令和7年10月以降						標準報酬月額				千円	標準賞与額								千円		
	介護保険	1．該当　2．適用除外（　　）						基準収入額適用申請					1．該当　2．不該当										
	加入者	1. 協会　2. 組合　3. 共済　4. 国保　5. その他　6. 不詳																					
	脱退者	1. 協会　2. 組合　3. 共済　4. 国保　5. その他　6. 不詳　7. 死亡　8. 後期高齢者																					

被扶養者		性別	生年月							続柄	扶養開始時期	介護保険
	1	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	2	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	3	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	4	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	5	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	6	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	7	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	8	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）

事業所番号		調査客体番号	

注）１．数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
　　２．数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

※別紙４「健康保険組合別抽出始発番号一覧」については、

ページ数が多いため、別ファイルを参照

別紙５

健康保険被保険者実態調査の業態番号

業態番号	業　　態	業態番号	業　　態
1	農林水産業	22	無店舗小売業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	23	金融業、保険業
3	総合工事業	24	不動産業
4	職別工事業	25	物品賃貸業
5	設備工事業	26	学術研究機関
6	食料品・たばこ製造業	27	専門・技術サービス業(43を除く)
7	繊維製品製造業	28	飲食店
8	木製品・家具等製造業	29	宿泊業
9	紙製品製造業	30	対個人サービス業
10	印刷・同関連業	31	娯楽業
11	化学工業・同類似業	32	教育、学習支援業
12	金属工業	33	医療業・保健衛生
13	機械器具製造業	34	社会保険・社会福祉・介護事業
14	その他の製造業	35	複合サービス業
15	電気・ガス・熱供給・水道業	36	職業紹介・労働者派遣業
16	情報通信業	37	その他の対事業所サービス業
17	道路貨物運送業	38	修理業
18	その他の運輸業	39	廃棄物処理業
19	卸売業	40	政治・経済・文化団体
20	飲食料品以外の小売業	41	その他のサービス業
21	飲食料品小売業	42	公務
		43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業

（参考）健康保険被保険者実態調査における業態分類の日本標準産業分類上の解説等

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
1	農林水産業	耕種農業、畜産農業及び農業に直接関係するサービス業務、林業及び及び林業に直接関係するサービス業務並びに海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業、その他の林業、海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	有機物、無機物を問わず、天然に個体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品質向上処理を行う事業所	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業
3	総合工事業	主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
4	職別工事業	主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、解体工事業等
5	設備工事業	主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、道路標識設置工事業等
6	食料品・たばこ製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料の製造を行う事業所	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
7	繊維製品製造業	繊維製品の製造を行う事業所	製糸業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業（寝具製造業、タオル製造業等）
8	木製品・家具等製造業	製材及び木製基礎資材の製造並びに木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料とした製品又は家具の製造を行う事業所	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業、その他の木製品製造業（木材薬品処理業、コルク加工基礎資材・コルク製品製造業等）、家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業（プラスチック製家具・装備品製造業、強化プラスチック製家具製造業等）
9	紙製品製造業	木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業（紙タオル・紙ナフキン製造業等）
10	印刷・同関連業	印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
11	化学工業・同類似業	化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品及び窯業・土石製品を製造する事業所	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業（火薬類製造業、農薬製造業等、香料製造業等）、石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業（練炭製造業等）、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業、その他のプラスチック製品製造業（プラスチック製容器製造業等）、タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業）、ガラス・同製品製造業、セメント・銅製品製造業、建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業（石こう製品製造業、石灰製造業等）
12	金属工業	鉄鋼業、非鉄金属及び金属製品を製造する事業所	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業（鋳鉄管製造業等）、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業（核燃料製造業等）、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置,配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業（金属製スプリング製造業等）
13	機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具を製造する事業所	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（消火器具・消火装置製造業等）、農業用機械製造業、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（ロボット製造業等）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測量器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（フィルタ製造業等）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業（導入線製造業等）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品製造業等）
14	その他の製造業	業態分類の06（食料品・たばこ製造業）から13（機械器具製造業）に分類されない製品を製造する事業所	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業（看板・標識機製造業等）
15	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱又は水を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所	電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
16	情報通信業	情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業、公共放送業、民間放送業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
17	道路貨物運送業	主として自動車等により貨物の運送を行う事業所	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業（自転車貨物　運送業等）
18	その他の運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）の事業所	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業（特定旅客自動車運送業等）、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業（海運仲立業等）、郵便業

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
19	卸売業	各種商品卸売業、繊維　・衣類等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業の事業所	各種商品卸売業、繊維品卸売業、衣服卸売業、身の回り品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、食糧・飲料卸売業、建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業、産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業(計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、医療用機械器具卸売業等)、家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業(書籍・雑誌卸売業等)
20	飲食料品以外の小売業	各種商品小売業、織物・衣類・身の回り品小売業、機械器具小売業、その他の小売業の事業所	百貨店、総合スーパー、呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業(かばん・袋物小売業等)、自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業(ホームセンター、ジュエリー製品小売業等)
21	飲食料品小売業	主として飲食料品を小売する事業所	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストア、米穀類小売業等)
22	無店舗小売業	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業
23	金融業、保険業	金融業又は保険業を営む事業所であり、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所事業所も含む	中央銀行、銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関(政府関係金融機関、証券金融業等)、金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業、補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業、生命保険業、損害保険業、共済事業、少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
24	不動産業	主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、賃貸、交換の代理若しくは仲介を行う事業所	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
25	物品賃貸業	主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業(音楽・映像記録物賃貸業、貸衣しょう業等)
26	学術研究機関	学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所	自然科学研究所、人文・社会科学研究所
27	専門・技術サービス業	専門サービス業、広告業、技術サービス業の事業所	デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業(不動産鑑定業等)、広告業、獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の専門・技術サービス業
43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業		法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所
28	飲食店	客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料を提供する事業所	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店(ハンバーガー店等)、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
29	宿泊業	宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業(会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ等)
30	対個人サービス業	主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場、その他の洗濯・理容・美容・浴場業(エステティック業等)、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業(結婚相談業、結婚式場紹介業、写真現像・焼付業等)
31	娯楽業	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与える事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競争場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊技場、その他の娯楽業(ダンスホール、カラオケボックス業等)
32	教育、学習支援業	学校教育を行う事業所、学校教育の支援活動を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補助教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、幼保連携型認定こども園、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業(料理学校、自動車教習所等)
33	医療業・保健衛生	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所並びに保健所、健康相談施設、検疫所(動物検疫所、植物検疫所を除く)など保健衛生に関するサービスを提供する事業所	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業(歯科技工所等)、保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
34	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業
35	複合サービス業	信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の各種サービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている事業所	郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合
36	職業紹介・労働者派遣業	主として労働者に職業を斡旋する事業所及び労働者派遣業を行う事業所	職業紹介業、労働者派遣業
37	その他の対事業所サービス業	企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
38	修理業	自動車の整備修理を行う事業所及び機械、家具など他に分類されないその他の修理を行う事業所	自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
39	廃棄物処理業	廃棄物の処理を行う事業所	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
40	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体などの他に分類されない非営利的団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体
41	その他のサービス業	神道、仏教、キリスト教などの宗教の拝礼施設等、他に分類されないサービスを提供する事業所、日本国内に駐在する外国政府及び国際機関などの事業所	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教、集会場、と畜場、他に分類されないサービス業(中央卸売市場等)、外国公館、その他の外国公務
42	公務	国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署	立法機関、司法機関、行政機関、都道府県機関、市町村機関

注:解説及び事業例の詳細については、「日本標準産業分類(第14回改定)」(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm)を参照願います。

別紙６

都道府県の番号表

北海道　０１	埼　玉　１１	岐　阜　２１	鳥　取　３１	佐　賀　４１
青　森　０２	千　葉　１２	静　岡　２２	島　根　３２	長　崎　４２
岩　手　０３	東　京　１３	愛　知　２３	岡　山　３３	熊　本　４３
宮　城　０４	神奈川　１４	三　重　２４	広　島　３４	大　分　４４
秋　田　０５	新　潟　１５	滋　賀　２５	山　口　３５	宮　崎　４５
山　形　０６	富　山　１６	京　都　２６	徳　島　３６	鹿児島　４６
福　島　０７	石　川　１７	大　阪　２７	香　川　３７	沖　縄　４７
茨　城　０８	福　井　１８	兵　庫　２８	愛　媛　３８	
栃　木　０９	山　梨　１９	奈　良　２９	高　知　３９	
群　馬　１０	長　野　２０	和歌山　３０	福　岡　４０	

別紙７－１

令和8年度
健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号	組合コード	支部コード
Ａ０１	Ａ０２	Ａ０３

健康保険組合名	本・支部名
Ａ０４	Ａ０５

被保険者	
被保険者総数	調査票枚数
Ａ０６	Ａ０７

加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数
Ａ０８	Ａ０９	Ａ１０	Ａ１１

１．　支部があるが、一括調査をしている本部である。 ２．　支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	Ａ１２

※本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

令和8年度
健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

適用区分	B01												
事業所	都道府県番号	B02	業態番号	B03	事業所の被保険者数	B04 人							
被保険者	性別	B05	生年月	B06	B07	年	B08	月	被保険者等の区分	B09	短時間労働者	B18	
	資格取得時期	B10				標準報酬月額	B11 千円		標準賞与額	B12 千円			
	介護保険	B13 (B14)				基準収入額適用申請	B15						
	加入者	B16											
	脱退者	B17											

		性別	生年月					続柄	扶養開始時期	介護保険
被扶養者	1	C01-1	C02-1	C03-1	年	C04-1	月	C05-1	C06-1	C07-1 (C08-1)
	2	C01-2	C02-2	C03-2	年	C04-2	月	C05-2	C06-2	C07-2 (C08-2)
	3	C01-3	C02-3	C03-3	年	C04-3	月	C05-3	C06-3	C07-3 (C08-3)
	4	C01-4	C02-4	C03-4	年	C04-4	月	C05-4	C06-4	C07-4 (C08-4)
	5	C01-5	C02-5	C03-5	年	C04-5	月	C05-5	C06-5	C07-5 (C08-5)
	6	C01-6	C02-6	C03-6	年	C04-6	月	C05-6	C06-6	C07-6 (C08-6)
	7	C01-7	C02-7	C03-7	年	C04-7	月	C05-7	C06-7	C07-7 (C08-7)
	8	C01-8	C02-8	C03-8	年	C04-8	月	C05-8	C06-8	C07-8 (C08-8)

事業所番号	D01	調査客体番号	D02

注） 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を1つだけ〇で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰に記入すること。1枠に1文字だけ記入すること。

令和8年度　健康保険被保険者実態調査【添付書・調査票】データ記録要領

桁数は半角1桁を1(byte)と数えてください。ひらがな、漢字（全角文字）については2桁(byte)と数えてください。

【添付書】

項目ID	項目名	最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）
	データフラグ	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 （1:添付書データはﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの2行目に入れて下さい） 1　添付書データ 2　調査票データ
	調査対象年度_元号	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 5　令和
	調査対象年度_年	2	半角	数字	●調査票項目にはありません。 08　8年度
	作成年月日	8	半角	数字	●調査票項目にはありません。 ⇒　データ作成年月日を入力。（YYYYMMDD）
A01	都道府県番号	2	半角	数字	●１桁のとき、左に０を追加して入力。 例：　1　→　01 01　北海道 〜　〜 47　沖縄
A02	組合コード	5	半角	数字	組合コード範囲 10320～98053
A03	支部コード	2	半角	数字	
A04	健康保険組合名	50	全角	文字	
A05	本・支部名	50	全角	文字	
A06	被保険者 被保険者総数	6	半角	数字	
A07	被保険者 調査票枚数	5	半角	数字	
A08	加入者 加入者総数	5	半角	数字	
A09	加入者 調査票枚数	5	半角	数字	
A10	脱退者 脱退者総数	5	半角	数字	
A11	脱退者 調査票枚数	5	半角	数字	
A12	一括調査有無	1	半角	数字	1　支部があるが、一括調査をしている本部 2　支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部
	データ作成フラグ	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 0　保険者作成

【調査票】

項目ID	項目名		最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）
	データフラグ		1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 (2:調査票データはﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの2行目に入れて下さい)
						1 添付書データ 2 調査票データ
A01	組合	都道府県番号	2	半角	数字	●1桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例： 1 → 01
						01 北海道 〃 〃 47 沖縄
A02		組合コード	5	半角	数字	組合コード範囲 10320～98053
A03		支部コード	2	半角	数字	
D01	被保険者証の記号		5	半角	数字	
D02	被保険者証の番号		7	半角	数字	
B01	適用区分		1	半角	数字	1 強制 2 任意 3 任意継続 4 特例退職
B02	事業所	都道府県番号	2	半角	数字	●1桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例： 1 → 01
						01 北海道 〃 〃 47 沖縄
B03		業態番号	2	半角	数字	「適用区分」が3(任意継続)の場合
						00 任意継続（「適用区分」が3(任意継続)の場合）
						「適用区分」が1(強制)もしくは2(任意)の場合
						01 農林水産業 02 鉱業・採石業・砂利採取業 03 総合工事業 04 識別工事業 05 設備工事業 06 食料品・たばこ製造業 07 繊維製品製造業 08 木製品・家具等製造業 09 紙製品製造業 10 印刷・同関連業 11 化学工業・同類似業 12 金属工業 13 機械器具製造業 14 その他の製造業 15 電気・ガス・熱供給・水道業 16 情報通信業 17 道路貨物運送業 18 その他の運輸業 19 卸売業 20 飲食料品以外の小売業 21 飲食料品小売業 22 無店舗小売業 23 金融業 24 不動産業 25 物品賃貸業 26 学術研究機関 27 専門・技術サービス業(43を除く) 28 飲食業 29 宿泊業 30 対個人サービス業 31 娯楽業 32 教育・学習支援業 33 医療業・保健衛生 34 社会保険・社会福祉・介護事業 35 複合サービス業 36 職業紹介・労働者派遣業 37 その他の対事業所サービス業 38 修理業 39 廃棄物処理業 40 政治・経済・文化団体 41 その他のサービス業 42 公務 43 有資格者が法律会計関係業務を行う事業
						「適用区分」が4(特例退職)の場合
						99 特例退職
B04		被保険者数	6	半角	数字	

B05	性別	1	半角	数字	1	男
					2	女
B06	生年月_元号	1	半角	数字	1	明治
					2	大正
					3	昭和
					4	平成
					5	令和
B07	生年月_年	2	半角	数字	1	元年
					〜	〜
					64	64年
B08	生年月_月	2	半角	数字	1	1月
					〜	〜
					12	12月
B09	被保険者等の区分	1	半角	数字	1	被保険者
					2	加入者
					3	脱退者
B18	短時間労働者	1	半角	数字	1	該当
					2	不該当
B10	資格取得時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が1(被保険者)の場合	
					1	令和７年9月以前
					2	令和７年10月以降
					「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が2もしくは3
B11	標準報酬月額	4	半角	数字		
B12	標準賞与額	5	半角	数字		
B13	介護保険	1	半角	数字	1	該当
					2	適用除外
B14	介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合	
					1	海外居住者
					2	身体障害者療護施設等入所者
					3	在留資格３か月以下の外国人
					上記以外	
					0	1,2,3以外
B15	基準収入額適用申請	1	半角	数字	0	基準収入適用申請 対象外
					1	該当
					2	不該当
B16	加入者	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が2(加入者)の場合	
					1	協会
					2	組合
					3	共済
					4	国保
					5	その他
					6	不詳
					「被保険者等の区分」が1(被保険者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が1もしくは3
B17	脱退者	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が3(脱退者)の場合	
					1	協会
					2	組合
					3	共済
					4	国保
					5	その他
					6	不詳
					7	死亡
					8	後期高齢者
					「被保険者等の区分」が1(被保険者)または2(加入者)の場合	
					0	被保険者等の区分が1もしくは2
	被扶養者数	2	半角	数字	●調査票項目にはありません。	
					0	扶養者なし
					1	1人
					〜	〜
					16	16人
C01-1〜16	性別	1	半角	数字	1	男
					2	女
C02-1〜16	生年月_元号	1	半角	数字	1	明治
					2	大正
					3	昭和
					4	平成
					5	令和
C03-1〜16	生年月_年	2	半角	数字	1	元年
					〜	〜
					64	64年

C04-1～16	被扶養者（※2）	生年月_月	2	半角	数字	1 〵 12	1月 〵 12月
C05-1～16		続柄	1	半角	数字	1 2 3 4	配偶者 直系尊属 子 その他
C06-1～16		扶養開始時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合	
						0	被保険者等の区分が2もしくは3
						被保険者の「資格取得時期」が1(令和７年9月以前)の場合	
						1	令和７年9月以前
						2	令和７年10月以降
						被保険者の「資格取得時期」が2(令和７年10月以降)の場合	
						2	令和７年10月以降
C07-1～16		介護保険	1	半角	数字		
						1	該当
						2	適用除外
C08-1～16		介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合	
						1	海外居住者
						2	身体障害者療護施設等入所者
						3	在留資格３か月以下の外国人
						上記以外	
						0	1,2,3以外
	データ作成フラグ		1	半角	数字	●調査票項目にはありません。	
						0	保険者作成

※2　被扶養者が１６人に満たない場合でも、項目数分',’（カンマ）を入れてください。

添付書・調査票ファイル　イメージ図

■ 添付書・調査票ファイルはCSV（カンマ区切り）形式です。

（1行目：添付書）	データフラグ,調査年度_元号,調査年度_年,作成年月日,A01,A02,A03,・・・・・,A12,作成データフラグ[改行]
（2行目：調査票）	データフラグ,A01,A02,A03,D01,D02,B01・・・,B17,被扶養者数,C01-1,・・・・・C08-16,データ作成フラグ[改行]
・ ・ ・	
（（添付書1枚＋調査票枚数）行目：調査票）	データフラグ,A01,A02,A03,D01,D02,B01・・・,B17,被扶養者数,C01-1,・・・・・C08-16,データ作成フラグ[改行]

※ 添付書の項目数は17項目（データフラグ等を含みます）です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。
※ 調査票の項目数は最大154項目（データフラグ等を含みます）です（被扶養者数により異なります）。
　被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は153個（被扶養者が16人いる場合において記録する必要のある最大項目数－1）必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

《データ作成例》

データ作成フラグ

```
1,5,08,20261110,47,98006,0,那覇銀行,本部,2146,22,80,2,20,0,2,0
2,47,98006,0,1234,1234568,1,47,23,1615,1,3,30,7,1,1,500,1200,2,1,0,0,0,2,2,3,31,1,1,1,1,0,2,3,58,11,3,1,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234567,1,47,23,1615,2,3,43,12,1,1,280,800,2,0,0,0,0,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234571,1,47,23,1615,1,3,25,7,1,1,620,1500,1,0,0,0,0,3,2,3,28,10,1,1,1,0,2,3,61,5,3,1,2,0,1,4,2,12,3,1,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234570,1,47,23,1615,1,3,30,5,1,1,500,1200,1,0,0,0,0,2,2,3,31,8,1,1,1,0,2,4,1,5,3,1,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234569,1,47,23,52,1,3,40,3,1,1,360,1000,1,0,0,0,0,2,2,3,26,1,1,1,1,0,1,3,60,12,3,1,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234572,1,47,23,1615,1,3,30,9,2,0,500,0,1,0,0,4,0,4,2,3,31,6,1,0,1,0,2,3,61,5,3,0,2,0,1,4,1,12,3,0,2,0,1,4,3,4,3,0,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234573,1,47,23,1615,1,3,28,11,2,0,530,0,1,0,0,4,0,4,2,3,30,4,1,0,1,0,1,3,63,12,3,0,2,0,1,4,2,4,3,0,2,0,1,4,4,7,3,0,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
```

基本情報　　被保険者データ　　被扶養者1　　被扶養者2　　……………　　被扶養者4

データフラグ　　被扶養者数

別紙９－１

添付書・調査票ファイル　レイアウト

【添付書】

	データフラグ		調査年度				データ作成年月日				都道府県番号		組合コード		支部コード		健康保険組合名
			元号		年（和暦）		年（西暦）	月	日								
可変長 最大 172バイト	1	1	1	1	2	1	4	2	2	1	2	1	5	1	2	1	50
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

	（健康保険組合名）		本・支部名
	(50)	1	50
	51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78	79	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

	（本・支部名）		被保険者				加入者		
			被保険者総数		調査票枚数		加入者総数		調査票枚数
	(50)	1	6	1	5	1	5	1	5
	101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129	130	131 132 133 134 135 136	137	138 139 140 141 142	143	144 145 146 147 148	149	150

別紙９－２

	（加入者）		脱退者								
	（調査票枚数）	,	脱退者総数	,	調査票枚数	,	一括調査作成有無	,	データ作成フラグ	改行コード（0D0A）
	(5)	1	5	1	5	1	1	1	1	2
	151 152 153 154	155	156 157 158 159 160	161	162 163 164 165 166	167	168	169	170	171 172

※添付書の項目数は17項目です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。

【調査票】

可変長 最大 374バイト

桁	区分	項目	バイト数
01		データフラグ	1
02		,	1
03 04	組合	都道府県番号	2
05	組合	,	1
06 07 08 09 10	組合	組合コード	5
11	組合	,	1
12 13	組合	支部コード	2
14		,	1
15 16 17 18 19		事業所番号	5
20		,	1
21 22 23 24 25 26 27		調査客体番号	7
28		,	1
29		適用区分	1
30		,	1
31 32	事業所	都道府県番号	2
33	事業所	,	1
34 35	事業所	業態番号	2
36	事業所	,	1
37 38 39 40 41 42	事業所	被保険者数	6
43		,	1
44	被保険者	性別	1
45	被保険者	,	1
46	被保険者 生年月	年号	1
47	被保険者 生年月	,	1
48 49	被保険者 生年月	年	2
50	被保険者 生年月	,	1

桁	区分	項目	バイト数
51 52	（被保険者）	月	2
53	（被保険者）	,	1
54	（被保険者）	被保険者等の区分	1
55	（被保険者）	,	1
56	（被保険者）	短時間労働者	1
57	（被保険者）	,	1
58	（被保険者）	資格取得時期	1
59	（被保険者）	,	1
60 61 62 63	（被保険者）	標準報酬月額	4
64	（被保険者）	,	1
65 66 67 68 69	（被保険者）	標準賞与額	5
70	（被保険者）	,	1
71	（被保険者）	介護保険	1
72	（被保険者）	,	1
73	（被保険者）	介護保険　2：適用除外選択時コード	1
74	（被保険者）	,	1
75	（被保険者）	基準収入額適用申請	1
76	（被保険者）	,	1
77	（被保険者）	加入者	1
78	（被保険者）	,	1
79	（被保険者）	脱退者	1
80		,	1
81 82		被扶養者数	2
83		,	1
84	被扶養者1	性別	1
85	被扶養者1	,	1
86	被扶養者1 生年月	年号	1
87	被扶養者1 生年月	,	1
88 89	被扶養者1 生年月	年	2
90	被扶養者1 生年月	,	1
91 92	被扶養者1 生年月	月	2
93	被扶養者1	,	1
94	被扶養者1	続柄	1
95	被扶養者1	,	1
96	被扶養者1	扶養開始時期	1
97	被扶養者1	,	1
98	被扶養者1	介護保険	1
99	被扶養者1	,	1
100	被扶養者1	介護保険　2：適用除外選択時コード	1

桁	項目	バイト数
101	,	1
102–118	被扶養者2	17
119	,	1
120–136	被扶養者3	17
137	,	1
138–150	被扶養者4	17

			被扶養者 5		被扶養者 6		被扶養者 7
		,		,		,	
		1	17	1	17	1	17

151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200

			被扶養者 8		被扶養者 9		被扶養者 10
		,		,		,	
		1	17	1	17	1	17

201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250

			被扶養者 11		被扶養者 12		
		,		,		,	
		1	17	1	17	1	

251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300

	被　扶　養　者　13	,	被　扶　養　者　14	,	被　扶　養　者　15
		,		,	
	17	1	17	1	17

301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350

			被　扶　養　者　16		データ作成フラグ	改行コード（0D0A）
		,		,		
		1	17	1	1	2

351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374

※被扶養者が１６人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は１５３個（被扶養者が１６人いる場合に記録する必要のある最大項目数－１）必ず記録して最後にデータ作成フラグを付加してください。

令和8年度　健康保険被保険者実態調査【組合管掌調査票データ・添付書部】のエラーメッセージ

エラー番号		エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数	項目番号
01	被保険者	2	被保険者総数範囲外	被保険者総数は１００～２００，０００の範囲であること 100 ≦ 被保険者総数 ≦ 200,000	1	A06
02		1	被保険者調査票枚数範囲外	被保険者の調査票枚数は以下の範囲であること （被保険者総数÷100）－ 1 ＜ 調査票枚数 ≦（被保険者総数÷100)＋１	2	A06,A07
03	加入者	2	加入者総数範囲外	加入者総数は０～２０，０００の範囲であること 0 ≦ 加入者総数 ≦ 20,000	1	A08
04		1	加入者調査票枚数が加入者総数より大きい	加入者総数は加入者調査票枚数以上であること 加入者調査票枚数 ≦ 加入者総数	2	A08,A09
05		1	加入者調査票枚数範囲外	加入者の調査票枚数は以下の範囲であること (加入者総数-25)÷50 ＜ 調査票枚数 ≦ (加入者総数+25)÷50	2	A08,A09
06	脱退者	2	脱退者総数範囲外	脱退者総数は０～２０，０００の範囲であること 0 ≦ 脱退者総数 ≦ 20,000	1	A10
07		1	脱退者調査票枚数が脱退者総数より大きい	脱退者総数は脱退者調査票枚数以上であること 脱退者調査票枚数 ≦ 脱退者総数	2	A10,A11
08		1	脱退者調査票枚数範囲外	脱退者の調査票枚数は以下の範囲であること (脱退者総数-25)÷50 ＜ 調査票枚数 ≦ (脱退者総数+25)÷50	2	A10,A11
09		1	調査形態コード範囲外もしくは無記入	調査形態コードは１～２ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：支部があるが、一括調査をしている本部である ２：支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部	1	A12

令和8年度　健康保険被保険者実態調査【組合管掌調査票データ・調査票部】のエラーメッセージ

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数	項目番号
01	1	適用区分範囲外もしくは無記入	「適用区分」は１～４の範囲であり、 以下のコードに対応する １：強制 ２：任意 ３：任意継続 ４：特例退職	1	B01
02	2	適用区分２（：任意）	「適用区分」が２（：任意）の場合の確認チェック	1	B01
03	1	事業所の都道府県番号範囲外もしくは無記入	「都道府県番号」は０１～４７の範囲であり、 以下のコードに対応する ０１：北海道　０２：青森県　０３：岩手県 ０４：宮城県　０５：秋田県　０６：山形県 ０７：福島県　０８：茨城県　０９：栃木県 １０：群馬県　１１：埼玉県　１２：千葉県 １３：東京都　１４：神奈川県１５：新潟県 １６：富山県　１７：石川県　１８：福井県 １９：山梨県　２０：長野県　２１：岐阜県 ２２：静岡県　２３：愛知県　２４：三重県 ２５：滋賀県　２６：京都府　２７：大阪府 ２８：兵庫県　２９：奈良県　３０：和歌山県 ３１：鳥取県　３２：島根県　３３：岡山県 ３４：広島県　３５：山口県　３６：徳島県 ３７：香川県　３８：愛媛県　３９：高知県 ４０：福岡県　４１：佐賀県　４２：長崎県 ４３：熊本県　４４：大分県　４５：宮崎県 ４６：鹿児島県４７：沖縄県	1	B02
04	1	事業所の業態番号範囲外もしくは無記入	「業態番号」は００～４３及び９９の範囲であり、 以下のコードに対応する ００：任意継続 ０１：農林水産業 ０２：鉱業・採石業・砂利採取業 ０３：総合工事業 ０４：職別工事業 ０５：設備工事業 ０６：食料品・たばこ製造業 ０７：繊維製品製造業 ０８：木製品・家具等製造業 ０９：紙製品製造業 １０：印刷・同関連業 １１：化学工業・同類似業 １２：金属工業 １３：機械器具製造業 １４：その他の製造業 １５：電気・ガス・熱供給・水道業 １６：情報通信業 １７：道路貨物運送業 １８：その他の運輸業 １９：卸売業 ２０：飲食料品以外の小売業 ２１：飲食料品小売業 ２２：無店舗小売業 ２３：金融業・保険業 ２４：不動産業 ２５：物品賃貸業 ２６：学術研究機関 ２７：専門・技術サービス業（43を除く） ２８：飲食業 ２９：宿泊業 ３０：対個人サービス業 ３１：娯楽業 ３２：教育・学習支援業 ３３：医療業・保健衛生 ３４：社会保険・社会福祉・介護事業 ３５：複合サービス業 ３６：職業紹介・労働者派遣業 ３７：その他の対事業所サービス業 ３８：修理業 ３９：廃棄物処理業 ４０：政治・経済・文化団体 ４１：その他のサービス業 ４２：公務 ４３：有資格者が法律会計関係業務を行う事業 ９９：特例退職	1	B03
05	1	適用区分が１もしくは２で業態番号０１～４３の範囲外	「適用区分」が１（：強制）もしくは ２（：任意）の場合、「業態番号」は ０１～４３の範囲であること	2	B01, B03
06	1	適用区分が３で業態番号が００以外	「適用区分」が３（：任意継続）の場合、 「業態番号」は００（：任意継続）であること	2	B01, B03
07	1	適用区分が４で業態番号が９９以外	「適用区分」が４（：特例退職）の場合、 「業態番号」は９９（：特例退職）であること	2	B01, B03
08	1	適用区分が１もしくは２で事業所の被保険者数が０人	「適用区分」が１（：強制）もしくは ２（：任意）の場合、事業所の被保険者数は １人以上であること	2	B01, B04
09	1	適用区分が３もしくは４で事業所の被保険者数が１人以上	「適用区分」が３（:任意継続）もしくは ４（：特例退職）の場合、事業所の被保 険者数は０人であること	2	B01, B04
10	2	事業所被保険者数が１０万人以上	「適用区分」が１（：強制）の場合、 事業所の被保険者数は １００，０００人未満であること	2	B01, B04
11	2	事業所被保険者数が５人以上	「適用区分」が２（：任意）場合、 事業所の被保険者数は ５人未満であること	2	B01, B04
12	1	被保険者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は１～２ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：男 ２：女	1	B05
13	1	被保険者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月　元号」、 「生年月　年　」、 「生年月　月　」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年　８月～４５年　７月 大正：元年　７月～１５年１２月 昭和：元年１２月～６４年　１月 平成：元年　１月～３１年　４月 令和：元年　５月～調査年　９月	3	B06, B07, B08

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数	項目番号
14	2	被保険者の年齢（生年月）が１５～７４歳の範囲外	「生年月」より求められる被保険者の年齢は １５歳～７４歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3	B06, B07, B08
15	1	被保険者等の区分が１で適用区分が４の場合で被保険者の 年齢が７５歳以上	「被保険者等の区分」が１（：被保険者）で「適用 区分」が４（：特例退職）の場合、「生年月」より 求められる被保険者の年齢は７５歳未満であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	B01, B06, B07, B08, B09
16	1	被保険者等の区分が１で適用区分が１～３で被保険者の年齢が ７５歳以上の場合で介護保険コードが２で適用除外時選択 コードが１以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者）で「適用 区分」が１（：強制）、２（：任意）、３（：任意 継続）で、「生年月」より求められる被保険者の年齢 が７５歳以上の場合、「介護保険」は２（：適用除外） かつ「適用除外時選択コード」は１（：国外居住者） であること。 ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	7	B01, B06, B07, B08, B09, B13, B14
17	1	被保険者等の区分の範囲外もしくは無記入	「被保険者等の区分」は１～３の範囲であり、 以下のコードに対応する １：被保険者 ２：加入者 ３：脱退者	1	B09
18	1	資格取得時期コードの範囲外もしくは無記入	「資格取得時期」は０～２の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が２もしくは３ １：調査対象年－１年前の９月以前 ２：調査対象年－１年前の１０月以降	1	B10
19	1	被保険者区分が１で資格取得時期コードが１，２以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者）の場合、 「資格取得時期」は １（：調査対象年－１年前の９月以前） もしくは ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2	B09, B10
20	1	被保険者区分が２もしくは３で資格取得時期コードが０以外	「被保険者等の区分」が ２（：加入者）もしくは ３（：脱退者）の場合、 「資格取得時期」は ０（：被保険者等の区分が２もしくは３） であること	2	B09, B10
21	1	標準報酬月額が０（千円）もしくは無記入	標準報酬月額は５８～１３９０（千円）の範囲で あること。 ※適用区分が１（：強制）もしくは２（：任意）で ５８千円（第１等級）及び１３９０千円（第５０等級） の場合は、実報酬額とすること	1	B11
22-1	2	標準報酬月額が５８千円	標準報酬月額が５８千円（第１等級）の場合、 当該等級の算定の根拠となった実報酬額とすること	1	B11
22-2	1	標準報酬月額が標準報酬月額等級以外の月額	適用区分が １(:強制)、２(:任意)、３(:任意継続) の場合で標準報酬月額が ６８千円（第２等級）から１３３０千円（第４９等級） までの場合、標準報酬等級にある月額とすること	2	B01, B11
22-3	2	標準報酬月額が１３９０千円	標準報酬月額が１３９０千円（第５０等級）の場合、 当該等級の算定の根拠となった実報酬額とすること	1	B11
23	2	適用区分が３で標準報酬月額が５８～７５０（千円）範囲外	「適用区分」が３（：任意継続）の場合、 「標準報酬月額」は５８～７５０(千円）の 範囲であること	2	B01, B11
24	2	適用区分が４で標準報酬月額が５８～４４０（千円）範囲外	「適用区分」が４（：特例退職）の場合、 「標準報酬月額」は５８～４４０(千円）の 範囲であること	2	B01, B11
25	2	標準賞与額範囲外	「標準賞与額」は５７３０（千円）以下の確認 チェック	1	B12
26	1	適用区分が３もしくは４で標準賞与額が１（千円）以上	「適用区分」が ３（：任意継続）もしくは４（：特例退職）の場合、 「標準賞与額」は０であること	2	B01, B12
27	1	被保険者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は１～２の範囲であり、 以下のコードに対応する １：該当 ２：適用除外	1	B13
28	1	被保険者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	B06, B07, B08, B13
29	2	被保険者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月１日生まれの被保険者で あるかの確認チェック	4	B06, B07, B08, B13
30	1	被保険者の介護コードが１で適用除外選択時コードが０以外	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること	2	B13, B14
31	1	被保険者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外選択時コード」は ０～３の範囲であり、以下のコードに対応する ０：１，２，３以外 １：国外居住者 ２：適用除外施設入所者 ３：在留資格３か月以下の外国人	1	B14
32	1	被保険者の介護保険コードが２で年齢が４０歳以上で適用除外時 選択コードが１，２，３以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳以上の場合、 「適用除外時選択コード」は １～３の範囲であること	5	B06, B07, B08, B13, B14
33	1	被保険者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	B06, B07, B08, B13, B14
34	2	被保険者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※調査年で40歳に到達する10月１日生まれの被保険者で あるかの確認チェック	5	B06, B07, B08, B13, B14

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数	項目番号
35	1	基準収入額適用申請コード範囲外	「基準収入額適用申請」は０～２の範囲 であり、以下のコードに対応する ０：基準収入適用申請 対象外 １：該当 ２：不該当	1	B15
36	1	基準収入額適用申請コードが０で被保険者が基準収入額適用申請対象者である	「基準収入額適用申請」が、 ０（：基準収入額適用申請対象外）の場合、 ①被保険者が７０歳以上の高齢受給者で、 「標準報酬月額」が２８０（千円）未満である ②被保険者が７０歳未満である のいずれかであること	5	B06, B07, B08, B11, B15
37	1	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で標準報酬月額が ２８０（千円）未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「標準報酬月額」が２８０（千円） 以上であること	2	B11, B15
38	1	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で年齢が７０歳未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「被保険者の年齢」が７０歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	B06, B07, B08, B15
39	2	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で年齢が７０歳未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「被保険者の年齢」が７０歳以上であること ※調査年で70歳に到達する10月１日生まれの被保険者であるかの確認チェック	4	B06, B07, B08, B15
40	1	加入者コード範囲外もしくは無記入	「加入者」は０～６の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が１もしくは３ １：協会 ２：組合 ３：共済 ４：国保 ５：その他 ６：不詳	1	B16
41	1	被保険者等の区分が２で加入者コード１～６以外	「被保険者等の区分」が２（：加入者） の場合、「加入者」は１～６であること	2	B09, B16
42	1	被保険者等の区分が１もしくは３で加入者コード０以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者） もしくは ３（：脱退者）の場合、 「加入者」は０であること	2	B09, B16
43	1	脱退者コード範囲外もしくは無記入	「脱退者」は０～８の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が１もしくは２ １：協会 ２：組合 ３：共済 ４：国保 ５：その他 ６：不詳 ７：死亡 ８：後期高齢者	1	B17
44	1	被保険者等の区分が３で脱退者コード１～８以外	「被保険者等の区分」が３（：脱退者） の場合、「脱退者」は１～８であること	2	B09, B17
45	1	被保険者等の区分が１もしくは２で脱退者コード０以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者） もしくは ２（：加入者）の場合、 「脱退者」は０であること	2	B09, B17
46	1	被扶養者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は１～２ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：男 ２：女	1	C01-1(～16)
47	1	被扶養者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月　元号」、 「生年月　年　」、 「生年月　月　」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年　８月～４５年　７月 大正：元年　７月～１５年１２月 昭和：元年１２月～６４年　１月 平成：元年　１月～３１年　４月 令和：元年　５月～調査年１０月	3	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16)
48	1	被扶養者の続柄コード範囲外もしくは無記入	「続柄」は１～４ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：配偶者 ２：直系尊属 ３：子 ４：その他	1	C05-1(～16)
49	2	被扶養者の年齢（生年月）が０～７４歳の範囲外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢は ０歳～７４歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16)
50	1	被扶養者の年齢が７５歳以上の場合、介護保険コードが２で 適用除外時選択コードが１以外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢が ７５歳以上の場合、「介護保険」は２（：適用除外） かつ「適用除外時選択コード」は１（：国外居住者） であること。 ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	6	B01, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
51	1	続柄が１で被保険者と被扶養者の性別が同じ	「続柄」が１（：配偶者）の場合、被保険者 の性別と被扶養者の性別は別であること	3	B05, C01-1(～16), C05-1(～16)
52	1	続柄１が２名以上存在	「続柄」が１（：配偶者）は被保険者に対して１名以下	1	C05-1(～16)
53	2	続柄が１で被保険者との年齢差が３０以上	「続柄」が１（：配偶者）で被保険者との 年齢差が３０歳以上の場合の確認チェック	7	B06, B07, B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
54	2	続柄が３で被保険者との年齢差が１５以下	「続柄」が３（：子）で被保険者との 年齢差が１５歳以下の場合の確認チェック	7	B06, B07, B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数	項目番号
55	2	続柄が１で年齢が１７歳以下	「続柄」が１（：配偶者）で年齢が１７歳以下の場合の確認チェック	5	C01-1(～16), C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
57	2	続柄が３の被扶養者の年齢が続柄１の被扶養者の年齢より大きい	「続柄」が３（：子）の年齢が 「続柄」が１（：配偶者）の年齢よりも 大きい場合の確認チェック	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
58	2	続柄が３の被扶養者の年齢が被保険者の年齢より大きい	「続柄」が３（：子）の年齢が 被保険者続柄の年齢よりも大きい場合の 確認チェック	7	B06, B07, B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16),
59	2	続柄が２で年齢が３０歳以下	「続柄」が２（：直系尊属）で年齢が３０歳 以下である	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
60	1	扶養開始時期コード範囲外もしくは無記入	「扶養開始時期」は０～２の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が２もしくは３ １：調査対象年－１年前の９月以前 ２：調査対象年－１年前の１０月以降	1	C06-1(～16)
61	1	被保険者の資格取得時期が０の場合、扶養開始時期コードが ０以外	被保険者の「資格取得時期」が ０（：被保険者等の区分が２もしくは３）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は ０（：被保険者等の区分が２もしくは３） であること	2	B10, C06-1(～16)
62	1	被保険者の資格取得時期が１の場合、扶養開始時期コードが １もしくは２以外	被保険者の「資格取得時期」が １（：調査対象年－１年前の９月以前）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は １（：調査対象年－１年前の９月以前）もしくは ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2	B10, C06-1(～16)
63	1	被保険者の資格取得時期が２の場合、扶養開始時期コードが ２以外	被保険者の「資格取得時期」が ２（：調査対象年－１年前の１０月以降）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2	B10, C06-1(～16)
64	1	被扶養者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は１～２の範囲であり、 以下のコードに対応する １：該当 ２：適用除外	1	C07-1(～16)
65	1	被扶養者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16)
66	2	被扶養者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月１日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16)
67	1	被扶養者の介護コードが１で適用除外選択時コードが０以外	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること	2	C07-1(～16), C08-1(～16)
68	1	被扶養者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外選択時コード」は ０～３の範囲であり、 以下のコードに対応する	1	C08-1(～16)
69	1	被扶養者の介護保険コードが２で年齢が４０歳以上で適用除外時 選択コードが１，２，３以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳以上の場合、 「適用除外時選択コード」は １～３の範囲であること	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
70	1	被扶養者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
71	2	被扶養者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※調査年で40歳に到達する10月１日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
72	1	短時間労働者の範囲外もしくは無記入	「短時間労働者」は１もしくは２であり、 以下のコードに対応する １：該当 ２：不該当	1	B18

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード（2桁表示）	組合名(主)	組合名(従)	始発番号
01	北海道	0032	10320	00	北海道新聞社健康保険組合		13
01	北海道	0039	10393	00	北海道農業団体健康保険組合		1
01	北海道	0047	10472	00	北海道電力健康保険組合		4
01	北海道	0049	10491	00	北洋銀行健康保険組合		68
01	北海道	0052	10524	00	北海道銀行健康保険組合		31
01	北海道	0056	10561	00	北海道信用金庫健康保険組合		51
01	北海道	0057	10570	00	栗林商会健康保険組合		78
01	北海道	0060	10603	00	北海道通運業健康保険組合		80
01	北海道	0062	10621	00	楢崎健康保険組合		24
01	北海道	0065	10659	00	エア・ウォーター健康保険組合		93
01	北海道	0069	10695	00	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合		81
01	北海道	0070	10701	00	渓仁会健康保険組合		26
01	北海道	0071	10710	00	北海道医療健康保険組合		30
01	北海道	0072	10729	00	ツルハホールディングス健康保険組合		99
02	青　森	0003	12033	00	青森みちのく銀行健康保険組合		52
02	青　森	0006	12061	00	日本原燃健康保険組合		19
03	岩　手	0005	13050	00	岩手銀行健康保険組合		98
03	岩　手	0009	13096	00	北日本銀行健康保険組合		21
03	岩　手	0011	13111	00	岩手県自動車販売健康保険組合		89
03	岩　手	0013	13139	00	東北銀行健康保険組合		42
03	岩　手	0014	13148	00	日本ハウスホールディングス健康保険組合		35
04	宮　城	0008	14085	00	東北電力健康保険組合		67
04	宮　城	0009	14094	00	七十七銀行健康保険組合		97
04	宮　城	0011	14119	00	河北新報健康保険組合		34
04	宮　城	0012	14128	00	ユアテック健康保険組合		55
04	宮　城	0015	14155	00	東北しんきん健康保険組合		9
04	宮　城	0016	14164	00	東北薬業健康保険組合		64
04	宮　城	0017	14173	00	宮城県自動車販売健康保険組合		90
04	宮　城	0019	14191	00	仙台銀行健康保険組合		8
04	宮　城	0021	14216	00	仙台卸商健康保険組合		80
05	秋　田	0010	15108	00	秋田銀行健康保険組合		84
05	秋　田	0013	15135	00	秋田県自動車販売健康保険組合		28
06	山　形	0006	16063	00	山形銀行健康保険組合		81
06	山　形	0009	16091	00	きらやか健康保険組合		26
06	山　形	0011	16115	00	山形県自動車販売健康保険組合		32
06	山　形	0012	16124	00	フィデア健康保険組合		49
07	福　島	0012	17122	00	クレハ健康保険組合		73
07	福　島	0017	17178	00	東邦銀行健康保険組合		85
07	福　島	0027	17275	00	福島銀行健康保険組合		57
07	福　島	0028	17284	00	福島トヨペットグループ健康保険組合		97
07	福　島	0029	17293	00	大東銀行健康保険組合		30
07	福　島	0030	17309	00	会津中央健康保険組合		82
13	東　京	0001	20018	00	東京計器健康保険組合		92
13	東　京	0002	20027	00	王子製紙健康保険組合		43
13	東　京	0004	20045	00	日本電気健康保険組合		53
13	東　京	0005	20054	00	明電舎健康保険組合		21
13	東　京	0007	20072	00	沖電気工業健康保険組合		56
13	東　京	0008	20081	00	フジクラ健康保険組合		45
13	東　京	0010	20106	00	ニコン健康保険組合		8
13	東　京	0018	20189	00	パイロット健康保険組合		5
13	東　京	0019	20198	00	大日本印刷健康保険組合		75
13	東　京	0022	20221	00	ＴＯＰＰＡＮグループ健康保険組合		32
13	東　京	0025	20259	00	共同印刷健康保険組合		32
13	東　京	0029	20295	00	三菱製鋼健康保険組合		56
13	東　京	0041	20417	00	第一三共グループ健康保険組合		12

13	東　京	0047	20471	00	東京瓦斯健康保険組合		86
13	東　京	0049	20490	00	ＩＨＩグループ健康保険組合		39
14	神奈川	0223	20514	00	ＥＮＥＯＳグループ健康保険組合		22
13	東　京	0053	20532	00	片倉健康保険組合		42
13	東　京	0057	20579	00	東京西南私鉄連合健康保険組合		12
13	東　京	0062	20621	00	京成電鉄健康保険組合		53
13	東　京	0063	20630	00	横河電機健康保険組合		18
13	東　京	0064	20649	00	花王健康保険組合		66
13	東　京	0065	20658	00	東武鉄道健康保険組合		78
13	東　京	0069	20694	00	コニカミノルタ健康保険組合		44
13	東　京	0079	20791	00	トプコン健康保険組合		89
13	東　京	0083	20834	00	住友ベークライト健康保険組合		89
13	東　京	0084	20843	00	レゾナック健康保険組合		97
13	東　京	0102	21025	00	富士紡健康保険組合		58
13	東　京	0104	21043	00	日曹健康保険組合		58
13	東　京	0109	21099	00	昭和飛行機健康保険組合		10
13	東　京	0112	21122	00	日油健康保険組合		48
12	千　葉	0075	21178	00	リーガル健康保険組合		41
13	東　京	0120	21201	00	小糸健康保険組合		9
22	静　岡	0000	21201	01	小糸健康保険組合	静岡支部	2
13	東　京	0122	21220	00	東京地下鉄健康保険組合		16
13	東　京	0123	21239	00	日清紡健康保険組合		22
13	東　京	0126	21266	00	サッポロビール健康保険組合		63
13	東　京	0133	21336	00	日野自動車健康保険組合		63
11	埼　玉	0087	21372	00	日本無線健康保険組合		45
13	東　京	0138	21381	00	オリンパス健康保険組合		44
13	東　京	0140	21406	00	東洋製罐健康保険組合		30
13	東　京	0141	21415	00	三菱ケミカル健康保険組合		11
13	東　京	0142	21424	00	日本放送協会健康保険組合		48
13	東　京	0143	21433	00	ライオン健康保険組合		26
13	東　京	0145	21451	00	読売健康保険組合		14
13	東　京	0147	21470	00	ニッスイ健康保険組合		53
13	東　京	0148	21489	00	共同通信社健康保険組合		23
13	東　京	0149	21498	00	安田日本興亜健康保険組合		72
13	東　京	0151	21512	00	第一生命健康保険組合		100
27	大　阪	0356	21521	00	高島屋健康保険組合		88
13	東　京	0153	21531	00	三菱健康保険組合		44
13	東　京	0155	21559	00	みずほ健康保険組合		86
13	東　京	0157	21577	00	朝日生命健康保険組合		16
13	東　京	0158	21586	00	松屋健康保険組合		83
13	東　京	0161	21610	00	ニチレイ健康保険組合		17
13	東　京	0162	21629	00	明治安田生命健康保険組合		75
13	東　京	0163	21638	00	日本銀行健康保険組合		9
13	東　京	0164	21647	00	三井健康保険組合		86
13	東　京	0167	21674	00	あいおいニッセイ同和健康保険組合		8
13	東　京	0168	21683	00	資生堂健康保険組合		27
13	東　京	0169	21692	00	Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命健康保険組合		84
13	東　京	0170	21708	00	三越伊勢丹健康保険組合		80
13	東　京	0171	21717	00	富国生命健康保険組合		53
13	東　京	0173	21735	00	プルデンシャル健康保険組合		36
13	東　京	0177	21771	00	三井住友銀行健康保険組合		69
13	東　京	0183	21832	00	古河健康保険組合		96
13	東　京	0185	21851	00	ＪＵＫＩ健康保険組合		64
13	東　京	0187	21879	00	東糧健康保険組合		16
13	東　京	0189	21897	00	理研健康保険組合		12
13	東　京	0943	21902	00	保土谷化学健康保険組合		92

13	東　京	0191	21911	00	東京港運健康保険組合		42
12	千　葉	0051	21930	00	セイコーインスツル健康保険組合		30
13	東　京	0201	22014	00	日本精工健康保険組合		14
13	東　京	0206	22060	00	大和証券グループ健康保険組合		82
13	東　京	0207	22079	00	三井住友海上健康保険組合		55
13	東　京	0211	22111	00	ＮＸグループ健康保険組合		3
13	東　京	0212	22121	00	ジェイティービー健康保険組合		100
11	埼　玉	0052	22130	00	西武健康保険組合		25
13	東　京	0218	22185	00	時事通信社健康保険組合		100
13	東　京	0220	22200	00	出版健康保険組合		45
13	東　京	0224	22246	00	鉄道弘済会健康保険組合		95
13	東　京	0225	22255	00	松竹健康保険組合		76
13	東　京	0228	22282	00	東京海上日動健康保険組合		67
13	東　京	0232	22325	00	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合		92
13	東　京	0235	22352	00	アステラス健康保険組合		89
13	東　京	0236	22361	00	大平洋金属健康保険組合		2
13	東　京	0240	22404	00	三菱ＵＦＪ銀行健康保険組合		60
13	東　京	0241	22413	00	シチズン健康保険組合		2
13	東　京	0243	22431	00	横浜ゴム健康保険組合		62
13	東　京	0245	22450	00	日本フエルト健康保険組合		54
63	東　京	0033	22469	00	ヘンミ大倉健康保険組合		26
13	東　京	0248	22487	00	マニュライフ生命健康保険組合		96
13	東　京	0250	22501	00	ＡＧＣ健康保険組合		42
13	東　京	0253	22539	00	東京港健康保険組合		41
13	東　京	0254	22548	00	駐留軍要員健康保険組合		42
47	沖　縄	0000	22548	01	駐留軍要員健康保険組合	沖縄支所	89
13	東　京	0255	22557	00	日本製紙健康保険組合		72
13	東　京	0258	22584	00	東京中央卸売市場健康保険組合		67
13	東　京	0260	22609	00	アサヒグループ健康保険組合		21
11	埼　玉	0057	22618	00	三井精機工業健康保険組合		17
13	東　京	0262	22627	00	三菱マテリアル健康保険組合		43
13	東　京	0263	22636	00	東京証券業健康保険組合		55
13	東　京	0266	22663	00	慶應義塾健康保険組合		34
13	東　京	0268	22681	00	社会保険支払基金健康保険組合		67
13	東　京	0271	22715	00	東京スター銀行健康保険組合		8
13	東　京	0273	22733	00	東京電力健康保険組合		29
13	東　京	0274	22742	00	日本電設工業健康保険組合		49
13	東　京	0275	22751	00	早稲田大学健康保険組合		69
13	東　京	0278	22789	00	地域医療機能推進機構健康保険組合		14
13	東　京	0279	22798	00	日本経済新聞社健康保険組合		34
13	東　京	0281	22812	00	帝石健康保険組合		54
13	東　京	0283	22831	00	電通健康保険組合		76
13	東　京	0285	22859	00	明治大学健康保険組合		62
14	神奈川	0215	22868	00	古河電工健康保険組合		71
13	東　京	0287	22877	00	森永健康保険組合		55
13	東　京	0291	22910	00	東京織物健康保険組合		1
13	東　京	0293	22938	00	高砂鐵工健康保険組合		93
13	東　京	0294	22947	00	三菱製紙健康保険組合		99
63	東　京	0010	22956	00	出光興産健康保険組合		92
13	東　京	0296	22965	00	キリンビール健康保険組合		1
13	東　京	0297	22974	00	農林中央金庫健康保険組合		93
13	東　京	0298	22983	00	東京都信用金庫健康保険組合		2
13	東　京	0299	22992	00	日本軽金属健康保険組合		42
13	東　京	0301	23012	00	東京紙商健康保険組合		18
13	東　京	0302	23021	00	東京都食品健康保険組合		58
13	東　京	0304	23040	00	商工中金健康保険組合		39

13	東　京	0307	23077	00	電源開発健康保険組合		48
13	東　京	0308	23086	00	中央大学健康保険組合		35
13	東　京	0309	23095	00	全国印刷工業健康保険組合		23
13	東　京	0310	23101	00	日東紡績健康保険組合		62
13	東　京	0311	23110	00	東京ニットファッション健康保険組合		91
13	東　京	0313	23138	00	東京実業健康保険組合		35
13	東　京	0000	23138	01	東京実業健康保険組合	城西支部	87
13	東　京	0000	23138	02	東京実業健康保険組合	城南支部	29
13	東　京	0000	23138	03	東京実業健康保険組合	城北支部	13
13	東　京	0314	23147	00	公庫関係健康保険組合		6
13	東　京	0316	23165	00	日本郵船健康保険組合		91
13	東　京	0318	23183	00	東京都医業健康保険組合		46
13	東　京	0319	23192	00	太平洋セメント健康保険組合		51
13	東　京	0320	23208	00	トピー健康保険組合		45
13	東　京	0323	23235	00	三菱重工健康保険組合		51
14	神奈川	0177	23244	00	いすゞ自動車健康保険組合		62
13	東　京	0325	23253	00	共栄火災健康保険組合		92
13	東　京	0327	23271	00	キヤノン健康保険組合		39
13	東　京	0329	23290	00	立教学院健康保険組合		71
13	東　京	0330	23305	00	東京片倉健康保険組合		47
13	東　京	0331	23314	00	全農健康保険組合		48
13	東　京	0333	23332	00	法政大学健康保険組合		38
13	東　京	0334	23341	00	三菱瓦斯化学健康保険組合		83
13	東　京	0335	23351	00	酒フーズ健康保険組合		84
12	千　葉	0081	23360	00	ＪＮＣ健康保険組合		36
13	東　京	0338	23388	00	東京医科大学健康保険組合		77
13	東　京	0339	23397	00	文化学園健康保険組合		66
13	東　京	0340	23402	00	東亞合成健康保険組合		17
13	東　京	0341	23411	00	日本航空健康保険組合		72
13	東　京	0343	23430	00	ＳＭＢＣ日興証券グループ健康保険組合		72
13	東　京	0344	23449	00	東京金属事業健康保険組合		43
13	東　京	0345	23458	00	東京都歯科健康保険組合		21
13	東　京	0346	23467	00	日新火災健康保険組合		56
13	東　京	0348	23485	00	住友金属鉱山健康保険組合		67
13	東　京	0349	23494	00	日産化学健康保険組合		26
13	東　京	0350	23500	00	名糖健康保険組合		65
13	東　京	0351	23519	00	ＡＤＥＫＡ健康保険組合		18
14	神奈川	0232	23564	00	労働者健康安全機構健康保険組合		11
13	東　京	0357	23573	00	住宅金融支援機構健康保険組合		91
13	東　京	0358	23582	00	東京薬業健康保険組合		60
13	東　京	0360	23607	00	明治グループ健康保険組合		60
13	東　京	0361	23616	00	関電工健康保険組合		82
13	東　京	0363	23634	00	国際興業健康保険組合		91
13	東　京	0364	23643	00	明治屋健康保険組合		63
13	東　京	0365	23652	00	日本交通健康保険組合		40
13	東　京	0366	23661	00	日活健康保険組合		54
13	東　京	0367	23671	00	東京放送健康保険組合		15
11	埼　玉	0090	23713	00	ホンダ健康保険組合		72
13	東　京	0373	23731	00	日本製鉄健康保険組合		60
14	神奈川	0219	23750	00	ミクニ健康保険組合		57
13	東　京	0378	23787	00	中央ラジオ・テレビ健康保険組合		13
13	東　京	0379	23796	00	日本高速道路健康保険組合		75
13	東　京	0381	23811	00	不二家健康保険組合		94
14	神奈川	0180	23839	00	独立行政法人都市再生機構健康保険組合		90
13	東　京	0937	23848	00	日本ＮＣＲ健康保険組合		3
13	東　京	0385	23857	00	日刊工業新聞社健康保険組合		87

13	東　京	0387	23875	00	リコー三愛グループ健康保険組合		31
22	静　岡	0072	23884	00	巴川コーポレーション健康保険組合		96
13	東　京	0389	23893	00	管工業健康保険組合		44
13	東　京	0392	23927	00	東京都木材産業健康保険組合		91
13	東　京	0393	23936	00	プラチナ萬年筆健康保険組合		31
13	東　京	0394	23945	00	ファイザー健康保険組合		1
13	東　京	0395	23954	00	ソニー健康保険組合		16
27	大　阪	0324	23963	00	毎放健康保険組合		67
13	東　京	0397	23972	00	日本テレビ放送網健康保険組合		40
13	東　京	0399	23991	00	自動車振興会健康保険組合		5
13	東　京	0402	24020	00	日本相撲協会健康保険組合		88
13	東　京	0403	24039	00	日本中央競馬会健康保険組合		1
13	東　京	0404	24048	00	ヤマトグループ健康保険組合		64
13	東　京	0405	24057	00	北越コーポレーション健康保険組合		36
13	東　京	0406	24066	00	ＴＤＫ健康保険組合		51
13	東　京	0407	24075	00	野村證券健康保険組合		50
13	東　京	0408	24084	00	東宝健康保険組合		2
13	東　京	0411	24118	00	三菱ＵＦＪ信託銀行健康保険組合		71
13	東　京	0414	24145	00	協和キリン健康保険組合		64
13	東　京	0416	24163	00	岩崎通信機健康保険組合		12
13	東　京	0417	24172	00	東日本電線工業健康保険組合		62
13	東　京	0418	24181	00	東京自転車健康保険組合		33
13	東　京	0419	24191	00	トーハツ健康保険組合		92
13	東　京	0420	24206	00	中外製薬健康保険組合		9
13	東　京	0421	24215	00	三菱商事健康保険組合		66
13	東　京	0422	24224	00	日清製粉健康保険組合		93
13	東　京	0424	24242	00	ニップン健康保険組合		74
13	東　京	0425	24251	00	電設工業健康保険組合		3
13	東　京	0426	24261	00	ａｚｂｉｌグループ健康保険組合		54
13	東　京	0427	24270	00	東京都自動車整備健康保険組合		18
13	東　京	0428	24289	00	ＤＩＣ健康保険組合		8
13	東　京	0429	24298	00	昭和産業健康保険組合		61
13	東　京	0431	24312	00	帝都自動車健康保険組合		6
13	東　京	0435	24359	00	ジャノメ健康保険組合		72
13	東　京	0436	24368	00	三井物産健康保険組合		14
13	東　京	0437	24377	00	音羽健康保険組合		46
13	東　京	0438	24386	00	三菱電機健康保険組合		31
13	東　京	0442	24429	00	日本甜菜製糖健康保険組合		68
13	東　京	0444	24447	00	飯野健康保険組合		96
13	東　京	0445	24456	00	日本貨物検数健康保険組合		99
13	東　京	0447	24474	00	信越化学健康保険組合		81
13	東　京	0448	24483	00	東京アパレル健康保険組合		59
16	富　山	0034	24492	00	中越パルプ工業健康保険組合		41
13	東　京	0450	24508	00	東京文具販売健康保険組合		53
13	東　京	0451	24517	00	東京文具工業健康保険組合		39
13	東　京	0452	24526	00	東光高岳健康保険組合		59
13	東　京	0454	24544	00	オカモト健康保険組合		35
13	東　京	0455	24553	00	東京トラック事業健康保険組合		78
13	東　京	0456	24562	00	日本アイ・ビー・エム健康保険組合		24
13	東　京	0457	24571	00	日本ゼオン健康保険組合		89
13	東　京	0458	24581	00	帝国ホテル健康保険組合		31
13	東　京	0460	24605	00	志村化工健康保険組合		6
13	東　京	0462	24623	00	東京貨物運送健康保険組合		29
13	東　京	0463	24632	00	関東信用組合連合健康保険組合		39
12	千　葉	0079	24641	00	オエノンホールディングス健康保険組合		43
38	愛　媛	0020	24660	00	帝人グループ健康保険組合		29

13	東　京	0467	24679	00	東ソー関連健康保険組合		51
13	東　京	0470	24702	00	毎日新聞健康保険組合		79
13	東　京	0471	24711	00	産経健康保険組合		95
13	東　京	0472	24721	00	三井化学健康保険組合		23
13	東　京	0985	24776	00	パイオニア健康保険組合		75
13	東　京	0479	24794	00	学研健康保険組合		33
13	東　京	0480	24800	00	博報堂健康保険組合		2
63	東　京	0028	24819	00	エーアンドエーマテリアル健康保険組合		55
13	東　京	0484	24846	00	エーザイ健康保険組合		59
13	東　京	0486	24864	00	ＳＵＢＡＲＵ健康保険組合		30
13	東　京	0487	24873	00	エクシオグループ健康保険組合		95
12	千　葉	0077	24882	00	雇用支援機構健康保険組合		60
13	東　京	0489	24891	00	帝国データバンク健康保険組合		91
13	東　京	0490	24907	00	ニチバン健康保険組合		28
13	東　京	0494	24943	00	東京都家具健康保険組合		65
13	東　京	0495	24952	00	全国硝子業健康保険組合		38
13	東　京	0496	24961	00	石油製品販売健康保険組合		84
13	東　京	0498	24980	00	東京化粧品健康保険組合		82
13	東　京	0500	25000	00	日本冶金工業健康保険組合		32
13	東　京	0502	25028	00	ジブラルタ健康保険組合		38
13	東　京	0503	25037	00	Ｊ－オイルミルズ健康保険組合		77
13	東　京	0505	25055	00	シナネン健康保険組合		66
13	東　京	0506	25064	00	澁澤健康保険組合		70
13	東　京	0507	25073	00	カーリット健康保険組合		87
13	東　京	0508	25082	00	東海カーボン健康保険組合		21
13	東　京	0509	25091	00	倉庫業健康保険組合		51
13	東　京	0510	25107	00	東京都皮革産業健康保険組合		64
13	東　京	0511	25116	00	丸井健康保険組合		11
13	東　京	0512	25125	00	全日本空輸健康保険組合		10
11	埼　玉	0089	25134	00	電興健康保険組合		69
13	東　京	0514	25143	00	三井住友トラストグループ健康保険組合		31
13	東　京	0515	25152	00	日本化学工業健康保険組合		88
13	東　京	0516	25161	00	大沢健康保険組合		60
13	東　京	0517	25171	00	首都高速道路健康保険組合		79
13	東　京	0518	25180	00	全国労働金庫健康保険組合		45
13	東　京	0520	25204	00	パッケージ工業健康保険組合		25
12	千　葉	0047	25213	00	宮地健康保険組合		10
13	東　京	0522	25222	00	アルプス電気健康保険組合		100
13	東　京	0526	25269	00	大正製薬健康保険組合		19
13	東　京	0527	25278	00	太平電業健康保険組合		10
13	東　京	0529	25296	00	Ｕｍｉｏｓ健康保険組合		50
13	東　京	0531	25311	00	立正佼成会健康保険組合		81
13	東　京	0532	25320	00	コムシスホールディングス健康保険組合		34
13	東　京	0533	25339	00	東京都電機健康保険組合		40
13	東　京	0535	25357	00	住友大阪セメント健康保険組合		50
21	岐　阜	0037	25366	00	カヤバ健康保険組合		100
13	東　京	0538	25384	00	東武流通健康保険組合		30
13	東　京	0541	25418	00	ブリヂストン健康保険組合		49
13	東　京	0542	25427	00	日本酸素健康保険組合		91
13	東　京	0543	25436	00	東京製本健康保険組合		82
13	東　京	0545	25454	00	大日精化健康保険組合		65
13	東　京	0546	25463	00	東京ドーム健康保険組合		16
13	東　京	0547	25472	00	日本合板健康保険組合		79
13	東　京	0548	25481	00	ミツウロコ健康保険組合		14
14	神奈川	0178	25506	00	アンリツ健康保険組合		35
13	東　京	0552	25524	00	中村屋健康保険組合		65

13	東　京	0553	25533	00	ＭＳＤ健康保険組合		100
13	東　京	0556	25561	00	タチエス健康保険組合		23
13	東　京	0557	25570	00	ツカモトグループ健康保険組合		68
13	東　京	0558	25589	00	ロジスティード健康保険組合		53
13	東　京	0560	25603	00	パレット健康保険組合		3
13	東　京	0561	25612	00	ＤＯＷＡ健康保険組合		98
22	静　岡	0076	25621	00	芝浦機械健康保険組合		82
13	東　京	0564	25640	00	ＨＯＹＡ健康保険組合		39
13	東　京	0566	25668	00	三井倉庫ホールディングス健康保険組合		79
13	東　京	0978	25677	00	ＤＭ三井製糖グループ健康保険組合		60
13	東　京	0568	25686	00	タムラ製作所健康保険組合		49
13	東　京	0569	25695	00	セントラル硝子健康保険組合		73
13	東　京	0570	25701	00	機缶健康保険組合		53
13	東　京	0571	25710	00	藤田観光健康保険組合		14
13	東　京	0575	25756	00	東京都ニット健康保険組合		26
13	東　京	0576	25765	00	朝日新聞健康保険組合		95
13	東　京	0578	25783	00	東京都報道事業健康保険組合		99
13	東　京	0579	25792	00	でんきテクノロジー健康保険組合		34
11	埼　玉	0058	25826	00	独立行政法人水資源機構健康保険組合		68
13	東　京	0583	25835	00	富士電機健康保険組合		12
13	東　京	0586	25862	00	東京自動車サービス健康保険組合		91
13	東　京	0587	25871	00	フランスベッドグループ健康保険組合		9
13	東　京	0588	25881	00	ミライト・ワン健康保険組合		69
13	東　京	0589	25890	00	印刷製本包装機械健康保険組合		24
13	東　京	0590	25905	00	関東百貨店健康保険組合		3
13	東　京	0591	25914	00	セイコー健康保険組合		13
13	東　京	0592	25923	00	近畿日本ツーリスト健康保険組合		13
12	千　葉	0043	25941	00	横河ブリッジホールディングス健康保険組合		37
13	東　京	0595	25951	00	東京女子医科大学健康保険組合		39
13	東　京	0597	25979	00	日清オイリオグループ健康保険組合		53
13	東　京	0598	25988	00	ニヤクコーポレーション健康保険組合		43
13	東　京	0599	25997	00	日本化薬健康保険組合		17
13	東　京	0600	26008	00	ＮＯＫ健康保険組合		27
13	東　京	0601	26017	00	日揮健康保険組合		52
14	神奈川	0217	26035	00	サクサ健康保険組合		48
13	東　京	0605	26053	00	日本電子健康保険組合		69
13	東　京	0606	26062	00	商船三井健康保険組合		83
13	東　京	0607	26071	00	創聖健康保険組合		85
13	東　京	0609	26090	00	ルックグループ健康保険組合		43
13	東　京	0613	26132	00	佐藤工業健康保険組合		33
13	東　京	0614	26141	00	東京都鉄二健康保険組合		53
13	東　京	0615	26151	00	杏林健康保険組合		64
13	東　京	0617	26179	00	若築建設健康保険組合		76
14	神奈川	0231	26188	00	東日本銀行健康保険組合		68
13	東　京	0619	26197	00	日本電気計器検定所健康保険組合		93
13	東　京	0621	26211	00	東日本プラスチック健康保険組合		77
13	東　京	0624	26249	00	東京機器健康保険組合		17
13	東　京	0625	26258	00	あおぞら銀行健康保険組合		9
13	東　京	0626	26267	00	計機健康保険組合		13
13	東　京	0627	26276	00	全国設計事務所健康保険組合		50
13	東　京	0629	26294	00	ぺんてる健康保険組合		8
13	東　京	0630	26300	00	日本国土開発健康保険組合		80
13	東　京	0631	26319	00	大和製罐健康保険組合		42
13	東　京	0632	26328	00	吉野工業所健康保険組合		9
13	東　京	0633	26337	00	オンワード樫山健康保険組合		8
13	東　京	0635	26355	00	鷺宮健康保険組合		90

13	東　京	0637	26373	00	セメント商工健康保険組合		53
13	東　京	0638	26382	00	東京広告業健康保険組合		97
13	東　京	0639	26391	00	三菱地所健康保険組合		86
13	東　京	0642	26425	00	東洋水産健康保険組合		97
13	東　京	0644	26443	00	ＮＩＰＰＯ健康保険組合		34
13	東　京	0645	26452	00	テルモ健康保険組合		38
13	東　京	0646	26461	00	東京自動車教習所健康保険組合		7
13	東　京	0647	26471	00	東京都金属プレス工業健康保険組合		20
13	東　京	0651	26513	00	スタンレー電気健康保険組合		65
13	東　京	0656	26569	00	伊藤忠連合健康保険組合		62
13	東　京	0657	26578	00	日本ケミコン健康保険組合		58
13	東　京	0658	26587	00	井門エンタープライズ健康保険組合		95
11	埼　玉	0086	26611	00	オリジン健康保険組合		57
13	東　京	0662	26620	00	プリマハム健康保険組合		80
13	東　京	0663	26639	00	セコム健康保険組合		48
13	東　京	0666	26666	00	外国運輸金融健康保険組合		90
13	東　京	0667	26675	00	東和システム健康保険組合		6
13	東　京	0670	26709	00	三菱自動車健康保険組合		12
13	東　京	0673	26736	00	東洋ガラス健康保険組合		68
13	東　京	0674	26745	00	関東めっき健康保険組合		52
13	東　京	0675	26754	00	ＡＬＳＯＫ健康保険組合		10
13	東　京	0676	26763	00	ドッドウェル健康保険組合		38
13	東　京	0678	26781	00	ロッテ健康保険組合		42
13	東　京	0679	26791	00	日本金属健康保険組合		72
14	神奈川	0220	26806	00	スリーエムジャパン健康保険組合		46
13	東　京	0681	26815	00	東京都土木建築健康保険組合		77
13	東　京	0683	26833	00	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合		77
13	東　京	0686	26861	00	東京都洋菓子健康保険組合		2
13	東　京	0687	26870	00	玩具人形健康保険組合		57
13	東　京	0688	26889	00	ヤクルト健康保険組合		40
63	東　京	0001	26898	00	三菱鉛筆健康保険組合		11
14	神奈川	0152	26903	00	黒田精工健康保険組合		84
13	東　京	0691	26912	00	三機工業健康保険組合		64
13	東　京	0692	26921	00	ＢＩＰＲＯＧＹ健康保険組合		51
13	東　京	0693	26931	00	海空運健康保険組合		4
13	東　京	0694	26940	00	東京商工リサーチ健康保険組合		76
13	東　京	0695	26959	00	セブン＆アイ・ホールディングス健康保険組合		6
13	東　京	0696	26968	00	ＭＢＫ連合健康保険組合		60
13	東　京	0697	26977	00	東部ゴム健康保険組合		32
13	東　京	0699	26995	00	コーセー健康保険組合		10
13	東　京	0700	27006	00	日本金型工業健康保険組合		42
13	東　京	0702	27024	00	ミドリ安全健康保険組合		100
13	東　京	0706	27061	00	ＬＩＸＩＬ健康保険組合		95
16	富　山	0031	27070	00	日本重化学工業健康保険組合		38
13	東　京	0708	27089	00	ＳＢＩ新生銀行健康保険組合		26
13	東　京	0709	27098	00	ニューオータニ健康保険組合		77
13	東　京	0710	27103	00	内田洋行健康保険組合		68
13	東　京	0711	27112	00	雪印メグミルク健康保険組合		72
13	東　京	0712	27121	00	日本道路健康保険組合		84
13	東　京	0714	27140	00	日拓健康保険組合		63
13	東　京	0715	27159	00	エービービー健康保険組合		98
13	東　京	0716	27168	00	税務会計監査事務所健康保険組合		69
13	東　京	0718	27186	00	科研製薬健康保険組合		24
13	東　京	0719	27195	00	イマジカ健康保険組合		94
13	東　京	0720	27201	00	農林水産関係法人健康保険組合		92
13	東　京	0721	27210	00	国会議員秘書健康保険組合		98

13	東　京	0724	27247	00	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合		13
13	東　京	0725	27256	00	カシオ健康保険組合		39
13	東　京	0726	27265	00	ニチアス健康保険組合		57
13	東　京	0731	27317	00	日本石油輸送グループ健康保険組合		89
13	東　京	0734	27344	00	ＢＩＪ健康保険組合		97
13	東　京	0735	27353	00	服装健康保険組合		62
13	東　京	0736	27362	00	経済団体健康保険組合		13
14	神奈川	0168	27381	00	アルファ健康保険組合		52
13	東　京	0739	27390	00	荏原健康保険組合		100
13	東　京	0740	27405	00	通信機器産業健康保険組合		8
13	東　京	0741	27414	00	五洋建設健康保険組合		47
13	東　京	0742	27423	00	紀文健康保険組合		88
13	東　京	0744	27441	00	吉原商品健康保険組合		87
13	東　京	0746	27460	00	東京製綱健康保険組合		28
13	東　京	0747	27479	00	産業機械健康保険組合		86
13	東　京	0748	27488	00	日本自動車部品工業健康保険組合		36
13	東　京	0749	27497	00	ＴＳＩホールディングス健康保険組合		43
13	東　京	0750	27502	00	日本情報機器健康保険組合		53
13	東　京	0751	27511	00	大京健康保険組合		36
13	東　京	0752	27521	00	三晃金属工業健康保険組合		90
13	東　京	0753	27530	00	ＧＷＡ健康保険組合		22
14	神奈川	0171	27549	00	ミツトヨ健康保険組合		30
13	東　京	0758	27585	00	東亜道路健康保険組合		29
13	東　京	0759	27594	00	アダストリア健康保険組合		83
13	東　京	0760	27600	00	東京電子機械工業健康保険組合		19
13	東　京	0761	27619	00	測量地質健康保険組合		81
13	東　京	0762	27628	00	長谷工健康保険組合		79
13	東　京	0764	27646	00	経済産業関係法人健康保険組合		42
13	東　京	0765	27655	00	テレビ朝日健康保険組合		10
13	東　京	0766	27664	00	デパート健康保険組合		31
15	新　潟	0000	27664	01	デパート健康保険組合	東日本支部	42
22	静　岡	0000	27664	02	デパート健康保険組合	西日本支部	5
40	福　岡	0140	27673	00	山九健康保険組合		79
13	東　京	0768	27682	00	冨士工健康保険組合		45
13	東　京	0769	27691	00	ミサワホーム健康保険組合		57
16	富　山	0033	27707	00	日本高周波鋼業健康保険組合		30
13	東　京	0771	27716	00	三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合		68
13	東　京	0772	27725	00	ダイヤ連合健康保険組合		69
13	東　京	0773	27734	00	持田製薬健康保険組合		33
13	東　京	0774	27743	00	キユーピー・アヲハタ健康保険組合		59
13	東　京	0775	27752	00	文化シヤッター健康保険組合		37
13	東　京	0777	27771	00	月島機械健康保険組合		11
13	東　京	0778	27780	00	三菱ＵＦＪニコス健康保険組合		68
13	東　京	0779	27799	00	東京都情報サービス産業健康保険組合		16
13	東　京	0780	27804	00	東京都農林漁業団体健康保険組合		73
09	栃　木	0028	27822	00	東京鐵鋼健康保険組合		24
13	東　京	0783	27831	00	日本製鋼所健康保険組合		40
13	東　京	0784	27841	00	住友重機械健康保険組合		27
13	東　京	0788	27887	00	ポーラ・オルビスグループ健康保険組合		82
13	東　京	0790	27901	00	前田道路健康保険組合		100
13	東　京	0791	27911	00	三和ホールディングス健康保険組合		21
13	東　京	0792	27920	00	アクサ生命健康保険組合		31
13	東　京	0795	27957	00	小田急グループ健康保険組合		56
13	東　京	0796	27966	00	リクルート健康保険組合		93
12	千　葉	0046	27975	00	成田国際空港健康保険組合		21
13	東　京	0800	28004	00	パレス健康保険組合		78

13	東　京	0801	28013	00	ジャックス健康保険組合		50
13	東　京	0802	28022	00	全国外食産業ジェフ健康保険組合		56
13	東　京	0805	28050	00	セントラル警備保障健康保険組合		96
13	東　京	0806	28069	00	日本原子力発電健康保険組合		26
13	東　京	0808	28087	00	オリエントコーポレーション健康保険組合		16
13	東　京	0809	28096	00	ＳＣＳＫ健康保険組合		20
13	東　京	0810	28101	00	日本テキサスインスツルメンツ健康保険組合		20
13	東　京	0811	28111	00	日本工営健康保険組合		68
13	東　京	0812	28120	00	サノフィ健康保険組合		74
13	東　京	0813	28139	00	日本旅行健康保険組合		11
13	東　京	0814	28148	00	三菱ＵＦＪ証券グループ健康保険組合		34
13	東　京	0815	28157	00	大塚商会健康保険組合		64
13	東　京	0816	28166	00	サンリオ健康保険組合		72
13	東　京	0817	28175	00	全国信用保証協会健康保険組合		84
13	東　京	0818	28184	00	電子回路健康保険組合		38
13	東　京	0819	28193	00	オリックスグループ健康保険組合		94
12	千　葉	0049	28209	00	富士石油健康保険組合		81
13	東　京	0821	28218	00	マルエツ健康保険組合		39
13	東　京	0824	28245	00	やまと健康保険組合		20
13	東　京	0825	28254	00	ユニマット健康保険組合		34
13	東　京	0826	28263	00	ＡＩＧ健康保険組合		55
13	東　京	0828	28281	00	船場健康保険組合		29
13	東　京	0830	28306	00	アフラック健康保険組合		19
13	東　京	0831	28315	00	東京不動産業健康保険組合		30
13	東　京	0832	28324	00	全国商品取引業健康保険組合		59
13	東　京	0833	28333	00	ＩＨＧ・ＡＮＡホテルズ健康保険組合		52
13	東　京	0835	28351	00	ＴＣＳグループ健康保険組合		96
13	東　京	0836	28361	00	川崎汽船健康保険組合		100
13	東　京	0837	28370	00	関東ＩＴソフトウェア健康保険組合		37
13	東　京	0838	28389	00	日立健康保険組合		30
13	東　京	0839	28398	00	コスモエネルギーグループ健康保険組合		43
13	東　京	0840	28403	00	セントラルスポーツ健康保険組合		88
28	兵　庫	0119	28412	00	本州四国連絡高速道路健康保険組合		84
13	東　京	0842	28421	00	いなげや健康保険組合		27
13	東　京	0843	28431	00	太陽生命健康保険組合		54
13	東　京	0845	28459	00	Ｈ．Ｕ．グループ健康保険組合		8
13	東　京	0846	28468	00	民間放送健康保険組合		60
04	宮　城	0000	28468	01	民間放送健康保険組合	北海道･東北支部	28
34	広　島	0000	28468	02	民間放送健康保険組合	中国･四国支部	78
40	福　岡	0000	28468	03	民間放送健康保険組合	九州支部	82
13	東　京	0850	28501	00	アドバンテスト健康保険組合		68
13	東　京	0851	28510	00	朝信健康保険組合		80
13	東　京	0852	28529	00	シーイーシー健康保険組合		32
13	東　京	0853	28538	00	すかいらーくグループ健康保険組合		77
13	東　京	0854	28547	00	なとり健康保険組合		6
13	東　京	0856	28565	00	日本情報産業健康保険組合		4
13	東　京	0857	28574	00	観光産業健康保険組合		2
14	神奈川	0218	28583	00	ウシオ電機健康保険組合		23
13	東　京	0860	28608	00	東京エレクトロン健康保険組合		86
13	東　京	0861	28617	00	全労済健康保険組合		87
13	東　京	0864	28644	00	三陽商会健康保険組合		54
13	東　京	0866	28662	00	アコム健康保険組合		70
13	東　京	0867	28671	00	ＳＭＢＣコンシューマーファイナンス健康保険組合		95
13	東　京	0869	28690	00	ジェーシービー健康保険組合		18
13	東　京	0870	28705	00	渡辺パイプ健康保険組合		51
13	東　京	0873	28732	00	住友不動産ステップ健康保険組合		26

13	東　京	0874	28741	00	モトローラ健康保険組合		65
13	東　京	0875	28751	00	日本マクドナルド健康保険組合		34
13	東　京	0876	28760	00	ＡＮＡウイングス健康保険組合		14
13	東　京	0878	28788	00	ＫＤＤＩ健康保険組合		54
13	東　京	0879	28797	00	きらぼし銀行健康保険組合		13
13	東　京	0880	28802	00	日本事務器健康保険組合		89
13	東　京	0882	28821	00	ＡＮＡグループ健康保険組合		37
13	東　京	0884	28849	00	システナ健康保険組合		37
13	東　京	0885	28858	00	シティグループ健康保険組合		29
13	東　京	0888	28885	00	オートバックス健康保険組合		27
13	東　京	0889	28894	00	ＮＴＴ健康保険組合		14
13	東　京	0890	28900	00	ジェイアールグループ健康保険組合		49
13	東　京	0891	28919	00	ジェイティ健康保険組合		61
13	東　京	0895	28955	00	ビックカメラ健康保険組合		90
13	東　京	0897	28973	00	日本レストランエンタプライズ健康保険組合		11
13	東　京	0898	28982	00	ＪＲ東海リテイリング・プラス健康保険組合		31
13	東　京	0899	28991	00	フォーラムエンジニアリング健康保険組合		39
13	東　京	0900	29002	00	国際・政策銀健康保険組合		62
13	東　京	0906	29067	00	トーマツ健康保険組合		24
13	東　京	0915	29155	00	グラクソ・スミスクライン健康保険組合		45
13	東　京	0916	29164	00	ひかり健康保険組合		38
13	東　京	0917	29173	00	ローソン健康保険組合		100
13	東　京	0918	29182	00	アクセンチュア健康保険組合		25
13	東　京	0919	29191	00	あずさ健康保険組合		75
13	東　京	0922	29225	00	日本ヒューレット・パッカード健康保険組合		76
13	東　京	0923	29234	00	エイチ・アイ・エス健康保険組合		62
13	東　京	0924	29243	00	ディスコ健康保険組合		44
12	千　葉	0078	29252	00	マツキヨココカラ＆カンパニー健康保険組合		52
13	東　京	0927	29271	00	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合		41
13	東　京	0930	29304	00	ベルシステム２４健康保険組合		63
13	東　京	0931	29313	00	アビーム健康保険組合		98
13	東　京	0935	29350	00	ルネサス健康保険組合		64
13	東　京	0936	29369	00	コスモスイニシアグループ健康保険組合		11
13	東　京	0938	29387	00	全日本理美容健康保険組合		91
13	東　京	0940	29401	00	マルハン健康保険組合		25
13	東　京	0941	29411	00	日研グループ健康保険組合		48
13	東　京	0942	29420	00	ヨドバシカメラ健康保険組合		21
13	東　京	0948	29484	00	ＥＹ　Ｊａｐａｎ健康保険組合		28
13	東　京	0951	29518	00	ＰｗＣ健康保険組合		62
13	東　京	0952	29527	00	サザビーリーグ健康保険組合		26
13	東　京	0953	29536	00	日本年金機構健康保険組合		90
13	東　京	0955	29554	00	メットライフ健康保険組合		55
13	東　京	0957	29572	00	アボット健康保険組合		56
13	東　京	0958	29581	00	オオゼキ健康保険組合		83
13	東　京	0959	29591	00	ＦＲ健康保険組合		1
13	東　京	0964	29642	00	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合		74
13	東　京	0965	29651	00	エイベックス・グループ健康保険組合		94
13	東　京	0967	29670	00	ニトリ健康保険組合		57
63	東　京	0017	29689	00	デル健康保険組合		83
13	東　京	0969	29698	00	ジャパンディスプレイ健康保険組合		52
13	東　京	0970	29703	00	シミックグループ健康保険組合		75
13	東　京	0973	29731	00	デクセリアルズ健康保険組合		8
13	東　京	0974	29740	00	ＧＥ健康保険組合		93
13	東　京	0975	29759	00	ウエスタンデジタルテクノロジーズ健康保険組合		94
13	東　京	0977	29777	00	フューチャーグループ健康保険組合		54
13	東　京	0979	29795	00	大気社グループ健康保険組合		53

13	東　京	0980	29801	00	ＳＵＭＩグループ健康保険組合		87
13	東　京	0981	29810	00	楽天健康保険組合		78
13	東　京	0982	29829	00	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合		60
13	東　京	0983	29838	00	ＧＬＶ健康保険組合		69
13	東　京	0984	29847	00	グーグル健康保険組合		59
13	東　京	0986	29865	00	地域医療振興協会健康保険組合		34
13	東　京	0987	29874	00	日本赤十字社健康保険組合		5
13	東　京	0988	29883	00	マイクロソフト健康保険組合		8
13	東　京	0989	29892	00	ＣＴＣグループ健康保険組合		52
13	東　京	0990	29908	00	ＰＨＣ健康保険組合		88
13	東　京	0991	29917	00	ＺＡＲＡ健康保険組合		60
13	東　京	0992	29926	00	Ｃ＆Ｒグループ健康保険組合		2
13	東　京	0993	29935	00	アマゾンジャパン健康保険組合		51
13	東　京	0994	29944	00	ラディックスグループ健康保険組合		18
13	東　京	0995	29953	00	ヒロセ電機健康保険組合		48
13	東　京	0996	29962	00	ＹＧ健康保険組合		27
63	東　京	0002	30026	00	セラクグループ健康保険組合		34
63	東　京	0003	30035	00	ＥＡファーマ健康保険組合		95
63	東　京	0004	30044	00	フィリップス・ジャパン健康保険組合		83
63	東　京	0005	30053	00	トラスコ中山健康保険組合		47
63	東　京	0006	30062	00	ＩＱＶＩＡグループ健康保険組合		42
63	東　京	0007	30071	00	パーソルキャリア健康保険組合		39
63	東　京	0008	30081	00	がん研究会健康保険組合		3
63	東　京	0009	30090	00	住友不動産健康保険組合		100
63	東　京	0011	30114	00	マーキュリー健康保険組合		20
63	東　京	0012	30123	00	Ｗｏｒｋｓ　Ｈｕｍａｎ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ健康保険組合		70
63	東　京	0013	30132	00	ＦＷＤ生命保険健康保険組合		79
63	東　京	0014	30141	00	ボッシュホームコンフォートジャパン健康保険組合		64
63	東　京	0015	30151	00	エンターテイメント健康保険組合		83
63	東　京	0016	30160	00	キオクシア健康保険組合		52
63	東　京	0018	30188	00	ベイカレント健康保険組合		30
63	東　京	0019	30197	00	セールスフォース健康保険組合		61
63	東　京	0020	30202	00	アルプス技研グループ健康保険組合		55
63	東　京	0021	30211	00	日本Ｍ＆Ａセンターグループ健康保険組合		77
63	東　京	0022	30221	00	メドトロニック健康保険組合		88
63	東　京	0023	30230	00	ＪＥＲＡ健康保険組合		8
63	東　京	0024	30249	00	日立建機健康保険組合		99
63	東　京	0025	30258	00	プロテリアル健康保険組合		22
63	東　京	0026	30267	00	日清食品グループ健康保険組合		56
63	東　京	0027	30276	00	ＶＣスタートアップ健康保険組合		75
63	東　京	0029	30294	00	ブリストル・マイヤーズ　スクイブ健康保険組合		38
63	東　京	0030	30300	00	国立健康危機管理研究機構健康保険組合		87
63	東　京	0031	30319	00	サイバーエージェント健康保険組合		60
63	東　京	0032	30328	00	メルカリ健康保険組合		87
63	東　京	0035	30355	00	Ｍ３健康保険組合		76
63	東　京	0036	30364	00	ＧＭＯ健康保険組合		26
08	茨　城	0004	40043	00	工機ホールディングス健康保険組合		78
08	茨　城	0011	40113	00	常陽銀行健康保険組合		15
08	茨　城	0018	40187	00	原子力健康保険組合		28
08	茨　城	0026	40266	00	茨城県自動車販売健康保険組合		56
08	茨　城	0028	40284	00	筑波銀行健康保険組合		54
08	茨　城	0031	40318	00	茨城県農協健康保険組合		87
08	茨　城	0034	40345	00	カスミ健康保険組合		93
09	栃　木	0010	41102	00	足利銀行健康保険組合		31
09	栃　木	0015	41158	00	アキレス健康保険組合		27
09	栃　木	0021	41219	00	栃木銀行健康保険組合		79

09	栃　木	0023	41237	00	栃木県農協健康保険組合		62
09	栃　木	0025	41255	00	栃木トヨペットグループ健康保険組合		67
09	栃　木	0026	41264	00	栃木県トラック健康保険組合		32
09	栃　木	0027	41273	00	レオン自動機健康保険組合		41
63	東　京	0034	41450	00	カルビー健康保険組合		34
10	群　馬	0009	42095	00	群馬銀行健康保険組合		8
10	群　馬	0012	42129	00	群馬県農業団体健康保険組合		32
10	群　馬	0014	42147	00	太陽誘電健康保険組合		2
13	東　京	0823	42174	00	リケンテクノス健康保険組合		5
10	群　馬	0018	42183	00	東和銀行健康保険組合		90
10	群　馬	0019	42192	00	関東いすゞ健康保険組合		46
10	群　馬	0022	42226	00	群馬県自動車販売健康保険組合		44
10	群　馬	0023	42235	00	北関東しんきん健康保険組合		85
10	群　馬	0024	42244	00	ミツバ健康保険組合		32
10	群　馬	0025	42253	00	サンデン健康保険組合		93
10	群　馬	0026	42262	00	ベイシアグループ健康保険組合		30
11	埼　玉	0002	43020	00	日本信号健康保険組合		42
11	埼　玉	0005	43057	00	ＵＤトラックス健康保険組合		89
11	埼　玉	0009	43093	00	リケンＮＰＲ健康保険組合		21
11	埼　玉	0012	43127	00	川口工業健康保険組合		9
11	埼　玉	0014	43145	00	新電元工業健康保険組合		9
11	埼　玉	0021	43215	00	ボッシュ健康保険組合		56
11	埼　玉	0022	43224	00	サイボー健康保険組合		59
11	埼　玉	0024	43242	00	曙ブレーキ工業健康保険組合		17
11	埼　玉	0026	43261	00	埼玉機械工業健康保険組合		62
11	埼　玉	0027	43270	00	山昭健康保険組合		59
11	埼　玉	0028	43289	00	リズム健康保険組合		48
11	埼　玉	0029	43298	00	藤倉コンポジット健康保険組合		32
11	埼　玉	0030	43303	00	サンケン電気健康保険組合		93
11	埼　玉	0031	43312	00	武蔵野銀行健康保険組合		12
11	埼　玉	0036	43368	00	科学技術健康保険組合		73
11	埼　玉	0039	43395	00	さいしん健康保険組合		57
11	埼　玉	0040	43401	00	埼玉県農協健康保険組合		81
11	埼　玉	0044	43447	00	マーレ健康保険組合		38
11	埼　玉	0045	43456	00	埼玉県金属加工健康保険組合		86
11	埼　玉	0046	43465	00	埼玉県建設業健康保険組合		71
11	埼　玉	0049	43492	00	ニシウミグループ健康保険組合		42
11	埼　玉	0050	43508	00	埼玉しんきん健康保険組合		39
11	埼　玉	0051	43517	00	埼玉県医師会健康保険組合		26
11	埼　玉	0085	43855	00	ＴＭＧ健康保険組合		32
12	千　葉	0001	44019	00	キッコーマン健康保険組合		45
12	千　葉	0003	44037	00	ヤマサ健康保険組合		58
12	千　葉	0004	44046	00	ヒゲタ健康保険組合		7
12	千　葉	0011	44116	00	千葉銀行健康保険組合		79
12	千　葉	0013	44134	00	千葉県医業健康保険組合		36
12	千　葉	0074	44152	00	イチカワ健康保険組合		20
13	東　京	0908	44161	00	山崎製パン健康保険組合		32
12	千　葉	0019	44199	00	勝又健康保険組合		78
12	千　葉	0020	44204	00	京葉銀行健康保険組合		28
12	千　葉	0021	44213	00	千葉県機械金属健康保険組合		41
12	千　葉	0023	44231	00	双葉電子健康保険組合		81
12	千　葉	0024	44241	00	千葉興業銀行健康保険組合		2
12	千　葉	0025	44250	00	千葉県自動車販売整備健康保険組合		58
12	千　葉	0026	44269	00	千葉トヨタ健康保険組合		87
12	千　葉	0027	44278	00	千葉県農協健康保険組合		40
12	千　葉	0028	44287	00	君津製鉄所関連健康保険組合		45

12	千　葉	0031	44311	00	千葉県しんきん健康保険組合		15
12	千　葉	0032	44320	00	千葉県日産自動車健康保険組合		70
12	千　葉	0034	44348	00	千葉県建設業健康保険組合		48
12	千　葉	0036	44366	00	千葉県食品製造健康保険組合		34
12	千　葉	0037	44375	00	京葉ガス健康保険組合		88
12	千　葉	0039	44393	00	千葉県トラック健康保険組合		62
12	千　葉	0041	44418	00	オリエンタルランド健康保険組合		80
12	千　葉	0042	44427	00	亀田総合病院健康保険組合		26
13	東　京	0949	45026	00	味の素健康保険組合		23
14	神奈川	0008	45081	00	デイ・シイ健康保険組合		43
14	神奈川	0019	45197	00	日産自動車健康保険組合		20
14	神奈川	0024	45249	00	富士フイルムグループ健康保険組合		58
14	神奈川	0025	45258	00	富士通健康保険組合		26
14	神奈川	0026	45267	00	三菱化工機健康保険組合		22
14	神奈川	0032	45328	00	京三製作所健康保険組合		29
14	神奈川	0036	45364	00	神奈川運輸業健康保険組合		29
13	東　京	0960	45434	00	東京機械健康保険組合		64
14	神奈川	0234	45587	00	ＪＶＣケンウッド健康保険組合		84
14	神奈川	0062	45620	00	ＳＷＣＣ健康保険組合		30
14	神奈川	0067	45675	00	横浜港湾健康保険組合		40
14	神奈川	0068	45684	00	横浜銀行健康保険組合		50
13	東　京	0776	45727	00	小松製作所健康保険組合		71
14	神奈川	0073	45736	00	日本飛行機健康保険組合		86
14	神奈川	0077	45772	00	横浜港運健康保険組合		70
14	神奈川	0078	45781	00	神奈川県医療従事者健康保険組合		47
14	神奈川	0079	45791	00	神奈川県協同健康保険組合		93
04	宮　城	0039	45824	00	トヨタ自動車東日本健康保険組合		15
14	神奈川	0084	45842	00	日本発条健康保険組合		43
14	神奈川	0092	45921	00	東洋電機健康保険組合		84
14	神奈川	0093	45931	00	神奈川県鉄工業健康保険組合		89
14	神奈川	0098	45986	00	プレス工業健康保険組合		57
14	神奈川	0101	46015	00	神奈川鉄鋼産業健康保険組合		77
14	神奈川	0102	46024	00	トヨタウエインズグループ健康保険組合		28
14	神奈川	0104	46042	00	不二サッシ健康保険組合		52
13	東　京	0863	46051	00	東亜建設工業健康保険組合		17
14	神奈川	0109	46098	00	神奈川県自動車販売健康保険組合		75
14	神奈川	0111	46112	00	神奈川県石油業健康保険組合		79
14	神奈川	0113	46131	00	東芝健康保険組合		57
14	神奈川	0114	46140	00	日新健康保険組合		20
14	神奈川	0115	46159	00	ゼネラル健康保険組合		16
27	大　阪	0344	46168	00	中山鋼業健康保険組合		67
14	神奈川	0233	46186	00	オカムラグループ健康保険組合		85
14	神奈川	0119	46195	00	市光工業健康保険組合		98
14	神奈川	0122	46229	00	ＫＴグループ健康保険組合		26
14	神奈川	0123	46238	00	アツギ健康保険組合		12
14	神奈川	0124	46247	00	神奈川県電設健康保険組合		72
12	千　葉	0080	46274	00	バンテック健康保険組合		91
14	神奈川	0128	46283	00	上野グループ健康保険組合		23
14	神奈川	0130	46308	00	油研健康保険組合		42
14	神奈川	0131	46317	00	神奈川県自動車整備健康保険組合		2
14	神奈川	0133	46335	00	東プレ健康保険組合		31
14	神奈川	0134	46344	00	アマダ健康保険組合		25
14	神奈川	0136	46362	00	神奈川県建設業健康保険組合		64
14	神奈川	0138	46381	00	ゼロ健康保険組合		11
14	神奈川	0139	46390	00	神奈川県機器健康保険組合		34
13	東　京	0962	46405	00	日本コロムビア健康保険組合		19

14	神奈川	0141	46414	00	神奈川県管工事業健康保険組合		56
14	神奈川	0144	46441	00	神奈川県電子電気機器健康保険組合		14
14	神奈川	0146	46460	00	神奈川県プラスチック事業健康保険組合		13
26	京　都	0057	46497	00	京セラ健康保険組合		21
14	神奈川	0154	46549	00	河西工業健康保険組合		28
14	神奈川	0156	46567	00	首都圏デジタル産業健康保険組合		45
14	神奈川	0157	46576	00	丸全昭和運輸健康保険組合		91
14	神奈川	0159	46594	00	神奈川県食品製造健康保険組合		12
14	神奈川	0160	46600	00	東京応化工業健康保険組合		44
14	神奈川	0161	46619	00	アルバック健康保険組合		13
14	神奈川	0228	46628	00	ニフコ健康保険組合		21
14	神奈川	0164	46646	00	ナイスグループ健康保険組合		63
14	神奈川	0165	46655	00	古河電池健康保険組合		40
14	神奈川	0166	46664	00	旭ファイバーグラス健康保険組合		8
14	神奈川	0179	46799	00	富士ソフト健康保険組合		87
14	神奈川	0225	47254	00	マクニカ健康保険組合		66
14	神奈川	0230	47306	00	ＪＭＡ健康保険組合		80
15	新　潟	0002	48021	00	デンカ健康保険組合		26
14	神奈川	0229	48049	00	レイズネクスト健康保険組合		24
15	新　潟	0009	48094	00	ツガミ健康保険組合		81
15	新　潟	0019	48191	00	新潟臨港健康保険組合		93
15	新　潟	0021	48216	00	第四北越銀行健康保険組合		77
15	新　潟	0024	48243	00	新潟県農業団体健康保険組合		68
15	新　潟	0030	48304	00	大光銀行健康保険組合		8
15	新　潟	0032	48322	00	新潟トヨタ自動車健康保険組合		94
15	新　潟	0037	48378	00	コロナ健康保険組合		84
15	新　潟	0038	48387	00	日本精機健康保険組合		17
15	新　潟	0039	48396	00	植木組健康保険組合		84
15	新　潟	0040	48401	00	ビー・エス・エヌ健康保険組合		48
15	新　潟	0041	48411	00	直江津電子健康保険組合		54
16	富　山	0005	49056	00	広貫堂健康保険組合		78
16	富　山	0013	49135	00	北陸銀行健康保険組合		41
16	富　山	0015	49153	00	北陸電力健康保険組合		4
16	富　山	0017	49171	00	富山地方鉄道健康保険組合		77
16	富　山	0018	49181	00	北陸電気工事健康保険組合		12
16	富　山	0019	49190	00	不二越健康保険組合		69
16	富　山	0020	49205	00	ＹＫＫ健康保険組合		93
16	富　山	0023	49232	00	三協・立山健康保険組合		67
16	富　山	0024	49241	00	日本カーバイド工業健康保険組合		96
16	富　山	0025	49251	00	富山第一銀行健康保険組合		89
16	富　山	0026	49260	00	富山県自動車販売店健康保険組合		89
16	富　山	0028	49288	00	ＴＩＳインテックグループ健康保険組合		69
16	富　山	0029	49297	00	ゴールドウイン健康保険組合		96
16	富　山	0030	49302	00	北陸電気工業健康保険組合		41
17	石　川	0006	50061	00	ＣＣＩグループ健康保険組合		38
17	石　川	0007	50070	00	北陸鉄道健康保険組合		89
17	石　川	0010	50103	00	津田駒工業健康保険組合		33
17	石　川	0011	50112	00	石川県自動車販売店健康保険組合		60
17	石　川	0012	50121	00	小松マテーレ健康保険組合		63
17	石　川	0014	50140	00	北陸地区信用金庫健康保険組合		78
17	石　川	0016	50168	00	北國新聞健康保険組合		43
17	石　川	0017	50177	00	澁谷工業健康保険組合		85
17	石　川	0018	50186	00	北陸情報産業健康保険組合		88
17	石　川	0024	50247	00	けいじゅ健康保険組合		58
18	福　井	0001	51013	00	セーレン健康保険組合		96
18	福　井	0005	51050	00	福井銀行健康保険組合		58

18	福　井	0007	51078	00	福井県自動車販売整備健康保険組合		94
18	福　井	0008	51087	00	サカイ健康保険組合		74
18	福　井	0009	51096	00	福井県機械工業健康保険組合		89
18	福　井	0011	51111	00	三谷健康保険組合		96
19	山　梨	0001	52011	00	山梨中央銀行健康保険組合		69
19	山　梨	0006	52067	00	山梨県自動車販売整備健康保険組合		62
19	山　梨	0009	52094	00	山日ＹＢＳ健康保険組合		48
19	山　梨	0014	52146	00	ファナック健康保険組合		74
20	長　野	0007	53074	00	八十二グループ健康保険組合		13
20	長　野	0009	53092	00	長野県農業協同組合健康保険組合		49
20	長　野	0015	53153	00	法令出版健康保険組合		65
20	長　野	0018	53181	00	信濃毎日新聞健康保険組合		93
20	長　野	0019	53190	00	長野県機械金属健康保険組合		36
26	京　都	0065	53214	00	ニデック健康保険組合		29
20	長　野	0022	53223	00	ＫＯＡ健康保険組合		24
20	長　野	0026	53260	00	長野県自動車販売店健康保険組合		3
20	長　野	0027	53279	00	ミネベアミツミ健康保険組合		72
20	長　野	0028	53288	00	甲信越しんきん健康保険組合		26
20	長　野	0029	53297	00	チノン健康保険組合		57
20	長　野	0031	53311	00	甲信越信用組合健康保険組合		48
20	長　野	0032	53321	00	北野建設健康保険組合		73
20	長　野	0033	53330	00	マルイチ健康保険組合		91
20	長　野	0034	53349	00	キッセイ健康保険組合		92
20	長　野	0036	53367	00	長野県卸商業団地健康保険組合		40
20	長　野	0037	53376	00	日東光学健康保険組合		84
20	長　野	0038	53385	00	エプソン健康保険組合		8
21	岐　阜	0011	54115	00	十六フィナンシャルグループ健康保険組合		87
21	岐　阜	0012	54124	00	イビデン健康保険組合		3
21	岐　阜	0013	54133	00	大垣共立銀行健康保険組合		80
21	岐　阜	0019	54198	00	岐阜繊維健康保険組合		80
21	岐　阜	0024	54240	00	岐阜信用金庫健康保険組合		62
21	岐　阜	0026	54268	00	関ケ原石材健康保険組合		42
21	岐　阜	0028	54286	00	岐阜県自動車販売健康保険組合		29
21	岐　阜	0033	54338	00	三岐しんきん健康保険組合		100
21	岐　阜	0034	54347	00	岐阜県プラスチック事業健康保険組合		95
21	岐　阜	0036	54365	00	中部アイティ産業健康保険組合		86
22	静　岡	0007	55071	00	ヤマハ健康保険組合		64
22	静　岡	0009	55099	00	スズキ健康保険組合		96
22	静　岡	0010	55104	00	エンシュウ健康保険組合		39
22	静　岡	0012	55122	00	静岡県農業団体健康保険組合		9
22	静　岡	0015	55150	00	しずおかフィナンシャルグループ健康保険組合		86
22	静　岡	0022	55220	00	静岡鉄道健康保険組合		59
22	静　岡	0026	55266	00	特種東海健康保険組合		42
22	静　岡	0032	55327	00	スルガ銀行健康保険組合		99
22	静　岡	0033	55336	00	鈴与健康保険組合		69
22	静　岡	0035	55354	00	河合楽器健康保険組合		16
22	静　岡	0036	55363	00	マーレエレクトリック健康保険組合		40
22	静　岡	0038	55381	00	旭テック健康保険組合		40
22	静　岡	0039	55391	00	静岡中央銀行健康保険組合		11
22	静　岡	0042	55424	00	静岡県西部機械工業健康保険組合		82
22	静　岡	0043	55433	00	静岡県東部機械工業健康保険組合		79
22	静　岡	0044	55442	00	フジ日本健康保険組合		59
22	静　岡	0045	55451	00	報徳同栄健康保険組合		49
22	静　岡	0048	55489	00	矢崎健康保険組合		67
22	静　岡	0049	55498	00	ノダ健康保険組合		29
22	静　岡	0050	55503	00	静岡県信用金庫健康保険組合		14

22	静　岡	0051	55512	00	スクロール健康保険組合		89
22	静　岡	0053	55531	00	静岡県石油健康保険組合		23
22	静　岡	0054	55540	00	静岡県中部機械工業健康保険組合		42
22	静　岡	0055	55559	00	静岡県自動車販売健康保険組合		70
14	神奈川	0221	55568	00	ユニプレス健康保険組合		70
22	静　岡	0057	55577	00	静岡県トラック運送健康保険組合		7
22	静　岡	0058	55586	00	静岡県自動車整備健康保険組合		37
22	静　岡	0060	55601	00	静岡県電気工事業健康保険組合		45
22	静　岡	0062	55629	00	静岡県金属工業健康保険組合		80
22	静　岡	0063	55638	00	三保造船健康保険組合		16
22	静　岡	0065	55656	00	製紙工業健康保険組合		23
22	静　岡	0066	55665	00	矢崎化工健康保険組合		41
22	静　岡	0067	55674	00	清水銀行健康保険組合		54
22	静　岡	0068	55683	00	静岡新聞放送健康保険組合		81
14	神奈川	0222	55708	00	丸八真綿健康保険組合		15
22	静　岡	0071	55717	00	エム・オー・エー健康保険組合		7
22	静　岡	0073	55735	00	ホトニクス・グループ健康保険組合		100
22	静　岡	0075	55753	00	聖隷健康保険組合		66
23	愛　知	0001	56014	00	ノリタケグループ健康保険組合		58
23	愛　知	0003	56032	00	日本ガイシ健康保険組合		32
23	愛　知	0006	56060	00	豊和工業健康保険組合		15
23	愛　知	0009	56097	00	デンソー健康保険組合		33
23	愛　知	0014	56149	00	日本車輌健康保険組合		20
23	愛　知	0024	56246	00	近藤紡績健康保険組合		13
23	愛　知	0029	56291	00	愛知時計電機健康保険組合		53
23	愛　知	0030	56307	00	三龍社健康保険組合		5
23	愛　知	0038	56380	00	豊田自動織機健康保険組合		100
23	愛　知	0040	56404	00	大同特殊鋼健康保険組合		7
23	愛　知	0042	56422	00	名古屋鉄道健康保険組合		24
23	愛　知	0045	56450	00	トヨタ自動車健康保険組合		29
23	愛　知	0046	56469	00	オークマ健康保険組合		56
23	愛　知	0048	56487	00	興和健康保険組合		11
23	愛　知	0049	56496	00	ＵＡＣＪ健康保険組合		15
23	愛　知	0051	56511	00	愛知製鋼健康保険組合		82
23	愛　知	0052	56520	00	ナオリ健康保険組合		22
23	愛　知	0056	56566	00	日本特殊陶業健康保険組合		91
13	東　京	0912	56575	00	ダイドーリミテッド健康保険組合		47
23	愛　知	0066	56663	00	名古屋港湾健康保険組合		68
23	愛　知	0068	56681	00	トヨタ車体健康保険組合		46
23	愛　知	0069	56691	00	愛知県農協健康保険組合		21
23	愛　知	0071	56715	00	中日新聞社健康保険組合		38
23	愛　知	0080	56803	00	ブラザー健康保険組合		6
23	愛　知	0081	56812	00	トヨタ紡織健康保険組合		18
23	愛　知	0082	56821	00	アイシン健康保険組合		74
23	愛　知	0086	56868	00	中部電力健康保険組合		88
23	愛　知	0089	56895	00	東邦ガス健康保険組合		28
23	愛　知	0090	56901	00	トヨタ販売連合健康保険組合		97
23	愛　知	0095	56956	00	トーエネック健康保険組合		88
23	愛　知	0096	56965	00	豊島健康保険組合		5
21	岐　阜	0035	56974	00	日興毛織健康保険組合		1
23	愛　知	0098	56983	00	名古屋銀行健康保険組合		59
23	愛　知	0099	56992	00	あいちフィナンシャルグループ健康保険組合		87
23	愛　知	0100	57003	00	名古屋薬業健康保険組合		62
23	愛　知	0101	57012	00	中部日本放送健康保険組合		40
23	愛　知	0104	57040	00	名古屋木材健康保険組合		61
23	愛　知	0108	57086	00	ＡＴグループ健康保険組合		88

23	愛　知	0110	57101	00	豊田合成健康保険組合		31
23	愛　知	0114	57147	00	石塚硝子健康保険組合		19
23	愛　知	0121	57217	00	愛知県信用金庫健康保険組合		72
23	愛　知	0122	57226	00	名古屋文具紙製品健康保険組合		73
23	愛　知	0123	57235	00	愛知電機健康保険組合		59
23	愛　知	0125	57253	00	東海マツダ販売健康保険組合		16
23	愛　知	0126	57262	00	ＮＤＳ健康保険組合		33
23	愛　知	0127	57271	00	中部鋼鈑健康保険組合		14
23	愛　知	0128	57281	00	東海地区石油業健康保険組合		30
23	愛　知	0131	57314	00	愛知県トラック事業健康保険組合		59
23	愛　知	0132	57323	00	ＮＴＰグループ健康保険組合		16
23	愛　知	0133	57332	00	岡谷鋼機健康保険組合		73
23	愛　知	0134	57341	00	住友理工健康保険組合		39
23	愛　知	0136	57360	00	フジパングループ健康保険組合		15
23	愛　知	0137	57379	00	愛知紙商健康保険組合		12
23	愛　知	0138	57388	00	シキシマパン健康保険組合		29
23	愛　知	0139	57397	00	イノアック健康保険組合		21
23	愛　知	0140	57402	00	豊田通商健康保険組合		60
23	愛　知	0141	57411	00	愛知陸運健康保険組合		62
23	愛　知	0142	57421	00	ＣＫＤ健康保険組合		52
23	愛　知	0143	57430	00	愛知県自動車販売健康保険組合		64
23	愛　知	0145	57458	00	新東工業健康保険組合		65
23	愛　知	0146	57467	00	フタバ産業健康保険組合		93
23	愛　知	0147	57476	00	愛三工業健康保険組合		35
23	愛　知	0148	57485	00	大同メタル健康保険組合		67
23	愛　知	0149	57494	00	ユニーグループ健康保険組合		27
23	愛　知	0150	57500	00	カゴメ健康保険組合		14
23	愛　知	0152	57528	00	東海放送健康保険組合		82
23	愛　知	0154	57546	00	トヨタ関連部品健康保険組合		95
23	愛　知	0155	57555	00	愛鉄連健康保険組合		27
23	愛　知	0156	57564	00	リンナイ健康保険組合		43
23	愛　知	0157	57573	00	スズケン健康保険組合		90
23	愛　知	0158	57582	00	カリモク健康保険組合		63
23	愛　知	0159	57591	00	マキタ健康保険組合		39
13	東　京	0896	57634	00	メイテック健康保険組合		48
23	愛　知	0164	57643	00	アペックス健康保険組合		17
23	愛　知	0165	57652	00	めいらくグループ健康保険組合		6
23	愛　知	0166	57661	00	キクチ健康保険組合		53
23	愛　知	0167	57671	00	サーラグループ健康保険組合		64
23	愛　知	0168	57680	00	しんくみ東海北陸健康保険組合		74
23	愛　知	0169	57699	00	小島健康保険組合		33
23	愛　知	0171	57713	00	ＦＵＪＩ健康保険組合		70
23	愛　知	0173	57731	00	ヤマザキマザック健康保険組合		76
13	東　京	0872	57750	00	大東建託健康保険組合		59
23	愛　知	0176	57769	00	愛知県情報サービス産業健康保険組合		18
23	愛　知	0180	57801	00	ケー・ティー・シーグループ健康保険組合		9
23	愛　知	0184	57848	00	愛知県医療健康保険組合		66
23	愛　知	0185	57857	00	リゾートトラスト健康保険組合		93
23	愛　知	0186	57866	00	サンゲツ健康保険組合		62
23	愛　知	0187	57875	00	ネクステージグループ健康保険組合		24
23	愛　知	0188	57884	00	トーテックグループ健康保険組合		72
23	愛　知	0189	57893	00	トップグループ健康保険組合		67
24	三　重	0005	59055	00	三重交通健康保険組合		85
24	三　重	0013	59134	00	百五銀行健康保険組合		35
24	三　重	0016	59161	00	シンフォニアテクノロジー健康保険組合		29
24	三　重	0017	59171	00	三十三フィナンシャルグループ健康保険組合		14

24	三　重	0018	59180	00	日本トランスシティ健康保険組合		98
24	三　重	0020	59204	00	ＪＳＲ健康保険組合		49
24	三　重	0022	59222	00	三重県自動車販売健康保険組合		58
24	三　重	0024	59241	00	三重県農協健康保険組合		33
27	大　阪	0001	60014	00	住友電気工業健康保険組合		56
27	大　阪	0003	60032	00	東洋アルミニウム健康保険組合		33
27	大　阪	0015	60158	00	シキボウ健康保険組合		50
27	大　阪	0016	60167	00	ユニチカ健康保険組合		29
27	大　阪	0028	60282	00	東洋紡健康保険組合		39
27	大　阪	0366	60352	00	住友化学健康保険組合		77
27	大　阪	0044	60441	00	森下仁丹健康保険組合		22
27	大　阪	0053	60539	00	クボタ健康保険組合		62
13	東　京	0929	60548	00	ユアサ健康保険組合		76
27	大　阪	0056	60566	00	中山製鋼所健康保険組合		51
27	大　阪	0058	60584	00	阪急阪神健康保険組合		74
27	大　阪	0061	60618	00	ダイセル健康保険組合		83
27	大　阪	0065	60654	00	近畿車輛健康保険組合		39
27	大　阪	0067	60672	00	パナソニック健康保険組合		88
27	大　阪	0073	60733	00	ダイキン工業健康保険組合		55
27	大　阪	0077	60770	00	ダイワボウ健康保険組合		65
27	大　阪	0084	60840	00	大阪港湾健康保険組合		9
23	愛　知	0190	60877	00	ジェイテクト健康保険組合		41
27	大　阪	0089	60895	00	武田薬品健康保険組合		29
27	大　阪	0093	60938	00	Ｊ．フロント健康保険組合		56
27	大　阪	0094	60947	00	水産連合健康保険組合		37
27	大　阪	0102	61021	00	野村健康保険組合		43
27	大　阪	0109	61095	00	大阪瓦斯健康保険組合		49
27	大　阪	0112	61129	00	塩野義健康保険組合		76
27	大　阪	0114	61147	00	近畿日本鉄道健康保険組合		69
27	大　阪	0116	61165	00	日本生命健康保険組合		61
27	大　阪	0120	61208	00	住友生命健康保険組合		6
26	京　都	0061	61217	00	椿本チエイン健康保険組合		55
27	大　阪	0122	61226	00	鴻池健康保険組合		84
27	大　阪	0123	61235	00	住友商事健康保険組合		9
27	大　阪	0124	61244	00	南海電気鉄道健康保険組合		95
27	大　阪	0126	61262	00	クラシエ健康保険組合		38
27	大　阪	0127	61271	00	東淀川健康保険組合		65
27	大　阪	0128	61281	00	田辺ファーマ健康保険組合		51
27	大　阪	0129	61290	00	住友ファーマ健康保険組合		53
27	大　阪	0135	61351	00	伊藤忠健康保険組合		62
27	大　阪	0136	61360	00	りそな健康保険組合		90
27	大　阪	0137	61379	00	京阪グループ健康保険組合		20
27	大　阪	0138	61388	00	カネカ健康保険組合		13
27	大　阪	0140	61402	00	日本板硝子健康保険組合		63
13	東　京	0921	61421	00	双日健康保険組合		5
13	東　京	0932	61430	00	丸紅健康保険組合		40
27	大　阪	0148	61485	00	関西電力健康保険組合		55
27	大　阪	0155	61555	00	クラレ健康保険組合		11
27	大　阪	0158	61582	00	サンヨー連合健康保険組合		19
14	神奈川	0176	61607	00	そごう・西武健康保険組合		71
27	大　阪	0162	61625	00	大阪読売健康保険組合		63
24	三　重	0025	61634	00	石原産業健康保険組合		48
27	大　阪	0164	61643	00	栗本鐵工健康保険組合		51
27	大　阪	0165	61652	00	ダイハツ健康保険組合		86
27	大　阪	0167	61671	00	大阪ニット健康保険組合		18
27	大　阪	0169	61699	00	大阪織物商健康保険組合		48

28	兵　庫	0123	61750	00	ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ健康保険組合		70
27	大　阪	0176	61769	00	きんでん健康保険組合		99
27	大　阪	0177	61778	00	ヤンマー健康保険組合		40
27	大　阪	0178	61787	00	サンスター健康保険組合		67
27	大　阪	0180	61801	00	電線工業健康保険組合		100
27	大　阪	0183	61839	00	しんくみ関西健康保険組合		15
27	大　阪	0185	61857	00	日本ペイント健康保険組合		36
27	大　阪	0186	61866	00	大阪紙商健康保険組合		93
45	宮　崎	0007	61875	00	センコー健康保険組合		28
27	大　阪	0190	61909	00	ダイハツ系連合健康保険組合		10
27	大　阪	0193	61936	00	シャープ健康保険組合		47
27	大　阪	0194	61945	00	セキスイ健康保険組合		25
27	大　阪	0195	61954	00	日東電工健康保険組合		33
27	大　阪	0197	61972	00	大阪府信用金庫健康保険組合		90
27	大　阪	0198	61981	00	サントリー健康保険組合		16
27	大　阪	0199	61991	00	大阪薬業健康保険組合		82
26	京　都	0000	61991	01	大阪薬業健康保険組合	京都支部	66
28	兵　庫	0000	61991	02	大阪薬業健康保険組合	神戸支部	57
27	大　阪	0200	62001	00	ダイヘン健康保険組合		12
27	大　阪	0201	62011	00	蝶理健康保険組合		58
27	大　阪	0203	62039	00	住友倉庫健康保険組合		6
27	大　阪	0204	62048	00	日本触媒健康保険組合		7
27	大　阪	0206	62066	00	大阪自転車健康保険組合		14
27	大　阪	0210	62109	00	カナデビア健康保険組合		51
27	大　阪	0212	62127	00	西日本パッケージング健康保険組合		25
25	滋　賀	0023	62136	00	富士車輌健康保険組合		5
27	大　阪	0215	62154	00	大阪自動車販売店健康保険組合		90
27	大　阪	0217	62172	00	大和ハウス工業健康保険組合		68
27	大　阪	0219	62191	00	岩谷産業健康保険組合		75
27	大　阪	0220	62206	00	ダイダン健康保険組合		62
27	大　阪	0221	62215	00	合同製鐵健康保険組合		84
27	大　阪	0222	62224	00	長瀬産業健康保険組合		18
27	大　阪	0225	62251	00	サノヤス健康保険組合		2
27	大　阪	0226	62261	00	関西文紙情報産業健康保険組合		70
27	大　阪	0227	62270	00	大阪金属問屋健康保険組合		63
27	大　阪	0228	62289	00	神鋼商事健康保険組合		65
27	大　阪	0229	62298	00	大日本塗料健康保険組合		29
27	大　阪	0230	62303	00	大阪婦人子供既製服健康保険組合		29
13	東　京	0785	62321	00	栗田健康保険組合		90
27	大　阪	0233	62331	00	永大産業健康保険組合		30
27	大　阪	0235	62359	00	大阪線材製品健康保険組合		63
27	大　阪	0236	62368	00	大阪府電設工業健康保険組合		24
26	京　都	0064	62386	00	くろがね健康保険組合		6
27	大　阪	0241	62410	00	コクヨ健康保険組合		51
13	東　京	0976	62429	00	あおみ建設健康保険組合		39
27	大　阪	0246	62465	00	大阪府石油健康保険組合		67
27	大　阪	0247	62474	00	西日本プラスチック工業健康保険組合		61
27	大　阪	0248	62483	00	バルカー健康保険組合		40
28	兵　庫	0118	62492	00	タクマ健康保険組合		67
27	大　阪	0251	62517	00	大阪府木材健康保険組合		25
27	大　阪	0252	62526	00	大阪府貨物運送健康保険組合		90
27	大　阪	0253	62535	00	タツタ電線健康保険組合		53
27	大　阪	0254	62544	00	大阪菓子健康保険組合		77
27	大　阪	0258	62581	00	大同生命健康保険組合		63
27	大　阪	0260	62605	00	レンゴー健康保険組合		62
27	大　阪	0261	62614	00	大阪鉄商健康保険組合		54

27	大　阪	0262	62623	00	大阪府管工事業健康保険組合		19
27	大　阪	0263	62632	00	駒井ハルテック健康保険組合		92
27	大　阪	0265	62651	00	大広健康保険組合		22
27	大　阪	0266	62660	00	大阪装粧健康保険組合		78
27	大　阪	0267	62679	00	ロイヤルホテル健康保険組合		70
27	大　阪	0271	62711	00	大阪府建築健康保険組合		82
27	大　阪	0275	62758	00	サカタインクス健康保険組合		49
13	東　京	0939	62767	00	不動テトラ健康保険組合		77
27	大　阪	0278	62785	00	大阪自動車整備健康保険組合		54
27	大　阪	0280	62800	00	稲畑産業健康保険組合		96
27	大　阪	0283	62837	00	ＯＴＧ健康保険組合		6
27	大　阪	0285	62855	00	日本ハム健康保険組合		79
27	大　阪	0287	62873	00	ダイフク健康保険組合		87
27	大　阪	0289	62891	00	エクセディ健康保険組合		31
27	大　阪	0291	62916	00	ＤＡＩＫＥＮ健康保険組合		95
27	大　阪	0293	62934	00	大末建設健康保険組合		79
27	大　阪	0294	62943	00	イトーキ健康保険組合		12
12	千　葉	0045	62952	00	イオン健康保険組合		30
27	大　阪	0296	62961	00	山善健康保険組合		87
27	大　阪	0298	62980	00	大阪府電気工事健康保険組合		15
27	大　阪	0299	62999	00	池田泉州銀行健康保険組合		73
13	東　京	0972	63000	00	日鉄物産健康保険組合		61
27	大　阪	0301	63019	00	象印マホービン健康保険組合		63
27	大　阪	0302	63028	00	丸紅連合健康保険組合		57
27	大　阪	0367	63037	00	Ｐ＆Ｇグループ健康保険組合		51
27	大　阪	0304	63046	00	タカラベルモント健康保険組合		45
27	大　阪	0305	63055	00	近畿電子産業健康保険組合		3
27	大　阪	0306	63064	00	阪神高速道路健康保険組合		51
27	大　阪	0308	63082	00	近畿化粧品健康保険組合		36
27	大　阪	0311	63116	00	兼松連合健康保険組合		91
27	大　阪	0312	63125	00	住商連合健康保険組合		56
27	大　阪	0313	63134	00	ダスキン健康保険組合		39
25	滋　賀	0024	63152	00	フジテック健康保険組合		58
27	大　阪	0316	63161	00	大阪産業機械工業健康保険組合		40
27	大　阪	0317	63171	00	大阪工作機械健康保険組合		82
27	大　阪	0319	63199	00	グリコ健康保険組合		20
27	大　阪	0320	63204	00	大阪府農協健康保険組合		75
27	大　阪	0321	63213	00	大阪機械工具商健康保険組合		76
27	大　阪	0323	63231	00	阪和興業健康保険組合		100
27	大　阪	0325	63250	00	タカラスタンダード健康保険組合		89
27	大　阪	0326	63269	00	万代健康保険組合		64
27	大　阪	0328	63287	00	デサント健康保険組合		56
27	大　阪	0369	63296	00	Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ健康保険組合		95
28	兵　庫	0122	63320	00	ノエビア健康保険組合		50
27	大　阪	0333	63339	00	ライフコーポレーション健康保険組合		38
27	大　阪	0336	63366	00	京セラドキュメントソリューションズ健康保険組合		97
27	大　阪	0340	63409	00	小野薬品健康保険組合		24
27	大　阪	0341	63418	00	大倉健康保険組合		29
27	大　阪	0342	63427	00	公文健康保険組合		71
13	東　京	0946	63454	00	トランス・コスモス健康保険組合		33
27	大　阪	0346	63463	00	関西テレビ放送健康保険組合		100
13	東　京	0944	63491	00	ＮＳＤ健康保険組合		72
27	大　阪	0351	63515	00	徳洲会健康保険組合		19
27	大　阪	0353	63533	00	生長会健康保険組合		26
27	大　阪	0358	63589	00	キーエンスグループ健康保険組合		89
27	大　阪	0359	63598	00	ラウンドワン健康保険組合		54

27	大　阪	0360	63603	00	日本イーライリリー健康保険組合		78
27	大　阪	0362	63621	00	バイエル健康保険組合		54
27	大　阪	0364	63640	00	アストラゼネカ健康保険組合		36
27	大　阪	0365	63659	00	ペガサス健康保険組合		22
27	大　阪	0370	63701	00	パルグループ健康保険組合		81
27	大　阪	0371	63710	00	きつこう会健康保険組合		50
27	大　阪	0372	63729	00	東和薬品健康保険組合		45
27	大　阪	0373	63738	00	ｉＤＡ健康保険組合		100
27	大　阪	0374	63747	00	ライク健康保険組合		78
27	大　阪	0375	63756	00	因幡電機産業健康保険組合		28
27	大　阪	0376	63765	00	サカイ引越センター健康保険組合		97
27	大　阪	0377	63774	00	日本経営サエラグループ健康保険組合		36
27	大　阪	0379	63792	00	愛仁会健康保険組合		57
27	大　阪	0381	63817	00	ＪＡＳＴ健康保険組合		59
27	大　阪	0382	63826	00	ロートグループ健康保険組合		19
27	大　阪	0384	63844	00	フジシールグループ健康保険組合		62
27	大　阪	0385	63853	00	ダイワボウＨＤ健康保険組合		84
25	滋　賀	0008	70087	00	東レ健康保険組合		23
25	滋　賀	0009	70096	00	滋賀銀行健康保険組合		37
25	滋　賀	0017	70175	00	日本電気硝子健康保険組合		92
25	滋　賀	0018	70184	00	滋賀県自動車健康保険組合		62
25	滋　賀	0019	70193	00	平和堂健康保険組合		69
25	滋　賀	0020	70209	00	滋賀県農協健康保険組合		64
26	京　都	0001	71011	00	グンゼ健康保険組合		89
26	京　都	0002	71021	00	島津製作所健康保険組合		50
26	京　都	0006	71067	00	ジーエス・ユアサ健康保険組合		94
26	京　都	0030	71304	00	京都銀行健康保険組合		65
26	京　都	0033	71331	00	日新電機健康保険組合		81
26	京　都	0036	71369	00	宝グループ健康保険組合		59
26	京　都	0037	71378	00	京都自動車健康保険組合		68
26	京　都	0038	71387	00	オムロン健康保険組合		36
26	京　都	0039	71396	00	京都新聞健康保険組合		96
26	京　都	0040	71401	00	ニチコン健康保険組合		87
26	京　都	0044	71448	00	村田製作所健康保険組合		67
26	京　都	0046	71466	00	日本新薬健康保険組合		57
26	京　都	0047	71475	00	京都信用金庫健康保険組合		36
26	京　都	0048	71484	00	村田機械健康保険組合		49
26	京　都	0049	71493	00	京都中央信用金庫健康保険組合		13
26	京　都	0050	71509	00	ワコール健康保険組合		81
26	京　都	0051	71518	00	三洋化成工業健康保険組合		81
26	京　都	0052	71527	00	京都府農協健康保険組合		78
26	京　都	0055	71554	00	近畿しんきん健康保険組合		77
26	京　都	0056	71563	00	ＳＧホールディングスグループ健康保険組合		3
26	京　都	0058	71581	00	堀場製作所健康保険組合		84
26	京　都	0060	71606	00	ムニノバグループ健康保険組合		37
26	京　都	0062	71624	00	ＣＮＣグループ健康保険組合		2
26	京　都	0063	71633	00	トータルビューティー健康保険組合		9
28	兵　庫	0005	73054	00	住友ゴム工業健康保険組合		22
28	兵　庫	0006	73063	00	小泉製麻健康保険組合		39
28	兵　庫	0012	73124	00	川崎重工業健康保険組合		33
28	兵　庫	0013	73133	00	神戸製鋼所健康保険組合		20
28	兵　庫	0024	73240	00	兵庫県運輸業健康保険組合		78
28	兵　庫	0027	73277	00	阪神内燃機工業健康保険組合		51
28	兵　庫	0028	73286	00	新明和工業健康保険組合		13
28	兵　庫	0029	73295	00	神栄健康保険組合		5
28	兵　庫	0041	73417	00	みづほ健康保険組合		53

28	兵　庫	0043	73435	00	山陽電鉄健康保険組合		14
28	兵　庫	0045	73453	00	東洋機械金属健康保険組合		72
28	兵　庫	0050	73505	00	神戸電鉄健康保険組合		16
28	兵　庫	0051	73514	00	神戸新聞健康保険組合		11
28	兵　庫	0053	73532	00	住友精化健康保険組合		36
28	兵　庫	0054	73541	00	多木健康保険組合		82
13	東　京	0909	73602	00	兼松健康保険組合		26
13	東　京	0914	73611	00	ＪＦＥ健康保険組合		75
27	大　阪	0357	73658	00	ＮＴＮ健康保険組合		30
28	兵　庫	0067	73676	00	サニーピア健康保険組合		34
28	兵　庫	0069	73694	00	大和製衡健康保険組合		39
28	兵　庫	0070	73700	00	兵庫県信用金庫健康保険組合		15
28	兵　庫	0071	73719	00	日本山村硝子健康保険組合		63
27	大　阪	0368	73755	00	関西ペイント健康保険組合		16
28	兵　庫	0076	73764	00	ナブテスコグループ健康保険組合		18
28	兵　庫	0077	73773	00	山陽特殊製鋼健康保険組合		69
27	大　阪	0378	73782	00	日本毛織健康保険組合		86
28	兵　庫	0080	73807	00	三ツ星ベルト健康保険組合		35
28	兵　庫	0081	73816	00	シバタ工業健康保険組合		3
28	兵　庫	0082	73825	00	虹技健康保険組合		11
28	兵　庫	0084	73843	00	バンドー化学健康保険組合		14
28	兵　庫	0085	73852	00	日工健康保険組合		67
28	兵　庫	0088	73880	00	ノザワ健康保険組合		9
28	兵　庫	0089	73899	00	宝塚歌劇健康保険組合		47
28	兵　庫	0090	73904	00	兵庫トヨタ自動車健康保険組合		13
28	兵　庫	0091	73913	00	神戸貿易健康保険組合		70
28	兵　庫	0092	73922	00	伊藤ハム米久健康保険組合		53
28	兵　庫	0098	73987	00	兵庫自動車販売店健康保険組合		26
28	兵　庫	0099	73996	00	古野電気健康保険組合		40
27	大　阪	0383	74007	00	極東開発健康保険組合		54
28	兵　庫	0101	74016	00	兵庫県建築健康保険組合		48
28	兵　庫	0105	74052	00	ネスレ健康保険組合		12
28	兵　庫	0107	74071	00	神戸機械金属健康保険組合		38
28	兵　庫	0108	74080	00	尼崎機械金属健康保険組合		76
28	兵　庫	0109	74099	00	東リ健康保険組合		9
28	兵　庫	0110	74104	00	ワールド健康保険組合		35
28	兵　庫	0111	74113	00	ノーリツ健康保険組合		42
13	東　京	0928	74122	00	ノバルティス健康保険組合		21
28	兵　庫	0113	74131	00	大真空健康保険組合		55
28	兵　庫	0115	74150	00	ユーシーシー健康保険組合		3
28	兵　庫	0116	74169	00	尼崎信用金庫健康保険組合		24
28	兵　庫	0117	74178	00	ジャヴァグループ健康保険組合		18
28	兵　庫	0124	74248	00	尼崎中央病院健康保険組合		83
28	兵　庫	0125	74257	00	シスメックス健康保険組合		27
29	奈　良	0002	76021	00	南都銀行健康保険組合		93
29	奈　良	0004	76040	00	天理よろづ相談所健康保険組合		33
29	奈　良	0008	76059	00	ＤＭＧ森精機健康保険組合		15
30	和歌山	0013	77136	00	紀陽銀行健康保険組合		71
30	和歌山	0016	77163	00	ＳＫ健康保険組合		59
30	和歌山	0017	77172	00	和歌山県自動車販売店健康保険組合		35
30	和歌山	0018	77181	00	和歌山県農協健康保険組合		90
31	鳥　取	0003	80031	00	鳥取銀行健康保険組合		63
32	島　根	0002	81011	00	山陰合同銀行健康保険組合		49
32	島　根	0005	81057	00	山陰自動車業健康保険組合		4
12	千　葉	0076	82028	00	三井Ｅ＆Ｓ健康保険組合		16
33	岡　山	0009	82091	00	品川リフラ健康保険組合		63

33	岡　山	0020	82204	00	中国銀行健康保険組合		74
33	岡　山	0024	82241	00	倉紡健康保険組合		63
33	岡　山	0027	82278	00	岡山県自動車販売健康保険組合		10
33	岡　山	0029	82296	00	ベネッセグループ健康保険組合		49
33	岡　山	0030	82301	00	トマト銀行健康保険組合		3
33	岡　山	0031	82311	00	倉敷中央病院健康保険組合		93
34	広　島	0005	83053	00	マツダ健康保険組合		67
34	広　島	0006	83062	00	広島ガス電鉄健康保険組合		80
34	広　島	0000	83062	01	広島ガス電鉄健康保険組合	ガス支部	57
34	広　島	0010	83105	00	ひろぎんグループ健康保険組合		14
34	広　島	0024	83249	00	中国電力健康保険組合		13
34	広　島	0026	83267	00	中国新聞健康保険組合		19
34	広　島	0028	83285	00	中電工健康保険組合		2
34	広　島	0032	83328	00	福山通運健康保険組合		33
34	広　島	0033	83337	00	西川ゴム工業健康保険組合		78
34	広　島	0034	83346	00	広島東友健康保険組合		57
34	広　島	0035	83355	00	ソルコム健康保険組合		50
34	広　島	0036	83364	00	イズミグループ健康保険組合		57
34	広　島	0039	83391	00	広島県自動車販売健康保険組合		59
34	広　島	0040	83407	00	広島信用金庫健康保険組合		99
34	広　島	0042	83425	00	中国しんきん健康保険組合		45
34	広　島	0046	83461	00	ウラベ健康保険組合		36
34	広　島	0049	83499	00	しんくみ中国健康保険組合		14
34	広　島	0050	83504	00	青山商事健康保険組合		6
35	山　口	0014	84140	00	ＵＢＥ健康保険組合		8
35	山　口	0019	84195	00	トクヤマ健康保険組合		79
35	山　口	0028	84283	00	東ソー健康保険組合		74
35	山　口	0032	84326	00	東洋鋼鈑健康保険組合		41
35	山　口	0040	84405	00	山口フィナンシャルグループ健康保険組合		34
35	山　口	0043	84432	00	山口県自動車販売健康保険組合		4
35	山　口	0045	84451	00	西京銀行健康保険組合		31
36	徳　島	0004	85041	00	阿波銀行健康保険組合		55
36	徳　島	0005	85050	00	大塚製薬健康保険組合		31
36	徳　島	0006	85069	00	徳島大正銀行健康保険組合		37
37	香　川	0004	86049	00	四国電力健康保険組合		41
37	香　川	0005	86058	00	百十四銀行健康保険組合		76
37	香　川	0006	86067	00	大倉工業健康保険組合		79
37	香　川	0007	86076	00	神島化学健康保険組合		75
37	香　川	0008	86085	00	四電工健康保険組合		74
37	香　川	0009	86094	00	タダノ健康保険組合		1
37	香　川	0010	86100	00	香川銀行健康保険組合		90
37	香　川	0011	86119	00	四国地区信用金庫健康保険組合		46
38	愛　媛	0012	87126	00	いよぎんグループ健康保険組合		73
38	愛　媛	0013	87135	00	住友共同電力健康保険組合		68
38	愛　媛	0016	87162	00	愛媛銀行健康保険組合		41
38	愛　媛	0017	87171	00	井関農機健康保険組合		42
38	愛　媛	0018	87181	00	大王製紙健康保険組合		54
38	愛　媛	0019	87190	00	来島どっく健康保険組合		88
38	愛　媛	0021	87214	00	三浦グループ健康保険組合		7
39	高　知	0004	88045	00	四国銀行健康保険組合		67
39	高　知	0006	88063	00	高知銀行健康保険組合		26
39	高　知	0008	88081	00	近森会健康保険組合		62
40	福　岡	0006	90067	00	麻生健康保険組合		5
40	福　岡	0021	90216	00	ＴＯＴＯ健康保険組合		90
40	福　岡	0054	90545	00	ムーンスター健康保険組合		11
40	福　岡	0066	90661	00	昭和鉄工健康保険組合		23

40	福　岡	0067	90670	00	安川電機健康保険組合		91
40	福　岡	0076	90768	00	西日本新聞社健康保険組合		41
40	福　岡	0081	90810	00	ふくおかフィナンシャルグループ健康保険組合		52
40	福　岡	0095	90953	00	九州電力健康保険組合		47
40	福　岡	0096	90962	00	西日本シティ銀行健康保険組合		33
40	福　岡	0100	91001	00	黒崎播磨健康保険組合		38
40	福　岡	0107	91074	00	福岡県農協健康保険組合		95
40	福　岡	0118	91181	00	クラフティア健康保険組合		100
40	福　岡	0121	91214	00	岡野バルブ健康保険組合		99
40	福　岡	0122	91223	00	西部瓦斯健康保険組合		47
40	福　岡	0131	91311	00	高田工業所健康保険組合		20
40	福　岡	0132	91321	00	日本タングステン健康保険組合		8
40	福　岡	0136	91367	00	ロイヤル健康保険組合		34
40	福　岡	0137	91376	00	ＰａｙＰａｙカード健康保険組合		45
40	福　岡	0138	91385	00	三井ハイテック健康保険組合		95
40	福　岡	0139	91394	00	ふくおかＩＣＴ健康保険組合		34
40	福　岡	0141	91419	00	雪の聖母会健康保険組合		55
40	福　岡	0142	91428	00	共愛会健康保険組合		28
40	福　岡	0143	91437	00	小倉記念病院健康保険組合		52
40	福　岡	0144	91446	00	池友会健康保険組合		95
41	佐　賀	0013	92133	00	佐賀銀行健康保険組合		55
41	佐　賀	0014	92142	00	巨樹の会健康保険組合		91
43	熊　本	0006	94060	00	肥後銀行健康保険組合		49
43	熊　本	0008	94088	00	熊本県自動車販売店健康保険組合		10
40	福　岡	0145	94102	00	西部電気健康保険組合		86
43	熊　本	0012	94121	00	平田機工健康保険組合		57
44	大　分	0006	95068	00	大分銀行健康保険組合		91
44	大　分	0008	95086	00	朝日ソーラー健康保険組合		26
45	宮　崎	0002	96020	00	旭化成健康保険組合		25
45	宮　崎	0004	96048	00	宮崎銀行健康保険組合		27
46	鹿児島	0007	97073	00	鹿児島銀行健康保険組合		2
46	鹿児島	0008	97082	00	南日本銀行健康保険組合		73
46	鹿児島	0011	97116	00	鹿児島県信用金庫健康保険組合		91
47	沖　縄	0001	98017	00	琉球銀行健康保険組合		75
47	沖　縄	0002	98026	00	沖縄銀行健康保険組合		42
47	沖　縄	0003	98035	00	沖縄電力健康保険組合		12
47	沖　縄	0006	98053	00	沖縄海邦銀行健康保険組合		79

保調発１００８第１号
令和８年10月８日

全国健康保険協会理事長　殿

厚生労働省保険局調査課長
（　公　印　省　略　）

令和８年度健康保険・船員保険被保険者実態調査の実施について

標記については、令和８年10月８日保発１００８第８号をもって厚生労働省保険局長から貴職あて通知されたところであるが、この調査は、健康保険制度及び船員保険制度の健全な運営を図ることを目的として実施するものであるので、貴協会においては、別紙１「令和８年度健康保険被保険者実態調査実施要領」及び別紙２「令和８年度船員保険被保険者実態調査実施要領」により、調査が遅滞なく実施されるようにご配慮願いたい。

別紙１

令和８年度健康保険被保険者実態調査実施要領

Ⅰ　調査の概要

１．調査の目的

この調査は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者（以下「協会一般」という。）の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等並びに健康保険法第３条第２項の被保険者（以下「法第３条第２項被保険者」という。）の年齢及び被扶養者の年齢、続柄について調査を行い、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

２．調査の対象及び客体

（１）調査対象については、以下のとおりとする。

あ．協会一般

令和８年10月１日現在の被保険者及び被扶養者並びに令和７年10月から令和８年９月までの間に被保険者資格取得届により加入した者（ただし、任意継続の資格取得者を除く。以下「加入者」という。）及び被保険者資格喪失届により脱退した者（以下「脱退者」といい、加入者及び脱退者を総称し、以下「異動した者」という。）及び被扶養者。ただし、令和８年 10 月１日現在の被保険者及び被扶養者について報告することが困難な場合は、令和８年９月 30 日現在の被保険者及び被扶養者でも差し支えないものとする。

い．法第３条第２項被保険者

令和８年10月１日現在の被保険者及び被扶養者。ただし、令和８年10月１日現在の被保険者及び被扶養者について報告することが困難な場合は、令和８年９月30日現在の被保険者及び被扶養者でも差し支えないものとする。

（２）調査客体は、全数とする。

３．調査の事項

調査の事項は、別添１「健康保険被保険者実態調査 調査項目」（以下「調査項目」という。）及び別添７に掲げる事項とする。

４．調査の方法

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、協会が保有するデータベースから、調査項目のデータを抽出し、厚生労働省保険局調査課（以下「調査課」という。）の指定するファイルレイアウト（別添３－２）に基づき、CSVファイルを作成する。また、異動した者については、調査課の指定する統計表（別添７）を作成する。

５．調査票等の提出期限及び提出先

協会は、作成したCSVファイルを磁気媒体に記録し、令和８年11月30日までに調査課に提出する。

６．調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は調査課で行う。

Ⅱ　調査結果の提出方法

１．報告形式

調査結果の報告については、磁気媒体により行うこととし、仕様等の詳細は以下のとおりとする。

項　　目	内　　容
報告媒体	CD-R/RWまたはDVD-R/RW
データ形式	①添付書及び調査票（被保険者分） CSVファイル（カンマ区切り）形式 （改行コード(0D0A)付き） ②統計表（異動した者分） エクセル形式
CSVファイルの レコード長	添付書レコード（１行目） 最大175バイト＋(改行コード2バイト)
	調査票レコード（２行目以降） 最大363バイト＋(改行コード2バイト)
ファイル名	（1）協会一般 ①CSVファイル形式 T ＋″_″＋調査年度（元号コード（１桁）＋和暦年度（２桁）） ＋″_″＋KYOKAIIPPAN.csv 例：令和８年（08年）度調査　→　T_R08_KYOKAIIPPAN.csv ②エクセル形式 H_R08_KYOUKAIIPPAN.xls （2）法第３条第２項被保険者 T ＋″_″＋調査年度（元号コード（１桁）＋和暦年度（２桁）） ＋″_″＋KYOKAI3JYO.csv 例：令和８年（08年）度調査　→　T_R08_KYOKAI3JYO.csv
文字コード	ASCIIコード、S-JISコード
レイアウト 記録要領等	添付書･調査票ファイルのイメージは別添３－１のとおりであり、１行目は添付書データ、２行目以降は調査票データである。添付書・調査票ファイルのレイアウトは、それぞれ別添３－２のとおりとし、別添２のデータ記録要領に従ってデータを記録することとする。

２．報告方法

作成したCSVファイルは、エラーチェックをおこなった後に磁気媒体に記録し、調査課に送付すること。（エラーチェックの詳細は別添４の「エラーチェックリスト」を参照のこと。）

３．ラベル

磁気媒体には本調査名、保険者名、作成年月日を記入したラベルを添付すること。

Ⅲ　添付書・調査票の作成方法

１．添付書の作成要領（別添２「データ記録要領」を参照のこと。）

(1) 「データフラグ」は、「5」（法第3条第2項被保険者の場合は「7」）と入力すること。

(2) 「調査対象年度_元号」は、「5」（:令和）と入力すること。

(3) 「調査対象年度_年」は「08」（：08年度）と入力すること。

(4) 「作成年月日」はデータ作成年月日を西暦で入力すること。

(5) 「保険者名」は「全国健康保険協会」と入力すること。

(6) 「本･支部名」は「企画部」と入力すること。

(7) 「被保険者」の「被保険者総数」は、令和８年10月１日現在（ただし、令和８年10月１日現在の数値について報告することが困難な場合は、令和８年９月30日現在でも差し支えないものとする。以下同じ。）の被保険者の人数を入力し、「調査票枚数」には、作成した調査票の枚数を入力すること。

(8)「一括調査有無」は、「2」（：支部がない本部）と入力すること。

２．調査票の作成要領（別添２「データ記録要領」を参照のこと。）

(1) 「データフラグ」は、「6」（法第3条第2項被保険者の場合は「8」）と入力すること。

(2)「事業所番号」「被保険者番号」は、それぞれ「被保険者証の記号」及び「被保険者証の番号」から変換された一連番号を入力すること。

(3)「適用区分」は、任意継続被保険者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）にあっては、「1」（：強制）、任意適用の場合は、「2」（：任意）を入力すること。なお、任意継続被保険者は「3」（：任意継続）とすること。

(4) 「都道府県番号」は、被保険者が所属している事業所の所在する都道府県について、別添５の「都道府県の番号表」の番号により入力すること。
　なお、事業所において支店や営業所、工場等を有しており、それらが複数の都道府県に点在している場合には、被保険者の主たる勤務地の所在する都道府県の番号を記入すること。
　また、任意継続被保険者の場合には、被保険者の所在する都道府県の番号を記入すること。

(5) 「業態番号」は、被保険者が所属している事業所の業態分類について、別添６「健康保険被保険者実態調査の業態番号」にある番号を入力すること。
　なお、任意継続被保険者は「00」と入力すること。

(6) 「事業所の被保険者数」には、被保険者が所属している事業所の令和８年10月１日現在の被保険者数を入力すること。ただし、任意継続被保険者の場合は「0」と入力すること。

(7) 「性別」は、被保険者の性別について、「1」(:男)、「2」(:女)のいずれかを入力すること。

(8) 「生年月」は、被保険者の生年月について入力すること。例えば、昭和30年8月生まれの者は「3」（：昭和）、「30」（:30年）、「08」（:8月）と入力すること。

(9) 「被保険者等の区分」には、被保険者は「1」（：被保険者）を、異動した者のうち、加入者にあっては「2」（：加入者）を、脱退者にあっては「3」（：脱退者）をそれぞれ入力すること。

(10) 「短時間労働者」は「1」(:該当)、「2」（:不該当）のいずれかを入力すること。

(11) 「資格取得時期」は、所属している事業所における被保険者資格取得年月日に従って「1」（：令和７年9月以前）、「2」（：令和７年10月以降）のいずれかを入力すること。
　なお、任意継続被保険者については、任意継続被保険者としての資格を取得した年月日に従って該当するものを入力すること。

(12) 「標準報酬月額」は、被保険者にあっては令和８年10月１日現在における標準報酬月額について千円単位で入力すること。
　なお、標準報酬月額が標準報酬等級の第１等級（58千円）または第50等級（1,390千円）に該当する場合については、当該月額の算定の根拠となった実報酬額（千円未満切捨て）を記入すること。
　法第３条第２項被保険者の場合は、「0000」とすること。

(13) 「標準賞与額」は、一般被保険者は、令和７年10月から令和８年9月までの間に支払われた標準賞与額について、各年度573万円を上限とした支給額の合算額を千円単位（千円未満切捨て）で記入することとし、任意継続被保険者は「0」と記入すること。
　法第３条第２項被保険者の場合は「00000」とすること。

(14) 「介護保険」は、介護保険の被保険者（第１号被保険者及び第２号被保険者）である者は「1」、それ以外の者（40歳未満の者（被扶養者が介護保険の被保険者である40歳未満の特定被保険者を含む）、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格３か月以下の外国人）は「2」とすること。

(15) 「適用除外時選択時コード」は、(13)において「1」とした者および「2」とした者

で40歳未満のものは「0」とすること。
　なお、40歳以上の者で「2」を選択した者のうち、国外居住のため適用除外である者は「1」を、適用除外施設入所者のための適用除外である者については「2」を、在留資格３か月以下の外国人のため適用除外である者については「3」を入力すること。

(16)「基準収入額適用申請」は、令和８年10月１日現在において協会一般の被保険者が70歳以上の高齢受給者であり、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合について記入することとし、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を届け出た場合でかつ「該当」と判定された場合（一部負担金割合が２割（ただし、誕生日が昭和19年４月１日以前の方は１割））は「1」（：該当）を、「不該当」と判定された場合又は届け出てない場合（一部負担金割合が３割）は「2」（：不該当）とすること。

(17)「予備１」は「0」とすること。

(18)「予備２」は「0」とすること。

(19)「被扶養者」は、令和８年10月１日現在における被扶養者について入力すること。

(20) 被扶養者の「性別」は、被保険者と同様であること。

(21) 被扶養者の「生年月」は、被保険者と同様であること。

(22) 被扶養者の「続柄」は、被保険者との続柄について該当するものを入力すること。

(23) 被扶養者の「扶養開始時期」は、扶養開始年月に従って該当するものを入力すること。

(24) 被扶養者の「介護保険」は、介護保険の被保険者（第１号被保険者及び第２号被保険者）である被扶養者は「1」、それ以外の者（40歳未満の者、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格３か月以下の外国人）は「2」とすること。

(25)「適用除外時選択時コード」は、(23)において「1」とした者および「2」とした者で40歳未満のものは「0」とすること。
　なお、40歳以上の者で「2」を選択した者のうち、国外居住のため適用除外である者は「1」を、適用除外施設入所者のための適用除外である者については「2」を、在留資格３か月以下の外国人のため適用除外である者については「3」を入力すること。

別添１

健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査課の指定するレイアウトの CSV ファイルを作成する。

【協会一般】

（被保険者の状況）

①適用区分	②事業所の都道府県番号	③事業所の業態番号
④事業所の被保険者数	⑤性別	⑥生年月
⑦被保険者等の区分	⑧短時間労働者の該当有無	⑨資格取得時期
⑩標準報酬月額	⑪標準賞与額	⑫介護保険の該当有無
⑬基準収入額適用申請有無		

※　次の⑭及び⑮は、健康保険組合管掌健康保険被保険者のみに係る事項

⑭（加入者の場合）加入前に適用されていた医療保険制度

⑮（脱退者の場合）脱退後に適用される医療保険制度

（被扶養者の状況）

①性別	②生年月	③続柄
④扶養開始時期	⑤介護保険の該当有無	

【法第３条第２項被保険者】

（被保険者の状況）

①適用区分	②事業所の都道府県番号	③事業所の業態番号
④事業所の被保険者数	⑤性別	⑥生年月
⑦被保険者等の区分	⑧資格取得時期	⑨介護保険の該当有無

（被扶養者の状況）

①性別	②生年月	③続柄
④扶養開始時期	⑤介護保険の該当有無	

令和8年度　健康保険被保険者実態調査【添付書・調査票】データ記録要領（協会）

桁数は半角1桁を1(byte)と数えてください。ひらがな、漢字（全角文字）については2桁(byte)と数えてください。

【添付書】

項目名	最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）
データフラグ	1	半角	数字	(5または7:添付書データはﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの1行目に入れて下さい) 5　（協会一般）添付書データ 6　（協会一般）調査票データ 7　（法第３条第２項）添付書データ 8　（法第３条第２項）調査票データ (参考) 1　（組合健保）添付書データ 2　（組合健保）調査票データ 3　（船保）添付書データ 4　（船保）調査票データ
調査対象年度_元号	1	半角	数字	5　令和
調査対象年度_年	2	半角	数字	08　8年度
作成年月日	8	半角	数字	データ作成年月日を入力。（YYYYMMDD）
保険者名	50	全角	文字	全国健康保険協会
本・支部名	50	全角	文字	企画部
被保険者 被保険者総数	8	半角	数字	
被保険者 調査票枚数	8	半角	数字	
加入者 加入者総数	8	半角	数字	
加入者 調査票枚数	8	半角	数字	
脱退者 脱退者総数	8	半角	数字	
脱退者 調査票枚数	8	半角	数字	
一括調査有無	1	半角	数字	2　支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部 (参考) 1　支部があるが、一括調査している本部
データ作成フラグ	1	半角	数字	0　保険者作成

【調査票】

項目名		最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）
データフラグ		1	半角	数字	(6または8:調査票データはﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの2行目に入れて下さい) 5 （協会一般）添付書データ 6 （協会一般）調査票データ 7 （法第３条第２項）添付書データ 8 （法第３条第２項）調査票データ (参考) 1 （組合健保）添付書データ 2 （組合健保）調査票データ 3 （船保）添付書データ 4 （船保）調査票データ
被保険者証の記号		8	半角	数字	◎法第３条第２項被保険者の場合は「事業所番号」
被保険者証の番号		7	半角	数字	◎法第３条第２項被保険者の場合は「被保険者番号」
適用区分		1	半角	数字	1 強制 2 任意 3 任意継続 法第３条第２項被保険者の場合は「2」は使用しない。
事業所	都道府県番号	2	半角	数字	●１桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例： 1 → 01 01 北海道 〃 〃 47 沖縄
	業態番号	2	半角	数字	「適用区分」が3(任意継続)の場合 00 任意継続分 「適用区分」が1(強制)もしくは2(任意)の場合 01 農林水産業 02 鉱業、採石業、砂利採取業 03 総合工事業 04 識別工事業 05 設備工事業 06 食料品・たばこ製造業 07 繊維製品製造業 08 木製品・家具等製造業 09 紙製品製造業 10 印刷・同関連業 11 化学工業・同類似業 12 金属工業 13 機械器具製造業 14 その他の製造業 15 電気・ガス・熱供給・水道業 16 情報通信業 17 道路貨物運送業 18 その他の運輸業 19 卸売業 20 飲食料品以外の小売業 21 飲食料品小売業 22 無店舗小売業 23 金融業、保険業 24 不動産業 25 物品賃貸業 26 学術研究機関 27 専門・技術サービス業(43を除く) 28 飲食店 29 宿泊業 30 対個人サービス業 31 娯楽業 32 教育、学習支援業 33 医療業・保健衛生 34 社会保険・社会福祉・介護事業 35 複合サービス業 36 職業紹介・労働者派遣業 37 その他の対事業所サービス業 38 修理業 39 廃棄物処理業 40 政治・経済・文化団体 41 その他のサービス業 42 公務 43 有資格者が法律会計関係業務を行う事業

項目名	最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）
				◎法第３条第２項被保険者の場合は「88」

	項目名	最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）	
	被保険者数	6	半角	数字		
被保険者	性別	1	半角	数字	1 2	男 女
	生年月_元号	1	半角	数字	1 2 3 4 5	明治 大正 昭和 平成 令和
	生年月_年	2	半角	数字	1 〜 64	元年 〜 64年
	生年月_月	2	半角	数字	1 〜 12	1月 〜 12月
	被保険者等の区分	1	半角	数字	1 2 3	被保険者 加入者 脱退者 「2」「3」は使用しない。
	短時間労働者	1	半角	数字	1 2	該当 不該当
	資格取得時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が1(被保険者)の場合	
					1 2	令和７年9月以前 令和７年10月以降
					「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が2もしくは3
	標準報酬月額	4	半角	数字		◎法第３条第２項被保険者の場合は「0000」
	標準賞与額	5	半角	数字		◎法第３条第２項被保険者の場合は「00000」
	介護保険	1	半角	数字	1 2	該当 適用除外
	介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合	
					1 2 3	国外居住者 適用除外施設入所者 在留資格３か月以下の外国人
					上記以外	
					0	1,2,3以外
	基準収入額適用申請	1	半角	数字	0 1 2	基準収入適用申請 対象外 該当 不該当 ◎法第３条第２項被保険者の場合は「0」
	加入者	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が2(加入者)の場合	
					1 2 3 4	協会 組合 共済 国保

項目名		最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）	
					5	その他
					6	不詳
					「被保険者等の区分」が1(被保険者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が1もしくは3
	脱退者	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が3(脱退者)の場合	
					1	協会
					2	組合
					3	共済
					4	国保
					5	その他
					6	不詳
					7	死亡
					8	後期高齢者
					「被保険者等の区分」が1(被保険者)または2(加入者)の場合	
					0	被保険者等の区分が1もしくは2
被扶養者数		2	半角	数字	0	扶養者なし
					1	1人
					〵	〵
					16	16人
被扶養者（※）	性別	1	半角	数字	1	男
					2	女
	生年月_元号	1	半角	数字	1	明治
					2	大正
					3	昭和
					4	平成
					5	令和
	生年月_年	2	半角	数字	1	元年
					〵	〵
					64	64年
	生年月_月	2	半角	数字	1	1月
					〵	〵
					12	12月
	続柄	1	半角	数字	1	配偶者
					2	直系尊属
					3	子
					4	その他
	扶養開始時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が1(被保険者)の場合	
					被保険者の「資格取得時期」が1(令和７年9月以前)の場合	
					1	令和７年9月以前
					2	令和７年10月以降
					被保険者の「資格取得時期」が2(令和７年10月以降)の場合	
					2	令和７年10月以降
					「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が2もしくは3
	介護保険	1	半角	数字	1	該当
					2	適用除外
	介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合	
					1	国外居住者
					2	適用除外施設入所者
					3	在留資格３か月以下の外国人
					上記以外	
					0	1,2,3以外
データ作成フラグ		1	半角	数字	0	保険者作成

添付書・調査票ファイル　イメージ図

■ 添付書・調査票ファイルはCSV（カンマ区切り）形式です。

（1行目：添付書）	データフラグ,調査年度_元号,調査年度_年,作成年月日,全国健康保険協会,企画部,・・・・・,データ作成フラグ[改行]
（2行目：調査票）	データフラグ,事業所番号,被保険者番号,適用区分,・・・・,データ作成フラグ[改行]
・ ・ ・	
（（添付書1枚＋調査票枚数）行目：調査票）	データフラグ,事業所番号,被保険者番号,適用区分,・・・・,データ作成フラグ[改行]

※ 添付書の項目数は14項目（データフラグ等を含みます）です。カンマ「,」を13個必ず記録してください。
※ 調査票の項目数は最大151項目（データフラグ等を含みます）です（被扶養者数により異なります）。
被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は150個（被扶養者が16人いる場合において記録する必要のある最大項目数－1）必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

《データ作成例》

5,5,08,20261110,全国健康保険協会,企画部,19637454,19637454,0,0,0,0,2,0

6,12345678,1234567,1,13,10,123456,1,3,40,10,1,1,0142,01000,1,0,0,0,0,0,,,0

6,23456789,2345678,1,13,10,123456,2,3,50,05,1,1,0098,00500,2,0,0,0,0,1,2,4,17,11,3,1,2,0,,0

別添３－１

添付書・調査票ファイル　レイアウト

【添付書】

	データフラグ	,	調査年度			,	データ作成年月日			,	全国健康保険協会
可変長 最大 177バイト	1	1	元号 1	1	年（和暦） 2	1	年（西暦） 4	月 2	日 2	1	50
	01	02	03	04	05 06	07	08 09 10 11	12 13	14 15	16	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

	（全国健康保険協会）	,	企画部
	(50)	1	50
	51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	67	68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

		,	被保険者			,	加入者		
			被保険者総数	,	調査票枚数		加入者総数	,	調査票枚数
	(50)	1	8	1	8	1	8	1	8
	101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117	118	119 120 121 122 123 124 125 126	127	128 129 130 131 132 133 134 135	136	137 138 139 140 141 142 143 144	145	146 147 148 149 150

別添３－２

	（加入者）		脱退者							
	（調査票枚数）	.	脱退者総数	.	調査票枚数	.	一括調査作成有無	.	データ作成フラグ	改行コード（0D0A）
	(8)	1	8	1	8	1	1	1	1	2
	151 152 153	154	155 156 157 158 159 160 161 162	163	164 165 166 167 168 169 170 171	172	173	174	175	176 177

【調査票】

可変長 最大 365バイト	データフラグ	,	事業所番号	,	被保険者番号	,	適用区分	,	事業所 都道府県番号	,	業態番号	,	被保険者数	,	被保険者 性別	,	生年月 年号	,	年	,	月	,	被保険者等の区分	,	短時間労働者	,	資格取得時期	,
1	1		8		1		7		1	1	1	2	1	2	1	6	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

介護保険　2:適用除外選択時コード

介護保険　2:適用除外選択時コード

（被保険者） 標準報酬月額	,	標準賞与額	,	介護保険	,		,	基準収入額適用申請	,	予備1	,	予備2	,	被扶養者数	,	被扶養者1 性別	,	生年月 年号	,	年	,	月	,	続柄	,	扶養開始時期	,	介護保険	,		,	被扶養者2
4	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

（被扶養者2）	,	被扶養者3	,	被扶養者4	,	被扶養者5
(17)	1	17	1	17	1	17
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150

	(被　扶　養　者　5)	,	被　扶　養　者　6	,	被　扶　養　者　7	,
	(17)	1	17	1	17	1

151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200

	被　扶　養　者　8	,	被　扶　養　者　9	,	被　扶　養　者　10
	17	1	17	1	17

201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250

		,	被　扶　養　者　11	,	被　扶　養　者　12	,	被 扶 養 者 13
		1	17	1	17	1	17

251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300

	(被　扶　養　者　13)	,	被　扶　養　者　14	,	被　扶　養　者　15	,	被 扶 養 者 16
		,		,	,	,	
	(17)	1	17	1	17	1	17

301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350

	(被　扶　養　者　16)	,	データ作成フラグ	改行コード (0D0A)
		,		
	(17)	1	1	2

351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365

令和8年度　健康保険被保険者実態調査のエラーチェックリスト【添付書】

エラー番号		エラー種別 １：エラー ２：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数
01	被保険者	2	被保険者総数範囲外	被保険者総数は１００～５０，０００，０００の範囲であること 100 ≦ 被保険者総数 ≦ 50,000,000	1
02		1	被保険者調査票枚数範囲外	被保険者の調査票枚数は被保険者総数と同数であること 調査票枚数＝被保険者総数	2
03	加入者	2	加入者総数範囲外	加入者総数は０～１０，０００，０００の範囲であること 0 ≦ 加入者総数 ≦ 10,000,000	1
04		1	加入者調査票枚数範囲外	加入者総数は加入者調査票枚数と同数であること 加入者調査票枚数 ＝ 加入者総数	2
05	脱退者	2	脱退者総数範囲外	脱退者総数は０～１０，０００，０００の範囲であること 0 ≦ 脱退者総数 ≦ 10,000,000	1
06		1	脱退者調査票枚数範囲外	脱退者総数は脱退者調査票枚数と同数であること 脱退者調査票枚数 ＝ 脱退者総数	2
07		1	一括調査作成有無コードが2以外	一括調査作成有無コードは２とする	1

令和8年度　健康保険被保険者実態調査のエラーチェックリスト【調査票】

エラー番号		エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数
01	被保険者	1	適用区分範囲外もしくは無記入	「適用区分」は１～３の範囲であり、 以下のコードに対応する １：強制 ２：任意 ３：任意継続	1
02		1	データフラグが８で適用区分が３以上	データフラグが８（：法第３条第２項調査票データ）の場合は、「適用区分」は１または２であること	2
03		1	事業所の都道府県番号範囲外もしくは無記入	「都道府県番号」は０１～４７の範囲であり、 以下のコードに対応する ０１：北海道　０２：青森県　０３：岩手県 ０４：宮城県　０５：秋田県　０６：山形県 ０７：福島県　０８：茨城県　０９：栃木県 １０：群馬県　１１：埼玉県　１２：千葉県 １３：東京都　１４：神奈川県１５：新潟県 １６：富山県　１７：石川県　１８：福井県 １９：山梨県　２０：長野県　２１：岐阜県 ２２：静岡県　２３：愛知県　２４：三重県 ２５：滋賀県　２６：京都府　２７：大阪府 ２８：兵庫県　２９：奈良県　３０：和歌山県 ３１：鳥取県　３２：島根県　３３：岡山県 ３４：広島県　３５：山口県　３６：徳島県 ３７：香川県　３８：愛媛県　３９：高知県 ４０：福岡県　４１：佐賀県　４２：長崎県 ４３：熊本県　４４：大分県　４５：宮崎県 ４６：鹿児島県４７：沖縄県	1
04		1	事業所の業態番号範囲外もしくは無記入	「業態番号」は００～８８の範囲であり、 以下のコードに対応する ００：任意継続 ０１：農林水産業 ０２：鉱業、採石業、砂利採取業 ０３：総合工事業 ０４：識別工事業 ０５：設備工事業 ０６：食料品・たばこ製造業 ０７：繊維製品製造業 ０８：木製品・家具等製造業 ０９：紙製品製造業 １０：印刷・同関連業 １１：化学工業・同類似業 １２：金属工業 １３：機械器具製造業 １４：その他の製造業 １５：電気・ガス・熱供給・水道業 １６：情報通信業 １７：道路貨物運送業 １８：その他の運輸業 １９：卸売業 ２０：飲食料品以外の小売業 ２１：飲食料品小売業 ２２：無店舗小売業 ２３：金融業、保険業 ２４：不動産業 ２５：物品賃貸業 ２６：学術研究機関 ２７：専門・技術サービス業 ４３：有資格者が法律会計関係業務を行う事業 ２８：飲食店 ２９：宿泊業 ３０：対個人サービス業 ３１：娯楽業 ３２：教育、学習支援業 ３３：医療業・保健衛生 ３４：社会保険・社会福祉・介護事業 ３５：複合サービス業 ３６：職業紹介・労働者派遣業 ３７：その他の対事業所サービス業 ３８：修理業 ３９：廃棄物処理業 ４０：政治・経済・文化団体 ４１：その他のサービス業 ４２：公務 ８８：法第３条第２項被保険者	1
05		1	適用区分が１もしくは２で業態番号０１～４３の範囲外	「適用区分」が１（：強制）もしくは ２（：任意）の場合、「業態番号」は ０１～４３の範囲であること	2
06		1	適用区分が３で業態番号が００以外	「適用区分」が３（：任意継続）の場合、 「業態番号」は００（：任意継続）であること	2
07		1	「データフラグ」が８で業態区分が８８以外	「データフラグ」が８（：法第３条第２項被保険者）の場合、 「業態番号」は８８（：法第３条第２項被保険者）であること	2
08		1	適用区分が１もしくは２で事業所の被保険者数が０人	「適用区分」が１（：強制）もしくは ２（：任意）の場合、事業所の被保険者数は １人以上であること	2
09		1	適用区分が３で事業所の被保険者数が１人以上	「適用区分」が３（:任意継続）の場合、 事業所の被保険者数は０人であること	2
10		2	事業所被保険者数が１０万人以上	「適用区分」が１（：強制）の場合、 事業所の被保険者数は １００，０００人未満であること	2
11		2	適用区分が２で事業所被保険者数が５人以上	「適用区分」が２（：任意）の場合、 事業所の被保険者数は ５人未満であること	2
12		1	被保険者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は１～２ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：男 ２：女	1

エラー番号		エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数
13		1	被保険者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月　元号」、 「生年月　年　」、 「生年月　月　」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年　８月～４５年　７月 大正：元年　７月～１５年１２月 昭和：元年１２月～６４年　１月 平成：元年　１月～３１年　４月 令和：元年５月～調査年９月	3
14		2	被保険者の年齢（生年月）が１５～７４歳の範囲外	「生年月」より求められる被保険者の年齢は １５歳～７４歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の９月３０日時点で計算する	3
15		2	被保険者等の区分が１で被保険者の年齢が７５歳以上の場合で介護保険コードが２で適用除外時選択コードが１以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者）で「生年月」より求められる被保険者の年齢が７５歳以上の場合、 「介護保険」は ２（：適用除外） かつ 「適用除外時選択コード」は １（：国外居住者）であること。 ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	7
16		1	被保険者等の区分の範囲外もしくは無記入	「被保険者等の区分」は１～3の範囲であり、 以下のコードに対応する １：被保険者 ２：加入者 ３：脱退者	1
17		1	資格取得時期コードの範囲外もしくは無記入	「資格取得時期」は０～２の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が２もしくは３ １：調査対象年－１年前の９月以前 ２：調査対象年－１年前の１０月以降	1
18		1	被保険者区分が１で資格取得時期コードが１，２以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者）の場合、 「資格取得時期」は １（：調査対象年－１年前の９月以前） もしくは ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2
19		1	被保険者区分が２もしくは３で資格取得時期コードが０以外	「被保険者等の区分」が ２（：加入者）もしくは ３（：脱退者）の場合、 「資格取得時期」は ０（：被保険者等の区分が２もしくは３） であること	2
20		1	データフラグが６で標準報酬月額が０（千円）もしくは無記入	データフラグが６（：協会一般調査票データ） の場合、標準報酬月額は５８～１３９０（千円） の範囲であること ※適用区分が１（：強制）もしくは２（：任意）で、 ５８千円（第１等級）及び１３９０千円（第５０等級） の場合は、実報酬額とすること	1
21		1	データフラグが８で標準報酬月額が１（千円）以上	データフラグが８（：法第3条第2項調査票 データ）の場合、標準報酬月額は０とすること。	1
22		2	データフラグが６で標準報酬月額が５８千円	データフラグが６（：協会一般調査票データ）で 標準報酬月額が５８千円（第１等級）の場合、 当該月額の算定の根拠となった実報酬額とすること	1
23		1	データフラグが６で標準報酬月額が標準報酬等級以外の月額	データフラグが６（：協会一般調査票データ） の場合で標準報酬月額が６８千円（第２等級） から１３３０千円（第４９等級）までの場合、 標準報酬等級にある月額とすること	2
24		2	データフラグが６で標準報酬月額が１３９０千円	データフラグが６（：協会一般調査票データ）で 標準報酬月額が１３９０千円（第５０等級）の場合、 当該月額の算定の根拠となった実報酬額とすること	1
25		2	適用区分が３で標準報酬月額が５８～７５０（千円）範囲外	「適用区分」が３（：任意継続）の場合、 「標準報酬月額」は５８～７５０(千円）の 範囲であること	2
26		1	データフラグが８で標準賞与額が１（千円）以上	データフラグが８（：法第3条第2項調査票 データ）の場合、「標準賞与額」は０であること。	2
27		1	適用区分が３で標準賞与額が１（千円）以上	「適用区分」が３（：任意継続）の場合、 「標準賞与額」は０であること	2
28		1	被保険者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は１～２の範囲であり、 以下のコードに対応する １：該当 ２：適用除外	1
29		1	被保険者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※年齢は調査対象年の９月３０日時点で計算する	4
30		2	被保険者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※調査年で４０歳に到達する１０月１日生まれの被保険者であるかの確認チェック	4
31		1	被保険者の介護コードが１で適用除外選択時コードが０以外	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること	2
32		1	被保険者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外選択時コード」は ０～３の範囲であり、以下のコードに対応する ０：１，２，３以外 １：国外居住者 ２：適用除外施設入所者 ３：在留資格３か月以下の外国人	1
33		1	被保険者の介護保険コードが２で年齢が４０歳以上で適用除外時 選択コードが１，２，３以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳以上の場合、 「適用除外時選択コード」は １～３の範囲であること	5
34		1	被保険者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※年齢は調査対象年の９月３０日時点で計算する	5

エラー番号		エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数
35		2	被保険者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※調査年で４０歳に到達する１０月１日生まれの被保険者であるかの確認チェック	5
36		1	基準収入額適用申請コード範囲外	「基準収入額適用申請」は０～２の範囲 であり、以下のコードに対応する ０：基準収入適用申請 対象外 １：該当 ２：不該当	1
37		1	データフラグが８で基準収入額適用申請コードが０以外	データフラグが８（：法第３条第２項調査票 データ）の場合は、「基準収入額適用申請」は ０であること	2
38		1	基準収入額適用申請コードが０で被保険者が基準収入額適用申請 対象者である	「基準収入額適用申請」が、 ０（：基準収入額適用申請対象外）の場合、 ①被保険者が７０歳以上の高齢受給者で、 「標準報酬月額」が２８０（千円）未満である ②被保険者が７０歳未満である ③データフラグが８（：法第３条第２項 調査票データ）である のいずれかであること	1
39		1	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で標準報酬月額が ２８０（千円）未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「標準報酬月額」が２８０（千円） 以上であること	2
40		1	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で年齢が７０歳未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「被保険者の年齢」が７０歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4
41		2	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で年齢が７０歳未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「被保険者の年齢」が７０歳以上であること ※調査年で７０歳に到達する１０月１日生まれの被保険者であるかの確認チェック	4
42		1	予備１コード範囲外もしくは無記入	「予備ｺｰﾄﾞ１」は０～６の範囲である。	1
43		1	被保険者等の区分が２で予備１コード１～６以外	「被保険者等の区分」が２（：加入者） の場合、「予備１」は１～６であること	2
44		1	被保険者等の区分が１もしくは３で予備１コード０以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者） もしくは ３（：脱退者）の場合、「予備１」は ０であること	2
45		1	予備２コード範囲外もしくは無記入	「予備２」は０～８の範囲である。	1
46		1	被保険者等の区分が３で予備２コード１～８以外	「被保険者等の区分」が３（：脱退者） の場合、「予備２」は１～８であること	2
47		1	被保険者等の区分が１もしくは２で予備２コード０以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者） もしくは ２（：加入者）の場合、「予備２」は ０であること	2
48	被扶養者	1	被扶養者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は１～２ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：男 ２：女	1
49		1	被扶養者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月 元号」、 「生年月 年 」、 「生年月 月 」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年 ８月～４５年 ７月 大正：元年 ７月～１５年１２月 昭和：元年１２月～６４年 １月 平成：元年 １月～３１年 ４月 令和：元年５月～調査年１０月	3
50		1	被扶養者の続柄コード範囲外もしくは無記入	「続柄」は１～４ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：配偶者 ２：直系尊属 ３：子 ４：その他	1
51		2	被扶養者の年齢（生年月）が０～７４歳の範囲外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢は ０歳～７４歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の９月３０日時点で計算する	3
52		2	被扶養者の年齢が７５歳以上の場合、介護保険コードが２で適用除外時選択コードが１以外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢が ７５歳以上の場合、 「介護保険」は２（：適用除外） かつ「適用除外時選択コード」は１（：国外居住者） であること。 ※年齢は調査対象年の９月３０日時点で計算する	6
53		1	続柄が１で被保険者と被扶養者の性別が同じ	「続柄」が１（：配偶者）の場合、被保険者 の性別と被扶養者の性別は別であること	3
54		1	続柄１が２名以上存在	「続柄」が１（：配偶者）は被保険者に対して１名以下	1
55		2	続柄が１で被保険者との年齢差が３０以上	「続柄」が１（：配偶者）で被保険者との 年齢差が３０歳以上の場合の確認チェック	7
56		2	続柄が３で被保険者との年齢差が１５以下	「続柄」が３（：子）で被保険者との 年齢差が１５歳以下の場合の確認チェック	7
57		2	続柄が１で年齢が１７歳以下	「続柄」が１（：配偶者）で年齢が１７歳以下の場合の確認チェック	5

エラー番号		エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数
59		2	続柄が３の被扶養者の年齢が続柄１の被扶養者の年齢より大きい	「続柄」が３（：子）の年齢が 「続柄」が１（：配偶者）の年齢よりも 大きい場合の確認チェック	4
60		2	続柄が３の被扶養者の年齢が被保険者の年齢より大きい	「続柄」が３（：子）の年齢が 被保険者続柄の年齢よりも大きい場合の 確認チェック	7
61		2	続柄が２で年齢が３０歳以下	「続柄」が２（：直系尊属）で年齢が３０歳 以下である	4
62		1	扶養開始時期コード範囲外もしくは無記入	「扶養開始時期」は０～２の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が２もしくは３ １：調査対象年－１年前の９月以前 ２：調査対象年－１年前の１０月以降	1
63		1	被保険者の資格取得時期が０の場合、扶養開始時期コードが ０以外	被保険者の「資格取得時期」が ２（：調査対象年－１年前の１０月以降）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2
64		1	被保険者の資格取得時期が１の場合、扶養開始時期コードが １もしくは２以外	被保険者の「資格取得時期」が １（：調査対象年－１年前の９月以前）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は １（：調査対象年－１年前の９月以前）もしくは ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2
65		1	被保険者の資格取得時期が２の場合、扶養開始時期コードが ２以外	データフラグが８（：法第３条第２項調査票 データ）ではなく、 被保険者の「資格取得時期」が ２（：調査対象年－１年前の１０月以降）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2
66		1	被扶養者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は１～２の範囲であり、 以下のコードに対応する １：該当 ２：適用除外	1
67		1	被扶養者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※年齢は調査対象年の９月３０日時点で計算する	4
68		2	被扶養者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※調査年で４０歳に到達する１０月１日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	4
69		1	被扶養者の介護コードが１で適用除外選択時コードが０以外	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること	2
70		1	被扶養者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外選択時コード」は ０～３の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：１，２，３以外 １：国外居住者 ２：適用除外施設入所者 ３：在留資格１年未満の外国人	1
71		1	被扶養者の介護保険コードが２で年齢が４０歳以上で適用除外時 選択コードが１，２，３以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳以上の場合、 「適用除外時選択コード」は １～３の範囲であること	5
72		1	被扶養者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※年齢は調査対象年の９月３０日時点で計算する	5
73		2	被扶養者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※調査年で４０歳に到達する１０月１日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	5

別添５

都道府県の番号表

北海道　０１	埼　玉　１１	岐　阜　２１	鳥　取　３１	佐　賀　４１
青　森　０２	千　葉　１２	静　岡　２２	島　根　３２	長　崎　４２
岩　手　０３	東　京　１３	愛　知　２３	岡　山　３３	熊　本　４３
宮　城　０４	神奈川　１４	三　重　２４	広　島　３４	大　分　４４
秋　田　０５	新　潟　１５	滋　賀　２５	山　口　３５	宮　崎　４５
山　形　０６	富　山　１６	京　都　２６	徳　島　３６	鹿児島　４６
福　島　０７	石　川　１７	大　阪　２７	香　川　３７	沖　縄　４７
茨　城　０８	福　井　１８	兵　庫　２８	愛　媛　３８	
栃　木　０９	山　梨　１９	奈　良　２９	高　知　３９	
群　馬　１０	長　野　２０	和歌山　３０	福　岡　４０	

健康保険被保険者実態調査の業態番号

業態番号	業　　態	業態番号	業　　態
1	農林水産業	22	無店舗小売業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	23	金融業、保険業
3	総合工事業	24	不動産業
4	職別工事業	25	物品賃貸業
5	設備工事業	26	学術研究機関
6	食料品・たばこ製造業	27	専門・技術サービス業(43を除く)
7	繊維製品製造業	28	飲食店
8	木製品・家具等製造業	29	宿泊業
9	紙製品製造業	30	対個人サービス業
10	印刷・同関連業	31	娯楽業
11	化学工業・同類似業	32	教育、学習支援業
12	金属工業	33	医療業・保健衛生
13	機械器具製造業	34	社会保険・社会福祉・介護事業
14	その他の製造業	35	複合サービス業
15	電気・ガス・熱供給・水道業	36	職業紹介・労働者派遣業
16	情報通信業	37	その他の対事業所サービス業
17	道路貨物運送業	38	修理業
18	その他の運輸業	39	廃棄物処理業
19	卸売業	40	政治・経済・文化団体
20	飲食料品以外の小売業	41	その他のサービス業
21	飲食料品小売業	42	公務
		43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業

（参考）健康保険被保険者実態調査における業態分類の日本標準産業分類上の解説等

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
1	農林水産業	耕種農業、畜産農業及び農業に直接関係するサービス業務、林業及び及び林業に直接関係するサービス業務並びに海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業、その他の林業、海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	有機物、無機物を問わず、天然に個体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品質向上処理を行う事業所	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業
3	総合工事業	主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
4	職別工事業	主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、解体工事業等
5	設備工事業	主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、道路標識設置工事業等
6	食料品・たばこ製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料の製造を行う事業所	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
7	繊維製品製造業	繊維製品の製造を行う事業所	製糸業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業（寝具製造業、タオル製造業等）
8	木製品・家具等製造業	製材及び木製基礎資材の製造並びに木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料とした製品又は家具の製造を行う事業所	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業、その他の木製品製造業（木材薬品処理業、コルク加工基礎資材・コルク製品製造業等）、家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業（プラスチック製家具・装備品製造業、強化プラスチック製家具製造業等）
9	紙製品製造業	木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業（紙タオル・紙ナフキン製造業等）
10	印刷・同関連業	印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
11	化学工業・同類似業	化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品及び窯業・土石製品を製造する事業所	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業（火薬類製造業、農薬製造業等、香料製造業等）、石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業（練炭製造業等）、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業、その他のプラスチック製品製造業（プラスチック製容器製造業等）、タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業）、ガラス・同製品製造業、セメント・鋼製品製造業、建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業（石こう製品製造業、石灰製造業等）
12	金属工業	鉄鋼業、非鉄金属及び金属製品を製造する事業所	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業（鋳鉄管製造業等）、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業（核燃料製造業等）、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置，配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業（金属製スプリング製造業等）
13	機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具を製造する事業所	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（消火器具・消火装置製造業等）、農業用機械製造業、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（ロボット製造業等）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測量器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（フィルタ製造業等）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業（導入線製造業等）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品製造業等）
14	その他の製造業	業態分類の06（食料品・たばこ製造業）から13（機械器具製造業）に分類されない製品を製造する事業所	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業（看板・標識機製造業等）
15	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱又は水を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所	電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
16	情報通信業	情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業、公共放送業、民間放送業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
17	道路貨物運送業	主として自動車等により貨物の運送を行う事業所	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業（自転車貨物　運送業等）
18	その他の運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）の事業所	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業（特定旅客自動車運送業等）、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業（海運仲立業等）、郵便業

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
19	卸売業	各種商品卸売業、繊維　・衣類等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業の事業所	各種商品卸売業、繊維品卸売業、衣服卸売業、身の回り品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、食糧・飲料卸売業、建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業、産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業(計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、医療用機械器具卸売業等)、家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業(書籍・雑誌卸売業等)
20	飲食料品以外の小売業	各種商品小売業、織物・衣類・身の回り品小売業、機械器具小売業、その他の小売業の事業所	百貨店、総合スーパー、呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業(かばん・袋物小売業等)、自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業(ホームセンター、ジュエリー製品小売業等)
21	飲食料品小売業	主として飲食料品を小売する事業所	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストア、米穀類小売業等)
22	無店舗小売業	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業
23	金融業、保険業	金融業又は保険業を営む事業所であり、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所事業所も含む	中央銀行、銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関(政府関係金融機関、証券金融業等)、金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業、補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業、生命保険業、損害保険業、共済事業、少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
24	不動産業	主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、賃貸、交換の代理若しくは仲介を行う事業所	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
25	物品賃貸業	主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業(音楽・映像記録物賃貸業、貸衣しょう業等)
26	学術研究機関	学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所	自然科学研究所、人文・社会科学研究所
27	専門・技術サービス業	専門サービス業、広告業、技術サービス業の事業所	デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業(不動産鑑定業等)、広告業、獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の専門・技術サービス業
43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業		法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所
28	飲食店	客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料を提供する事業所	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店(ハンバーガー店等)、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
29	宿泊業	宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業(会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ等)
30	対個人サービス業	主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場、その他の洗濯・理容・美容・浴場業(エステティック業等)、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業(結婚相談業、結婚式場紹介業、写真現像・焼付業等)
31	娯楽業	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与える事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競争場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊技場、その他の娯楽業(ダンスホール、カラオケボックス業等)
32	教育、学習支援業	学校教育を行う事業所、学校教育の支援活動を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補助教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業(料理学校、自動車教習所等)
33	医療業・保健衛生	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所並びに保健所、健康相談施設、検疫所(動物検疫所、植物検疫所を除く)など保健衛生に関するサービスを提供する事業所	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業(歯科技工所等)、保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
34	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業
35	複合サービス業	信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の各種サービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている事業所	郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合
36	職業紹介・労働者派遣業	主として労働者に職業を斡旋する事業所及び労働者派遣業を行う事業所	職業紹介業、労働者派遣業
37	その他の対事業所サービス業	企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
38	修理業	自動車の整備修理を行う事業所及び機械、家具など他に分類されないその他の修理を行う事業所	自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
39	廃棄物処理業	廃棄物の処理を行う事業所	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
40	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体などの他に分類されない非営利的団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体
41	その他のサービス業	神道、仏教、キリスト教などの宗教の拝礼施設等、他に分類されないサービスを提供する事業所、日本国内に駐在する外国政府及び国際機関などの事業所	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教、集会場、と畜場、他に分類されないサービス業(中央卸売市場等)、外国公館、その他の外国公務
42	公務	国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署	立法機関、司法機関、行政機関、都道府県機関、市町村機関

注:解説及び事業例の詳細については、「日本標準産業分類(第14回改定)」(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm)を参照願います。

第１７表　被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別、新規加入者数

協会（一般）

年齢階級	加入者数	被保険者数			被扶養者数		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
総　　数							
0～ 4歳							
5～ 9							
10～14							
15～19							
20～24							
25～29							
30～34							
35～39							
40～44							
45～49							
50～54							
55～59							
60～64							
65～69							
70～74							
75歳以上							
(再掲)							
未就学児							
前期高齢者							
70歳以上							
70歳以上現役並み所得者							
介護(1号)							
介護(2号)							
介護(計)							

第１８表　被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別、脱退者数

協会（一般）

年齢階級	脱退者数	被保険者数			被扶養者数		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
総　　数							
0～ 4歳							
5～ 9							
10～14							
15～19							
20～24							
25～29							
30～34							
35～39							
40～44							
45～49							
50～54							
55～59							
60～64							
65～69							
70～74							
75歳以上							
(再掲)							
未就学児							
前期高齢者							
70歳以上							
70歳以上 現役並み所得者							
介護(1号)							
介護(2号)							
介護(計)							

別紙２

令和８年度船員保険被保険者実態調査実施要領

Ⅰ　調査の概要

１．調査の目的

この調査は、船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している船舶所有者の規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

２．調査の対象及び客体

(1) 調査対象は、令和８年10月１日現在の船員保険の被保険者（以下「被保険者」という。）、並びに令和７年10月から令和８年９月までの間に被保険者資格取得届により資格取得した者（ただし、疾病任意継続被保険者の資格取得者を除く。以下「加入者」という。）及び被保険者資格喪失届により資格喪失した者（以下「脱退者」といい、加入者及び脱退者を総称し、以下「異動した者」という。）とする。

(2) 調査客体は、全数とする。

３．調査の事項

調査の事項は、別添１「船員保険被保険者実態調査 調査項目」（以下「調査項目」という。）に掲げる事項とする。

４．調査の方法

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、協会が保有するデータベースから、調査項目のデータを抽出し、厚生労働省保険局調査課（以下「調査課」という。）の指定するファイルレイアウト（別添３－２）に基づき、CSVファイルを作成する。

５．調査票等の提出期限及び提出先

協会は、作成したCSVファイルを磁気媒体に記録し、令和８年11月30日までに調査課に提出する。

６．調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は調査課で行う。

Ⅱ　調査票等の提出方法

１．報告形式

調査結果の報告については、磁気媒体により行うこととし、仕様等の詳細は以下のとおりとする。

項　　目	内　　容
報告媒体	CD-R/RWまたはDVD-R/RW
データ形式	CSVファイル（カンマ区切り）形式 （改行コード(0D0A)付き）
レコード長	添付書レコード（１行目） 最大170バイト＋(改行コード2バイト)
	調査票レコード（２行目以降） 最大369バイト＋(改行コード2バイト)
ファイル名	T＋″_″＋調査年度（元号コード（１桁）＋和暦年度（２桁）） ＋″_″＋SENIN.csv 例：令和８年（08年）度調査 →　T_R08_SENIN.csv
文字コード	ASCIIコード、S-JISコード
レイアウト 記録要領等	添付書･調査票ファイルのイメージは別添３－１のとおりとなり、１行目は添付書データ、２行目以降は調査票データである。添付書・調査票ファイルのレイアウトは、それぞれ別添３－２のとおりとし、別添２のデータ記録要領に従ってデータを記録することとする。

２．報告方法

作成したCSVファイルは、エラーチェックをおこなった後に磁気媒体に記録し、調査課に送付すること。（エラーチェックの詳細は別添４の「エラーチェックリスト」を参照のこと。）

３．ラベル

磁気媒体には、本調査名、保険者名、作成年月日を記入した識別ラベルを添付すること。

Ⅲ　添付書・調査票の作成要領

１．添付書の作成要領（別添２「データ記録要領」を参照のこと。）

⑴「データフラグ」は、「3」（：船保添付書データ）と入力すること。

⑵「調査対象年度_元号」は「5」（：令和）と入力すること。

⑶「調査対象年度_年」は「08」（：08年度）と入力すること。

⑷「作成年月日」はデータ作成年月日を西暦で入力すること。

⑸「都道府県番号」は協会船員保険部の所在する「13」（：東京）と入力すること。

⑹「組合コード」「支部コード」はそれぞれ「00000」「00」と入力すること。

⑺「保険者名」は「協会けんぽ」と入力すること。

⑻「本・支部名」は「船員保険部」と入力すること。

⑼「被保険者」の「被保険者総数」には、令和８年10月１日現在の船員保険の被保険者数を入力し、「調査票枚数」欄には、作成した調査票の枚数を入力すること。

⑽「加入者」の「加入者総数」または「脱退者」の「脱退者総数」には、令和７年10月から令和８年９月の間の加入者または脱退者の総数をそれぞれ入力し、「調査票枚数」欄には、作成した調査票の枚数をそれぞれ入力すること。

⑾「一括調査有無」には、「2」（：支部がない本部）と入力すること。

２．調査票の作成要領（別添２「データ記録要領」を参照のこと。）

⑴「データフラグ」は、「4」（：船保調査票データ）と入力すること。

⑵「協会けんぽ船員保険部」は「00000」と入力すること。

⑶「事業所番号」「被保険者番号」は、それぞれ「被保険者証の記号」及び「被保険者証の番号」から変換された一連番号を入力すること。

⑷「適用区分」には、被保険者または異動した者が加入している（脱退者にあっては脱退時に加入していた）船員保険の船舶種別の区分について入力することとし、疾病任意継続被保険者は「4」（：疾病任継）とすること。

⑸「船舶所有者」の「都道府県番号」には、被保険者または異動した者が所属している

（脱退者にあっては脱退時に所属していた）船舶所有者の都道府県について、別添５「都道府県の番号表」の番号により入力すること。
　また、疾病任意継続被保険者の場合には、被保険者の所在する都道府県の番号を入力すること。

(6)「船舶所有者」の「業態番号」は、「00」と入力すること。

(7)「船舶所有者」の「被保険者数」には、被保険者にあっては被保険者が所属している船舶所有者の令和８年10月１日現在の被保険者数を入力すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は「0」と入力すること。
　また、異動した者のうち加入者については、所属している船舶所有者の資格取得時の被保険者数を記入することとし、脱退者については、所属していた船舶所有者の資格喪失時の被保険者数を入力すること。

(8)「性別」には、被保険者または異動した者の性別について、「1」（：男）、「2」（：女）のいずれかを入力すること。

(9)「生年月」には、被保険者または異動した者の生年月について記入すること。例えば、昭和30年８月生まれの者は「3」（：昭和）、「30」（：30年）、「08」（：８月）と入力すること。

(10)「被保険者等の区分」には、被保険者は「1」（：被保険者）を、異動した者のうち、加入者にあっては「2」（：加入者）を、脱退者にあっては「3」（：脱退者）をそれぞれ入力すること。

(11)　「資格取得時期」には、(10)において「1」（：被保険者）とした場合は、所属している事業所における被保険者資格取得年月日に従って「1」（：令和７年９月以前）、「2」（：令和７年10月以降）のいずれかを入力すること。(10)において「2」または「3」とした場合は「0」とすること。
　なお、疾病任意継続被保険者については、一般被保険者としての資格を喪失した日の前日まで継続して使用されていた船舶所有者の資格取得年月日に従って該当するものを入力すること。

(12)「標準報酬月額」には、被保険者にあっては令和８年10月１日現在における標準報酬月額について千円単位で入力すること。
　また、異動した者のうち、加入者にあっては加入時の標準報酬月額を、脱退者にあっては脱退時の標準報酬月額を入力すること。
　なお、標準報酬月額が標準報酬等級の第１等級（58千円）または第50等級（1,390千円）に該当する場合については、当該月額の算定の根拠となった実報酬額（千円未満切捨て）を入力すること。

(13)「標準賞与額」には、一般被保険者または異動した者のうち脱退者にあっては、令和７年10月から令和８年９月までの間に支払われた標準賞与額について、各年度573万円を上限とした支給額の合算額を千円単位（千円未満切捨て）で入力することとし、

疾病任意継続被保険者及び異動した者のうち加入者にあっては「０」と入力すること。

(14)「介護保険」には、被保険者または異動した者のうち、介護保険の被保険者（第１号被保険者及び第２号被保険者）である者は「1」（:該当）を、それ以外の者（40歳未満の者、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格３か月以下の外国人）は「２．適用除外」とすること。

(15)「適用除外時選択時コード」は(14)において「1」（:該当）とした者および「2」（:適用除外）とした者で40歳未満の者は「0」とすること。
　なお、40歳以上の者で「2」（：適用除外）を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者は「1」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者については「2」を、在留資格３か月以下の外国人のため適用除外である者については「3」を、適用除外理由が不明の場合は「0」を入力すること。

(16)「基準収入額適用申請」には、令和８年10月１日現在において被保険者が70歳以上の高齢受給者であり、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合について記入することとし、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を届け出た場合でかつ「該当」と判定された場合（一部負担金割合が２割（ただし、誕生日が昭和19年４月１日以前の方は１割））は「1」（：該当）を、「不該当」と判定された場合又は届け出てない場合（一部負担金割合が３割）は「2」（：不該当）を入力すること。

(17)「予備１」には(10)において「2」(：加入者)とした者については、「6」を入力すること。(10)において「1」（：被保険者）または「3」（：脱退者）とした者については「0」とすること。

(18)「予備２」には(10)において「3」（：脱退者）とした者については、「6」を入力すること。(10)において「1」（：被保険者）または「2」（：加入者）とした者については「0」とすること。

(19)「被扶養者」は、被保険者にあっては令和８年10月１日現在における被扶養者について入力し、異動した者のうち、加入者にあっては加入時の被扶養者を、脱退者にあっては脱退時の被扶養者について、それぞれ入力すること。

(20)被扶養者の「性別」の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

(21)被扶養者の「生年月」の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

(22)被扶養者の「続柄」には、被保険者または異動した者との続柄について該当するものを入力すること。

(23)被扶養者の「扶養開始時期」には、扶養開始年月に従って該当するものを入力すること。ただし、異動した者の被扶養者にあっては、「0」とすること。

(24)被扶養者の「介護保険」には、介護保険の被保険者（第１号被保険者及び第２号被保険者）である被扶養者は「１．該当」を、それ以外の者（40歳未満の者、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格３か月以下の外国人）は「２．適用除外」を入力すること。

(25)「適用除外時選択時コード」は(24)において「1」（:該当）とした者および「2」（:適用除外）とした者で40歳未満の者は「0」とすること。

なお、40歳以上の者で「2」（:適用除外）を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者は「1」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者については「2」を、在留資格３か月以下の外国人のため適用除外である者については「3」を、適用除外理由が不明の場合は「0」を入力すること。

別添１

船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査課の指定するレイアウトの CSV ファイルを作成する。

① 適用区分
② 船舶所有者の都道府県番号
③ 船舶所有者の使用する船員の数
④ 被保険者等の性別
⑤ 被保険者等の生年月
⑥ 被保険者等の区分
⑦ 被保険者等の資格取得時期
⑧ 被保険者等の標準報酬月額
⑨ 被保険者等の標準賞与額
⑩ 被保険者等の介護保険の該当有無
⑪ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
⑫ 被扶養者の性別
⑬ 被扶養者の生年月
⑭ 続柄
⑮ 被扶養者の扶養開始時期
⑯ 被扶養者の介護保険該当の有無

令和8年度　船員保険被保険者実態調査【添付書･調査票】データ記録要領

桁数は半角1桁を1(byte)と数えてください。ひらがな、漢字（全角文字）については2桁(byte)と数えてください。

【添付書】

項目名	最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）	
データフラグ	1	半角	数字	3	船保添付書データ
				4	船保調査票データ
				(3:添付書データはﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの1行目に入れて下さい)	
調査対象年度_元号	1	半角	数字	5	令和
調査対象年度_年	2	半角	数字	08	8年度
作成年月日	8	半角	数字	データ作成年月日を入力。（YYYYMMDD）	
都道府県番号	2	半角	数字	13	東京
組合コード	5	半角	数字	00000	
支部コード	2	半角	数字	00	
保険者名	50	全角	文字		協会けんぽ
本・支部名	49	全角	文字		船員保険部
被保険者 被保険者総数	6	半角	数字		
被保険者 調査票枚数	6	半角	数字		
加入者 加入者総数	5	半角	数字		
加入者 調査票枚数	5	半角	数字		
脱退者 脱退者総数	5	半角	数字		
脱退者 調査票枚数	5	半角	数字		
一括調査有無	1	半角	数字	2	支部がない本部
データ作成フラグ	1	半角	数字	0	保険者作成

【調査票】

項目名		最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）	
データフラグ		1	半角	数字	3	船保添付書データ
					4	船保調査票データ
					（4:調査票データはﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの2行目に入れて下さい）	
協会けんぽ船員保険部		5	半角	数字	00000	
事業所番号		10	半角	数字	00 ＋ 「保険者番号（８桁）」	
被保険者番号		7	半角	数字		
適用区分		1	半角	数字	1	強制（汽船等）
					2	強制（漁船（い））
					3	強制（漁船（ろ））
					4	疾病任継
船舶所有者	都道府県番号	2	半角	数字	●１桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例：　1　→　01	
					01 〃 47	北海道 〃 沖縄
	業態番号	2	半角	数字	00	
	被保険者数	6	半角	数字		
被保険者	性別	1	半角	数字	1	男
					2	女
	生年月_元号	1	半角	数字	1	明治
					2	大正
					3	昭和
					4	平成
					5	令和
	生年月_年	2	半角	数字	1 〃 64	元年 〃 64年
	生年月_月	2	半角	数字	1 〃 12	1月 〃 12月
	被保険者等の区分	1	半角	数字	1	被保険者
					2	加入者
					3	脱退者
	資格取得時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が1(被保険者)の場合	
					1	令和7年9月以前
					2	令和7年10月以降
					「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が2もしくは3
	標準報酬月額	4	半角	数字		
	標準賞与額	5	半角	数字		
	介護保険	1	半角	数字	1	該当
					2	適用除外
	介護保険 2:適用除外時選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合	
					1	国外居住者
					2	適用除外施設入所者
					3	在留資格3か月以下の外国人
					上記以外又は適用除外理由が「不明」	
					0	1,2,3以外又は不明
	基準収入額適用申請	1	半角	数字	0	基準収入適用申請 対象外
					1	該当
					2	不該当
	予備１	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が2(加入者)の場合	
					6	
					「被保険者等の区分」が1(被保険者)または3(脱退者)の場合	
					0	
	予備２	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が3(脱退者)の場合	
					6	
					「被保険者等の区分」が1(被保険者)または2(加入者)の場合	
					0	
被扶養者数		2	半角	数字	0	扶養者なし
					1	1人
					〃	〃
					16	16人
	性別	1	半角	数字	1	男
					2	女
	生年月_元号	1	半角	数字	1	明治

項目名		最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）	
被扶養者					2	大正
					3	昭和
					4	平成
					5	令和
	生年月_年	2	半角	数字	1	元年
					～	～
					64	64年
	生年月_月	2	半角	数字	1	1月
					～	～
					12	12月
	続柄	1	半角	数字	1	配偶者
					2	直系尊属
					3	子
					4	その他
	扶養開始時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が2もしくは3
					被保険者の「資格取得時期」が1(令和7年9月以前)の場合	
					1	令和7年9月以前
					2	令和7年10月以降
					被保険者の「資格取得時期」が2(令和7年10月以降)の場合	
					2	令和7年10月以降
	介護保険	1	半角	数字	1	該当
					2	適用除外
	介護保険 2:適用除外時選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合	
					1	国外居住者
					2	適用除外施設入所者
					3	在留期間３か月以下の外国人
					上記以外又は適用除外理由が「不明」	
					0	1,2,3以外又は不明
データ作成フラグ		1	半角	数字	0	保険者作成

添付書・調査票ファイル　イメージ図

■ 添付書・調査票ファイルはCSV（カンマ区切り）形式です。

（1行目：添付書）	データフラグ,調査年度_元号,調査年度_年,作成年月日,・・・・・,データ作成フラグ[改行]
（2行目：調査票）	データフラグ,00000,事業所番号,被保険者番号,適用区分,・・・・・・・・,データ作成フラグ[改行]
・ ・ ・	
（（添付書1枚＋調査票枚数）行目：調査票）	データフラグ,00000,事業所番号,被保険者番号,適用区分,・・・・・・・・,データ作成フラグ[改行]

※ 添付書の項目数は17項目（データフラグ等を含みます）です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。
※ 調査票の項目数は最大151項目（データフラグ等を含みます）です（被扶養者数により異なります）。
被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は150個（被扶養者が16人いる場合において記録する必要のある最大項目数－1）必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

《データ作成例》

3,5,08,20261110,13,00000,00,協会けんぽ,船員保険部,061000,061000,02000,02000,01500,01500,2,0

4,00000,0000000000,0000000,1,47,00,00500,1,3,45,07,1,1,0500,01200,2,0,1,0,0,2,2,3,48,01,1,1,1,0,2,4,08,3,1,2,0,,,0

別添３－１

CSVファイルレイアウト（船員保険）

【添付書】

	データフラグ	,	調査年度			,	データ作成年月日			,	都道府県番号	,	組合コード	,	支部コード	,	協会けんぽ
			元号	,	年（和暦）		年（西暦）	月	日								
可変長 最大																	
172バイト	1	1	1	1	2	1	4	2	2	1	2	1	5	1	2	1	50
	01	02	03	04	05 06	07	08 09 10 11	12 13	14 15	16	17 18	19	20 21 22 23 24	25	26 27	28	29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

		,	船員保険部
	(50)	1	49
	51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78	79	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

		,	被保険者			,	加入者		
			被保険者総数	,	調査票枚数		加入者総数	,	調査票枚数
	(49)	1	6	1	6	1	5	1	5
	101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128	129	130 131 132 133 134 135	136	137 138 139 140 141 142	143	144 145 146 147 148	149	150

別添３－２

	（加入者）		脱退者								
	（調査票枚数）	,	脱退者総数	,	調査票枚数	,	一括調査作成有無	,	データ作成フラグ	改行コード（0D0A）
	(5)	1	5	1	5	1	1	1	1	2
	151 152 153 154	155	156 157 158 159 160	161	162 163 164 165 166	167	168	169	170	171 172

※添付書の項目数は17項目です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。

CSVファイルレイアウト(船員保険)

【調査票】

可変長　最大　371バイト

位置	区分	項目	バイト数
01		データフラグ	1
02		,	1
03–07	協会	協会けんぽ船員保険部	5
08		,	1
09–18		事業所番号	10
19		,	1
20–26		被保険者番号	7
27		,	1
28		適用区分	1
29		,	1
30–31	船舶所有者	都道府県番号	2
32	船舶所有者	,	1
33–34	船舶所有者	業態番号	2
35	船舶所有者	,	1
36–41	船舶所有者	被保険者数	6
42		,	1
43	被保険者	性別	1
44	被保険者	,	1
45	被保険者 生年月	年号	1
46	被保険者 生年月	,	1
47–48	被保険者 生年月	年	2
49	被保険者 生年月	,	1
50	被保険者 生年月	月	2
51	(被保険者)		
52	(被保険者)	,	1
53	(被保険者)	被保険者等の区分	1
54	(被保険者)	,	1
55	(被保険者)	資格取得時期	1
56	(被保険者)	,	1
57–60	(被保険者)	標準報酬月額	4
61	(被保険者)	,	1
62–66	(被保険者)	標準賞与額	5
67	(被保険者)	,	1
68	(被保険者)	介護保険	1
69	(被保険者)	,	1
70	(被保険者)	介護保険　2:適用除外選択時コード	1
71	(被保険者)	,	1
72	(被保険者)	基準収入額適用申請	1
73	(被保険者)	,	1
74	(被保険者)	予備1	1
75	(被保険者)	,	1
76	(被保険者)	予備2	1
77		,	1
78–79		被扶養者数	2
80		,	1
81	被扶養者1	性別	1
82	被扶養者1	,	1
83	被扶養者1 生年月	年号	1
84	被扶養者1 生年月	,	1
85–86	被扶養者1 生年月	年	2
87	被扶養者1 生年月	,	1
88–89	被扶養者1 生年月	月	2
90	被扶養者1	,	1
91	被扶養者1	続柄	1
92	被扶養者1	,	1
93	被扶養者1	扶養開始時期	1
94	被扶養者1	,	1
95	被扶養者1	介護保険	1
96	被扶養者1	,	1
97	被扶養者1	介護保険　2:適用除外選択時コード	1
98		,	1
99–115		被扶養者2	17
116		,	1
117–133		被扶養者3	17
134		,	1
135–150		被扶養者4	17

		被　扶　養　者　5		被　扶　養　者　6		被　扶　養　者　7
	1	17	1	17	1	17

151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200

		被　扶　養　者　8		被　扶　養　者　9		被　扶　養　者　10
1	17	1	17	1	17	

201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250

		被　扶　養　者　11		被　扶　養　者　12		
1	17	1	17	1		

251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300

	被　扶　養　者　13	,	被　扶　養　者　14	,	被　扶　養　者　15	,
	17	1	17	1	17	1

301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350

	被　扶　養　者　16	,	データ作成フラグ	改行コード（0D0A）
	17	1	1	2

351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371

※被扶養者が１６人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は１５０個（被扶養者が１６人いる場合に記録する必要のある最大項目数－１）必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

令和8年度　船員保険被保険者実態調査のエラーチェックリスト【添付書】

エラー番号		エラー種別 １：エラー ２：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数
01	被保険者	2	被保険者総数範囲外	被保険者総数は１００～２００，０００の範囲であること 100 ≦ 被保険者総数 ≦ 200,000	1
02		1	被保険者調査票枚数範囲外	被保険者の調査票枚数は被保険者数と同数であること 調査票枚数＝被保険者総数	2
03	加入者	2	加入者総数範囲外	加入者総数は０～６０，０００の範囲であること 0 ≦ 加入者総数 ≦ 60,000	1
04		1	加入者調査票枚数範囲外	加入者総数は加入者調査票枚数と同数であること 加入者調査票枚数 ＝ 加入者総数	2
05	脱退者	2	脱退者総数範囲外	脱退者総数は０～６０，０００の範囲であること 0 ≦ 脱退者総数 ≦ 60,000	1
06		1	脱退者調査票枚数範囲外	脱退者総数は脱退者調査票枚数と同数であること 脱退者調査票枚数 ＝ 脱退者総数	2
07		1	一括調査作成有無コードが２以外	一括調査作成有無コードは２とする。	1

令和8年度　船員保険被保険者実態調査のエラーチェックリスト【調査票】

エラー番号	エラー種別 １：エラー ２：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数
01	1	適用区分範囲外もしくは無記入	「適用区分」は１～４の範囲であり、 以下のコードに対応する １：強制（汽船） ２：強制（漁船（い）） ３：強制（漁船（ろ）） ４：疾病任継	1
02	1	船舶所有者の都道府県番号範囲外もしくは無記入	「都道府県番号」は０１～４７の範囲であり、 以下のコードに対応する ０１：北海道　０２：青森県　０３：岩手県 ０４：宮城県　０５：秋田県　０６：山形県 ０７：福島県　０８：茨城県　０９：栃木県 １０：群馬県　１１：埼玉県　１２：千葉県 １３：東京都　１４：神奈川県１５：新潟県 １６：富山県　１７：石川県　１８：福井県 １９：山梨県　２０：長野県　２１：岐阜県 ２２：静岡県　２３：愛知県　２４：三重県 ２５：滋賀県　２６：京都府　２７：大阪府 ２８：兵庫県　２９：奈良県　３０：和歌山県 ３１：鳥取県　３２：島根県　３３：岡山県 ３４：広島県　３５：山口県　３６：徳島県 ３７：香川県　３８：愛媛県　３９：高知県 ４０：福岡県　４１：佐賀県　４２：長崎県 ４３：熊本県　４４：大分県　４５：宮崎県 ４６：鹿児島県４７：沖縄県	1
03	1	船舶所有者の業態番号範囲外もしくは無記入	「業態番号」は００とする。	1
04	1	適用区分が１～３の範囲であり、かつ船舶所有者の使用する船員の数が０人	「適用区分」が１（：強制（汽船））もしくは ２（：強制（漁船（い））もしくは ３（：強制（漁船（ろ））である場合、 船舶所有者の使用する船員の数は１人以上であること	2
05	1	適用区分が４で船舶所有者の使用する船員の数が１人以上	「適用区分」が４（:疾病任継）の場合、 船舶所有者の使用する船員の数は０人であること	2
06	2	船舶所有者の使用する船員の数が１０万人以上	「適用区分」が１（：強制（汽船））もしくは ２（：強制（漁船（い））もしくは ３（：強制（漁船（ろ））である場合、 船舶所有者の使用する船員の数は １００，０００人未満であること	2
07	1	被保険者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は１～２ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：男 ２：女	1
08	1	被保険者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月　元号」、 「生年月　年　」、 「生年月　月　」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年　８月～４５年　７月 大正：元年　７月～１５年１２月 昭和：元年１２月～６４年　１月 平成：元年　１月～３１年　４月 令和：元年５月～調査年９月	3
09	2	被保険者の年齢（生年月）が１５歳未満	「生年月」より求められる被保険者の年齢は １５歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3
10	1	被保険者等の区分の範囲外もしくは無記入	「被保険者等の区分」は１～３の範囲であり、 以下のコードに対応する １：被保険者 ２：加入者 ３：脱退者	1
11	1	資格取得時期コードの範囲外もしくは無記入	「資格取得時期」は０～２の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が２もしくは３ １：調査対象年－１年前の９月以前 ２：調査対象年－１年前の１０月以降	1
12	1	被保険者区分が１で資格取得時期コードが１，２以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者）の場合、 「資格取得時期」は １（：調査対象年－１年前の９月以前） もしくは ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2
13	1	被保険者区分が２もしくは３で資格取得時期コードが０以外	「被保険者等の区分」が ２（：加入者）もしくは ３（：脱退者）の場合、 「資格取得時期」は ０（：被保険者等の区分が２もしくは３） であること	2
14	1	標準報酬月額が０（千円）もしくは無記入	標準報酬月額は５８～１３９０(千円）の範囲で あること。 ※適用区分が１（：強制（汽船））もしくは ２（：強制（漁船（い））もしくは ３（：強制（漁船（ろ））の場合、 最低等級（５８千円）及び 最高等級（１３９０千円）は、 実報酬額とすること	1
15-1	2	適用区分が１～３で標準報酬月額が５８～１２１０ （千円）範囲外	「適用区分」が１（：強制（汽船））もしくは ２（：強制（漁船（い））もしくは ３（：強制（漁船（ろ））である場合、 「標準報酬月額」は５８～１３９０（千円）の範囲であること。 ※最低等級（５８千円）及び最高等級（１３９０千円）の場合は、実報酬額とすること。	2

エラー番号	エラー種別 １：エラー ２：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数
15-2	1	適用区分が１～３で標準報酬月額が標準報酬月額等級以外の月額	「適用区分」が１（：強制（汽船））もしくは ２（：強制（漁船（い））もしくは ３（：強制（漁船（ろ））で「標準報酬月額」が ６３千円（第２等級）から１３５５千円（第４９等級） までの場合、標準報酬等級にある月額とすること。	
16	2	適用区分が４で標準報酬月額が５８～４１０（千円）範囲外	「適用区分」が４（：疾病任継）の場合、 「標準報酬月額」は５８～４１０(千円）の 範囲であること	2
17	2	標準賞与額範囲外	「標準賞与額」は５７３０（千円）以下の確認 チェック	1
18	1	適用区分が４で標準賞与額が１（千円）以上	「適用区分」が ４（：疾病任継）の場合、 「標準賞与額」は０であること	2
19	1	被保険者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は１～２の範囲であり、 以下のコードに対応する １：該当 ２：適用除外	1
20	1	被保険者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4
21	2	被保険者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月１日生まれの被保険者で あるかの確認チェック	4
22	1	被保険者の介護保険の適用除外選択時コードが０以外	「適用除外時選択コード」は ０ であること	2
23	1	基準収入額適用申請コード範囲外	「基準収入額適用申請」は０～２の範囲 であり、以下のコードに対応する ０：基準収入適用申請 対象外 １：該当 ２：不該当	1
24	1	基準収入額適用申請コードが０で被保険者が基準収入額適用申請 対象者である	「基準収入額適用申請」が、 ０（：基準収入額適用申請対象外）の場合、 ①被保険者が７０歳以上の高齢受給者で、 「標準報酬月額」が２８０（千円）未満である ②被保険者が７０歳未満である のいづれかであること	5
25	1	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で標準報酬月額が ２８０（千円）未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「標準報酬月額」が２８０（千円） 以上であること	2
26	1	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で年齢が７０歳未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「被保険者の年齢」が７０歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4
27	2	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で年齢が７０歳未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「被保険者の年齢」が７０歳以上であること ※調査年で70歳に到達する10月１日生まれの被保険者で あるかの確認チェック	4
28	1	予備１コード範囲外もしくは無記入	「予備１」は０または６である。	1
29	1	被保険者等の区分が２で予備１コード６以外	「被保険者等の区分」が２（：加入者） の場合、「予備１」は６であること	2
30	1	被保険者等の区分が１、３で予備１コード０以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者） もしくは ３（：脱退者）の場合、「予備 1」は０であること	2
31	1	予備２コード範囲外もしくは無記入	「予備２」は０または６である。	1
32	1	被保険者等の区分が３で予備２コード６以外	「被保険者等の区分」が３（：脱退者） の場合、「予備２」は６であること	2
33	1	被保険者等の区分が１もしくは２で予備２コード０以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者） もしくは ２（：加入者）の場合、「予備 2」は０であること	2
34	1	被扶養者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は１～２ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：男 ２：女	1
35	1	被扶養者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月　元号」、 「生年月　年　」、 「生年月　月　」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年　８月～４５年　７月 大正：元年　７月～１５年１２月 昭和：元年１２月～６４年　１月 平成：元年　１月～３１年　４月 令和：元年５月～調査年１０月	3
36	1	被扶養者の続柄コード範囲外もしくは無記入	「続柄」は１～４ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：配偶者 ２：直系尊属 ３：子 ４：その他	1
37	2	被扶養者の年齢（生年月）が０～７４歳の範囲外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢は ０歳～７４歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3
38	1	続柄が１で被保険者と被扶養者の性別が同じ	「続柄」が１（：配偶者）の場合、被保険者 の性別と被扶養者の性別は別であること	3
39	1	続柄１が２名以上存在	「続柄」が１（：配偶者）は被保険者に対して１名以下	1
40	2	続柄が１で被保険者との年齢差が３０以上	「続柄」が１（：配偶者）で被保険者との 年齢差が３０歳以上の場合の確認チェック	7
41	2	続柄が３で被保険者との年齢差が１５以下	「続柄」が３（：子）で被保険者との 年齢差が１５歳以下の場合の確認チェック	7
42	2	続柄が１で性別１で年齢が１７歳以下	「続柄」が１（：配偶者）で性別が１（：男）で 年齢が１７歳以下の場合の確認チェック	5
43	2	続柄が１で性別２で年齢が１５歳以下	「続柄」が１（：配偶者）で性別が２（：女）で 年齢が１５歳以下の場合の確認チェック	5
44	2	続柄が３の被扶養者の年齢が続柄１の被扶養者の年齢より大きい	「続柄」が３（：子）の年齢が 「続柄」が１（：配偶者）の年齢よりも 大きい場合の確認チェック	4

エラー番号	エラー種別 １：エラー ２：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数
45	2	続柄が３の被扶養者の年齢が被保険者の年齢より大きい	「続柄」が３（：子）の年齢が 被保険者続柄の年齢よりも大きい場合の 確認チェック	7
46	2	続柄が２で年齢が３０歳以下	「続柄」が２（：直系尊属）で年齢が３０歳 以下である	4
47	1	扶養開始時期コード範囲外もしくは無記入	「扶養開始時期」は０～２の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が２もしくは３ １：調査対象年－１年前の９月以前 ２：調査対象年－１年前の１０月以降	1
48	1	被保険者の資格取得時期が０の場合、扶養開始時期コードが ０以外	被保険者の「資格取得時期」が ０（：被保険者等の区分が２もしくは３）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は ０（：被保険者等の区分が２もしくは３） であること	2
49	1	被保険者の資格取得時期が１の場合、扶養開始時期コードが １もしくは２以外	被保険者の「資格取得時期」が １（：調査対象年－１年前の９月以前）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は １（：調査対象年－１年前の９月以前）もしくは ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2
50	1	被保険者の資格取得時期が２の場合、扶養開始時期コードが ２以外	被保険者の「資格取得時期」が ２（：調査対象年－１年前の１０月以降）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2
51	1	被扶養者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は１～２の範囲であり、 以下のコードに対応する １：該当 ２：適用除外	1
52	1	被扶養者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4
53	2	被扶養者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月１日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	4
54	1	被扶養者の介護保険の適用除外選択時コードが０以外	「適用除外時選択コード」は ０ であること	2

都道府県の番号表

北海道　０１	埼　玉　１１	岐　阜　２１	鳥　取　３１	佐　賀　４１
青　森　０２	千　葉　１２	静　岡　２２	島　根　３２	長　崎　４２
岩　手　０３	東　京　１３	愛　知　２３	岡　山　３３	熊　本　４３
宮　城　０４	神奈川　１４	三　重　２４	広　島　３４	大　分　４４
秋　田　０５	新　潟　１５	滋　賀　２５	山　口　３５	宮　崎　４５
山　形　０６	富　山　１６	京　都　２６	徳　島　３６	鹿児島　４６
福　島　０７	石　川　１７	大　阪　２７	香　川　３７	沖　縄　４７
茨　城　０８	福　井　１８	兵　庫　２８	愛　媛　３８	
栃　木　０９	山　梨　１９	奈　良　２９	高　知　３９	
群　馬　１０	長　野　２０	和歌山　３０	福　岡　４０	

保調発１００８第１号
令和８年10月８日

地方厚生(支)局保険主管課長　殿

厚生労働省保険局調査課長
（　公　印　省　略　）

令和８年度健康保険被保険者実態調査の実施について

標記については、令和８年10月８日保発１００８第８号をもって厚生労働省保険局長から貴厚生(支)局長あて通知されたところであるが、この調査は、健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的として実施するものであるから、別添「令和８年度健康保険被保険者実態調査実施要領」（以下「実施要領」という。）によって調査を実施するとともに、以下の点に留意のうえ、調査が円滑に行われるよう配慮願いたい。

１．進達事項

進達事項については、貴管下各健康保険組合より提出された添付書、調査票とする。健康保険組合から電子媒体（「電子政府の総合窓口（e-Gov)」の利用を含む。）で提出された場合は、貴局において、それらの電子媒体をＣＤ－Ｒ／ＲＷまたはＤＶＤ－Ｒ／ＲＷにまとめて複写すること。貴局でまとめて複写した磁気媒体については、１枚を送付することとする。

また、提出のあった健康保険組合毎に、都道府県、組合コード、健康保険組合名、提出方法等をとりまとめた「令和８年度健康保険被保険者実態調査送付書」を作成し、調査票等とともに磁気媒体に複写し当職宛送付すること。なお、記入様式は別途電子媒体にて送付する。

貴局でまとめて複写した磁気媒体には、以下の事項を記入した識別ラベルを貼付すること。

①調査実施年度
②調査名（「健康保険被保険者実態調査」）
③ファイルの種類（「添付書・調査票ファイル」）
④地方厚生(支)局名
⑤正・副の別

⑥磁気媒体の作成通番（総枚数３枚のうちの２枚目の場合、「２／３」と記入）
⑦作成年月日

２．提出期限

令和８年 12 月 15 日までに当課宛に提出すること。

３．その他の留意事項

（１）健康保険組合に対して調査の趣旨及び要領を十分説明し、調査が厳正に行われるよう指導すること。

（２）支部のある健康保険組合にあっては、本部・支部ごとに調査を実施すること。なお、支部組合に対する指導は、当該支部の所在区域を管轄する地方厚生(支)局において行うこと。

（３）調査票等の梱包は配送の途中で破損、散逸しないよう厳重に行うこと。

以上

令和８年度

健康保険被保険者実態調査実施要領

厚 生 労 働 省 保 険 局

Ⅰ　調査の概要

１．調査の目的

この調査は、健康保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

２．調査の対象及び客体

(1) 調査対象は、令和８年10月１日現在の組合管掌健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）、並びに令和８年10月中に被保険者資格取得届により資格取得した者（ただし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。以下「加入者」という。）及び被保険者資格喪失届により資格喪失した者（以下「脱退者」といい、加入者及び脱退者を総称し、以下「異動した者」という。）とする。

(2) 調査客体は、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては、支部）ごとに被保険者については100分の１、異動した者については50分の１で系統抽出した者とする。

３．調査の事項

調査の事項は、別紙３「令和８年度健康保険被保険者実態調査 調査票」（以下「調査票」という。）に掲げる事項とする。

４．調査の方法

(1) 厚生労働省保険局調査課は、健康保険組合に調査票を配布し、健康保険組合は関係書類に基づき調査票を作成する。

(2) 地方厚生(支)局は、健康保険組合に対し、調査が円滑に実施されるよう指導する。

５．調査票等の提出期限及び提出先

健康保険組合は、作成した調査票及び別紙２「令和８年度健康保険被保険者実態調査添付書」（以下「添付書」という。）を、**令和８年11月30日（必着）**までに**管轄地方厚生(支)局に提出する。**

６．調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は厚生労働省保険局調査課で行う。

Ⅱ　調査客体の選定

１．調査客体の選定方法

調査客体の選定は、次の方法により被保険者に係るもの及び異動した者に係るものに分けて行うこと。

(1) 被保険者

２.により作成した別紙１「令和８年度健康保険被保険者実態調査 調査客体選定表」（以下「選定表」という。）に基づき、抽出始発番号に該当する者を一人目として、以降100番目ごとの者を調査客体として選定すること。（抽出例については、17頁の選定表記入例を参照のこと。）

(2) 異動した者

加入者または脱退者について、選定表に記載した事業所名の順にてそれぞれ通し番号を付し、25人目を一人目として、以降50番目ごとの者を調査客体として選定すること。なお、加入者、脱退者がそれぞれ25人未満の場合には、抽出する必要はないこととする。

２．選定表の作成

適用事業所（以下「事業所」という。）の被保険者について、次の(1)から(10)までの方法により選定表を作成することとし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者については、全事業所の最後に「任意継続」及び「特例退職」と表記したうえで、それぞれ一括して記入すること。

なお、支部のある健康保険組合にあっては、本部・支部別に選定表を作成して調査を実施することとするが、本部において支部の分を含めて調査を行う場合（以下「一括調査」という。）、本部は支部の分を含めて選定表を作成し、支部は選定表の作成を要しない。

(1) 「（　枚中　枚）」欄には、本部または支部にあって、選定表が２枚以上にわたる場合は該当数字を記入すること。例えば、選定表が２枚作成されたときは、（２枚中１枚）又は（２枚中２枚）とすること。

(2) 「抽出始発番号」欄には、別紙４の「始発番号」に記載されている数字を記入すること。

(3) 「事業所番号」欄には、上から順番に付番すること。又、当該表に記載する事業所の順序については、各健康保険組合が自由に決定して構わないものとする。

(4) 「事業所名」欄には、健康保険組合規約に規定されている事業所の名称を記入すること。ただし、任意継続被保険者は「任意継続」、特例退職被保険者は「特例退職」と記入すること。

(5) 「業態」欄には、事業所別に別紙５「健康保険被保険者実態調査の業態番号」に該当する業態番号を記入すること。
　なお、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合には記入する必要はない。

(6) 「被保険者数」欄には、令和８年10月１日現在の被保険者数について、事業所ごとに記入すること。

(7) 「被保険者数累計」欄には、(6)の記載順に被保険者数の累計を記入すること。

(8) 「調査客体数」欄には、調査客体となった被保険者数を記入すること。

(9) 「調査客体番号」欄には、調査客体として抽出された被保険者が、所属する事業所において何番目に該当するかを記入すること。

(10) 「合計」欄には、それぞれの縦計を記入すること。ただし、選定表が２枚以上作成された場合は最後の選定表に記入すること。

Ⅲ　添付書・調査票の作成方法

健康保険組合は次の要領に従い、添付書及び調査票を作成すること。

１．添付書の記入要領（18頁、添付書記入例を参照のこと。）

⑴　「都道府県番号」欄には、調査票を作成する健康保険組合の所在する都道府県（支部については、支部の所在する都道府県）について、別紙６「都道府県の番号表」の番号により記入すること。

⑵　「組合コード」欄及び「支部コード」欄には、別紙４の「始発番号」に記載されている数字を転記すること。

⑶　「健康保険組合名」欄及び「本・支部名」欄には、健康保険組合の名称（「本・支部名」は、本部の場合は「本部」、支部の場合はそれぞれの支部名）を記入すること。

⑷　「被保険者」欄の「被保険者総数」には、令和８年10月１日現在の健康保険組合の本部または支部における被保険者数（一括調査の場合は支部を含めた被保険者数）を記入し、「調査票枚数」欄には、Ⅱ１．⑴にて選定された調査票の枚数を記入すること。

⑸　「加入者」欄の「加入者総数」または「脱退者」欄の「脱退者総数」には、令和８年10月中の加入者または脱退者の総数をそれぞれ記入し、「調査票枚数」欄には、Ⅱ１．⑵にて選定された調査票の枚数をそれぞれ記入すること。

⑹　添付書の一番下の記入欄には、本部にて一括調査を行っている場合は「１．支部があるが、一括調査をしている本部である」を、本部または支部にてそれぞれ調査を行っている場合は「２．支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である」を選択のうえ、それぞれ該当する番号を記入すること。
　なお、支部のない健康保険組合については、「２．支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である」とすること。

２．調査票の記入要領（19頁、調査票記入例を参照のこと。）

⑴　「適用区分」欄には、被保険者または異動した者が加入している（脱退者にあっては脱退時に加入していた）健康保険の適用の区分について記入することとし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）にあっては、事業所が強制適用の場合は「１．強制」、任意適用の場合は「２．任意」を〇で囲むこと。
　なお、任意継続被保険者は「３．任意継続」、特例退職被保険者は「４．特例退職」とすること。

(2) 「都道府県番号」欄には、被保険者または異動した者が所属している（脱退者にあっては脱退時に所属していた）事業所の所在する都道府県について、別紙６「都道府県の番号表」の番号により記入すること。

なお、事業所において支店や営業所、工場等を有しており、それらが複数の都道府県に点在している場合には、被保険者の主たる勤務地の所在する都道府県の番号を記入すること。

また、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合には、健康保険組合の所在する都道府県の番号を記入すること。

(3) 「業態番号」欄には、被保険者または異動した者が所属している（脱退者にあっては脱退時に所属していた）事業所の業態分類について、別紙５「健康保険被保険者実態調査の業態番号」にある番号を記入すること。

なお、任意継続被保険者は「００」、特例退職被保険者は「９９」とすること。

(4) 「事業所の被保険者数」欄には、被保険者にあっては被保険者が所属している事業所の令和８年10月１日現在の被保険者数を記入すること。ただし、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の場合は「０」と記入すること。

また、異動した者のうち加入者については、所属している事業所の資格取得時の被保険者数を記入することとし、脱退者については、所属していた事業所の令和８年10月１日現在の被保険者数を記入すること。

ただし、脱退者のうち、事業所が令和８年10月中に事業廃止により全喪となった場合には、当該廃止時の被保険者数（例えば10月１日付けで全喪した場合には、９月30日現在の被保険者数）を記入することとし、また、事業所の統廃合等により事業所が消滅した場合には、統廃合等により消滅する事業所の統廃合時の被保険者数を記入すること。

なお、誤って健康保険組合全体の被保険者数を記入しないよう十分留意すること。

(5) 「性別」欄には、被保険者または異動した者の性別について、「１．男」、「２．女」のいずれかを○で囲むこと。

(6) 「生年月」欄には、被保険者または異動した者の生年月について記入すること。例えば、昭和30年８月生まれの者は「３．昭和」を○で囲み、「３０」年「０８」月と記入すること。

(7) 「被保険者等の区分」欄には、被保険者は「１．被保険者」を、異動した者のうち、加入者にあっては「２．加入者」を、脱退者にあっては「３．脱退者」をそれぞれ○で囲むこと。

(8) 「短時間労働者」は「1」(:該当)、「2」（:不該当）のいずれかを○で囲むこと。

(9) 「資格取得時期」欄には、(7)において「１．被保険者」に○をつけた者についてのみ記入することとし、所属している事業所における被保険者資格取得年月日に従って「１．令和７年９月以前」、「２．令和７年10月以降」のいずれかを○で囲むこと。

なお、任意継続被保険者及び特例退職被保険者については、現組合における一般被保険者としての資格を喪失した日の前日まで継続して使用されていた事業所の資格取得年月日に従って該当するものを○で囲むこと。

(10)「標準報酬月額」欄には、被保険者にあっては令和８年10月１日現在における標準報酬月額について千円単位で記入すること。

また、異動した者のうち、加入者にあっては加入時の標準報酬月額を、脱退者にあっては令和８年10月１日現在の標準報酬月額を記入すること。

なお、標準報酬月額が標準報酬等級の第１等級（58千円）または第50等級（1,390千円）に該当する場合については、当該月額の算定の根拠となった実報酬額（千円未満切捨て）を記入すること。

(11)「標準賞与額」欄には、一般被保険者または異動した者のうち脱退者にあっては、令和７年10月から令和８年９月までの間に算定された標準賞与額について、各年度573万円を上限とした標準賞与額の合計額を千円単位で記入することとし、任意継続被保険者、特例退職被保険者及び異動した者のうち加入者にあっては「０」と記入すること。

(12)「介護保険」欄には、被保険者または異動した者のうち、介護保険の被保険者（第１号被保険者及び第２号被保険者）である者は「１．該当」を、それ以外の者（40歳未満の者（被扶養者が介護保険の被保険者である40歳未満の特定被保険者を含む）、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格３か月以下の外国人）は「２．適用除外」を○で囲むこと。

なお、40歳以上の者で「２．適用除外」を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者については（　）に「１」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者については（　）に「２」を、在留資格３か月以下の外国人のため適用除外である者については（　）に「３」を、それぞれ記入すること。

(13)「基準収入額適用申請」の欄には、令和８年10月１日現在において被保険者が70歳以上の高齢受給者であり、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合について記入することとし、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を届け出た場合でかつ「該当」と判定された場合（一部負担金割合が２割（ただし、誕生日が昭和19年４月１日以前の方は１割））は「１．該当」を、「不該当」と判定された場合又は届け出ていない場合（一部負担金割合が３割）は「２．不該当」を○で囲むこと。

(14)「加入者」欄には、(7)において「２．加入者」に○をつけた者についてのみ記入することとし、加入者が加入前に適用されていた医療保険制度について関係書類等との照合により、「１．協会」、「２．組合」、「３．共済」、「４．国保」、「５．その他」、「６．不詳」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

なお、後期高齢者医療制度からの加入者（障害認定者の認定取消し等）の場合については、「５．その他」とすること。

(15)「脱退者」欄には、(7)において「３．脱退者」に○をつけた者についてのみ記入す

ることとし、脱退の理由が死亡の場合は、「７．死亡」を、死亡以外の場合には、脱退後に加入する医療保険制度について、「１．協会」、「２．組合」、「３．共済」、「４．国保」、「５．その他」、「６．不詳」、「８．後期高齢者」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

(16)「被扶養者」欄には、令和８年10月１日現在における被扶養者について記入し、異動した者のうち、加入者にあっては加入時の被扶養者を、脱退者にあっては脱退時の被扶養者について、それぞれ記入すること。

なお、記入にあたっては「１」欄から順次「８」欄まで記入することとし、不要の欄は、そのまま空欄としておくこと。

また、被扶養者数が８人を超える場合には、新たな調査票を用いて「被保険者」欄を記入し、「被扶養者」欄の「１」から追記すること。

(17)被扶養者の「性別」欄の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

(18)被扶養者の「生年月」欄の記入の要領は、被保険者または異動した者と同様であること。

(19)被扶養者の「続柄」欄には、被保険者または異動した者との続柄について該当するものを○で囲むこと。

(20)被扶養者の「扶養開始時期」欄には、扶養開始年月に従って該当するものを○で囲むこと。ただし、異動した者の被扶養者にあっては、記入の必要はない。

(21)被扶養者の「介護保険」欄には、介護保険の被保険者（第１号被保険者及び第２号被保険者）である被扶養者は「１．該当」を、それ以外の者（40歳未満の者、国外居住者、適用除外施設入所者、在留資格３か月以下の外国人）は「２．適用除外」を○で囲むこと。

なお、40歳以上の者で「２．適用除外」を選択した者のうち、国外居住者のため適用除外である者は（　）に「１」を、適用除外施設入所者のため適用除外である者は（　）に「２」を、在留資格３か月以下の外国人のため適用除外である者は（　）に「３」を記入すること。

(22)事業所番号・調査客体番号欄には、調査票等作成支援システムまたは被保険者証記号・番号変換ツール（いずれも厚生労働省ホームページに掲載）によって「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」からそれぞれ変換された一連番号を記入すること。

Ⅳ　添付書・調査票作成における点検事項

添付書・調査票を作成する際には、以下の点に留意すること。

○添付書

	チェック
（組合名・支部名） ・健康保険組合・支部名に記入もれ、誤りはないか。	
（組合コード） ・誤って記号番号を記入していないか。	
（被保険者・加入者・脱退者） ・被保険者の「被保険者総数」「調査票枚数」が、調査客体選定表の合計欄と同一になっているか。 ・「加入者」「脱退者」の調査票枚数は、25人目を始番として以降50人ごとに抽出した数を記入しているか。 ・「加入者総数」を「被保険者総数」と同一にしていないか。	

○調査票

	チェック
（組合名・支部名） ・健康保険組合・支部名に誤りはないか。 ・すべての調査票に健康保険組合・支部名が記入されているか。	
（適用区分） ・強制適用事業所の被保険者を「２．任意」としていないか。 ・適用区分が「３．任意継続」の被保険者を「２．任意」としていないか。	
（事業所の都道府県番号） ・事業所の所在する都道府県番号を記入しているか。 ただし、一括適用事業所等の場合においては、抽出対象となった被保険者の主たる勤務地（営業所や工場等）の所在する都道府県とすること。	
（事業所の業態区分） ・別紙５「健康保険被保険者実態調査の業態番号」に基づいた業態番号を記入しているか。	
（事業所の被保険者数） ・健康保険組合全体の被保険者数を記入していないか。 ・適用区分「１．強制」「２．任意」を選択した者の事業所の被保険者数を「０」としていないか。 ・適用区分が「３．任意継続」「４．特例退職」を選択した者の被保険者数を「０」以外としていないか。 ・被保険者の区分が「３．脱退者」で、調査年10月１日に事業所の全喪による資格喪失の場合、全喪時の被保険者数（「０」以外）を記入しているか。	
（性別） ・被保険者または異動した者と配偶者の性別が同じになっていないか。	

（年月日） ・被保険者または異動した者が15歳未満ではないか。 ・生年月が存在しない年月になっていないか。 （注）明治は45．7．30まで、大正は15.12.24まで、昭和は64．１．７まで、平成は31．４．30までである。	
（資格取得時期） ・任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得時期については、一般被保険者としての資格を喪失した日の前日まで継続して使用されていた事業所における資格取得時期になっているか。	
（標準報酬月額） ・一般被保険者及び任意継続被保険者について、標準報酬等級にて定める月額を記入しているか。 **・標準報酬等級の第１等級（58千円）または第50等級(1,390千円)の場合には、標準報酬月額の算定の根拠となった報酬月額（実額ベース）を記入しているか。**	
（標準賞与額） ・令和７年10月から令和８年９月までの標準賞与額の合計額になっているか。 ・令和７年10月から令和８年３月の間の標準賞与額については、令和７年４月からの支給額が年間573万円を上限として計算し、また、令和８年４月から令和８年９月の間の標準賞与額についても同様に計算して、それぞれの額を合算しているか。 （それぞれの標準賞与額が573万円ずつとなる場合、標準賞与額は1,146万円となる。） ・加入者、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の標準賞与額は「０」としているか。	
（基準収入額適用申請） ・「基準収入額適用申請」欄は、令和８年10月１日現在において被保険者が70歳以上の高齢受給者で、かつ標準報酬月額が28万円以上の場合、「１．該当」「２．不該当」のどちらかになっているか。	
（加入者・脱退者） ・被保険者区分が「２．加入者」「３．脱退者」の場合、それぞれ加入者欄（加入前の医療保険）、脱退者欄（脱退後の医療保険）を記入しているか。	
（続柄） ・配偶者が ２人以上となっていないか。 **・被保険者または異動した者の孫や兄弟姉妹を直系尊属としていないか。** **（注）直系尊属とは、被保険者及び配偶者の父母・祖父母・曾祖父母の場合であり、孫や兄弟姉妹は「４．その他」とすること。**	
（扶養開始時期） ・扶養開始時期が被保険者の資格取得時期以前となっていないか。	
（介護保険） ・65歳以上の者(第１号被保険者)について、「２．適用除外」にしていないか。 ・40歳以上で介護保険が「２．適用除外」である場合、適用除外理由の番号を（ ）に記入しているか。 ・75歳以上の者の場合、「２．適用除外」かつ適用除外理由の番号を「１．国外居住者」としているか。	

Ⅴ　電子媒体での提出

電子媒体での提出は、下記に従い提出すること。

１．ファイルの仕様
　添付書の項目、調査票の項目を１つのファイルにまとめる。

添付書・調査票ファイル

項　　目	内　　容
データ形式	CSVファイル（カンマ区切り）形式 （改行コード(0D0A)付き）
レコード長	添付書レコード（１行目） 最大170バイト＋(改行コード2バイト)
	調査票レコード（２行目以降） 最大372バイト＋(改行コード2バイト)
ファイル名	T ＋″_″＋調査年度（元号コード（１桁）＋和暦年度（２桁）） ＋″_″＋都道府県番号（２桁）＋″_″＋組合コード番号（５桁） ＋″_″＋支部番号（２桁）.csv 例：令和８年（08年）度調査 　　本部組合（都道府県番号：13／組合コード：00001） →　T_R08_13_00001_00.csv
文字コード	ASCIIコード、S-JISコード
レイアウト 記録要領等	添付書･調査票ファイルのイメージは別紙９－１のとおりとなり、１行目は添付書データ、２行目以降は調査票データである。添付書・調査票ファイルのレイアウトは、それぞれ別紙９－２のとおりとし、別紙８のデータ記録要領に従ってデータを記録することとする。（別紙８の項目ＩＤについては別紙７－１、７－２を参照。）

２．その他

調査票作成のためのツールとして以下を用意した。厚生労働省ホームページからダウンロードして活用すること。また、操作説明書も併せて参照すること。

厚生労働省ホームページアドレス　　https://www.mhlw.go.jp/

厚生労働省ＨＰのトップページ　→　健康・医療　→　医療保険　→　医療保険データベース　→　健康保険・船員保険被保険者実態調査　→　「健康保険被保険者実態調査　調査票等作成支援システム　及び　被保険者証記号･番号変換ツールについて」からダウンロードできる。

(1) 選定表ファイル

別紙１のエクセルファイル

(2) 調査票等作成支援システム(Ver2.8.0.0)

添付書・調査票の項目ごとにデータをパソコン上で入力することで、エラーチェックおよび、CSV形式の添付書・（「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」がそれぞれ一連番号に変換された）調査票ファイルの作成を行うことができる。同時に、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の**対応リストも作成することができる**（この対応リストは各健康保険組合で疑義照会用に控えておくものであるので、**提出する必要はない**）※１※２。

なお、組合の独自システム等で調査票ファイルまたは添付書・調査票ファイルを作成した場合も、基本的に当システムを使用して該当ファイルの読み込みを行い、エラーチェックおよび、CSV形式の添付書・（「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」がそれぞれ一連番号に変換された）調査票ファイルの作成を行うこと※３。

（エラーチェックの詳細については、別紙１０「エラーチェックリスト」を参照）

※１　対応リストのファイル名は、「添付書・調査票ファイル名（拡張子を除く）」＋「１からの分割連番」＋「対応リストファイル先頭の変換済み被保険者証記号」＋「対応リストファイル先頭の変換済み被保険者証番号」となっている。

※２　（被保険者証記号および被保険者証番号が一連番号に変換された）調査票ファイル２行目と、組合控え用の対応リスト２行目の、左から**５・６列目**の番号が**一致しているか確認**すること。

※３　警告エラーは調査課の想定する数値の範囲を超えているため念のため確認させていただいているものであり、数値に誤りがなければ必ずしも修正していただく必要はない。

(3) 被保険者証記号・番号変換ツール(参考)

組合の独自システム等で添付書・調査票ファイルを作成して且つ十分なエラーチェックを行っている場合は、当ツールを使用し、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換のみを行って提出することも可能である※４。また、調査票等作成支援システムと同様に、「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の対応リストも作成することができる。

※４　**「調査票等作成支援システム」又は「被保険者証記号・番号変換ツール」のどちらか一方のみを利用し、両方利用することのないよう注意すること。**

ツールのバージョンについて

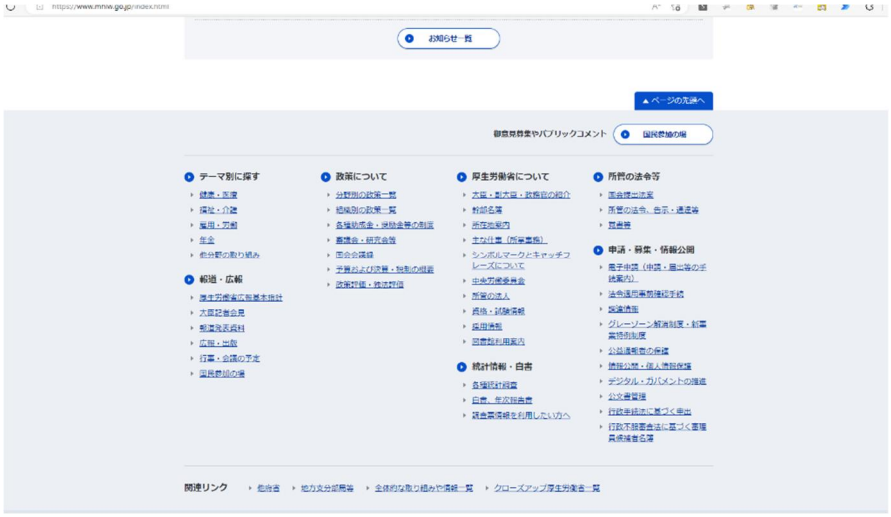
(1) ツールは最新のバージョンのものを使用すること。
　最新のバージョンがインストールされている場合、改めてダウンロードする必要はない。

(2) 調査票等作成支援システム
　昨年度よりバージョンの更新はない。

(3) 被保険者証記号・番号変換ツール
　昨年度よりバージョンの更新はない。

ホームページイメージ図

① 厚生労働省ＨＰのトップページ下の『テーマ別に探す』/『健康・医療』をクリック



② 『健康・医療』/医療保険をクリック



③



④



⑤



こちらのページの『健康保険被保険者実態調査　調査票等作成支援システム　及び　被保険者証記号・番号変換ツールについて』よりダウンロードすること。

Ⅵ　調査票等の提出方法及び提出期限

各健康保険組合において十分その記載内容を審査したうえで、**令和８年１１月３０日**までに**添付書及び調査票ファイル（CSVファイル）を管轄の地方厚生(支)局長あて送付すること（選定表は提出しないこと）**。本部で一括調査を行っている場合は、本部は本部を管轄する地方厚生(支)局に支部の分も送付すること。

調査票等の提出方法は、原則として１の電子申請による提出とし、困難な場合は、２又は３の方法による提出とする。

また、調査票等作成支援システムまたは被保険者証記号・番号変換ツールで作成された「被保険者証記号」及び「被保険者証番号」の変換前後の**対応リスト**は疑義照会が必要となった場合に使用するので、**報告書が公表されるまでの概ね１年程度、控えておく**こと。（**提出は不要である。**）

提出された調査票等は管轄の地方厚生（支）局にて確認を行う。提出内容に不備が確認された場合、地方厚生(支)局から補正要求を行うため、対応すること。

電子申請による提出の場合は、e-Govにより補正要求を行うため、以下のURLを参考に補正を行うこと。また、e-Govのメール通知の設定を行い、補正依頼の到達が確認できるようにしておくこと。

e-Gov電子申請　補正方法について
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/confirm/revision.html

e-Gov電子申請　メール通知設定
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq/mailsetting.html

磁気媒体又は電子メールによる提出の場合は、管轄の地方厚生（支）局より直接、健康保険組合宛に補正依頼を行うので確認すること。

●電子媒体での提出

１．電子申請による提出
「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の電子申請システムを利用して提出すること。

「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の電子申請システムのホームページアドレス
https://shinsei.e-gov.go.jp/

２．磁気媒体による提出
磁気媒体は、CD-R/RWまたはDVD-R/RWによるものとし、管轄の地方厚生（支）局あて送付すること。また、その際には、健康保険組合名、支部名、組合コード・支部コード、作成年月日を記入した識別ラベルを貼付すること。

３．電子メールによる提出

管轄の地方厚生（支）局あて送付すること。電子メール送受信を行う端末については、ウイルスチェック等を行い、コンピュータウイルスが混入することのないよう細心の注意を払うこと。

メール提出する際は、個人情報保護等の観点からパスワード付きzipファイルにして送付し、パスワードは当課より別途メールにて指定するものを使うこと。なお、メールの件名は以下の通りとすること。

件名：「【提出（組合名）】令和８年度健康保険・船員保険被保険者実態調査」

管轄の地方厚生（支）局のメールアドレスは、「各地方厚生（支）局への送付先」を参照すること。

なお、上記１、２、３のいずれの方法でも提出が困難である場合は、厚生労働省保険局調査課に相談されたい。

各地方厚生(支)局への送付先

● 北海道厚生局健康福祉部保険年金課
［管轄区域：北海道］
〒060-0808　札幌市北区北8条西2丁目1番1号　札幌第1合同庁舎8階
電話　011-709-2311
メール　hkkousei007@mhlw.go.jp

● 東北厚生局健康福祉部保険年金課
［管轄区域：青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県］
〒980-8426　仙台市青葉区花京院1-1-20　花京院スクエア13階
電話　022-726-9265
メール　thkousei026@mhlw.go.jp

● 関東信越厚生局健康福祉部保険課
［管轄区域：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県］
〒330-9713　さいたま市中央区新都心1番地1　さいたま新都心合同庁舎1号館7階
電話　048-740-0772
メール　ktkousei038@mhlw.go.jp

● 東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課
［管轄区域：富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県］
〒461-0011　名古屋市東区白壁1-15-1　名古屋合同庁舎第3号館3階
電話　052-959-2062
メール　tkkousei067@mhlw.go.jp

● 近畿厚生局健康福祉部保険課
［管轄区域：福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県］
〒540-0011　大阪市中央区農人橋1-1-22　大江ビル7階
電話　06-4791-7313
メール　kkkousei095@mhlw.go.jp

● 中国四国厚生局健康福祉部保険年金課
［管轄区域：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県］
〒730-0017　広島市中区鉄砲町7-18　東芝フコク生命ビル2階
電話　082-223-8244
メール　cskousei117@mhlw.go.jp

● 四国厚生支局総務管理官保険年金課
［管轄区域：徳島県・香川県・愛媛県・高知県］
〒760-0019　香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館5階
電話　087-851-9562
メール　skkousei132@mhlw.go.jp

● 九州厚生局健康福祉部保険年金課
［管轄区域：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県］
〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号　福岡第二合同庁舎２階
電話　092-432-6783
メール　kskousei152@mhlw.go.jp

当調査に関する照会先

管轄の地方厚生（支）局または厚生労働省保険局調査課数理第１係

厚生労働省保険局調査課
電話:03-5253-1111（内線3377）

選定表記入例

（　1枚中　1枚）

令和8年度　健康保険被保険者実態調査

調査客体選定表

（令和8年10月１日現在）

送付された健康保険組合別抽出始発番号が8だった場合は、この欄に「8」を記入する。

抽出始発番号	8

都道府県番号　47
組合コード　98006
支部コード　00

健康保険組合名・支部名　〇〇銀行健康保険組合　本部

事業所番号	事業所名	業態	被保険者数	被保険者数累計	調査客体数	調査客体番号
1	〇〇銀行	23	515	515	6	8, 108, 208, 308, 408, 508
2	〃　コザ支店	23	29	544		
3	〃　名護支店	23	42	586		
4	〃　石垣支店	23	37	623	1	22
5	〃　東京支店	23	72	695		
6	〃　鹿児島支店	23	22	717	1	13
7	〃　宮崎支店	23	36	753		
8	〃　大分支店	23	23	776		
9	〃　熊本支店	23	18	794		
10	〃　長崎支店	23	21	815	1	14
11	〃　佐賀支店	23	27	842		
12	〃　福岡支店	23	44	886		
13	〃　大阪支店	23	52	938	1	22
14	健康保険組合	34	21	959		
15	職員組合	40	5	964		
16	××共立　株	24	15	979		
17	厚生年金基金	34	2	981		
18	株式会社　△△	25	8	989		
19	任意継続		10	999		
20	特例退職		5	1,004		
21						
22						
23						
24						
25						

事業所番号	事業所名	業態	被保険者数	被保険者数累計	調査客体数	調査客体番号
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
合計			1,004		10	

都道府県番号は別紙6「都道府県の番号表」から該当する番号を記入する。組合コード、支部コードは別紙4の組合コード、支部コード（本部の場合は「00」）を記入する。

記載する事業所の順序は、自由に決めていただいて構いません。

（参考）

調査客体として選定した被保険者は、次の各番号に該当するものである。

８，１０８，２０８，３０８，４０８，５０８

最初から６つの調査客体は、８番目、１０８番目、２０８番目、３０８番目、４０８番目、５０８番目に該当するものであるから、事業所「〇〇銀行」に所属する被保険者である。そこで、事業所「〇〇銀行」の「調査客体」欄に８，１０８，２０８，３０８，４０８，５０８と記入する。

次の調査客体は６０８番目に該当する者であるから、事業所「石垣支店」に所属する被保険者である。そこで「被保険者数累計」を利用して、６０８－５８６=２２即ち事業所「石垣支店」の現存する２２番目の被保険者が調査客体として選定されるので、「調査客体」欄に２２と記入する。

その次の調査客体の７０８番目以降も同様に行う。

添付書記入例

令和8年度
健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号は別紙6「都道府県の番号表」から該当する番号を記入する。組合コード、支部コードは別紙4の組合コード、支部コード（本部の場合は「00」）を記入する。支部名については支部がない場合でも「本部」と記入する。

都道府県番号		組合コード					支部コード	
4	*7*	*9*	*8*	*0*	*0*	*6*	*0*	*0*

健康保険組合名	本・支部名
〇〇銀行健康保険組合	*本部*

健康保険組合（支部において調査を行う場合は、支部における）の10月1日現在の被保険者数について記入すること。なお、支部において調査を行う本部組合は、当該支部の被保険者数は除くこと。

被保険者	
被保険者総数	調査票枚数
1,004	*10*

脱退者総数は、10月中に「被保険者資格喪失届」により被保険者の資格を喪失した人数を記入すること。

加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数
80	*2*	*20*	*0*

加入者総数は、10月中に「被保険者資格取得届」により被保険者となった人数を記入すること。

支部が存在しない組合については「2」を記入する。また支部があっても、支部単位で調査を実施する組合の本部は「2」を記入する。

1．　支部があるが、一括調査をしている本部である。 2．　支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	*2*

※本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

（参考）

選定表記入例の場合、被保険者欄の被保険者総数が「1,004」、調査票枚数が「10」となる。

また、加入者・脱退者では抽出始発番号は全組合共通で25であり、
25，75，125，‥‥
と以降50番ごとに抽出することになる。
よって、この組合について10月中の加入者が80人であるため、調査票枚数が「2」となる。一方、脱退者については20人であり、始発番号である25人に満たないため、調査票枚数は「0」となる。

調査票記入例

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和8年度
健康保険被保険者実態調査調査票

本社一括適用事業所等の場合において、抽出対象となった被保険者が本社以外（支店・営業所・工場等）で勤務している場合は、実際に勤務している事業所の所在する都道府県番号を記載すること。
【例】
本社：東京（都道府県番号：13）
実際の勤務地（那覇支店）：沖縄（都道府県番号：47）
この場合、実際の勤務地は那覇支店であるので、都道府県番号は「47」とする。

健康保険組合名　○○銀行健康保険組合　本部

抽出対象となった被保険者が所属する事業所の被保険者数を記入することとし、誤って健康保険組合全体の被保険者数としないこと。
また、脱退者のうち事業所全喪による脱退の場合については、被保険者数を0人とはせず、全喪時における最終被保険者数を記入すること。

適用区分	1. 強　制		2. 任　意		3. 任意継続		4. 特例退職								
事業所	都道府県番号	4	7	業態番号	2	3	事業所の被保険者数				5	1	5	人	

被保険者	性別	1. 男 / 2. 女		生年月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	3	0	年	0	7	月	被保険者等の区分	1．被保険者 / 2．加入者 / 3．脱退者		
	資格取得時期	1. 令和7年９月以前　2. 令和7年10月以降						標準報酬月額		5	0	0	千円	標準賞与額	1 2 0 0 千円
	介護保険	1．該当　2．適用除外（ 1 ）						基準収入額適用申請						1．該当　2．不該当	
	加入者	1. 協会　2. 組合　3. 共済　4. 国保　5. その他　6. 不詳													
	脱退者	1. 協会　2. 組合　3. 共済　4. 国保　5. その他　6. 不詳　7. 死亡　8. 後期高齢者													

標準報酬月額が58千円（第1等級）または1390千円（第50等級）の場合、当該標準報酬月額の算定の根拠となった報酬月額（実額ベース）を記入すること。

被保険者の区分が「加入者」の場合、加入前の医療保険制度について記入すること。

被保険者の区分が「脱退者」の場合、脱退後の医療保険制度について記入すること。

		性別	生年月						続柄	扶養開始時期	介護保険
被扶養者	1	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	3	1	年	0	1	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）
	2	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	5	8	年	1	1	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）
	3	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他		
	4	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	2. 令和7年10月以降	2. 適用除外（　）
	5	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）
	6	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）
	7	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）
	8	1. 男 / 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和7年９月以前 / 2. 令和7年10月以降	1. 該当 / 2. 適用除外（　）

40歳以上で介護保険が適用除外の場合、（ ）内に以下の理由のうち該当する番号を記入すること。
【除外理由】
1. 海外居住者
2. 適用除外施設入所者
3. 在留資格3か月以下の外国人

事業所番号	1　2　3　4	調査客体番号	1000001

注）１．数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
　　２．数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

令和8年度　健康保険被保険者実態調査

（　枚中　枚）

調査客体選定表

（令和8年10月1日現在）

都道府県番号
組合コード
支部コード

抽出始発番号	

健康保険組合名・支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所番号	事業所名	業態	被保険者数	被保険者数累計	調査客体数	調査客体番号	事業所番号	事業所名	業態	被保険者数	被保険者数累計	調査客体数	調査客体番号
1							26						
2							27						
3							28						
4							29						
5							30						
6							31						
7							32						
8							33						
9							34						
10							35						
11							36						
12							37						
13							38						
14							39						
15							40						
16							41						
17							42						
18							43						
19							44						
20							45						
21							46						
22							47						
23							48						
24							49						
25							50						
							合計						

別紙１

別紙２

令和8年度
健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号	組合コード	支部コード

健康保険組合名	本・支部名

被保険者	
被保険者総数	調査票枚数

加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数

１．　支部があるが、一括調査をしている本部である。 ２．　支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	

※本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

別紙３

令和8年度
健康保険被保険者実態調査調査票

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

健康保険組合名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

適用区分	1. 強　制			2. 任　意			3. 任意継続			4. 特例退職													
事業所	都道府県番号			業態番号			事業所の被保険者数								人								
被保険者	性別	1. 男 2. 女		生年月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和			年			月		被保険者等の区分	1．被保険者 2．加入者 3．脱退者		短時間労働者	1．該当 2．非該当					
	資格取得時期	1. 令和7年９月以前　2. 令和7年10月以降						標準報酬月額				千円	標準賞与額								千円		
	介護保険	1．該当　2．適用除外（　　）						基準収入額適用申請					1．該当　2．不該当										
	加入者	1. 協会　2. 組合　3. 共済　4. 国保　5. その他　6. 不詳																					
	脱退者	1. 協会　2. 組合　3. 共済　4. 国保　5. その他　6. 不詳　7. 死亡　8. 後期高齢者																					

被扶養者		性別	生年月							続柄	扶養開始時期	介護保険
	1	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	2	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	3	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	4	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	5	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	6	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	7	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）
	8	1. 男 2. 女	1. 明　4. 平 2. 大　5. 令 3. 昭			年			月	1. 配偶者　2. 直系尊属 3. 子　4. その他	1. 令和7年９月以前 2. 令和7年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　　）

事業所番号		調査客体番号	

注）１．数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
　　２．数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

※別紙４「健康保険組合別抽出始発番号一覧」については、

ページ数が多いため、別ファイルを参照

別紙５

健康保険被保険者実態調査の業態番号

業態番号	業　　態	業態番号	業　　態
1	農林水産業	22	無店舗小売業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	23	金融業、保険業
3	総合工事業	24	不動産業
4	職別工事業	25	物品賃貸業
5	設備工事業	26	学術研究機関
6	食料品・たばこ製造業	27	専門・技術サービス業(43を除く)
7	繊維製品製造業	28	飲食店
8	木製品・家具等製造業	29	宿泊業
9	紙製品製造業	30	対個人サービス業
10	印刷・同関連業	31	娯楽業
11	化学工業・同類似業	32	教育、学習支援業
12	金属工業	33	医療業・保健衛生
13	機械器具製造業	34	社会保険・社会福祉・介護事業
14	その他の製造業	35	複合サービス業
15	電気・ガス・熱供給・水道業	36	職業紹介・労働者派遣業
16	情報通信業	37	その他の対事業所サービス業
17	道路貨物運送業	38	修理業
18	その他の運輸業	39	廃棄物処理業
19	卸売業	40	政治・経済・文化団体
20	飲食料品以外の小売業	41	その他のサービス業
21	飲食料品小売業	42	公務
		43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業

（参考）健康保険被保険者実態調査における業態分類の日本標準産業分類上の解説等

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
1	農林水産業	耕種農業、畜産農業及び農業に直接関係するサービス業務、林業及び及び林業に直接関係するサービス業務並びに海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業、その他の林業、海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	有機物、無機物を問わず、天然に個体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品質向上処理を行う事業所	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業
3	総合工事業	主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
4	職別工事業	主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、解体工事業等
5	設備工事業	主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、道路標識設置工事業等
6	食料品・たばこ製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料の製造を行う事業所	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
7	繊維製品製造業	繊維製品の製造を行う事業所	製糸業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業（寝具製造業、タオル製造業等）
8	木製品・家具等製造業	製材及び木製基礎資材の製造並びに木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料とした製品又は家具の製造を行う事業所	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業、その他の木製品製造業（木材薬品処理業、コルク加工基礎資材・コルク製品製造業等）、家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業（プラスチック製家具・装備品製造業、強化プラスチック製家具製造業等）
9	紙製品製造業	木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業（紙タオル・紙ナフキン製造業等）
10	印刷・同関連業	印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
11	化学工業・同類似業	化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品及び窯業・土石製品を製造する事業所	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業（火薬類製造業、農薬製造業等、香料製造業等）、石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業（練炭製造業等）、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業、その他のプラスチック製品製造業（プラスチック製容器製造業等）、タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業）、ガラス・同製品製造業、セメント・銅製品製造業、建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業（石こう製品製造業、石灰製造業等）
12	金属工業	鉄鋼業、非鉄金属及び金属製品を製造する事業所	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業（鋳鉄管製造業等）、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業（核燃料製造業等）、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置,配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業（金属製スプリング製造業等）
13	機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具を製造する事業所	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（消火器具・消火装置製造業等）、農業用機械製造業、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（ロボット製造業等）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測量器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（フィルタ製造業等）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業（導入線製造業等）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品製造業等）
14	その他の製造業	業態分類の06（食料品・たばこ製造業）から13（機械器具製造業）に分類されない製品を製造する事業所	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業（看板・標識機製造業等）
15	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱又は水を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所	電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
16	情報通信業	情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業、公共放送業、民間放送業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
17	道路貨物運送業	主として自動車等により貨物の運送を行う事業所	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業（自転車貨物　運送業等）
18	その他の運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）の事業所	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業（特定旅客自動車運送業等）、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業（海運仲立業等）、郵便業

業態番号	健康保険被保険者実態調査における業態分類	解説	事業例
19	卸売業	各種商品卸売業、繊維　・衣類等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業の事業所	各種商品卸売業、繊維品卸売業、衣服卸売業、身の回り品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、食糧・飲料卸売業、建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業、産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業(計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、医療用機械器具卸売業等)、家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業(書籍・雑誌卸売業等)
20	飲食料品以外の小売業	各種商品小売業、織物・衣類・身の回り品小売業、機械器具小売業、その他の小売業の事業所	百貨店、総合スーパー、呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業(かばん・袋物小売業等)、自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業(ホームセンター、ジュエリー製品小売業等)
21	飲食料品小売業	主として飲食料品を小売する事業所	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストア、米穀類小売業等)
22	無店舗小売業	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業
23	金融業、保険業	金融業又は保険業を営む事業所であり、専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所事業所も含む	中央銀行、銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関(政府関係金融機関、証券金融業等)、金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業、補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業、生命保険業、損害保険業、共済事業、少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
24	不動産業	主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、賃貸、交換の代理若しくは仲介を行う事業所	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
25	物品賃貸業	主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業(音楽・映像記録物賃貸業、貸衣しょう業等)
26	学術研究機関	学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所	自然科学研究所、人文・社会科学研究所
27	専門・技術サービス業	専門サービス業、広告業、技術サービス業の事業所	デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業(不動産鑑定業等)、広告業、獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の専門・技術サービス業
43	有資格者が法律会計関係業務を行う事業		法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所
28	飲食店	客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料を提供する事業所	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店(ハンバーガー店等)、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
29	宿泊業	宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業(会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ等)
30	対個人サービス業	主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場、その他の洗濯・理容・美容・浴場業(エステティック業等)、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業(結婚相談業、結婚式場紹介業、写真現像・焼付業等)
31	娯楽業	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与える事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競争場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊技場、その他の娯楽業(ダンスホール、カラオケボックス業等)
32	教育、学習支援業	学校教育を行う事業所、学校教育の支援活動を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補助教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、幼保連携型認定こども園、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業(料理学校、自動車教習所等)
33	医療業・保健衛生	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所並びに保健所、健康相談施設、検疫所(動物検疫所、植物検疫所を除く)など保健衛生に関するサービスを提供する事業所	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業(歯科技工所等)、保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
34	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業
35	複合サービス業	信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の各種サービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている事業所	郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合
36	職業紹介・労働者派遣業	主として労働者に職業を斡旋する事業所及び労働者派遣業を行う事業所	職業紹介業、労働者派遣業
37	その他の対事業所サービス業	企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
38	修理業	自動車の整備修理を行う事業所及び機械、家具など他に分類されないその他の修理を行う事業所	自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
39	廃棄物処理業	廃棄物の処理を行う事業所	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
40	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体などの他に分類されない非営利的団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体
41	その他のサービス業	神道、仏教、キリスト教などの宗教の拝礼施設等、他に分類されないサービスを提供する事業所、日本国内に駐在する外国政府及び国際機関などの事業所	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教、集会場、と畜場、他に分類されないサービス業(中央卸売市場等)、外国公館、その他の外国公務
42	公務	国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署	立法機関、司法機関、行政機関、都道府県機関、市町村機関

注:解説及び事業例の詳細については、「日本標準産業分類(第14回改定)」(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm)を参照願います。

別紙６

都道府県の番号表

北海道　０１	埼　玉　１１	岐　阜　２１	鳥　取　３１	佐　賀　４１
青　森　０２	千　葉　１２	静　岡　２２	島　根　３２	長　崎　４２
岩　手　０３	東　京　１３	愛　知　２３	岡　山　３３	熊　本　４３
宮　城　０４	神奈川　１４	三　重　２４	広　島　３４	大　分　４４
秋　田　０５	新　潟　１５	滋　賀　２５	山　口　３５	宮　崎　４５
山　形　０６	富　山　１６	京　都　２６	徳　島　３６	鹿児島　４６
福　島　０７	石　川　１７	大　阪　２７	香　川　３７	沖　縄　４７
茨　城　０８	福　井　１８	兵　庫　２８	愛　媛　３８	
栃　木　０９	山　梨　１９	奈　良　２９	高　知　３９	
群　馬　１０	長　野　２０	和歌山　３０	福　岡　４０	

別紙７－１

令和8年度
健康保険被保険者実態調査添付書

都道府県番号	組合コード	支部コード
Ａ０１	Ａ０２	Ａ０３

健康保険組合名	本・支部名
Ａ０４	Ａ０５

被保険者	
被保険者総数	調査票枚数
Ａ０６	Ａ０７

加入者		脱退者	
加入者総数	調査票枚数	脱退者総数	調査票枚数
Ａ０８	Ａ０９	Ａ１０	Ａ１１

１．　支部があるが、一括調査をしている本部である。 ２．　支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部である。	Ａ１２

※本部で一括調査をしている支部は添付書の提出は不要である。

令和8年度
健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

適用区分	B01												
事業所	都道府県番号	B02	業態番号	B03	事業所の被保険者数	B04 人							
被保険者	性別	B05	生年月	B06	B07	年	B08	月	被保険者等の区分	B09	短時間労働者	B18	
	資格取得時期	B10				標準報酬月額	B11 千円		標準賞与額	B12 千円			
	介護保険	B13 (B14)				基準収入額適用申請	B15						
	加入者	B16											
	脱退者	B17											

		性別	生年月					続柄	扶養開始時期	介護保険
被扶養者	1	C01-1	C02-1	C03-1	年	C04-1	月	C05-1	C06-1	C07-1 (C08-1)
	2	C01-2	C02-2	C03-2	年	C04-2	月	C05-2	C06-2	C07-2 (C08-2)
	3	C01-3	C02-3	C03-3	年	C04-3	月	C05-3	C06-3	C07-3 (C08-3)
	4	C01-4	C02-4	C03-4	年	C04-4	月	C05-4	C06-4	C07-4 (C08-4)
	5	C01-5	C02-5	C03-5	年	C04-5	月	C05-5	C06-5	C07-5 (C08-5)
	6	C01-6	C02-6	C03-6	年	C04-6	月	C05-6	C06-6	C07-6 (C08-6)
	7	C01-7	C02-7	C03-7	年	C04-7	月	C05-7	C06-7	C07-7 (C08-7)
	8	C01-8	C02-8	C03-8	年	C04-8	月	C05-8	C06-8	C07-8 (C08-8)

事業所番号	D01	調査客体番号	D02

注） 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を1つだけ〇で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰に記入すること。1枠に1文字だけ記入すること。

令和8年度　健康保険被保険者実態調査【添付書・調査票】データ記録要領

桁数は半角1桁を1(byte)と数えてください。ひらがな、漢字（全角文字）については2桁(byte)と数えてください。

【添付書】

項目ID	項目名	最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）
	データフラグ	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 （1:添付書データはﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの2行目に入れて下さい） 1　添付書データ 2　調査票データ
	調査対象年度_元号	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 5　令和
	調査対象年度_年	2	半角	数字	●調査票項目にはありません。 08　8年度
	作成年月日	8	半角	数字	●調査票項目にはありません。 ⇒　データ作成年月日を入力。（YYYYMMDD）
A01	都道府県番号	2	半角	数字	●１桁のとき、左に０を追加して入力。 例：　1　→　01 01　北海道 〜　〜 47　沖縄
A02	組合コード	5	半角	数字	組合コード範囲 10320～98053
A03	支部コード	2	半角	数字	
A04	健康保険組合名	50	全角	文字	
A05	本・支部名	50	全角	文字	
A06	被保険者 被保険者総数	6	半角	数字	
A07	被保険者 調査票枚数	5	半角	数字	
A08	加入者 加入者総数	5	半角	数字	
A09	加入者 調査票枚数	5	半角	数字	
A10	脱退者 脱退者総数	5	半角	数字	
A11	脱退者 調査票枚数	5	半角	数字	
A12	一括調査有無	1	半角	数字	1　支部があるが、一括調査をしている本部 2　支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部
	データ作成フラグ	1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 0　保険者作成

【調査票】

項目ID	項目名		最大桁数	全角/半角	項目ﾀｲﾌﾟ	入力内容（コードとフォーマット）
	データフラグ		1	半角	数字	●調査票項目にはありません。 (2:調査票データはﾃﾞｰﾀﾌｧｲﾙの2行目に入れて下さい)
						1 添付書データ 2 調査票データ
A01	組合	都道府県番号	2	半角	数字	●1桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例： 1 → 01
						01 北海道 〃 〃 47 沖縄
A02		組合コード	5	半角	数字	組合コード範囲 10320～98053
A03		支部コード	2	半角	数字	
D01	被保険者証の記号		5	半角	数字	
D02	被保険者証の番号		7	半角	数字	
B01	適用区分		1	半角	数字	1 強制 2 任意 3 任意継続 4 特例退職
B02	事業所	都道府県番号	2	半角	数字	●1桁のとき、左に'0'を追加して入力。 例： 1 → 01
						01 北海道 〃 〃 47 沖縄
B03		業態番号	2	半角	数字	「適用区分」が3(任意継続)の場合
						00 任意継続（「適用区分」が3(任意継続)の場合）
						「適用区分」が1(強制)もしくは2(任意)の場合
						01 農林水産業 02 鉱業・採石業・砂利採取業 03 総合工事業 04 識別工事業 05 設備工事業 06 食料品・たばこ製造業 07 繊維製品製造業 08 木製品・家具等製造業 09 紙製品製造業 10 印刷・同関連業 11 化学工業・同類似業 12 金属工業 13 機械器具製造業 14 その他の製造業 15 電気・ガス・熱供給・水道業 16 情報通信業 17 道路貨物運送業 18 その他の運輸業 19 卸売業 20 飲食料品以外の小売業 21 飲食料品小売業 22 無店舗小売業 23 金融業 24 不動産業 25 物品賃貸業 26 学術研究機関 27 専門・技術サービス業(43を除く) 28 飲食業 29 宿泊業 30 対個人サービス業 31 娯楽業 32 教育・学習支援業 33 医療業・保健衛生 34 社会保険・社会福祉・介護事業 35 複合サービス業 36 職業紹介・労働者派遣業 37 その他の対事業所サービス業 38 修理業 39 廃棄物処理業 40 政治・経済・文化団体 41 その他のサービス業 42 公務 43 有資格者が法律会計関係業務を行う事業
						「適用区分」が4(特例退職)の場合
						99 特例退職
B04		被保険者数	6	半角	数字	

B05	性別	1	半角	数字	1	男
					2	女
B06	生年月_元号	1	半角	数字	1	明治
					2	大正
					3	昭和
					4	平成
					5	令和
B07	生年月_年	2	半角	数字	1	元年
					〜	〜
					64	64年
B08	生年月_月	2	半角	数字	1	1月
					〜	〜
					12	12月
B09	被保険者等の区分	1	半角	数字	1	被保険者
					2	加入者
					3	脱退者
B18	短時間労働者	1	半角	数字	1	該当
					2	不該当
B10	資格取得時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が1(被保険者)の場合	
					1	令和７年9月以前
					2	令和７年10月以降
					「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が2もしくは3
B11	標準報酬月額	4	半角	数字		
B12	標準賞与額	5	半角	数字		
B13	介護保険	1	半角	数字	1	該当
					2	適用除外
B14	介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合	
					1	海外居住者
					2	身体障害者療護施設等入所者
					3	在留資格３か月以下の外国人
					上記以外	
					0	1,2,3以外
B15	基準収入額適用申請	1	半角	数字	0	基準収入適用申請 対象外
					1	該当
					2	不該当
B16	加入者	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が2(加入者)の場合	
					1	協会
					2	組合
					3	共済
					4	国保
					5	その他
					6	不詳
					「被保険者等の区分」が1(被保険者)または3(脱退者)の場合	
					0	被保険者等の区分が1もしくは3
B17	脱退者	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が3(脱退者)の場合	
					1	協会
					2	組合
					3	共済
					4	国保
					5	その他
					6	不詳
					7	死亡
					8	後期高齢者
					「被保険者等の区分」が1(被保険者)または2(加入者)の場合	
					0	被保険者等の区分が1もしくは2
	被扶養者数	2	半角	数字	●調査票項目にはありません。	
					0	扶養者なし
					1	1人
					〜	〜
					16	16人
C01-1〜16	性別	1	半角	数字	1	男
					2	女
C02-1〜16	生年月_元号	1	半角	数字	1	明治
					2	大正
					3	昭和
					4	平成
					5	令和
C03-1〜16	生年月_年	2	半角	数字	1	元年
					〜	〜
					64	64年

C04-1～16	被扶養者（※2）	生年月_月	2	半角	数字	1 〵 12	1月 〵 12月
C05-1～16		続柄	1	半角	数字	1 2 3 4	配偶者 直系尊属 子 その他
C06-1～16		扶養開始時期	1	半角	数字	「被保険者等の区分」が2(加入者)または3(脱退者)の場合	
						0	被保険者等の区分が2もしくは3
						被保険者の「資格取得時期」が1(令和７年9月以前)の場合	
						1	令和７年9月以前
						2	令和７年10月以降
						被保険者の「資格取得時期」が2(令和７年10月以降)の場合	
						2	令和７年10月以降
C07-1～16		介護保険	1	半角	数字		
						1	該当
						2	適用除外
C08-1～16		介護保険 2:適用除外選択時コード	1	半角	数字	「介護保険」が2(適用除外)で年齢が40歳以上の場合	
						1	海外居住者
						2	身体障害者療護施設等入所者
						3	在留資格３か月以下の外国人
						上記以外	
						0	1,2,3以外
	データ作成フラグ		1	半角	数字	●調査票項目にはありません。	
						0	保険者作成

※2　被扶養者が１６人に満たない場合でも、項目数分',’（カンマ）を入れてください。

添付書・調査票ファイル　イメージ図

■ 添付書・調査票ファイルはCSV（カンマ区切り）形式です。

（1行目：添付書）	データフラグ,調査年度_元号,調査年度_年,作成年月日,A01,A02,A03,・・・・・,A12,作成データフラグ[改行]
（2行目：調査票）	データフラグ,A01,A02,A03,D01,D02,B01・・・,B17,被扶養者数,C01-1,・・・・・C08-16,データ作成フラグ[改行]
・	
・	
・	
（（添付書1枚＋調査票枚数）行目：調査票）	データフラグ,A01,A02,A03,D01,D02,B01・・・,B17,被扶養者数,C01-1,・・・・・C08-16,データ作成フラグ[改行]

※ 添付書の項目数は17項目（データフラグ等を含みます）です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。
※ 調査票の項目数は最大154項目（データフラグ等を含みます）です（被扶養者数により異なります）。
　被扶養者が16人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は153個（被扶養者が16人いる場合において記録する必要のある最大項目数－1）必ず記録して、最後にデータ作成フラグを付加してください。

《データ作成例》

データ作成フラグ

```
1,5,08,20261110,47,98006,0,那覇銀行,本部,2146,22,80,2,20,0,2,0
2,47,98006,0,1234,1234568,1,47,23,1615,1,3,30,7,1,1,500,1200,2,1,0,0,0,2,2,3,31,1,1,1,1,0,2,3,58,11,3,1,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234567,1,47,23,1615,2,3,43,12,1,1,280,800,2,0,0,0,0,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234571,1,47,23,1615,1,3,25,7,1,1,620,1500,1,0,0,0,0,3,2,3,28,10,1,1,1,0,2,3,61,5,3,1,2,0,1,4,2,12,3,1,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234570,1,47,23,1615,1,3,30,5,1,1,500,1200,1,0,0,0,0,2,2,3,31,8,1,1,1,0,2,4,1,5,3,1,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234569,1,47,23,52,1,3,40,3,1,1,360,1000,1,0,0,0,0,2,2,3,26,1,1,1,1,0,1,3,60,12,3,1,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234572,1,47,23,1615,1,3,30,9,2,0,500,0,1,0,0,4,0,4,2,3,31,6,1,0,1,0,2,3,61,5,3,0,2,0,1,4,1,12,3,0,2,0,1,4,3,4,3,0,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
2,47,98006,0,1234,1234573,1,47,23,1615,1,3,28,11,2,0,530,0,1,0,0,4,0,4,2,3,30,4,1,0,1,0,1,3,63,12,3,0,2,0,1,4,2,4,3,0,2,0,1,4,4,7,3,0,2,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0
```

基本情報　被保険者データ　被扶養者1　被扶養者2　……………　被扶養者4

データフラグ　被扶養者数

別紙9－1

添付書・調査票ファイル　レイアウト

【添付書】

	データフラグ		調査年度				データ作成年月日				都道府県番号		組合コード		支部コード		健康保険組合名
			元号		年（和暦）		年（西暦）	月	日								
可変長 最大 172バイト	1	1	1	1	2	1	4	2	2	1	2	1	5	1	2	1	50
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

	（健康保険組合名）		本・支部名
	(50)	1	50
	51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78	79	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

	（本・支部名）		被保険者				加入者		
			被保険者総数		調査票枚数		加入者総数		調査票枚数
	(50)	1	6	1	5	1	5	1	5
	101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129	130	131 132 133 134 135 136	137	138 139 140 141 142	143	144 145 146 147 148	149	150

別紙９－２

	（加入者）		脱退者								
	（調査票枚数）	,	脱退者総数	,	調査票枚数	,	一括調査作成有無	,	データ作成フラグ	改行コード（0D0A）
	(5)	1	5	1	5	1	1	1	1	2
	151 152 153 154	155	156 157 158 159 160	161	162 163 164 165 166	167	168	169	170	171 172

※添付書の項目数は17項目です。カンマ「,」を16個必ず記録してください。

【調査票】

可変長			組合														事業所							被保険者					
																										生年月			
最大	データフラグ	,	都道府県番号	,	組合コード	,	支部コード	,	事業所番号	,	調査客体番号	,	適用区分	,	都道府県番号	,	業態番号	,	被保険者数	,	性別	,	年号	,	年	,
374バイト	1	1	2	1	5	1	2	1	5	1	7	1	1	1	2	1	2	1	6	1	1	1	1	1	2	1
	01	02	03 04	05	06 07 08 09 10	11	12 13	14	15 16 17 18 19	20	21 22 23 24 25 26 27	28	29	30	31 32	33	34 35	36	37 38 39 40 41 42	43	44	45	46	47	48 49	50

介護保険　2:適用除外選択時コード（73）

介護保険　2:適用除外選択時コード（100）

	(被保険者)																							被扶養者1																
																										生年月														
	月	,	被保険者等の区分	,	短時間労働者	,	資格取得時期	,	標準報酬月額	,	標準賞与額	,	介護保険	,		,	基準収入額適用申請	,	加入者	,	脱退者	,	被扶養者数	,	性別	,	年号	,	年	,	月	,	続柄	,	扶養開始時期	,	介護保険	,	
	2	1	1	1	1	1	1	1	4	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	51 52	53	54	55	56	57	58	59	60 61 62 63	64	65 66 67 68 69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81 82	83	84	85	86	87	88 89	90	91 92	93	94	95	96	97	98	99	100

		被扶養者2		被扶養者3		被扶養者4
	,		,		,	
	1	17	1	17	1	17
	101	102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118	119	120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136	137	138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150

			被　扶　養　者　５		被　扶　養　者　６		被　扶　養　者　７
		１	17	１	17	１	17

151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200

			被　扶　養　者　８		被　扶　養　者　９		被　扶　養　者　10
		１	17	１	17	１	17

201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250

			被　扶　養　者　11		被　扶　養　者　12		
		１	17	１	17	１	

251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300

	被　扶　養　者　13	,	被　扶　養　者　14	,	被　扶　養　者　15
		,		,	
	17	1	17	1	17

301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350

			被　扶　養　者　16		データ作成フラグ	改行コード（0D0A）
		,		,		
		1	17	1	1	2

351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374

※被扶養者が１６人に満たない場合は、実際に存在する被扶養者のデータのみを記録することとなりますが、カンマ「,」は１５３個（被扶養者が１６人いる場合に記録する必要のある最大項目数－１）必ず記録して最後にデータ作成フラグを付加してください。

令和8年度　健康保険被保険者実態調査【組合管掌調査票データ・添付書部】のエラーメッセージ

エラー番号		エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数	項目番号
01	被保険者	2	被保険者総数範囲外	被保険者総数は１００～２００，０００の範囲であること 100 ≦ 被保険者総数 ≦ 200,000	1	A06
02		1	被保険者調査票枚数範囲外	被保険者の調査票枚数は以下の範囲であること （被保険者総数÷100）－ 1 ＜ 調査票枚数 ≦（被保険者総数÷100)＋１	2	A06,A07
03	加入者	2	加入者総数範囲外	加入者総数は０～２０，０００の範囲であること 0 ≦ 加入者総数 ≦ 20,000	1	A08
04		1	加入者調査票枚数が加入者総数より大きい	加入者総数は加入者調査票枚数以上であること 加入者調査票枚数 ≦ 加入者総数	2	A08,A09
05		1	加入者調査票枚数範囲外	加入者の調査票枚数は以下の範囲であること (加入者総数-25)÷50 ＜ 調査票枚数 ≦ (加入者総数+25)÷50	2	A08,A09
06	脱退者	2	脱退者総数範囲外	脱退者総数は０～２０，０００の範囲であること 0 ≦ 脱退者総数 ≦ 20,000	1	A10
07		1	脱退者調査票枚数が脱退者総数より大きい	脱退者総数は脱退者調査票枚数以上であること 脱退者調査票枚数 ≦ 脱退者総数	2	A10,A11
08		1	脱退者調査票枚数範囲外	脱退者の調査票枚数は以下の範囲であること (脱退者総数-25)÷50 ＜ 調査票枚数 ≦ (脱退者総数+25)÷50	2	A10,A11
09		1	調査形態コード範囲外もしくは無記入	調査形態コードは１～２ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：支部があるが、一括調査をしている本部である ２：支部がない本部又はそれぞれで調査をしている本部・支部	1	A12

令和8年度　健康保険被保険者実態調査【組合管掌調査票データ・調査票部】のエラーメッセージ

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数	項目番号
01	1	適用区分範囲外もしくは無記入	「適用区分」は１～４の範囲であり、 以下のコードに対応する １：強制 ２：任意 ３：任意継続 ４：特例退職	1	B01
02	2	適用区分２（：任意）	「適用区分」が２（：任意）の場合の確認チェック	1	B01
03	1	事業所の都道府県番号範囲外もしくは無記入	「都道府県番号」は０１～４７の範囲であり、 以下のコードに対応する ０１：北海道　０２：青森県　０３：岩手県 ０４：宮城県　０５：秋田県　０６：山形県 ０７：福島県　０８：茨城県　０９：栃木県 １０：群馬県　１１：埼玉県　１２：千葉県 １３：東京都　１４：神奈川県１５：新潟県 １６：富山県　１７：石川県　１８：福井県 １９：山梨県　２０：長野県　２１：岐阜県 ２２：静岡県　２３：愛知県　２４：三重県 ２５：滋賀県　２６：京都府　２７：大阪府 ２８：兵庫県　２９：奈良県　３０：和歌山県 ３１：鳥取県　３２：島根県　３３：岡山県 ３４：広島県　３５：山口県　３６：徳島県 ３７：香川県　３８：愛媛県　３９：高知県 ４０：福岡県　４１：佐賀県　４２：長崎県 ４３：熊本県　４４：大分県　４５：宮崎県 ４６：鹿児島県４７：沖縄県	1	B02
04	1	事業所の業態番号範囲外もしくは無記入	「業態番号」は００～４３及び９９の範囲であり、 以下のコードに対応する ００：任意継続 ０１：農林水産業 ０２：鉱業・採石業・砂利採取業 ０３：総合工事業 ０４：職別工事業 ０５：設備工事業 ０６：食料品・たばこ製造業 ０７：繊維製品製造業 ０８：木製品・家具等製造業 ０９：紙製品製造業 １０：印刷・同関連業 １１：化学工業・同類似業 １２：金属工業 １３：機械器具製造業 １４：その他の製造業 １５：電気・ガス・熱供給・水道業 １６：情報通信業 １７：道路貨物運送業 １８：その他の運輸業 １９：卸売業 ２０：飲食料品以外の小売業 ２１：飲食料品小売業 ２２：無店舗小売業 ２３：金融業・保険業 ２４：不動産業 ２５：物品賃貸業 ２６：学術研究機関 ２７：専門・技術サービス業（43を除く） ２８：飲食業 ２９：宿泊業 ３０：対個人サービス業 ３１：娯楽業 ３２：教育・学習支援業 ３３：医療業・保健衛生 ３４：社会保険・社会福祉・介護事業 ３５：複合サービス業 ３６：職業紹介・労働者派遣業 ３７：その他の対事業所サービス業 ３８：修理業 ３９：廃棄物処理業 ４０：政治・経済・文化団体 ４１：その他のサービス業 ４２：公務 ４３：有資格者が法律会計関係業務を行う事業 ９９：特例退職	1	B03
05	1	適用区分が１もしくは２で業態番号０１～４３の範囲外	「適用区分」が１（：強制）もしくは ２（：任意）の場合、「業態番号」は ０１～４３の範囲であること	2	B01, B03
06	1	適用区分が３で業態番号が００以外	「適用区分」が３（：任意継続）の場合、 「業態番号」は００（：任意継続）であること	2	B01, B03
07	1	適用区分が４で業態番号が９９以外	「適用区分」が４（：特例退職）の場合、 「業態番号」は９９（：特例退職）であること	2	B01, B03
08	1	適用区分が１もしくは２で事業所の被保険者数が０人	「適用区分」が１（：強制）もしくは ２（：任意）の場合、事業所の被保険者数は １人以上であること	2	B01, B04
09	1	適用区分が３もしくは４で事業所の被保険者数が１人以上	「適用区分」が３（:任意継続）もしくは ４（：特例退職）の場合、事業所の被保 険者数は０人であること	2	B01, B04
10	2	事業所被保険者数が１０万人以上	「適用区分」が１（：強制）の場合、 事業所の被保険者数は １００，０００人未満であること	2	B01, B04
11	2	事業所被保険者数が５人以上	「適用区分」が２（：任意）場合、 事業所の被保険者数は ５人未満であること	2	B01, B04
12	1	被保険者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は１～２ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：男 ２：女	1	B05
13	1	被保険者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月　元号」、 「生年月　年　」、 「生年月　月　」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年　８月～４５年　７月 大正：元年　７月～１５年１２月 昭和：元年１２月～６４年　１月 平成：元年　１月～３１年　４月 令和：元年　５月～調査年　９月	3	B06, B07, B08

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数	項目番号
14	2	被保険者の年齢（生年月）が１５～７４歳の範囲外	「生年月」より求められる被保険者の年齢は １５歳～７４歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3	B06, B07, B08
15	1	被保険者等の区分が１で適用区分が４の場合で被保険者の 年齢が７５歳以上	「被保険者等の区分」が１（：被保険者）で「適用 区分」が４（：特例退職）の場合、「生年月」より 求められる被保険者の年齢は７５歳未満であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	B01, B06, B07, B08, B09
16	1	被保険者等の区分が１で適用区分が１～３で被保険者の年齢が ７５歳以上の場合で介護保険コードが２で適用除外時選択 コードが１以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者）で「適用 区分」が１（：強制）、２（：任意）、３（：任意 継続）で、「生年月」より求められる被保険者の年齢 が７５歳以上の場合、「介護保険」は２（：適用除外） かつ「適用除外時選択コード」は１（：国外居住者） であること。 ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	7	B01, B06, B07, B08, B09, B13, B14
17	1	被保険者等の区分の範囲外もしくは無記入	「被保険者等の区分」は１～３の範囲であり、 以下のコードに対応する １：被保険者 ２：加入者 ３：脱退者	1	B09
18	1	資格取得時期コードの範囲外もしくは無記入	「資格取得時期」は０～２の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が２もしくは３ １：調査対象年－１年前の９月以前 ２：調査対象年－１年前の１０月以降	1	B10
19	1	被保険者区分が１で資格取得時期コードが１，２以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者）の場合、 「資格取得時期」は １（：調査対象年－１年前の９月以前） もしくは ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2	B09, B10
20	1	被保険者区分が２もしくは３で資格取得時期コードが０以外	「被保険者等の区分」が ２（：加入者）もしくは ３（：脱退者）の場合、 「資格取得時期」は ０（：被保険者等の区分が２もしくは３） であること	2	B09, B10
21	1	標準報酬月額が０（千円）もしくは無記入	標準報酬月額は５８～１３９０（千円）の範囲で あること。 ※適用区分が１（：強制）もしくは２（：任意）で ５８千円（第１等級）及び１３９０千円（第５０等級） の場合は、実報酬額とすること	1	B11
22-1	2	標準報酬月額が５８千円	標準報酬月額が５８千円（第１等級）の場合、 当該等級の算定の根拠となった実報酬額とすること	1	B11
22-2	1	標準報酬月額が標準報酬月額等級以外の月額	適用区分が １(:強制)、２(:任意)、３(:任意継続) の場合で標準報酬月額が ６８千円（第２等級）から１３３０千円（第４９等級） までの場合、標準報酬等級にある月額とすること	2	B01, B11
22-3	2	標準報酬月額が１３９０千円	標準報酬月額が１３９０千円（第５０等級）の場合、 当該等級の算定の根拠となった実報酬額とすること	1	B11
23	2	適用区分が３で標準報酬月額が５８～７５０（千円）範囲外	「適用区分」が３（：任意継続）の場合、 「標準報酬月額」は５８～７５０(千円）の 範囲であること	2	B01, B11
24	2	適用区分が４で標準報酬月額が５８～４４０（千円）範囲外	「適用区分」が４（：特例退職）の場合、 「標準報酬月額」は５８～４４０(千円）の 範囲であること	2	B01, B11
25	2	標準賞与額範囲外	「標準賞与額」は５７３０（千円）以下の確認 チェック	1	B12
26	1	適用区分が３もしくは４で標準賞与額が１（千円）以上	「適用区分」が ３（：任意継続）もしくは４（：特例退職）の場合、 「標準賞与額」は０であること	2	B01, B12
27	1	被保険者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は１～２の範囲であり、 以下のコードに対応する １：該当 ２：適用除外	1	B13
28	1	被保険者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	B06, B07, B08, B13
29	2	被保険者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月１日生まれの被保険者で あるかの確認チェック	4	B06, B07, B08, B13
30	1	被保険者の介護コードが１で適用除外選択時コードが０以外	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること	2	B13, B14
31	1	被保険者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外選択時コード」は ０～３の範囲であり、以下のコードに対応する ０：１，２，３以外 １：国外居住者 ２：適用除外施設入所者 ３：在留資格３か月以下の外国人	1	B14
32	1	被保険者の介護保険コードが２で年齢が４０歳以上で適用除外時 選択コードが１，２，３以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳以上の場合、 「適用除外時選択コード」は １～３の範囲であること	5	B06, B07, B08, B13, B14
33	1	被保険者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	B06, B07, B08, B13, B14
34	2	被保険者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※調査年で40歳に到達する10月１日生まれの被保険者で あるかの確認チェック	5	B06, B07, B08, B13, B14

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数	項目番号
35	1	基準収入額適用申請コード範囲外	「基準収入額適用申請」は０～２の範囲 であり、以下のコードに対応する ０：基準収入適用申請 対象外 １：該当 ２：不該当	1	B15
36	1	基準収入額適用申請コードが０で被保険者が基準収入額適用申請対象者である	「基準収入額適用申請」が、 ０（：基準収入額適用申請対象外）の場合、 ①被保険者が７０歳以上の高齢受給者で、 「標準報酬月額」が２８０（千円）未満である ②被保険者が７０歳未満である のいずれかであること	5	B06, B07, B08, B11, B15
37	1	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で標準報酬月額が ２８０（千円）未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「標準報酬月額」が２８０（千円） 以上であること	2	B11, B15
38	1	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で年齢が７０歳未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「被保険者の年齢」が７０歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	B06, B07, B08, B15
39	2	基準収入額適用申請コードが１もしくは２で年齢が７０歳未満	「基準収入額適用申請」が、 １（：該当） もしくは ２（：不該当） の場合、 「被保険者の年齢」が７０歳以上であること ※調査年で70歳に到達する10月１日生まれの被保険者であるかの確認チェック	4	B06, B07, B08, B15
40	1	加入者コード範囲外もしくは無記入	「加入者」は０～６の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が１もしくは３ １：協会 ２：組合 ３：共済 ４：国保 ５：その他 ６：不詳	1	B16
41	1	被保険者等の区分が２で加入者コード１～６以外	「被保険者等の区分」が２（：加入者） の場合、「加入者」は１～６であること	2	B09, B16
42	1	被保険者等の区分が１もしくは３で加入者コード０以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者） もしくは ３（：脱退者）の場合、 「加入者」は０であること	2	B09, B16
43	1	脱退者コード範囲外もしくは無記入	「脱退者」は０～８の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が１もしくは２ １：協会 ２：組合 ３：共済 ４：国保 ５：その他 ６：不詳 ７：死亡 ８：後期高齢者	1	B17
44	1	被保険者等の区分が３で脱退者コード１～８以外	「被保険者等の区分」が３（：脱退者） の場合、「脱退者」は１～８であること	2	B09, B17
45	1	被保険者等の区分が１もしくは２で脱退者コード０以外	「被保険者等の区分」が１（：被保険者） もしくは ２（：加入者）の場合、 「脱退者」は０であること	2	B09, B17
46	1	被扶養者の性別コード範囲外もしくは無記入	「性別」は１～２ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：男 ２：女	1	C01-1(～16)
47	1	被扶養者の生年月範囲外もしくは無記入	「生年月　元号」、 「生年月　年　」、 「生年月　月　」は 正しい生年月であること なお年号別の期間は以下の通りである 明治：元年　８月～４５年　７月 大正：元年　７月～１５年１２月 昭和：元年１２月～６４年　１月 平成：元年　１月～３１年　４月 令和：元年　５月～調査年１０月	3	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16)
48	1	被扶養者の続柄コード範囲外もしくは無記入	「続柄」は１～４ の範囲であり、 以下のコードに対応する １：配偶者 ２：直系尊属 ３：子 ４：その他	1	C05-1(～16)
49	2	被扶養者の年齢（生年月）が０～７４歳の範囲外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢は ０歳～７４歳の範囲内であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	3	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16)
50	1	被扶養者の年齢が７５歳以上の場合、介護保険コードが２で 適用除外時選択コードが１以外	「生年月」より求められる被扶養者の年齢が ７５歳以上の場合、「介護保険」は２（：適用除外） かつ「適用除外時選択コード」は１（：国外居住者） であること。 ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	6	B01, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
51	1	続柄が１で被保険者と被扶養者の性別が同じ	「続柄」が１（：配偶者）の場合、被保険者 の性別と被扶養者の性別は別であること	3	B05, C01-1(～16), C05-1(～16)
52	1	続柄１が２名以上存在	「続柄」が１（：配偶者）は被保険者に対して１名以下	1	C05-1(～16)
53	2	続柄が１で被保険者との年齢差が３０以上	「続柄」が１（：配偶者）で被保険者との 年齢差が３０歳以上の場合の確認チェック	7	B06, B07, B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
54	2	続柄が３で被保険者との年齢差が１５以下	「続柄」が３（：子）で被保険者との 年齢差が１５歳以下の場合の確認チェック	7	B06, B07, B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)

エラー番号	エラー種別 1：エラー 2：警告ｴﾗｰ	エラーメッセージ	審査・処理の内容等 （審査条件外のときにエラーとする）	関連エラー項目件数	項目番号
55	2	続柄が１で年齢が１７歳以下	「続柄」が１（：配偶者）で年齢が１７歳以下の場合の確認チェック	5	C01-1(～16), C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
57	2	続柄が３の被扶養者の年齢が続柄１の被扶養者の年齢より大きい	「続柄」が３（：子）の年齢が 「続柄」が１（：配偶者）の年齢よりも 大きい場合の確認チェック	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
58	2	続柄が３の被扶養者の年齢が被保険者の年齢より大きい	「続柄」が３（：子）の年齢が 被保険者続柄の年齢よりも大きい場合の 確認チェック	7	B06, B07, B08, C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16),
59	2	続柄が２で年齢が３０歳以下	「続柄」が２（：直系尊属）で年齢が３０歳 以下である	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C05-1(～16)
60	1	扶養開始時期コード範囲外もしくは無記入	「扶養開始時期」は０～２の範囲であり、 以下のコードに対応する ０：被保険者等の区分が２もしくは３ １：調査対象年－１年前の９月以前 ２：調査対象年－１年前の１０月以降	1	C06-1(～16)
61	1	被保険者の資格取得時期が０の場合、扶養開始時期コードが ０以外	被保険者の「資格取得時期」が ０（：被保険者等の区分が２もしくは３）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は ０（：被保険者等の区分が２もしくは３） であること	2	B10, C06-1(～16)
62	1	被保険者の資格取得時期が１の場合、扶養開始時期コードが １もしくは２以外	被保険者の「資格取得時期」が １（：調査対象年－１年前の９月以前）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は １（：調査対象年－１年前の９月以前）もしくは ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2	B10, C06-1(～16)
63	1	被保険者の資格取得時期が２の場合、扶養開始時期コードが ２以外	被保険者の「資格取得時期」が ２（：調査対象年－１年前の１０月以降）の場合、 被扶養者の「扶養開始時期」は ２（：調査対象年－１年前の１０月以降） であること	2	B10, C06-1(～16)
64	1	被扶養者の介護保険コード範囲外	「介護保険」は１～２の範囲であり、 以下のコードに対応する １：該当 ２：適用除外	1	C07-1(～16)
65	1	被扶養者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16)
66	2	被扶養者の介護保険コードが１で年齢が４０歳未満	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「年齢」は４０歳以上であること ※調査年で40歳に到達する10月１日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	4	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16)
67	1	被扶養者の介護コードが１で適用除外選択時コードが０以外	「介護保険」が１（：該当）の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること	2	C07-1(～16), C08-1(～16)
68	1	被扶養者の介護保険の適用除外時選択コード範囲外	「介護保険」の「適用除外選択時コード」は ０～３の範囲であり、 以下のコードに対応する	1	C08-1(～16)
69	1	被扶養者の介護保険コードが２で年齢が４０歳以上で適用除外時 選択コードが１，２，３以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳以上の場合、 「適用除外時選択コード」は １～３の範囲であること	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
70	1	被扶養者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※年齢は調査対象年の9月30日時点で計算する	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
71	2	被扶養者の介護保険コードが２で年齢が４０歳未満で適用除外時 選択コードが０以外	「介護保険」が２（：適用除外）の場合で、 「年齢」が４０歳未満の場合、 「適用除外時選択コード」は ０ であること ※調査年で40歳に到達する10月１日生まれの被扶養者であるかの確認チェック	5	C02-1(～16), C03-1(～16), C04-1(～16), C07-1(～16), C08-1(～16)
72	1	短時間労働者の範囲外もしくは無記入	「短時間労働者」は１もしくは２であり、 以下のコードに対応する １：該当 ２：不該当	1	B18

都道府県番号	都道府県	番号	組合コード	支部コード（2桁表示）	組合名(主)	組合名(従)	始発番号
01	北海道	0032	10320	00	北海道新聞社健康保険組合		13
01	北海道	0039	10393	00	北海道農業団体健康保険組合		1
01	北海道	0047	10472	00	北海道電力健康保険組合		4
01	北海道	0049	10491	00	北洋銀行健康保険組合		68
01	北海道	0052	10524	00	北海道銀行健康保険組合		31
01	北海道	0056	10561	00	北海道信用金庫健康保険組合		51
01	北海道	0057	10570	00	栗林商会健康保険組合		78
01	北海道	0060	10603	00	北海道通運業健康保険組合		80
01	北海道	0062	10621	00	楢崎健康保険組合		24
01	北海道	0065	10659	00	エア・ウォーター健康保険組合		93
01	北海道	0069	10695	00	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合		81
01	北海道	0070	10701	00	渓仁会健康保険組合		26
01	北海道	0071	10710	00	北海道医療健康保険組合		30
01	北海道	0072	10729	00	ツルハホールディングス健康保険組合		99
02	青　森	0003	12033	00	青森みちのく銀行健康保険組合		52
02	青　森	0006	12061	00	日本原燃健康保険組合		19
03	岩　手	0005	13050	00	岩手銀行健康保険組合		98
03	岩　手	0009	13096	00	北日本銀行健康保険組合		21
03	岩　手	0011	13111	00	岩手県自動車販売健康保険組合		89
03	岩　手	0013	13139	00	東北銀行健康保険組合		42
03	岩　手	0014	13148	00	日本ハウスホールディングス健康保険組合		35
04	宮　城	0008	14085	00	東北電力健康保険組合		67
04	宮　城	0009	14094	00	七十七銀行健康保険組合		97
04	宮　城	0011	14119	00	河北新報健康保険組合		34
04	宮　城	0012	14128	00	ユアテック健康保険組合		55
04	宮　城	0015	14155	00	東北しんきん健康保険組合		9
04	宮　城	0016	14164	00	東北薬業健康保険組合		64
04	宮　城	0017	14173	00	宮城県自動車販売健康保険組合		90
04	宮　城	0019	14191	00	仙台銀行健康保険組合		8
04	宮　城	0021	14216	00	仙台卸商健康保険組合		80
05	秋　田	0010	15108	00	秋田銀行健康保険組合		84
05	秋　田	0013	15135	00	秋田県自動車販売健康保険組合		28
06	山　形	0006	16063	00	山形銀行健康保険組合		81
06	山　形	0009	16091	00	きらやか健康保険組合		26
06	山　形	0011	16115	00	山形県自動車販売健康保険組合		32
06	山　形	0012	16124	00	フィデア健康保険組合		49
07	福　島	0012	17122	00	クレハ健康保険組合		73
07	福　島	0017	17178	00	東邦銀行健康保険組合		85
07	福　島	0027	17275	00	福島銀行健康保険組合		57
07	福　島	0028	17284	00	福島トヨペットグループ健康保険組合		97
07	福　島	0029	17293	00	大東銀行健康保険組合		30
07	福　島	0030	17309	00	会津中央健康保険組合		82
13	東　京	0001	20018	00	東京計器健康保険組合		92
13	東　京	0002	20027	00	王子製紙健康保険組合		43
13	東　京	0004	20045	00	日本電気健康保険組合		53
13	東　京	0005	20054	00	明電舎健康保険組合		21
13	東　京	0007	20072	00	沖電気工業健康保険組合		56
13	東　京	0008	20081	00	フジクラ健康保険組合		45
13	東　京	0010	20106	00	ニコン健康保険組合		8
13	東　京	0018	20189	00	パイロット健康保険組合		5
13	東　京	0019	20198	00	大日本印刷健康保険組合		75
13	東　京	0022	20221	00	ＴＯＰＰＡＮグループ健康保険組合		32
13	東　京	0025	20259	00	共同印刷健康保険組合		32
13	東　京	0029	20295	00	三菱製鋼健康保険組合		56
13	東　京	0041	20417	00	第一三共グループ健康保険組合		12

13	東　京	0047	20471	00	東京瓦斯健康保険組合		86
13	東　京	0049	20490	00	ＩＨＩグループ健康保険組合		39
14	神奈川	0223	20514	00	ＥＮＥＯＳグループ健康保険組合		22
13	東　京	0053	20532	00	片倉健康保険組合		42
13	東　京	0057	20579	00	東京西南私鉄連合健康保険組合		12
13	東　京	0062	20621	00	京成電鉄健康保険組合		53
13	東　京	0063	20630	00	横河電機健康保険組合		18
13	東　京	0064	20649	00	花王健康保険組合		66
13	東　京	0065	20658	00	東武鉄道健康保険組合		78
13	東　京	0069	20694	00	コニカミノルタ健康保険組合		44
13	東　京	0079	20791	00	トプコン健康保険組合		89
13	東　京	0083	20834	00	住友ベークライト健康保険組合		89
13	東　京	0084	20843	00	レゾナック健康保険組合		97
13	東　京	0102	21025	00	富士紡健康保険組合		58
13	東　京	0104	21043	00	日曹健康保険組合		58
13	東　京	0109	21099	00	昭和飛行機健康保険組合		10
13	東　京	0112	21122	00	日油健康保険組合		48
12	千　葉	0075	21178	00	リーガル健康保険組合		41
13	東　京	0120	21201	00	小糸健康保険組合		9
22	静　岡	0000	21201	01	小糸健康保険組合	静岡支部	2
13	東　京	0122	21220	00	東京地下鉄健康保険組合		16
13	東　京	0123	21239	00	日清紡健康保険組合		22
13	東　京	0126	21266	00	サッポロビール健康保険組合		63
13	東　京	0133	21336	00	日野自動車健康保険組合		63
11	埼　玉	0087	21372	00	日本無線健康保険組合		45
13	東　京	0138	21381	00	オリンパス健康保険組合		44
13	東　京	0140	21406	00	東洋製罐健康保険組合		30
13	東　京	0141	21415	00	三菱ケミカル健康保険組合		11
13	東　京	0142	21424	00	日本放送協会健康保険組合		48
13	東　京	0143	21433	00	ライオン健康保険組合		26
13	東　京	0145	21451	00	読売健康保険組合		14
13	東　京	0147	21470	00	ニッスイ健康保険組合		53
13	東　京	0148	21489	00	共同通信社健康保険組合		23
13	東　京	0149	21498	00	安田日本興亜健康保険組合		72
13	東　京	0151	21512	00	第一生命健康保険組合		100
27	大　阪	0356	21521	00	高島屋健康保険組合		88
13	東　京	0153	21531	00	三菱健康保険組合		44
13	東　京	0155	21559	00	みずほ健康保険組合		86
13	東　京	0157	21577	00	朝日生命健康保険組合		16
13	東　京	0158	21586	00	松屋健康保険組合		83
13	東　京	0161	21610	00	ニチレイ健康保険組合		17
13	東　京	0162	21629	00	明治安田生命健康保険組合		75
13	東　京	0163	21638	00	日本銀行健康保険組合		9
13	東　京	0164	21647	00	三井健康保険組合		86
13	東　京	0167	21674	00	あいおいニッセイ同和健康保険組合		8
13	東　京	0168	21683	00	資生堂健康保険組合		27
13	東　京	0169	21692	00	Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命健康保険組合		84
13	東　京	0170	21708	00	三越伊勢丹健康保険組合		80
13	東　京	0171	21717	00	富国生命健康保険組合		53
13	東　京	0173	21735	00	プルデンシャル健康保険組合		36
13	東　京	0177	21771	00	三井住友銀行健康保険組合		69
13	東　京	0183	21832	00	古河健康保険組合		96
13	東　京	0185	21851	00	ＪＵＫＩ健康保険組合		64
13	東　京	0187	21879	00	東糧健康保険組合		16
13	東　京	0189	21897	00	理研健康保険組合		12
13	東　京	0943	21902	00	保土谷化学健康保険組合		92

13	東　京	0191	21911	00	東京港運健康保険組合		42
12	千　葉	0051	21930	00	セイコーインスツル健康保険組合		30
13	東　京	0201	22014	00	日本精工健康保険組合		14
13	東　京	0206	22060	00	大和証券グループ健康保険組合		82
13	東　京	0207	22079	00	三井住友海上健康保険組合		55
13	東　京	0211	22111	00	ＮＸグループ健康保険組合		3
13	東　京	0212	22121	00	ジェイティービー健康保険組合		100
11	埼　玉	0052	22130	00	西武健康保険組合		25
13	東　京	0218	22185	00	時事通信社健康保険組合		100
13	東　京	0220	22200	00	出版健康保険組合		45
13	東　京	0224	22246	00	鉄道弘済会健康保険組合		95
13	東　京	0225	22255	00	松竹健康保険組合		76
13	東　京	0228	22282	00	東京海上日動健康保険組合		67
13	東　京	0232	22325	00	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合		92
13	東　京	0235	22352	00	アステラス健康保険組合		89
13	東　京	0236	22361	00	大平洋金属健康保険組合		2
13	東　京	0240	22404	00	三菱ＵＦＪ銀行健康保険組合		60
13	東　京	0241	22413	00	シチズン健康保険組合		2
13	東　京	0243	22431	00	横浜ゴム健康保険組合		62
13	東　京	0245	22450	00	日本フエルト健康保険組合		54
63	東　京	0033	22469	00	ヘンミ大倉健康保険組合		26
13	東　京	0248	22487	00	マニュライフ生命健康保険組合		96
13	東　京	0250	22501	00	ＡＧＣ健康保険組合		42
13	東　京	0253	22539	00	東京港健康保険組合		41
13	東　京	0254	22548	00	駐留軍要員健康保険組合		42
47	沖　縄	0000	22548	01	駐留軍要員健康保険組合	沖縄支所	89
13	東　京	0255	22557	00	日本製紙健康保険組合		72
13	東　京	0258	22584	00	東京中央卸売市場健康保険組合		67
13	東　京	0260	22609	00	アサヒグループ健康保険組合		21
11	埼　玉	0057	22618	00	三井精機工業健康保険組合		17
13	東　京	0262	22627	00	三菱マテリアル健康保険組合		43
13	東　京	0263	22636	00	東京証券業健康保険組合		55
13	東　京	0266	22663	00	慶應義塾健康保険組合		34
13	東　京	0268	22681	00	社会保険支払基金健康保険組合		67
13	東　京	0271	22715	00	東京スター銀行健康保険組合		8
13	東　京	0273	22733	00	東京電力健康保険組合		29
13	東　京	0274	22742	00	日本電設工業健康保険組合		49
13	東　京	0275	22751	00	早稲田大学健康保険組合		69
13	東　京	0278	22789	00	地域医療機能推進機構健康保険組合		14
13	東　京	0279	22798	00	日本経済新聞社健康保険組合		34
13	東　京	0281	22812	00	帝石健康保険組合		54
13	東　京	0283	22831	00	電通健康保険組合		76
13	東　京	0285	22859	00	明治大学健康保険組合		62
14	神奈川	0215	22868	00	古河電工健康保険組合		71
13	東　京	0287	22877	00	森永健康保険組合		55
13	東　京	0291	22910	00	東京織物健康保険組合		1
13	東　京	0293	22938	00	高砂鐵工健康保険組合		93
13	東　京	0294	22947	00	三菱製紙健康保険組合		99
63	東　京	0010	22956	00	出光興産健康保険組合		92
13	東　京	0296	22965	00	キリンビール健康保険組合		1
13	東　京	0297	22974	00	農林中央金庫健康保険組合		93
13	東　京	0298	22983	00	東京都信用金庫健康保険組合		2
13	東　京	0299	22992	00	日本軽金属健康保険組合		42
13	東　京	0301	23012	00	東京紙商健康保険組合		18
13	東　京	0302	23021	00	東京都食品健康保険組合		58
13	東　京	0304	23040	00	商工中金健康保険組合		39

13	東　京	0307	23077	00	電源開発健康保険組合		48
13	東　京	0308	23086	00	中央大学健康保険組合		35
13	東　京	0309	23095	00	全国印刷工業健康保険組合		23
13	東　京	0310	23101	00	日東紡績健康保険組合		62
13	東　京	0311	23110	00	東京ニットファッション健康保険組合		91
13	東　京	0313	23138	00	東京実業健康保険組合		35
13	東　京	0000	23138	01	東京実業健康保険組合	城西支部	87
13	東　京	0000	23138	02	東京実業健康保険組合	城南支部	29
13	東　京	0000	23138	03	東京実業健康保険組合	城北支部	13
13	東　京	0314	23147	00	公庫関係健康保険組合		6
13	東　京	0316	23165	00	日本郵船健康保険組合		91
13	東　京	0318	23183	00	東京都医業健康保険組合		46
13	東　京	0319	23192	00	太平洋セメント健康保険組合		51
13	東　京	0320	23208	00	トピー健康保険組合		45
13	東　京	0323	23235	00	三菱重工健康保険組合		51
14	神奈川	0177	23244	00	いすゞ自動車健康保険組合		62
13	東　京	0325	23253	00	共栄火災健康保険組合		92
13	東　京	0327	23271	00	キヤノン健康保険組合		39
13	東　京	0329	23290	00	立教学院健康保険組合		71
13	東　京	0330	23305	00	東京片倉健康保険組合		47
13	東　京	0331	23314	00	全農健康保険組合		48
13	東　京	0333	23332	00	法政大学健康保険組合		38
13	東　京	0334	23341	00	三菱瓦斯化学健康保険組合		83
13	東　京	0335	23351	00	酒フーズ健康保険組合		84
12	千　葉	0081	23360	00	ＪＮＣ健康保険組合		36
13	東　京	0338	23388	00	東京医科大学健康保険組合		77
13	東　京	0339	23397	00	文化学園健康保険組合		66
13	東　京	0340	23402	00	東亞合成健康保険組合		17
13	東　京	0341	23411	00	日本航空健康保険組合		72
13	東　京	0343	23430	00	ＳＭＢＣ日興証券グループ健康保険組合		72
13	東　京	0344	23449	00	東京金属事業健康保険組合		43
13	東　京	0345	23458	00	東京都歯科健康保険組合		21
13	東　京	0346	23467	00	日新火災健康保険組合		56
13	東　京	0348	23485	00	住友金属鉱山健康保険組合		67
13	東　京	0349	23494	00	日産化学健康保険組合		26
13	東　京	0350	23500	00	名糖健康保険組合		65
13	東　京	0351	23519	00	ＡＤＥＫＡ健康保険組合		18
14	神奈川	0232	23564	00	労働者健康安全機構健康保険組合		11
13	東　京	0357	23573	00	住宅金融支援機構健康保険組合		91
13	東　京	0358	23582	00	東京薬業健康保険組合		60
13	東　京	0360	23607	00	明治グループ健康保険組合		60
13	東　京	0361	23616	00	関電工健康保険組合		82
13	東　京	0363	23634	00	国際興業健康保険組合		91
13	東　京	0364	23643	00	明治屋健康保険組合		63
13	東　京	0365	23652	00	日本交通健康保険組合		40
13	東　京	0366	23661	00	日活健康保険組合		54
13	東　京	0367	23671	00	東京放送健康保険組合		15
11	埼　玉	0090	23713	00	ホンダ健康保険組合		72
13	東　京	0373	23731	00	日本製鉄健康保険組合		60
14	神奈川	0219	23750	00	ミクニ健康保険組合		57
13	東　京	0378	23787	00	中央ラジオ・テレビ健康保険組合		13
13	東　京	0379	23796	00	日本高速道路健康保険組合		75
13	東　京	0381	23811	00	不二家健康保険組合		94
14	神奈川	0180	23839	00	独立行政法人都市再生機構健康保険組合		90
13	東　京	0937	23848	00	日本ＮＣＲ健康保険組合		3
13	東　京	0385	23857	00	日刊工業新聞社健康保険組合		87

13	東　京	0387	23875	00	リコー三愛グループ健康保険組合		31
22	静　岡	0072	23884	00	巴川コーポレーション健康保険組合		96
13	東　京	0389	23893	00	管工業健康保険組合		44
13	東　京	0392	23927	00	東京都木材産業健康保険組合		91
13	東　京	0393	23936	00	プラチナ萬年筆健康保険組合		31
13	東　京	0394	23945	00	ファイザー健康保険組合		1
13	東　京	0395	23954	00	ソニー健康保険組合		16
27	大　阪	0324	23963	00	毎放健康保険組合		67
13	東　京	0397	23972	00	日本テレビ放送網健康保険組合		40
13	東　京	0399	23991	00	自動車振興会健康保険組合		5
13	東　京	0402	24020	00	日本相撲協会健康保険組合		88
13	東　京	0403	24039	00	日本中央競馬会健康保険組合		1
13	東　京	0404	24048	00	ヤマトグループ健康保険組合		64
13	東　京	0405	24057	00	北越コーポレーション健康保険組合		36
13	東　京	0406	24066	00	ＴＤＫ健康保険組合		51
13	東　京	0407	24075	00	野村證券健康保険組合		50
13	東　京	0408	24084	00	東宝健康保険組合		2
13	東　京	0411	24118	00	三菱ＵＦＪ信託銀行健康保険組合		71
13	東　京	0414	24145	00	協和キリン健康保険組合		64
13	東　京	0416	24163	00	岩崎通信機健康保険組合		12
13	東　京	0417	24172	00	東日本電線工業健康保険組合		62
13	東　京	0418	24181	00	東京自転車健康保険組合		33
13	東　京	0419	24191	00	トーハツ健康保険組合		92
13	東　京	0420	24206	00	中外製薬健康保険組合		9
13	東　京	0421	24215	00	三菱商事健康保険組合		66
13	東　京	0422	24224	00	日清製粉健康保険組合		93
13	東　京	0424	24242	00	ニップン健康保険組合		74
13	東　京	0425	24251	00	電設工業健康保険組合		3
13	東　京	0426	24261	00	ａｚｂｉｌグループ健康保険組合		54
13	東　京	0427	24270	00	東京都自動車整備健康保険組合		18
13	東　京	0428	24289	00	ＤＩＣ健康保険組合		8
13	東　京	0429	24298	00	昭和産業健康保険組合		61
13	東　京	0431	24312	00	帝都自動車健康保険組合		6
13	東　京	0435	24359	00	ジャノメ健康保険組合		72
13	東　京	0436	24368	00	三井物産健康保険組合		14
13	東　京	0437	24377	00	音羽健康保険組合		46
13	東　京	0438	24386	00	三菱電機健康保険組合		31
13	東　京	0442	24429	00	日本甜菜製糖健康保険組合		68
13	東　京	0444	24447	00	飯野健康保険組合		96
13	東　京	0445	24456	00	日本貨物検数健康保険組合		99
13	東　京	0447	24474	00	信越化学健康保険組合		81
13	東　京	0448	24483	00	東京アパレル健康保険組合		59
16	富　山	0034	24492	00	中越パルプ工業健康保険組合		41
13	東　京	0450	24508	00	東京文具販売健康保険組合		53
13	東　京	0451	24517	00	東京文具工業健康保険組合		39
13	東　京	0452	24526	00	東光高岳健康保険組合		59
13	東　京	0454	24544	00	オカモト健康保険組合		35
13	東　京	0455	24553	00	東京トラック事業健康保険組合		78
13	東　京	0456	24562	00	日本アイ・ビー・エム健康保険組合		24
13	東　京	0457	24571	00	日本ゼオン健康保険組合		89
13	東　京	0458	24581	00	帝国ホテル健康保険組合		31
13	東　京	0460	24605	00	志村化工健康保険組合		6
13	東　京	0462	24623	00	東京貨物運送健康保険組合		29
13	東　京	0463	24632	00	関東信用組合連合健康保険組合		39
12	千　葉	0079	24641	00	オエノンホールディングス健康保険組合		43
38	愛　媛	0020	24660	00	帝人グループ健康保険組合		29

13	東　京	0467	24679	00	東ソー関連健康保険組合		51
13	東　京	0470	24702	00	毎日新聞健康保険組合		79
13	東　京	0471	24711	00	産経健康保険組合		95
13	東　京	0472	24721	00	三井化学健康保険組合		23
13	東　京	0985	24776	00	パイオニア健康保険組合		75
13	東　京	0479	24794	00	学研健康保険組合		33
13	東　京	0480	24800	00	博報堂健康保険組合		2
63	東　京	0028	24819	00	エーアンドエーマテリアル健康保険組合		55
13	東　京	0484	24846	00	エーザイ健康保険組合		59
13	東　京	0486	24864	00	ＳＵＢＡＲＵ健康保険組合		30
13	東　京	0487	24873	00	エクシオグループ健康保険組合		95
12	千　葉	0077	24882	00	雇用支援機構健康保険組合		60
13	東　京	0489	24891	00	帝国データバンク健康保険組合		91
13	東　京	0490	24907	00	ニチバン健康保険組合		28
13	東　京	0494	24943	00	東京都家具健康保険組合		65
13	東　京	0495	24952	00	全国硝子業健康保険組合		38
13	東　京	0496	24961	00	石油製品販売健康保険組合		84
13	東　京	0498	24980	00	東京化粧品健康保険組合		82
13	東　京	0500	25000	00	日本冶金工業健康保険組合		32
13	東　京	0502	25028	00	ジブラルタ健康保険組合		38
13	東　京	0503	25037	00	Ｊ－オイルミルズ健康保険組合		77
13	東　京	0505	25055	00	シナネン健康保険組合		66
13	東　京	0506	25064	00	澁澤健康保険組合		70
13	東　京	0507	25073	00	カーリット健康保険組合		87
13	東　京	0508	25082	00	東海カーボン健康保険組合		21
13	東　京	0509	25091	00	倉庫業健康保険組合		51
13	東　京	0510	25107	00	東京都皮革産業健康保険組合		64
13	東　京	0511	25116	00	丸井健康保険組合		11
13	東　京	0512	25125	00	全日本空輸健康保険組合		10
11	埼　玉	0089	25134	00	電興健康保険組合		69
13	東　京	0514	25143	00	三井住友トラストグループ健康保険組合		31
13	東　京	0515	25152	00	日本化学工業健康保険組合		88
13	東　京	0516	25161	00	大沢健康保険組合		60
13	東　京	0517	25171	00	首都高速道路健康保険組合		79
13	東　京	0518	25180	00	全国労働金庫健康保険組合		45
13	東　京	0520	25204	00	パッケージ工業健康保険組合		25
12	千　葉	0047	25213	00	宮地健康保険組合		10
13	東　京	0522	25222	00	アルプス電気健康保険組合		100
13	東　京	0526	25269	00	大正製薬健康保険組合		19
13	東　京	0527	25278	00	太平電業健康保険組合		10
13	東　京	0529	25296	00	Ｕｍｉｏｓ健康保険組合		50
13	東　京	0531	25311	00	立正佼成会健康保険組合		81
13	東　京	0532	25320	00	コムシスホールディングス健康保険組合		34
13	東　京	0533	25339	00	東京都電機健康保険組合		40
13	東　京	0535	25357	00	住友大阪セメント健康保険組合		50
21	岐　阜	0037	25366	00	カヤバ健康保険組合		100
13	東　京	0538	25384	00	東武流通健康保険組合		30
13	東　京	0541	25418	00	ブリヂストン健康保険組合		49
13	東　京	0542	25427	00	日本酸素健康保険組合		91
13	東　京	0543	25436	00	東京製本健康保険組合		82
13	東　京	0545	25454	00	大日精化健康保険組合		65
13	東　京	0546	25463	00	東京ドーム健康保険組合		16
13	東　京	0547	25472	00	日本合板健康保険組合		79
13	東　京	0548	25481	00	ミツウロコ健康保険組合		14
14	神奈川	0178	25506	00	アンリツ健康保険組合		35
13	東　京	0552	25524	00	中村屋健康保険組合		65

13	東　京	0553	25533	00	ＭＳＤ健康保険組合		100
13	東　京	0556	25561	00	タチエス健康保険組合		23
13	東　京	0557	25570	00	ツカモトグループ健康保険組合		68
13	東　京	0558	25589	00	ロジスティード健康保険組合		53
13	東　京	0560	25603	00	パレット健康保険組合		3
13	東　京	0561	25612	00	ＤＯＷＡ健康保険組合		98
22	静　岡	0076	25621	00	芝浦機械健康保険組合		82
13	東　京	0564	25640	00	ＨＯＹＡ健康保険組合		39
13	東　京	0566	25668	00	三井倉庫ホールディングス健康保険組合		79
13	東　京	0978	25677	00	ＤＭ三井製糖グループ健康保険組合		60
13	東　京	0568	25686	00	タムラ製作所健康保険組合		49
13	東　京	0569	25695	00	セントラル硝子健康保険組合		73
13	東　京	0570	25701	00	機缶健康保険組合		53
13	東　京	0571	25710	00	藤田観光健康保険組合		14
13	東　京	0575	25756	00	東京都ニット健康保険組合		26
13	東　京	0576	25765	00	朝日新聞健康保険組合		95
13	東　京	0578	25783	00	東京都報道事業健康保険組合		99
13	東　京	0579	25792	00	でんきテクノロジー健康保険組合		34
11	埼　玉	0058	25826	00	独立行政法人水資源機構健康保険組合		68
13	東　京	0583	25835	00	富士電機健康保険組合		12
13	東　京	0586	25862	00	東京自動車サービス健康保険組合		91
13	東　京	0587	25871	00	フランスベッドグループ健康保険組合		9
13	東　京	0588	25881	00	ミライト・ワン健康保険組合		69
13	東　京	0589	25890	00	印刷製本包装機械健康保険組合		24
13	東　京	0590	25905	00	関東百貨店健康保険組合		3
13	東　京	0591	25914	00	セイコー健康保険組合		13
13	東　京	0592	25923	00	近畿日本ツーリスト健康保険組合		13
12	千　葉	0043	25941	00	横河ブリッジホールディングス健康保険組合		37
13	東　京	0595	25951	00	東京女子医科大学健康保険組合		39
13	東　京	0597	25979	00	日清オイリオグループ健康保険組合		53
13	東　京	0598	25988	00	ニヤクコーポレーション健康保険組合		43
13	東　京	0599	25997	00	日本化薬健康保険組合		17
13	東　京	0600	26008	00	ＮＯＫ健康保険組合		27
13	東　京	0601	26017	00	日揮健康保険組合		52
14	神奈川	0217	26035	00	サクサ健康保険組合		48
13	東　京	0605	26053	00	日本電子健康保険組合		69
13	東　京	0606	26062	00	商船三井健康保険組合		83
13	東　京	0607	26071	00	創聖健康保険組合		85
13	東　京	0609	26090	00	ルックグループ健康保険組合		43
13	東　京	0613	26132	00	佐藤工業健康保険組合		33
13	東　京	0614	26141	00	東京都鉄二健康保険組合		53
13	東　京	0615	26151	00	杏林健康保険組合		64
13	東　京	0617	26179	00	若築建設健康保険組合		76
14	神奈川	0231	26188	00	東日本銀行健康保険組合		68
13	東　京	0619	26197	00	日本電気計器検定所健康保険組合		93
13	東　京	0621	26211	00	東日本プラスチック健康保険組合		77
13	東　京	0624	26249	00	東京機器健康保険組合		17
13	東　京	0625	26258	00	あおぞら銀行健康保険組合		9
13	東　京	0626	26267	00	計機健康保険組合		13
13	東　京	0627	26276	00	全国設計事務所健康保険組合		50
13	東　京	0629	26294	00	ぺんてる健康保険組合		8
13	東　京	0630	26300	00	日本国土開発健康保険組合		80
13	東　京	0631	26319	00	大和製罐健康保険組合		42
13	東　京	0632	26328	00	吉野工業所健康保険組合		9
13	東　京	0633	26337	00	オンワード樫山健康保険組合		8
13	東　京	0635	26355	00	鷺宮健康保険組合		90

13	東　京	0637	26373	00	セメント商工健康保険組合		53
13	東　京	0638	26382	00	東京広告業健康保険組合		97
13	東　京	0639	26391	00	三菱地所健康保険組合		86
13	東　京	0642	26425	00	東洋水産健康保険組合		97
13	東　京	0644	26443	00	ＮＩＰＰＯ健康保険組合		34
13	東　京	0645	26452	00	テルモ健康保険組合		38
13	東　京	0646	26461	00	東京自動車教習所健康保険組合		7
13	東　京	0647	26471	00	東京都金属プレス工業健康保険組合		20
13	東　京	0651	26513	00	スタンレー電気健康保険組合		65
13	東　京	0656	26569	00	伊藤忠連合健康保険組合		62
13	東　京	0657	26578	00	日本ケミコン健康保険組合		58
13	東　京	0658	26587	00	井門エンタープライズ健康保険組合		95
11	埼　玉	0086	26611	00	オリジン健康保険組合		57
13	東　京	0662	26620	00	プリマハム健康保険組合		80
13	東　京	0663	26639	00	セコム健康保険組合		48
13	東　京	0666	26666	00	外国運輸金融健康保険組合		90
13	東　京	0667	26675	00	東和システム健康保険組合		6
13	東　京	0670	26709	00	三菱自動車健康保険組合		12
13	東　京	0673	26736	00	東洋ガラス健康保険組合		68
13	東　京	0674	26745	00	関東めっき健康保険組合		52
13	東　京	0675	26754	00	ＡＬＳＯＫ健康保険組合		10
13	東　京	0676	26763	00	ドッドウェル健康保険組合		38
13	東　京	0678	26781	00	ロッテ健康保険組合		42
13	東　京	0679	26791	00	日本金属健康保険組合		72
14	神奈川	0220	26806	00	スリーエムジャパン健康保険組合		46
13	東　京	0681	26815	00	東京都土木建築健康保険組合		77
13	東　京	0683	26833	00	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合		77
13	東　京	0686	26861	00	東京都洋菓子健康保険組合		2
13	東　京	0687	26870	00	玩具人形健康保険組合		57
13	東　京	0688	26889	00	ヤクルト健康保険組合		40
63	東　京	0001	26898	00	三菱鉛筆健康保険組合		11
14	神奈川	0152	26903	00	黒田精工健康保険組合		84
13	東　京	0691	26912	00	三機工業健康保険組合		64
13	東　京	0692	26921	00	ＢＩＰＲＯＧＹ健康保険組合		51
13	東　京	0693	26931	00	海空運健康保険組合		4
13	東　京	0694	26940	00	東京商工リサーチ健康保険組合		76
13	東　京	0695	26959	00	セブン＆アイ・ホールディングス健康保険組合		6
13	東　京	0696	26968	00	ＭＢＫ連合健康保険組合		60
13	東　京	0697	26977	00	東部ゴム健康保険組合		32
13	東　京	0699	26995	00	コーセー健康保険組合		10
13	東　京	0700	27006	00	日本金型工業健康保険組合		42
13	東　京	0702	27024	00	ミドリ安全健康保険組合		100
13	東　京	0706	27061	00	ＬＩＸＩＬ健康保険組合		95
16	富　山	0031	27070	00	日本重化学工業健康保険組合		38
13	東　京	0708	27089	00	ＳＢＩ新生銀行健康保険組合		26
13	東　京	0709	27098	00	ニューオータニ健康保険組合		77
13	東　京	0710	27103	00	内田洋行健康保険組合		68
13	東　京	0711	27112	00	雪印メグミルク健康保険組合		72
13	東　京	0712	27121	00	日本道路健康保険組合		84
13	東　京	0714	27140	00	日拓健康保険組合		63
13	東　京	0715	27159	00	エービービー健康保険組合		98
13	東　京	0716	27168	00	税務会計監査事務所健康保険組合		69
13	東　京	0718	27186	00	科研製薬健康保険組合		24
13	東　京	0719	27195	00	イマジカ健康保険組合		94
13	東　京	0720	27201	00	農林水産関係法人健康保険組合		92
13	東　京	0721	27210	00	国会議員秘書健康保険組合		98

13	東　京	0724	27247	00	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合		13
13	東　京	0725	27256	00	カシオ健康保険組合		39
13	東　京	0726	27265	00	ニチアス健康保険組合		57
13	東　京	0731	27317	00	日本石油輸送グループ健康保険組合		89
13	東　京	0734	27344	00	ＢＩＪ健康保険組合		97
13	東　京	0735	27353	00	服装健康保険組合		62
13	東　京	0736	27362	00	経済団体健康保険組合		13
14	神奈川	0168	27381	00	アルファ健康保険組合		52
13	東　京	0739	27390	00	荏原健康保険組合		100
13	東　京	0740	27405	00	通信機器産業健康保険組合		8
13	東　京	0741	27414	00	五洋建設健康保険組合		47
13	東　京	0742	27423	00	紀文健康保険組合		88
13	東　京	0744	27441	00	吉原商品健康保険組合		87
13	東　京	0746	27460	00	東京製綱健康保険組合		28
13	東　京	0747	27479	00	産業機械健康保険組合		86
13	東　京	0748	27488	00	日本自動車部品工業健康保険組合		36
13	東　京	0749	27497	00	ＴＳＩホールディングス健康保険組合		43
13	東　京	0750	27502	00	日本情報機器健康保険組合		53
13	東　京	0751	27511	00	大京健康保険組合		36
13	東　京	0752	27521	00	三晃金属工業健康保険組合		90
13	東　京	0753	27530	00	ＧＷＡ健康保険組合		22
14	神奈川	0171	27549	00	ミツトヨ健康保険組合		30
13	東　京	0758	27585	00	東亜道路健康保険組合		29
13	東　京	0759	27594	00	アダストリア健康保険組合		83
13	東　京	0760	27600	00	東京電子機械工業健康保険組合		19
13	東　京	0761	27619	00	測量地質健康保険組合		81
13	東　京	0762	27628	00	長谷工健康保険組合		79
13	東　京	0764	27646	00	経済産業関係法人健康保険組合		42
13	東　京	0765	27655	00	テレビ朝日健康保険組合		10
13	東　京	0766	27664	00	デパート健康保険組合		31
15	新　潟	0000	27664	01	デパート健康保険組合	東日本支部	42
22	静　岡	0000	27664	02	デパート健康保険組合	西日本支部	5
40	福　岡	0140	27673	00	山九健康保険組合		79
13	東　京	0768	27682	00	冨士工健康保険組合		45
13	東　京	0769	27691	00	ミサワホーム健康保険組合		57
16	富　山	0033	27707	00	日本高周波鋼業健康保険組合		30
13	東　京	0771	27716	00	三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合		68
13	東　京	0772	27725	00	ダイヤ連合健康保険組合		69
13	東　京	0773	27734	00	持田製薬健康保険組合		33
13	東　京	0774	27743	00	キユーピー・アヲハタ健康保険組合		59
13	東　京	0775	27752	00	文化シヤッター健康保険組合		37
13	東　京	0777	27771	00	月島機械健康保険組合		11
13	東　京	0778	27780	00	三菱ＵＦＪニコス健康保険組合		68
13	東　京	0779	27799	00	東京都情報サービス産業健康保険組合		16
13	東　京	0780	27804	00	東京都農林漁業団体健康保険組合		73
09	栃　木	0028	27822	00	東京鐵鋼健康保険組合		24
13	東　京	0783	27831	00	日本製鋼所健康保険組合		40
13	東　京	0784	27841	00	住友重機械健康保険組合		27
13	東　京	0788	27887	00	ポーラ・オルビスグループ健康保険組合		82
13	東　京	0790	27901	00	前田道路健康保険組合		100
13	東　京	0791	27911	00	三和ホールディングス健康保険組合		21
13	東　京	0792	27920	00	アクサ生命健康保険組合		31
13	東　京	0795	27957	00	小田急グループ健康保険組合		56
13	東　京	0796	27966	00	リクルート健康保険組合		93
12	千　葉	0046	27975	00	成田国際空港健康保険組合		21
13	東　京	0800	28004	00	パレス健康保険組合		78

13	東　京	0801	28013	00	ジャックス健康保険組合		50
13	東　京	0802	28022	00	全国外食産業ジェフ健康保険組合		56
13	東　京	0805	28050	00	セントラル警備保障健康保険組合		96
13	東　京	0806	28069	00	日本原子力発電健康保険組合		26
13	東　京	0808	28087	00	オリエントコーポレーション健康保険組合		16
13	東　京	0809	28096	00	ＳＣＳＫ健康保険組合		20
13	東　京	0810	28101	00	日本テキサスインスツルメンツ健康保険組合		20
13	東　京	0811	28111	00	日本工営健康保険組合		68
13	東　京	0812	28120	00	サノフィ健康保険組合		74
13	東　京	0813	28139	00	日本旅行健康保険組合		11
13	東　京	0814	28148	00	三菱ＵＦＪ証券グループ健康保険組合		34
13	東　京	0815	28157	00	大塚商会健康保険組合		64
13	東　京	0816	28166	00	サンリオ健康保険組合		72
13	東　京	0817	28175	00	全国信用保証協会健康保険組合		84
13	東　京	0818	28184	00	電子回路健康保険組合		38
13	東　京	0819	28193	00	オリックスグループ健康保険組合		94
12	千　葉	0049	28209	00	富士石油健康保険組合		81
13	東　京	0821	28218	00	マルエツ健康保険組合		39
13	東　京	0824	28245	00	やまと健康保険組合		20
13	東　京	0825	28254	00	ユニマット健康保険組合		34
13	東　京	0826	28263	00	ＡＩＧ健康保険組合		55
13	東　京	0828	28281	00	船場健康保険組合		29
13	東　京	0830	28306	00	アフラック健康保険組合		19
13	東　京	0831	28315	00	東京不動産業健康保険組合		30
13	東　京	0832	28324	00	全国商品取引業健康保険組合		59
13	東　京	0833	28333	00	ＩＨＧ・ＡＮＡホテルズ健康保険組合		52
13	東　京	0835	28351	00	ＴＣＳグループ健康保険組合		96
13	東　京	0836	28361	00	川崎汽船健康保険組合		100
13	東　京	0837	28370	00	関東ＩＴソフトウェア健康保険組合		37
13	東　京	0838	28389	00	日立健康保険組合		30
13	東　京	0839	28398	00	コスモエネルギーグループ健康保険組合		43
13	東　京	0840	28403	00	セントラルスポーツ健康保険組合		88
28	兵　庫	0119	28412	00	本州四国連絡高速道路健康保険組合		84
13	東　京	0842	28421	00	いなげや健康保険組合		27
13	東　京	0843	28431	00	太陽生命健康保険組合		54
13	東　京	0845	28459	00	Ｈ．Ｕ．グループ健康保険組合		8
13	東　京	0846	28468	00	民間放送健康保険組合		60
04	宮　城	0000	28468	01	民間放送健康保険組合	北海道･東北支部	28
34	広　島	0000	28468	02	民間放送健康保険組合	中国･四国支部	78
40	福　岡	0000	28468	03	民間放送健康保険組合	九州支部	82
13	東　京	0850	28501	00	アドバンテスト健康保険組合		68
13	東　京	0851	28510	00	朝信健康保険組合		80
13	東　京	0852	28529	00	シーイーシー健康保険組合		32
13	東　京	0853	28538	00	すかいらーくグループ健康保険組合		77
13	東　京	0854	28547	00	なとり健康保険組合		6
13	東　京	0856	28565	00	日本情報産業健康保険組合		4
13	東　京	0857	28574	00	観光産業健康保険組合		2
14	神奈川	0218	28583	00	ウシオ電機健康保険組合		23
13	東　京	0860	28608	00	東京エレクトロン健康保険組合		86
13	東　京	0861	28617	00	全労済健康保険組合		87
13	東　京	0864	28644	00	三陽商会健康保険組合		54
13	東　京	0866	28662	00	アコム健康保険組合		70
13	東　京	0867	28671	00	ＳＭＢＣコンシューマーファイナンス健康保険組合		95
13	東　京	0869	28690	00	ジェーシービー健康保険組合		18
13	東　京	0870	28705	00	渡辺パイプ健康保険組合		51
13	東　京	0873	28732	00	住友不動産ステップ健康保険組合		26

13	東　京	0874	28741	00	モトローラ健康保険組合		65
13	東　京	0875	28751	00	日本マクドナルド健康保険組合		34
13	東　京	0876	28760	00	ＡＮＡウイングス健康保険組合		14
13	東　京	0878	28788	00	ＫＤＤＩ健康保険組合		54
13	東　京	0879	28797	00	きらぼし銀行健康保険組合		13
13	東　京	0880	28802	00	日本事務器健康保険組合		89
13	東　京	0882	28821	00	ＡＮＡグループ健康保険組合		37
13	東　京	0884	28849	00	システナ健康保険組合		37
13	東　京	0885	28858	00	シティグループ健康保険組合		29
13	東　京	0888	28885	00	オートバックス健康保険組合		27
13	東　京	0889	28894	00	ＮＴＴ健康保険組合		14
13	東　京	0890	28900	00	ジェイアールグループ健康保険組合		49
13	東　京	0891	28919	00	ジェイティ健康保険組合		61
13	東　京	0895	28955	00	ビックカメラ健康保険組合		90
13	東　京	0897	28973	00	日本レストランエンタプライズ健康保険組合		11
13	東　京	0898	28982	00	ＪＲ東海リテイリング・プラス健康保険組合		31
13	東　京	0899	28991	00	フォーラムエンジニアリング健康保険組合		39
13	東　京	0900	29002	00	国際・政策銀健康保険組合		62
13	東　京	0906	29067	00	トーマツ健康保険組合		24
13	東　京	0915	29155	00	グラクソ・スミスクライン健康保険組合		45
13	東　京	0916	29164	00	ひかり健康保険組合		38
13	東　京	0917	29173	00	ローソン健康保険組合		100
13	東　京	0918	29182	00	アクセンチュア健康保険組合		25
13	東　京	0919	29191	00	あずさ健康保険組合		75
13	東　京	0922	29225	00	日本ヒューレット・パッカード健康保険組合		76
13	東　京	0923	29234	00	エイチ・アイ・エス健康保険組合		62
13	東　京	0924	29243	00	ディスコ健康保険組合		44
12	千　葉	0078	29252	00	マツキヨココカラ＆カンパニー健康保険組合		52
13	東　京	0927	29271	00	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合		41
13	東　京	0930	29304	00	ベルシステム２４健康保険組合		63
13	東　京	0931	29313	00	アビーム健康保険組合		98
13	東　京	0935	29350	00	ルネサス健康保険組合		64
13	東　京	0936	29369	00	コスモスイニシアグループ健康保険組合		11
13	東　京	0938	29387	00	全日本理美容健康保険組合		91
13	東　京	0940	29401	00	マルハン健康保険組合		25
13	東　京	0941	29411	00	日研グループ健康保険組合		48
13	東　京	0942	29420	00	ヨドバシカメラ健康保険組合		21
13	東　京	0948	29484	00	ＥＹ　Ｊａｐａｎ健康保険組合		28
13	東　京	0951	29518	00	ＰｗＣ健康保険組合		62
13	東　京	0952	29527	00	サザビーリーグ健康保険組合		26
13	東　京	0953	29536	00	日本年金機構健康保険組合		90
13	東　京	0955	29554	00	メットライフ健康保険組合		55
13	東　京	0957	29572	00	アボット健康保険組合		56
13	東　京	0958	29581	00	オオゼキ健康保険組合		83
13	東　京	0959	29591	00	ＦＲ健康保険組合		1
13	東　京	0964	29642	00	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合		74
13	東　京	0965	29651	00	エイベックス・グループ健康保険組合		94
13	東　京	0967	29670	00	ニトリ健康保険組合		57
63	東　京	0017	29689	00	デル健康保険組合		83
13	東　京	0969	29698	00	ジャパンディスプレイ健康保険組合		52
13	東　京	0970	29703	00	シミックグループ健康保険組合		75
13	東　京	0973	29731	00	デクセリアルズ健康保険組合		8
13	東　京	0974	29740	00	ＧＥ健康保険組合		93
13	東　京	0975	29759	00	ウエスタンデジタルテクノロジーズ健康保険組合		94
13	東　京	0977	29777	00	フューチャーグループ健康保険組合		54
13	東　京	0979	29795	00	大気社グループ健康保険組合		53

13	東　京	0980	29801	00	ＳＵＭＩグループ健康保険組合		87
13	東　京	0981	29810	00	楽天健康保険組合		78
13	東　京	0982	29829	00	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合		60
13	東　京	0983	29838	00	ＧＬＶ健康保険組合		69
13	東　京	0984	29847	00	グーグル健康保険組合		59
13	東　京	0986	29865	00	地域医療振興協会健康保険組合		34
13	東　京	0987	29874	00	日本赤十字社健康保険組合		5
13	東　京	0988	29883	00	マイクロソフト健康保険組合		8
13	東　京	0989	29892	00	ＣＴＣグループ健康保険組合		52
13	東　京	0990	29908	00	ＰＨＣ健康保険組合		88
13	東　京	0991	29917	00	ＺＡＲＡ健康保険組合		60
13	東　京	0992	29926	00	Ｃ＆Ｒグループ健康保険組合		2
13	東　京	0993	29935	00	アマゾンジャパン健康保険組合		51
13	東　京	0994	29944	00	ラディックスグループ健康保険組合		18
13	東　京	0995	29953	00	ヒロセ電機健康保険組合		48
13	東　京	0996	29962	00	ＹＧ健康保険組合		27
63	東　京	0002	30026	00	セラクグループ健康保険組合		34
63	東　京	0003	30035	00	ＥＡファーマ健康保険組合		95
63	東　京	0004	30044	00	フィリップス・ジャパン健康保険組合		83
63	東　京	0005	30053	00	トラスコ中山健康保険組合		47
63	東　京	0006	30062	00	ＩＱＶＩＡグループ健康保険組合		42
63	東　京	0007	30071	00	パーソルキャリア健康保険組合		39
63	東　京	0008	30081	00	がん研究会健康保険組合		3
63	東　京	0009	30090	00	住友不動産健康保険組合		100
63	東　京	0011	30114	00	マーキュリー健康保険組合		20
63	東　京	0012	30123	00	Ｗｏｒｋｓ　Ｈｕｍａｎ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ健康保険組合		70
63	東　京	0013	30132	00	ＦＷＤ生命保険健康保険組合		79
63	東　京	0014	30141	00	ボッシュホームコンフォートジャパン健康保険組合		64
63	東　京	0015	30151	00	エンターテイメント健康保険組合		83
63	東　京	0016	30160	00	キオクシア健康保険組合		52
63	東　京	0018	30188	00	ベイカレント健康保険組合		30
63	東　京	0019	30197	00	セールスフォース健康保険組合		61
63	東　京	0020	30202	00	アルプス技研グループ健康保険組合		55
63	東　京	0021	30211	00	日本Ｍ＆Ａセンターグループ健康保険組合		77
63	東　京	0022	30221	00	メドトロニック健康保険組合		88
63	東　京	0023	30230	00	ＪＥＲＡ健康保険組合		8
63	東　京	0024	30249	00	日立建機健康保険組合		99
63	東　京	0025	30258	00	プロテリアル健康保険組合		22
63	東　京	0026	30267	00	日清食品グループ健康保険組合		56
63	東　京	0027	30276	00	ＶＣスタートアップ健康保険組合		75
63	東　京	0029	30294	00	ブリストル・マイヤーズ　スクイブ健康保険組合		38
63	東　京	0030	30300	00	国立健康危機管理研究機構健康保険組合		87
63	東　京	0031	30319	00	サイバーエージェント健康保険組合		60
63	東　京	0032	30328	00	メルカリ健康保険組合		87
63	東　京	0035	30355	00	Ｍ３健康保険組合		76
63	東　京	0036	30364	00	ＧＭＯ健康保険組合		26
08	茨　城	0004	40043	00	工機ホールディングス健康保険組合		78
08	茨　城	0011	40113	00	常陽銀行健康保険組合		15
08	茨　城	0018	40187	00	原子力健康保険組合		28
08	茨　城	0026	40266	00	茨城県自動車販売健康保険組合		56
08	茨　城	0028	40284	00	筑波銀行健康保険組合		54
08	茨　城	0031	40318	00	茨城県農協健康保険組合		87
08	茨　城	0034	40345	00	カスミ健康保険組合		93
09	栃　木	0010	41102	00	足利銀行健康保険組合		31
09	栃　木	0015	41158	00	アキレス健康保険組合		27
09	栃　木	0021	41219	00	栃木銀行健康保険組合		79

09	栃　木	0023	41237	00	栃木県農協健康保険組合		62
09	栃　木	0025	41255	00	栃木トヨペットグループ健康保険組合		67
09	栃　木	0026	41264	00	栃木県トラック健康保険組合		32
09	栃　木	0027	41273	00	レオン自動機健康保険組合		41
63	東　京	0034	41450	00	カルビー健康保険組合		34
10	群　馬	0009	42095	00	群馬銀行健康保険組合		8
10	群　馬	0012	42129	00	群馬県農業団体健康保険組合		32
10	群　馬	0014	42147	00	太陽誘電健康保険組合		2
13	東　京	0823	42174	00	リケンテクノス健康保険組合		5
10	群　馬	0018	42183	00	東和銀行健康保険組合		90
10	群　馬	0019	42192	00	関東いすゞ健康保険組合		46
10	群　馬	0022	42226	00	群馬県自動車販売健康保険組合		44
10	群　馬	0023	42235	00	北関東しんきん健康保険組合		85
10	群　馬	0024	42244	00	ミツバ健康保険組合		32
10	群　馬	0025	42253	00	サンデン健康保険組合		93
10	群　馬	0026	42262	00	ベイシアグループ健康保険組合		30
11	埼　玉	0002	43020	00	日本信号健康保険組合		42
11	埼　玉	0005	43057	00	ＵＤトラックス健康保険組合		89
11	埼　玉	0009	43093	00	リケンＮＰＲ健康保険組合		21
11	埼　玉	0012	43127	00	川口工業健康保険組合		9
11	埼　玉	0014	43145	00	新電元工業健康保険組合		9
11	埼　玉	0021	43215	00	ボッシュ健康保険組合		56
11	埼　玉	0022	43224	00	サイボー健康保険組合		59
11	埼　玉	0024	43242	00	曙ブレーキ工業健康保険組合		17
11	埼　玉	0026	43261	00	埼玉機械工業健康保険組合		62
11	埼　玉	0027	43270	00	山昭健康保険組合		59
11	埼　玉	0028	43289	00	リズム健康保険組合		48
11	埼　玉	0029	43298	00	藤倉コンポジット健康保険組合		32
11	埼　玉	0030	43303	00	サンケン電気健康保険組合		93
11	埼　玉	0031	43312	00	武蔵野銀行健康保険組合		12
11	埼　玉	0036	43368	00	科学技術健康保険組合		73
11	埼　玉	0039	43395	00	さいしん健康保険組合		57
11	埼　玉	0040	43401	00	埼玉県農協健康保険組合		81
11	埼　玉	0044	43447	00	マーレ健康保険組合		38
11	埼　玉	0045	43456	00	埼玉県金属加工健康保険組合		86
11	埼　玉	0046	43465	00	埼玉県建設業健康保険組合		71
11	埼　玉	0049	43492	00	ニシウミグループ健康保険組合		42
11	埼　玉	0050	43508	00	埼玉しんきん健康保険組合		39
11	埼　玉	0051	43517	00	埼玉県医師会健康保険組合		26
11	埼　玉	0085	43855	00	ＴＭＧ健康保険組合		32
12	千　葉	0001	44019	00	キッコーマン健康保険組合		45
12	千　葉	0003	44037	00	ヤマサ健康保険組合		58
12	千　葉	0004	44046	00	ヒゲタ健康保険組合		7
12	千　葉	0011	44116	00	千葉銀行健康保険組合		79
12	千　葉	0013	44134	00	千葉県医業健康保険組合		36
12	千　葉	0074	44152	00	イチカワ健康保険組合		20
13	東　京	0908	44161	00	山崎製パン健康保険組合		32
12	千　葉	0019	44199	00	勝又健康保険組合		78
12	千　葉	0020	44204	00	京葉銀行健康保険組合		28
12	千　葉	0021	44213	00	千葉県機械金属健康保険組合		41
12	千　葉	0023	44231	00	双葉電子健康保険組合		81
12	千　葉	0024	44241	00	千葉興業銀行健康保険組合		2
12	千　葉	0025	44250	00	千葉県自動車販売整備健康保険組合		58
12	千　葉	0026	44269	00	千葉トヨタ健康保険組合		87
12	千　葉	0027	44278	00	千葉県農協健康保険組合		40
12	千　葉	0028	44287	00	君津製鉄所関連健康保険組合		45

12	千　葉	0031	44311	00	千葉県しんきん健康保険組合		15
12	千　葉	0032	44320	00	千葉県日産自動車健康保険組合		70
12	千　葉	0034	44348	00	千葉県建設業健康保険組合		48
12	千　葉	0036	44366	00	千葉県食品製造健康保険組合		34
12	千　葉	0037	44375	00	京葉ガス健康保険組合		88
12	千　葉	0039	44393	00	千葉県トラック健康保険組合		62
12	千　葉	0041	44418	00	オリエンタルランド健康保険組合		80
12	千　葉	0042	44427	00	亀田総合病院健康保険組合		26
13	東　京	0949	45026	00	味の素健康保険組合		23
14	神奈川	0008	45081	00	デイ・シイ健康保険組合		43
14	神奈川	0019	45197	00	日産自動車健康保険組合		20
14	神奈川	0024	45249	00	富士フイルムグループ健康保険組合		58
14	神奈川	0025	45258	00	富士通健康保険組合		26
14	神奈川	0026	45267	00	三菱化工機健康保険組合		22
14	神奈川	0032	45328	00	京三製作所健康保険組合		29
14	神奈川	0036	45364	00	神奈川運輸業健康保険組合		29
13	東　京	0960	45434	00	東京機械健康保険組合		64
14	神奈川	0234	45587	00	ＪＶＣケンウッド健康保険組合		84
14	神奈川	0062	45620	00	ＳＷＣＣ健康保険組合		30
14	神奈川	0067	45675	00	横浜港湾健康保険組合		40
14	神奈川	0068	45684	00	横浜銀行健康保険組合		50
13	東　京	0776	45727	00	小松製作所健康保険組合		71
14	神奈川	0073	45736	00	日本飛行機健康保険組合		86
14	神奈川	0077	45772	00	横浜港運健康保険組合		70
14	神奈川	0078	45781	00	神奈川県医療従事者健康保険組合		47
14	神奈川	0079	45791	00	神奈川県協同健康保険組合		93
04	宮　城	0039	45824	00	トヨタ自動車東日本健康保険組合		15
14	神奈川	0084	45842	00	日本発条健康保険組合		43
14	神奈川	0092	45921	00	東洋電機健康保険組合		84
14	神奈川	0093	45931	00	神奈川県鉄工業健康保険組合		89
14	神奈川	0098	45986	00	プレス工業健康保険組合		57
14	神奈川	0101	46015	00	神奈川鉄鋼産業健康保険組合		77
14	神奈川	0102	46024	00	トヨタウエインズグループ健康保険組合		28
14	神奈川	0104	46042	00	不二サッシ健康保険組合		52
13	東　京	0863	46051	00	東亜建設工業健康保険組合		17
14	神奈川	0109	46098	00	神奈川県自動車販売健康保険組合		75
14	神奈川	0111	46112	00	神奈川県石油業健康保険組合		79
14	神奈川	0113	46131	00	東芝健康保険組合		57
14	神奈川	0114	46140	00	日新健康保険組合		20
14	神奈川	0115	46159	00	ゼネラル健康保険組合		16
27	大　阪	0344	46168	00	中山鋼業健康保険組合		67
14	神奈川	0233	46186	00	オカムラグループ健康保険組合		85
14	神奈川	0119	46195	00	市光工業健康保険組合		98
14	神奈川	0122	46229	00	ＫＴグループ健康保険組合		26
14	神奈川	0123	46238	00	アツギ健康保険組合		12
14	神奈川	0124	46247	00	神奈川県電設健康保険組合		72
12	千　葉	0080	46274	00	バンテック健康保険組合		91
14	神奈川	0128	46283	00	上野グループ健康保険組合		23
14	神奈川	0130	46308	00	油研健康保険組合		42
14	神奈川	0131	46317	00	神奈川県自動車整備健康保険組合		2
14	神奈川	0133	46335	00	東プレ健康保険組合		31
14	神奈川	0134	46344	00	アマダ健康保険組合		25
14	神奈川	0136	46362	00	神奈川県建設業健康保険組合		64
14	神奈川	0138	46381	00	ゼロ健康保険組合		11
14	神奈川	0139	46390	00	神奈川県機器健康保険組合		34
13	東　京	0962	46405	00	日本コロムビア健康保険組合		19

14	神奈川	0141	46414	00	神奈川県管工事業健康保険組合		56
14	神奈川	0144	46441	00	神奈川県電子電気機器健康保険組合		14
14	神奈川	0146	46460	00	神奈川県プラスチック事業健康保険組合		13
26	京　都	0057	46497	00	京セラ健康保険組合		21
14	神奈川	0154	46549	00	河西工業健康保険組合		28
14	神奈川	0156	46567	00	首都圏デジタル産業健康保険組合		45
14	神奈川	0157	46576	00	丸全昭和運輸健康保険組合		91
14	神奈川	0159	46594	00	神奈川県食品製造健康保険組合		12
14	神奈川	0160	46600	00	東京応化工業健康保険組合		44
14	神奈川	0161	46619	00	アルバック健康保険組合		13
14	神奈川	0228	46628	00	ニフコ健康保険組合		21
14	神奈川	0164	46646	00	ナイスグループ健康保険組合		63
14	神奈川	0165	46655	00	古河電池健康保険組合		40
14	神奈川	0166	46664	00	旭ファイバーグラス健康保険組合		8
14	神奈川	0179	46799	00	富士ソフト健康保険組合		87
14	神奈川	0225	47254	00	マクニカ健康保険組合		66
14	神奈川	0230	47306	00	ＪＭＡ健康保険組合		80
15	新　潟	0002	48021	00	デンカ健康保険組合		26
14	神奈川	0229	48049	00	レイズネクスト健康保険組合		24
15	新　潟	0009	48094	00	ツガミ健康保険組合		81
15	新　潟	0019	48191	00	新潟臨港健康保険組合		93
15	新　潟	0021	48216	00	第四北越銀行健康保険組合		77
15	新　潟	0024	48243	00	新潟県農業団体健康保険組合		68
15	新　潟	0030	48304	00	大光銀行健康保険組合		8
15	新　潟	0032	48322	00	新潟トヨタ自動車健康保険組合		94
15	新　潟	0037	48378	00	コロナ健康保険組合		84
15	新　潟	0038	48387	00	日本精機健康保険組合		17
15	新　潟	0039	48396	00	植木組健康保険組合		84
15	新　潟	0040	48401	00	ビー・エス・エヌ健康保険組合		48
15	新　潟	0041	48411	00	直江津電子健康保険組合		54
16	富　山	0005	49056	00	広貫堂健康保険組合		78
16	富　山	0013	49135	00	北陸銀行健康保険組合		41
16	富　山	0015	49153	00	北陸電力健康保険組合		4
16	富　山	0017	49171	00	富山地方鉄道健康保険組合		77
16	富　山	0018	49181	00	北陸電気工事健康保険組合		12
16	富　山	0019	49190	00	不二越健康保険組合		69
16	富　山	0020	49205	00	ＹＫＫ健康保険組合		93
16	富　山	0023	49232	00	三協・立山健康保険組合		67
16	富　山	0024	49241	00	日本カーバイド工業健康保険組合		96
16	富　山	0025	49251	00	富山第一銀行健康保険組合		89
16	富　山	0026	49260	00	富山県自動車販売店健康保険組合		89
16	富　山	0028	49288	00	ＴＩＳインテックグループ健康保険組合		69
16	富　山	0029	49297	00	ゴールドウイン健康保険組合		96
16	富　山	0030	49302	00	北陸電気工業健康保険組合		41
17	石　川	0006	50061	00	ＣＣＩグループ健康保険組合		38
17	石　川	0007	50070	00	北陸鉄道健康保険組合		89
17	石　川	0010	50103	00	津田駒工業健康保険組合		33
17	石　川	0011	50112	00	石川県自動車販売店健康保険組合		60
17	石　川	0012	50121	00	小松マテーレ健康保険組合		63
17	石　川	0014	50140	00	北陸地区信用金庫健康保険組合		78
17	石　川	0016	50168	00	北國新聞健康保険組合		43
17	石　川	0017	50177	00	澁谷工業健康保険組合		85
17	石　川	0018	50186	00	北陸情報産業健康保険組合		88
17	石　川	0024	50247	00	けいじゅ健康保険組合		58
18	福　井	0001	51013	00	セーレン健康保険組合		96
18	福　井	0005	51050	00	福井銀行健康保険組合		58

18	福　井	0007	51078	00	福井県自動車販売整備健康保険組合		94
18	福　井	0008	51087	00	サカイ健康保険組合		74
18	福　井	0009	51096	00	福井県機械工業健康保険組合		89
18	福　井	0011	51111	00	三谷健康保険組合		96
19	山　梨	0001	52011	00	山梨中央銀行健康保険組合		69
19	山　梨	0006	52067	00	山梨県自動車販売整備健康保険組合		62
19	山　梨	0009	52094	00	山日ＹＢＳ健康保険組合		48
19	山　梨	0014	52146	00	ファナック健康保険組合		74
20	長　野	0007	53074	00	八十二グループ健康保険組合		13
20	長　野	0009	53092	00	長野県農業協同組合健康保険組合		49
20	長　野	0015	53153	00	法令出版健康保険組合		65
20	長　野	0018	53181	00	信濃毎日新聞健康保険組合		93
20	長　野	0019	53190	00	長野県機械金属健康保険組合		36
26	京　都	0065	53214	00	ニデック健康保険組合		29
20	長　野	0022	53223	00	ＫＯＡ健康保険組合		24
20	長　野	0026	53260	00	長野県自動車販売店健康保険組合		3
20	長　野	0027	53279	00	ミネベアミツミ健康保険組合		72
20	長　野	0028	53288	00	甲信越しんきん健康保険組合		26
20	長　野	0029	53297	00	チノン健康保険組合		57
20	長　野	0031	53311	00	甲信越信用組合健康保険組合		48
20	長　野	0032	53321	00	北野建設健康保険組合		73
20	長　野	0033	53330	00	マルイチ健康保険組合		91
20	長　野	0034	53349	00	キッセイ健康保険組合		92
20	長　野	0036	53367	00	長野県卸商業団地健康保険組合		40
20	長　野	0037	53376	00	日東光学健康保険組合		84
20	長　野	0038	53385	00	エプソン健康保険組合		8
21	岐　阜	0011	54115	00	十六フィナンシャルグループ健康保険組合		87
21	岐　阜	0012	54124	00	イビデン健康保険組合		3
21	岐　阜	0013	54133	00	大垣共立銀行健康保険組合		80
21	岐　阜	0019	54198	00	岐阜繊維健康保険組合		80
21	岐　阜	0024	54240	00	岐阜信用金庫健康保険組合		62
21	岐　阜	0026	54268	00	関ケ原石材健康保険組合		42
21	岐　阜	0028	54286	00	岐阜県自動車販売健康保険組合		29
21	岐　阜	0033	54338	00	三岐しんきん健康保険組合		100
21	岐　阜	0034	54347	00	岐阜県プラスチック事業健康保険組合		95
21	岐　阜	0036	54365	00	中部アイティ産業健康保険組合		86
22	静　岡	0007	55071	00	ヤマハ健康保険組合		64
22	静　岡	0009	55099	00	スズキ健康保険組合		96
22	静　岡	0010	55104	00	エンシュウ健康保険組合		39
22	静　岡	0012	55122	00	静岡県農業団体健康保険組合		9
22	静　岡	0015	55150	00	しずおかフィナンシャルグループ健康保険組合		86
22	静　岡	0022	55220	00	静岡鉄道健康保険組合		59
22	静　岡	0026	55266	00	特種東海健康保険組合		42
22	静　岡	0032	55327	00	スルガ銀行健康保険組合		99
22	静　岡	0033	55336	00	鈴与健康保険組合		69
22	静　岡	0035	55354	00	河合楽器健康保険組合		16
22	静　岡	0036	55363	00	マーレエレクトリック健康保険組合		40
22	静　岡	0038	55381	00	旭テック健康保険組合		40
22	静　岡	0039	55391	00	静岡中央銀行健康保険組合		11
22	静　岡	0042	55424	00	静岡県西部機械工業健康保険組合		82
22	静　岡	0043	55433	00	静岡県東部機械工業健康保険組合		79
22	静　岡	0044	55442	00	フジ日本健康保険組合		59
22	静　岡	0045	55451	00	報徳同栄健康保険組合		49
22	静　岡	0048	55489	00	矢崎健康保険組合		67
22	静　岡	0049	55498	00	ノダ健康保険組合		29
22	静　岡	0050	55503	00	静岡県信用金庫健康保険組合		14

22	静　岡	0051	55512	00	スクロール健康保険組合		89
22	静　岡	0053	55531	00	静岡県石油健康保険組合		23
22	静　岡	0054	55540	00	静岡県中部機械工業健康保険組合		42
22	静　岡	0055	55559	00	静岡県自動車販売健康保険組合		70
14	神奈川	0221	55568	00	ユニプレス健康保険組合		70
22	静　岡	0057	55577	00	静岡県トラック運送健康保険組合		7
22	静　岡	0058	55586	00	静岡県自動車整備健康保険組合		37
22	静　岡	0060	55601	00	静岡県電気工事業健康保険組合		45
22	静　岡	0062	55629	00	静岡県金属工業健康保険組合		80
22	静　岡	0063	55638	00	三保造船健康保険組合		16
22	静　岡	0065	55656	00	製紙工業健康保険組合		23
22	静　岡	0066	55665	00	矢崎化工健康保険組合		41
22	静　岡	0067	55674	00	清水銀行健康保険組合		54
22	静　岡	0068	55683	00	静岡新聞放送健康保険組合		81
14	神奈川	0222	55708	00	丸八真綿健康保険組合		15
22	静　岡	0071	55717	00	エム・オー・エー健康保険組合		7
22	静　岡	0073	55735	00	ホトニクス・グループ健康保険組合		100
22	静　岡	0075	55753	00	聖隷健康保険組合		66
23	愛　知	0001	56014	00	ノリタケグループ健康保険組合		58
23	愛　知	0003	56032	00	日本ガイシ健康保険組合		32
23	愛　知	0006	56060	00	豊和工業健康保険組合		15
23	愛　知	0009	56097	00	デンソー健康保険組合		33
23	愛　知	0014	56149	00	日本車輌健康保険組合		20
23	愛　知	0024	56246	00	近藤紡績健康保険組合		13
23	愛　知	0029	56291	00	愛知時計電機健康保険組合		53
23	愛　知	0030	56307	00	三龍社健康保険組合		5
23	愛　知	0038	56380	00	豊田自動織機健康保険組合		100
23	愛　知	0040	56404	00	大同特殊鋼健康保険組合		7
23	愛　知	0042	56422	00	名古屋鉄道健康保険組合		24
23	愛　知	0045	56450	00	トヨタ自動車健康保険組合		29
23	愛　知	0046	56469	00	オークマ健康保険組合		56
23	愛　知	0048	56487	00	興和健康保険組合		11
23	愛　知	0049	56496	00	ＵＡＣＪ健康保険組合		15
23	愛　知	0051	56511	00	愛知製鋼健康保険組合		82
23	愛　知	0052	56520	00	ナオリ健康保険組合		22
23	愛　知	0056	56566	00	日本特殊陶業健康保険組合		91
13	東　京	0912	56575	00	ダイドーリミテッド健康保険組合		47
23	愛　知	0066	56663	00	名古屋港湾健康保険組合		68
23	愛　知	0068	56681	00	トヨタ車体健康保険組合		46
23	愛　知	0069	56691	00	愛知県農協健康保険組合		21
23	愛　知	0071	56715	00	中日新聞社健康保険組合		38
23	愛　知	0080	56803	00	ブラザー健康保険組合		6
23	愛　知	0081	56812	00	トヨタ紡織健康保険組合		18
23	愛　知	0082	56821	00	アイシン健康保険組合		74
23	愛　知	0086	56868	00	中部電力健康保険組合		88
23	愛　知	0089	56895	00	東邦ガス健康保険組合		28
23	愛　知	0090	56901	00	トヨタ販売連合健康保険組合		97
23	愛　知	0095	56956	00	トーエネック健康保険組合		88
23	愛　知	0096	56965	00	豊島健康保険組合		5
21	岐　阜	0035	56974	00	日興毛織健康保険組合		1
23	愛　知	0098	56983	00	名古屋銀行健康保険組合		59
23	愛　知	0099	56992	00	あいちフィナンシャルグループ健康保険組合		87
23	愛　知	0100	57003	00	名古屋薬業健康保険組合		62
23	愛　知	0101	57012	00	中部日本放送健康保険組合		40
23	愛　知	0104	57040	00	名古屋木材健康保険組合		61
23	愛　知	0108	57086	00	ＡＴグループ健康保険組合		88

23	愛　知	0110	57101	00	豊田合成健康保険組合		31
23	愛　知	0114	57147	00	石塚硝子健康保険組合		19
23	愛　知	0121	57217	00	愛知県信用金庫健康保険組合		72
23	愛　知	0122	57226	00	名古屋文具紙製品健康保険組合		73
23	愛　知	0123	57235	00	愛知電機健康保険組合		59
23	愛　知	0125	57253	00	東海マツダ販売健康保険組合		16
23	愛　知	0126	57262	00	ＮＤＳ健康保険組合		33
23	愛　知	0127	57271	00	中部鋼鈑健康保険組合		14
23	愛　知	0128	57281	00	東海地区石油業健康保険組合		30
23	愛　知	0131	57314	00	愛知県トラック事業健康保険組合		59
23	愛　知	0132	57323	00	ＮＴＰグループ健康保険組合		16
23	愛　知	0133	57332	00	岡谷鋼機健康保険組合		73
23	愛　知	0134	57341	00	住友理工健康保険組合		39
23	愛　知	0136	57360	00	フジパングループ健康保険組合		15
23	愛　知	0137	57379	00	愛知紙商健康保険組合		12
23	愛　知	0138	57388	00	シキシマパン健康保険組合		29
23	愛　知	0139	57397	00	イノアック健康保険組合		21
23	愛　知	0140	57402	00	豊田通商健康保険組合		60
23	愛　知	0141	57411	00	愛知陸運健康保険組合		62
23	愛　知	0142	57421	00	ＣＫＤ健康保険組合		52
23	愛　知	0143	57430	00	愛知県自動車販売健康保険組合		64
23	愛　知	0145	57458	00	新東工業健康保険組合		65
23	愛　知	0146	57467	00	フタバ産業健康保険組合		93
23	愛　知	0147	57476	00	愛三工業健康保険組合		35
23	愛　知	0148	57485	00	大同メタル健康保険組合		67
23	愛　知	0149	57494	00	ユニーグループ健康保険組合		27
23	愛　知	0150	57500	00	カゴメ健康保険組合		14
23	愛　知	0152	57528	00	東海放送健康保険組合		82
23	愛　知	0154	57546	00	トヨタ関連部品健康保険組合		95
23	愛　知	0155	57555	00	愛鉄連健康保険組合		27
23	愛　知	0156	57564	00	リンナイ健康保険組合		43
23	愛　知	0157	57573	00	スズケン健康保険組合		90
23	愛　知	0158	57582	00	カリモク健康保険組合		63
23	愛　知	0159	57591	00	マキタ健康保険組合		39
13	東　京	0896	57634	00	メイテック健康保険組合		48
23	愛　知	0164	57643	00	アペックス健康保険組合		17
23	愛　知	0165	57652	00	めいらくグループ健康保険組合		6
23	愛　知	0166	57661	00	キクチ健康保険組合		53
23	愛　知	0167	57671	00	サーラグループ健康保険組合		64
23	愛　知	0168	57680	00	しんくみ東海北陸健康保険組合		74
23	愛　知	0169	57699	00	小島健康保険組合		33
23	愛　知	0171	57713	00	ＦＵＪＩ健康保険組合		70
23	愛　知	0173	57731	00	ヤマザキマザック健康保険組合		76
13	東　京	0872	57750	00	大東建託健康保険組合		59
23	愛　知	0176	57769	00	愛知県情報サービス産業健康保険組合		18
23	愛　知	0180	57801	00	ケー・ティー・シーグループ健康保険組合		9
23	愛　知	0184	57848	00	愛知県医療健康保険組合		66
23	愛　知	0185	57857	00	リゾートトラスト健康保険組合		93
23	愛　知	0186	57866	00	サンゲツ健康保険組合		62
23	愛　知	0187	57875	00	ネクステージグループ健康保険組合		24
23	愛　知	0188	57884	00	トーテックグループ健康保険組合		72
23	愛　知	0189	57893	00	トップグループ健康保険組合		67
24	三　重	0005	59055	00	三重交通健康保険組合		85
24	三　重	0013	59134	00	百五銀行健康保険組合		35
24	三　重	0016	59161	00	シンフォニアテクノロジー健康保険組合		29
24	三　重	0017	59171	00	三十三フィナンシャルグループ健康保険組合		14

24	三　重	0018	59180	00	日本トランスシティ健康保険組合		98
24	三　重	0020	59204	00	ＪＳＲ健康保険組合		49
24	三　重	0022	59222	00	三重県自動車販売健康保険組合		58
24	三　重	0024	59241	00	三重県農協健康保険組合		33
27	大　阪	0001	60014	00	住友電気工業健康保険組合		56
27	大　阪	0003	60032	00	東洋アルミニウム健康保険組合		33
27	大　阪	0015	60158	00	シキボウ健康保険組合		50
27	大　阪	0016	60167	00	ユニチカ健康保険組合		29
27	大　阪	0028	60282	00	東洋紡健康保険組合		39
27	大　阪	0366	60352	00	住友化学健康保険組合		77
27	大　阪	0044	60441	00	森下仁丹健康保険組合		22
27	大　阪	0053	60539	00	クボタ健康保険組合		62
13	東　京	0929	60548	00	ユアサ健康保険組合		76
27	大　阪	0056	60566	00	中山製鋼所健康保険組合		51
27	大　阪	0058	60584	00	阪急阪神健康保険組合		74
27	大　阪	0061	60618	00	ダイセル健康保険組合		83
27	大　阪	0065	60654	00	近畿車輛健康保険組合		39
27	大　阪	0067	60672	00	パナソニック健康保険組合		88
27	大　阪	0073	60733	00	ダイキン工業健康保険組合		55
27	大　阪	0077	60770	00	ダイワボウ健康保険組合		65
27	大　阪	0084	60840	00	大阪港湾健康保険組合		9
23	愛　知	0190	60877	00	ジェイテクト健康保険組合		41
27	大　阪	0089	60895	00	武田薬品健康保険組合		29
27	大　阪	0093	60938	00	Ｊ．フロント健康保険組合		56
27	大　阪	0094	60947	00	水産連合健康保険組合		37
27	大　阪	0102	61021	00	野村健康保険組合		43
27	大　阪	0109	61095	00	大阪瓦斯健康保険組合		49
27	大　阪	0112	61129	00	塩野義健康保険組合		76
27	大　阪	0114	61147	00	近畿日本鉄道健康保険組合		69
27	大　阪	0116	61165	00	日本生命健康保険組合		61
27	大　阪	0120	61208	00	住友生命健康保険組合		6
26	京　都	0061	61217	00	椿本チエイン健康保険組合		55
27	大　阪	0122	61226	00	鴻池健康保険組合		84
27	大　阪	0123	61235	00	住友商事健康保険組合		9
27	大　阪	0124	61244	00	南海電気鉄道健康保険組合		95
27	大　阪	0126	61262	00	クラシエ健康保険組合		38
27	大　阪	0127	61271	00	東淀川健康保険組合		65
27	大　阪	0128	61281	00	田辺ファーマ健康保険組合		51
27	大　阪	0129	61290	00	住友ファーマ健康保険組合		53
27	大　阪	0135	61351	00	伊藤忠健康保険組合		62
27	大　阪	0136	61360	00	りそな健康保険組合		90
27	大　阪	0137	61379	00	京阪グループ健康保険組合		20
27	大　阪	0138	61388	00	カネカ健康保険組合		13
27	大　阪	0140	61402	00	日本板硝子健康保険組合		63
13	東　京	0921	61421	00	双日健康保険組合		5
13	東　京	0932	61430	00	丸紅健康保険組合		40
27	大　阪	0148	61485	00	関西電力健康保険組合		55
27	大　阪	0155	61555	00	クラレ健康保険組合		11
27	大　阪	0158	61582	00	サンヨー連合健康保険組合		19
14	神奈川	0176	61607	00	そごう・西武健康保険組合		71
27	大　阪	0162	61625	00	大阪読売健康保険組合		63
24	三　重	0025	61634	00	石原産業健康保険組合		48
27	大　阪	0164	61643	00	栗本鐵工健康保険組合		51
27	大　阪	0165	61652	00	ダイハツ健康保険組合		86
27	大　阪	0167	61671	00	大阪ニット健康保険組合		18
27	大　阪	0169	61699	00	大阪織物商健康保険組合		48

28	兵　庫	0123	61750	00	ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ健康保険組合		70
27	大　阪	0176	61769	00	きんでん健康保険組合		99
27	大　阪	0177	61778	00	ヤンマー健康保険組合		40
27	大　阪	0178	61787	00	サンスター健康保険組合		67
27	大　阪	0180	61801	00	電線工業健康保険組合		100
27	大　阪	0183	61839	00	しんくみ関西健康保険組合		15
27	大　阪	0185	61857	00	日本ペイント健康保険組合		36
27	大　阪	0186	61866	00	大阪紙商健康保険組合		93
45	宮　崎	0007	61875	00	センコー健康保険組合		28
27	大　阪	0190	61909	00	ダイハツ系連合健康保険組合		10
27	大　阪	0193	61936	00	シャープ健康保険組合		47
27	大　阪	0194	61945	00	セキスイ健康保険組合		25
27	大　阪	0195	61954	00	日東電工健康保険組合		33
27	大　阪	0197	61972	00	大阪府信用金庫健康保険組合		90
27	大　阪	0198	61981	00	サントリー健康保険組合		16
27	大　阪	0199	61991	00	大阪薬業健康保険組合		82
26	京　都	0000	61991	01	大阪薬業健康保険組合	京都支部	66
28	兵　庫	0000	61991	02	大阪薬業健康保険組合	神戸支部	57
27	大　阪	0200	62001	00	ダイヘン健康保険組合		12
27	大　阪	0201	62011	00	蝶理健康保険組合		58
27	大　阪	0203	62039	00	住友倉庫健康保険組合		6
27	大　阪	0204	62048	00	日本触媒健康保険組合		7
27	大　阪	0206	62066	00	大阪自転車健康保険組合		14
27	大　阪	0210	62109	00	カナデビア健康保険組合		51
27	大　阪	0212	62127	00	西日本パッケージング健康保険組合		25
25	滋　賀	0023	62136	00	富士車輌健康保険組合		5
27	大　阪	0215	62154	00	大阪自動車販売店健康保険組合		90
27	大　阪	0217	62172	00	大和ハウス工業健康保険組合		68
27	大　阪	0219	62191	00	岩谷産業健康保険組合		75
27	大　阪	0220	62206	00	ダイダン健康保険組合		62
27	大　阪	0221	62215	00	合同製鐵健康保険組合		84
27	大　阪	0222	62224	00	長瀬産業健康保険組合		18
27	大　阪	0225	62251	00	サノヤス健康保険組合		2
27	大　阪	0226	62261	00	関西文紙情報産業健康保険組合		70
27	大　阪	0227	62270	00	大阪金属問屋健康保険組合		63
27	大　阪	0228	62289	00	神鋼商事健康保険組合		65
27	大　阪	0229	62298	00	大日本塗料健康保険組合		29
27	大　阪	0230	62303	00	大阪婦人子供既製服健康保険組合		29
13	東　京	0785	62321	00	栗田健康保険組合		90
27	大　阪	0233	62331	00	永大産業健康保険組合		30
27	大　阪	0235	62359	00	大阪線材製品健康保険組合		63
27	大　阪	0236	62368	00	大阪府電設工業健康保険組合		24
26	京　都	0064	62386	00	くろがね健康保険組合		6
27	大　阪	0241	62410	00	コクヨ健康保険組合		51
13	東　京	0976	62429	00	あおみ建設健康保険組合		39
27	大　阪	0246	62465	00	大阪府石油健康保険組合		67
27	大　阪	0247	62474	00	西日本プラスチック工業健康保険組合		61
27	大　阪	0248	62483	00	バルカー健康保険組合		40
28	兵　庫	0118	62492	00	タクマ健康保険組合		67
27	大　阪	0251	62517	00	大阪府木材健康保険組合		25
27	大　阪	0252	62526	00	大阪府貨物運送健康保険組合		90
27	大　阪	0253	62535	00	タツタ電線健康保険組合		53
27	大　阪	0254	62544	00	大阪菓子健康保険組合		77
27	大　阪	0258	62581	00	大同生命健康保険組合		63
27	大　阪	0260	62605	00	レンゴー健康保険組合		62
27	大　阪	0261	62614	00	大阪鉄商健康保険組合		54

27	大　阪	0262	62623	00	大阪府管工事業健康保険組合		19
27	大　阪	0263	62632	00	駒井ハルテック健康保険組合		92
27	大　阪	0265	62651	00	大広健康保険組合		22
27	大　阪	0266	62660	00	大阪装粧健康保険組合		78
27	大　阪	0267	62679	00	ロイヤルホテル健康保険組合		70
27	大　阪	0271	62711	00	大阪府建築健康保険組合		82
27	大　阪	0275	62758	00	サカタインクス健康保険組合		49
13	東　京	0939	62767	00	不動テトラ健康保険組合		77
27	大　阪	0278	62785	00	大阪自動車整備健康保険組合		54
27	大　阪	0280	62800	00	稲畑産業健康保険組合		96
27	大　阪	0283	62837	00	ＯＴＧ健康保険組合		6
27	大　阪	0285	62855	00	日本ハム健康保険組合		79
27	大　阪	0287	62873	00	ダイフク健康保険組合		87
27	大　阪	0289	62891	00	エクセディ健康保険組合		31
27	大　阪	0291	62916	00	ＤＡＩＫＥＮ健康保険組合		95
27	大　阪	0293	62934	00	大末建設健康保険組合		79
27	大　阪	0294	62943	00	イトーキ健康保険組合		12
12	千　葉	0045	62952	00	イオン健康保険組合		30
27	大　阪	0296	62961	00	山善健康保険組合		87
27	大　阪	0298	62980	00	大阪府電気工事健康保険組合		15
27	大　阪	0299	62999	00	池田泉州銀行健康保険組合		73
13	東　京	0972	63000	00	日鉄物産健康保険組合		61
27	大　阪	0301	63019	00	象印マホービン健康保険組合		63
27	大　阪	0302	63028	00	丸紅連合健康保険組合		57
27	大　阪	0367	63037	00	Ｐ＆Ｇグループ健康保険組合		51
27	大　阪	0304	63046	00	タカラベルモント健康保険組合		45
27	大　阪	0305	63055	00	近畿電子産業健康保険組合		3
27	大　阪	0306	63064	00	阪神高速道路健康保険組合		51
27	大　阪	0308	63082	00	近畿化粧品健康保険組合		36
27	大　阪	0311	63116	00	兼松連合健康保険組合		91
27	大　阪	0312	63125	00	住商連合健康保険組合		56
27	大　阪	0313	63134	00	ダスキン健康保険組合		39
25	滋　賀	0024	63152	00	フジテック健康保険組合		58
27	大　阪	0316	63161	00	大阪産業機械工業健康保険組合		40
27	大　阪	0317	63171	00	大阪工作機械健康保険組合		82
27	大　阪	0319	63199	00	グリコ健康保険組合		20
27	大　阪	0320	63204	00	大阪府農協健康保険組合		75
27	大　阪	0321	63213	00	大阪機械工具商健康保険組合		76
27	大　阪	0323	63231	00	阪和興業健康保険組合		100
27	大　阪	0325	63250	00	タカラスタンダード健康保険組合		89
27	大　阪	0326	63269	00	万代健康保険組合		64
27	大　阪	0328	63287	00	デサント健康保険組合		56
27	大　阪	0369	63296	00	Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ健康保険組合		95
28	兵　庫	0122	63320	00	ノエビア健康保険組合		50
27	大　阪	0333	63339	00	ライフコーポレーション健康保険組合		38
27	大　阪	0336	63366	00	京セラドキュメントソリューションズ健康保険組合		97
27	大　阪	0340	63409	00	小野薬品健康保険組合		24
27	大　阪	0341	63418	00	大倉健康保険組合		29
27	大　阪	0342	63427	00	公文健康保険組合		71
13	東　京	0946	63454	00	トランス・コスモス健康保険組合		33
27	大　阪	0346	63463	00	関西テレビ放送健康保険組合		100
13	東　京	0944	63491	00	ＮＳＤ健康保険組合		72
27	大　阪	0351	63515	00	徳洲会健康保険組合		19
27	大　阪	0353	63533	00	生長会健康保険組合		26
27	大　阪	0358	63589	00	キーエンスグループ健康保険組合		89
27	大　阪	0359	63598	00	ラウンドワン健康保険組合		54

27	大　阪	0360	63603	00	日本イーライリリー健康保険組合		78
27	大　阪	0362	63621	00	バイエル健康保険組合		54
27	大　阪	0364	63640	00	アストラゼネカ健康保険組合		36
27	大　阪	0365	63659	00	ペガサス健康保険組合		22
27	大　阪	0370	63701	00	パルグループ健康保険組合		81
27	大　阪	0371	63710	00	きつこう会健康保険組合		50
27	大　阪	0372	63729	00	東和薬品健康保険組合		45
27	大　阪	0373	63738	00	ｉＤＡ健康保険組合		100
27	大　阪	0374	63747	00	ライク健康保険組合		78
27	大　阪	0375	63756	00	因幡電機産業健康保険組合		28
27	大　阪	0376	63765	00	サカイ引越センター健康保険組合		97
27	大　阪	0377	63774	00	日本経営サエラグループ健康保険組合		36
27	大　阪	0379	63792	00	愛仁会健康保険組合		57
27	大　阪	0381	63817	00	ＪＡＳＴ健康保険組合		59
27	大　阪	0382	63826	00	ロートグループ健康保険組合		19
27	大　阪	0384	63844	00	フジシールグループ健康保険組合		62
27	大　阪	0385	63853	00	ダイワボウＨＤ健康保険組合		84
25	滋　賀	0008	70087	00	東レ健康保険組合		23
25	滋　賀	0009	70096	00	滋賀銀行健康保険組合		37
25	滋　賀	0017	70175	00	日本電気硝子健康保険組合		92
25	滋　賀	0018	70184	00	滋賀県自動車健康保険組合		62
25	滋　賀	0019	70193	00	平和堂健康保険組合		69
25	滋　賀	0020	70209	00	滋賀県農協健康保険組合		64
26	京　都	0001	71011	00	グンゼ健康保険組合		89
26	京　都	0002	71021	00	島津製作所健康保険組合		50
26	京　都	0006	71067	00	ジーエス・ユアサ健康保険組合		94
26	京　都	0030	71304	00	京都銀行健康保険組合		65
26	京　都	0033	71331	00	日新電機健康保険組合		81
26	京　都	0036	71369	00	宝グループ健康保険組合		59
26	京　都	0037	71378	00	京都自動車健康保険組合		68
26	京　都	0038	71387	00	オムロン健康保険組合		36
26	京　都	0039	71396	00	京都新聞健康保険組合		96
26	京　都	0040	71401	00	ニチコン健康保険組合		87
26	京　都	0044	71448	00	村田製作所健康保険組合		67
26	京　都	0046	71466	00	日本新薬健康保険組合		57
26	京　都	0047	71475	00	京都信用金庫健康保険組合		36
26	京　都	0048	71484	00	村田機械健康保険組合		49
26	京　都	0049	71493	00	京都中央信用金庫健康保険組合		13
26	京　都	0050	71509	00	ワコール健康保険組合		81
26	京　都	0051	71518	00	三洋化成工業健康保険組合		81
26	京　都	0052	71527	00	京都府農協健康保険組合		78
26	京　都	0055	71554	00	近畿しんきん健康保険組合		77
26	京　都	0056	71563	00	ＳＧホールディングスグループ健康保険組合		3
26	京　都	0058	71581	00	堀場製作所健康保険組合		84
26	京　都	0060	71606	00	ムニノバグループ健康保険組合		37
26	京　都	0062	71624	00	ＣＮＣグループ健康保険組合		2
26	京　都	0063	71633	00	トータルビューティー健康保険組合		9
28	兵　庫	0005	73054	00	住友ゴム工業健康保険組合		22
28	兵　庫	0006	73063	00	小泉製麻健康保険組合		39
28	兵　庫	0012	73124	00	川崎重工業健康保険組合		33
28	兵　庫	0013	73133	00	神戸製鋼所健康保険組合		20
28	兵　庫	0024	73240	00	兵庫県運輸業健康保険組合		78
28	兵　庫	0027	73277	00	阪神内燃機工業健康保険組合		51
28	兵　庫	0028	73286	00	新明和工業健康保険組合		13
28	兵　庫	0029	73295	00	神栄健康保険組合		5
28	兵　庫	0041	73417	00	みづほ健康保険組合		53

28	兵　庫	0043	73435	00	山陽電鉄健康保険組合		14
28	兵　庫	0045	73453	00	東洋機械金属健康保険組合		72
28	兵　庫	0050	73505	00	神戸電鉄健康保険組合		16
28	兵　庫	0051	73514	00	神戸新聞健康保険組合		11
28	兵　庫	0053	73532	00	住友精化健康保険組合		36
28	兵　庫	0054	73541	00	多木健康保険組合		82
13	東　京	0909	73602	00	兼松健康保険組合		26
13	東　京	0914	73611	00	ＪＦＥ健康保険組合		75
27	大　阪	0357	73658	00	ＮＴＮ健康保険組合		30
28	兵　庫	0067	73676	00	サニーピア健康保険組合		34
28	兵　庫	0069	73694	00	大和製衡健康保険組合		39
28	兵　庫	0070	73700	00	兵庫県信用金庫健康保険組合		15
28	兵　庫	0071	73719	00	日本山村硝子健康保険組合		63
27	大　阪	0368	73755	00	関西ペイント健康保険組合		16
28	兵　庫	0076	73764	00	ナブテスコグループ健康保険組合		18
28	兵　庫	0077	73773	00	山陽特殊製鋼健康保険組合		69
27	大　阪	0378	73782	00	日本毛織健康保険組合		86
28	兵　庫	0080	73807	00	三ツ星ベルト健康保険組合		35
28	兵　庫	0081	73816	00	シバタ工業健康保険組合		3
28	兵　庫	0082	73825	00	虹技健康保険組合		11
28	兵　庫	0084	73843	00	バンドー化学健康保険組合		14
28	兵　庫	0085	73852	00	日工健康保険組合		67
28	兵　庫	0088	73880	00	ノザワ健康保険組合		9
28	兵　庫	0089	73899	00	宝塚歌劇健康保険組合		47
28	兵　庫	0090	73904	00	兵庫トヨタ自動車健康保険組合		13
28	兵　庫	0091	73913	00	神戸貿易健康保険組合		70
28	兵　庫	0092	73922	00	伊藤ハム米久健康保険組合		53
28	兵　庫	0098	73987	00	兵庫自動車販売店健康保険組合		26
28	兵　庫	0099	73996	00	古野電気健康保険組合		40
27	大　阪	0383	74007	00	極東開発健康保険組合		54
28	兵　庫	0101	74016	00	兵庫県建築健康保険組合		48
28	兵　庫	0105	74052	00	ネスレ健康保険組合		12
28	兵　庫	0107	74071	00	神戸機械金属健康保険組合		38
28	兵　庫	0108	74080	00	尼崎機械金属健康保険組合		76
28	兵　庫	0109	74099	00	東リ健康保険組合		9
28	兵　庫	0110	74104	00	ワールド健康保険組合		35
28	兵　庫	0111	74113	00	ノーリツ健康保険組合		42
13	東　京	0928	74122	00	ノバルティス健康保険組合		21
28	兵　庫	0113	74131	00	大真空健康保険組合		55
28	兵　庫	0115	74150	00	ユーシーシー健康保険組合		3
28	兵　庫	0116	74169	00	尼崎信用金庫健康保険組合		24
28	兵　庫	0117	74178	00	ジャヴァグループ健康保険組合		18
28	兵　庫	0124	74248	00	尼崎中央病院健康保険組合		83
28	兵　庫	0125	74257	00	シスメックス健康保険組合		27
29	奈　良	0002	76021	00	南都銀行健康保険組合		93
29	奈　良	0004	76040	00	天理よろづ相談所健康保険組合		33
29	奈　良	0008	76059	00	ＤＭＧ森精機健康保険組合		15
30	和歌山	0013	77136	00	紀陽銀行健康保険組合		71
30	和歌山	0016	77163	00	ＳＫ健康保険組合		59
30	和歌山	0017	77172	00	和歌山県自動車販売店健康保険組合		35
30	和歌山	0018	77181	00	和歌山県農協健康保険組合		90
31	鳥　取	0003	80031	00	鳥取銀行健康保険組合		63
32	島　根	0002	81011	00	山陰合同銀行健康保険組合		49
32	島　根	0005	81057	00	山陰自動車業健康保険組合		4
12	千　葉	0076	82028	00	三井Ｅ＆Ｓ健康保険組合		16
33	岡　山	0009	82091	00	品川リフラ健康保険組合		63

33	岡　山	0020	82204	00	中国銀行健康保険組合		74
33	岡　山	0024	82241	00	倉紡健康保険組合		63
33	岡　山	0027	82278	00	岡山県自動車販売健康保険組合		10
33	岡　山	0029	82296	00	ベネッセグループ健康保険組合		49
33	岡　山	0030	82301	00	トマト銀行健康保険組合		3
33	岡　山	0031	82311	00	倉敷中央病院健康保険組合		93
34	広　島	0005	83053	00	マツダ健康保険組合		67
34	広　島	0006	83062	00	広島ガス電鉄健康保険組合		80
34	広　島	0000	83062	01	広島ガス電鉄健康保険組合	ガス支部	57
34	広　島	0010	83105	00	ひろぎんグループ健康保険組合		14
34	広　島	0024	83249	00	中国電力健康保険組合		13
34	広　島	0026	83267	00	中国新聞健康保険組合		19
34	広　島	0028	83285	00	中電工健康保険組合		2
34	広　島	0032	83328	00	福山通運健康保険組合		33
34	広　島	0033	83337	00	西川ゴム工業健康保険組合		78
34	広　島	0034	83346	00	広島東友健康保険組合		57
34	広　島	0035	83355	00	ソルコム健康保険組合		50
34	広　島	0036	83364	00	イズミグループ健康保険組合		57
34	広　島	0039	83391	00	広島県自動車販売健康保険組合		59
34	広　島	0040	83407	00	広島信用金庫健康保険組合		99
34	広　島	0042	83425	00	中国しんきん健康保険組合		45
34	広　島	0046	83461	00	ウラベ健康保険組合		36
34	広　島	0049	83499	00	しんくみ中国健康保険組合		14
34	広　島	0050	83504	00	青山商事健康保険組合		6
35	山　口	0014	84140	00	ＵＢＥ健康保険組合		8
35	山　口	0019	84195	00	トクヤマ健康保険組合		79
35	山　口	0028	84283	00	東ソー健康保険組合		74
35	山　口	0032	84326	00	東洋鋼鈑健康保険組合		41
35	山　口	0040	84405	00	山口フィナンシャルグループ健康保険組合		34
35	山　口	0043	84432	00	山口県自動車販売健康保険組合		4
35	山　口	0045	84451	00	西京銀行健康保険組合		31
36	徳　島	0004	85041	00	阿波銀行健康保険組合		55
36	徳　島	0005	85050	00	大塚製薬健康保険組合		31
36	徳　島	0006	85069	00	徳島大正銀行健康保険組合		37
37	香　川	0004	86049	00	四国電力健康保険組合		41
37	香　川	0005	86058	00	百十四銀行健康保険組合		76
37	香　川	0006	86067	00	大倉工業健康保険組合		79
37	香　川	0007	86076	00	神島化学健康保険組合		75
37	香　川	0008	86085	00	四電工健康保険組合		74
37	香　川	0009	86094	00	タダノ健康保険組合		1
37	香　川	0010	86100	00	香川銀行健康保険組合		90
37	香　川	0011	86119	00	四国地区信用金庫健康保険組合		46
38	愛　媛	0012	87126	00	いよぎんグループ健康保険組合		73
38	愛　媛	0013	87135	00	住友共同電力健康保険組合		68
38	愛　媛	0016	87162	00	愛媛銀行健康保険組合		41
38	愛　媛	0017	87171	00	井関農機健康保険組合		42
38	愛　媛	0018	87181	00	大王製紙健康保険組合		54
38	愛　媛	0019	87190	00	来島どっく健康保険組合		88
38	愛　媛	0021	87214	00	三浦グループ健康保険組合		7
39	高　知	0004	88045	00	四国銀行健康保険組合		67
39	高　知	0006	88063	00	高知銀行健康保険組合		26
39	高　知	0008	88081	00	近森会健康保険組合		62
40	福　岡	0006	90067	00	麻生健康保険組合		5
40	福　岡	0021	90216	00	ＴＯＴＯ健康保険組合		90
40	福　岡	0054	90545	00	ムーンスター健康保険組合		11
40	福　岡	0066	90661	00	昭和鉄工健康保険組合		23

40	福　岡	0067	90670	00	安川電機健康保険組合		91
40	福　岡	0076	90768	00	西日本新聞社健康保険組合		41
40	福　岡	0081	90810	00	ふくおかフィナンシャルグループ健康保険組合		52
40	福　岡	0095	90953	00	九州電力健康保険組合		47
40	福　岡	0096	90962	00	西日本シティ銀行健康保険組合		33
40	福　岡	0100	91001	00	黒崎播磨健康保険組合		38
40	福　岡	0107	91074	00	福岡県農協健康保険組合		95
40	福　岡	0118	91181	00	クラフティア健康保険組合		100
40	福　岡	0121	91214	00	岡野バルブ健康保険組合		99
40	福　岡	0122	91223	00	西部瓦斯健康保険組合		47
40	福　岡	0131	91311	00	高田工業所健康保険組合		20
40	福　岡	0132	91321	00	日本タングステン健康保険組合		8
40	福　岡	0136	91367	00	ロイヤル健康保険組合		34
40	福　岡	0137	91376	00	ＰａｙＰａｙカード健康保険組合		45
40	福　岡	0138	91385	00	三井ハイテック健康保険組合		95
40	福　岡	0139	91394	00	ふくおかＩＣＴ健康保険組合		34
40	福　岡	0141	91419	00	雪の聖母会健康保険組合		55
40	福　岡	0142	91428	00	共愛会健康保険組合		28
40	福　岡	0143	91437	00	小倉記念病院健康保険組合		52
40	福　岡	0144	91446	00	池友会健康保険組合		95
41	佐　賀	0013	92133	00	佐賀銀行健康保険組合		55
41	佐　賀	0014	92142	00	巨樹の会健康保険組合		91
43	熊　本	0006	94060	00	肥後銀行健康保険組合		49
43	熊　本	0008	94088	00	熊本県自動車販売店健康保険組合		10
40	福　岡	0145	94102	00	西部電気健康保険組合		86
43	熊　本	0012	94121	00	平田機工健康保険組合		57
44	大　分	0006	95068	00	大分銀行健康保険組合		91
44	大　分	0008	95086	00	朝日ソーラー健康保険組合		26
45	宮　崎	0002	96020	00	旭化成健康保険組合		25
45	宮　崎	0004	96048	00	宮崎銀行健康保険組合		27
46	鹿児島	0007	97073	00	鹿児島銀行健康保険組合		2
46	鹿児島	0008	97082	00	南日本銀行健康保険組合		73
46	鹿児島	0011	97116	00	鹿児島県信用金庫健康保険組合		91
47	沖　縄	0001	98017	00	琉球銀行健康保険組合		75
47	沖　縄	0002	98026	00	沖縄銀行健康保険組合		42
47	沖　縄	0003	98035	00	沖縄電力健康保険組合		12
47	沖　縄	0006	98053	00	沖縄海邦銀行健康保険組合		79